ペルー国

# ペルー国
# マイクロ投資クラウドファンディング
# を活用した地場中小零細企業支援
# 案件化調査
# 業務完了報告書

2019年7月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

ミュージックセキュリティーズ株式会社

| 民連 |
| --- |
| JR（P） |
| 19－113 |

**写真**

SMVとの面談

SBSとの面談

調査団

オクサパンパのコーヒー農家と調査団

オクサパンパのコーヒー農家の設備

プノ市マス養殖場の様子

マスの加工場の様子

プノ市マス養殖場の様子

サンマルコス大学とのミーティング

国立工科大学の研究施設視察

AbacoとのMOU締結

大学発ベンチャーとのミーティング

国立工科大学とのミーティング

パシフィコ大学とのミーティング

カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクト担当者とのミーティング

事業者候補者（音楽家）とのミーティング

目次


**1 対象国・地域の開発課題 1**

1.1 対象国・地域の開発課題 1
1.1.1 中小零細企業の金融アクセス 1
1.1.2 マイクロファイナンス機関 2
1.2 当該開発課題に関連する開発計画・政策・法令等 4
1.2.1 ペルーにおける金融環境 4
1.2.2 ペルーにおける税制 8
1.2.3 ペルーにおける金融法規制 9
1.2.4 ペルーの金融関連政策 13
1.2.5 金融環境の課題 15
1.3 当該開発課題に関連するわが国国別開発協力方針 17
1.4 当該開発課題に関連するODA事業及び他ドナーの先行事例分析 18
1.4.1 国際協力機構（JICA） 18
1.4.2 世界銀行（World Bank） 20
1.4.3 米州開発銀行グループ（IDBG: Inter-American Development Bank Group） 20
1.4.4 アンデス開発公社（CAF: Corporación Andina de Fomento） 21

**2 提案企業、製品・技術 22**

2.1 提案企業の概要 22
2.2 提案製品・技術の概要 23
2.2.1 製品・技術のスペック・価格 24
2.2.2 販売実績 24
2.2.3 競合他社製品との差別化ポイント 24
2.3 提案製品・技術の現地適合性 25
2.4 開発課題解決貢献可能性 25

**3 ODA案件化 27**

3.1 ODA案件化概要 27
3.2 ODA案件の内容 27
3.2.1 JICA 27
3.2.2 IDBG 28
3.3 C/P候補機関組織・協議状況 30
3.3.1 銀行保険監督庁（SBS: Superintendencia de Banca, Seguros y AFP） 30
3.3.2 証券市場監督庁（SMV：Superintendencia de Mercado） 31
3.3.3 国立サンマルコス大学（UNMSM: Universidad Nacional Mayor de San Marcos） 31
3.4 他ODA事業との連携可能性 32
3.4.1 JICA 32
3.4.2 CAF 32
3.4.3 World Bank 32
3.5 ODA案件形成における課題・リスクと対応策 33
3.5.1 想定される法規制 33
3.5.2 C/P体制面にかかる課題／リスク 34
3.6 環境社会配慮 35

3.6.1 女性経営者の企業の金融アクセス状況 ..... 35
3.7 ODAを通じて期待される開発効果 ..... 36
**4 ビジネス展開計画 ..... 37**
4.1 ビジネス展開計画概要 ..... 37
4.2 市場分析 ..... 37
4.3 バリューチェーン ..... 37
4.4 進出形態とパートナー候補 ..... 38
4.5 収支計画 ..... 38
4.6 想定される課題・リスクと対応策 ..... 38
4.7 ビジネス展開を通じて期待される開発効果 ..... 38
4.8 日本国内地元経済・地域活性化への貢献 ..... 39
**5 英文要約（Executive Summary） ..... 40**
5.1 Counterpart/Regional Development Challenges ..... 40
5.2 Proposed Enterprises, Products and Technology ..... 41
5.3 ODA Projects ..... 42

## 図表リスト

図 1.1　ペルーのマイクロファイナンス機関の融資額の推移と金融全体との比率.....2
図 1.2　マイクロファイナンス機関の経費構成.....3
図 1.3　主要中南米諸国の金融サービスアクセス状況（2015年12月）.....5
図 1.4　成人の金融リテラシーに関するアンケート回答率（2014年）.....8
図 1.5　関連事業のJICA案件配置図.....20
図 1.6　IDBGのペルーに対する融資総額.....21
図 2.1　MSのマイクロ投資クラウドファンディングスキーム図.....24
図 2.2　セキュリテウェブサイト.....24
図 2.3　投資家アンケート結果.....25
図 3.1　従来のファンドの仕組み.....29
図 3.2　ブロックチェーンを活用した価値の交換の概要図.....30
図 4.1　日本セキュリテとペルー新会社の提携想定図.....39

表 1.1　正規中小零細企業の金融アクセス状況（2016年12月）.....1
表 1.2　ペルーの金融システム構成機関（2018年6月）.....4
表 1.3　ペルー金融包摂国家戦略で明示した目標値.....14
表 1.4　過去実施された本事業に関連のあるJICA事業リスト.....18
表 3.1　普及・実証・ビジネス化事業の成果と活動内容.....27
表 3.2　ペルーにおける男性比女性の職業、給料及び労働時間（2015年）.....35

略語表

| 略語 | 正式名 | 日本語 |
|---|---|---|
| AP | Asociacion en Participación | AP契約 |
| ASBANC | Asociación de Bancos | 銀行協会 |
| BCRP | Banco Central de Reserva del Perú | ペルー中央準備銀行 |
| BIM | Billetera Móvil | モバイル・ウォレット |
| COOPAC | Cooperativas de Ahorro y Crédito que no están autorizadas a captar recursos del público | 一般から資金を集める権限が付与されていない貯蓄信用協同組合 |
| COPEME | Consorcio de Organizaciones Privadas de Promoción al Desarrollo de la Micro y Pequeña Empresa | 小零細企業開発推進民間組織コンソーシアム |
| C/P | Counterpart | カウンターパート |
| CRG | Contingency Recovery Grant | |
| FENACREP | Federación Nacional de Cooperativas de Ahorro y Crédito del Perú | ペルー貯蓄信用協同組合連合 |
| IDBG | Inter-American Development Bank Group | 米州開発銀行 |
| IDB Lab | IDB Financial Innovation Lab | |
| IFC | International Finance Corporation | 国際金融公社 |
| Innóvate Perú | Programa Nacional de Innovación para la Competitividad y Productividad | 競争力及び生産性のための国家革新プログラム |
| JICA | Japan International Corporation Agency | 国際協力機構 |
| MED | Ministerio de Educación | 教育省 |
| MEF | Ministerio de Economía y Finanzas | 経済財政省 |
| MIDIS | Ministerio de Desarrollo e Inclusión Social | 開発社会包摂省 |
| MILA | Mercado Integrado Latinoamericano | ラテンアメリカ統合市場 |
| MS | Music Securities | ミュージックセキュリティーズ |
| MS Peru | Music Securities Peru | MSペルー |
| OSIPTEL | Organismo Supervisor de Inversión Privada en Telecomunicaciones | 電気通信民間投資監督庁 |
| PDP | Pagos Digitales Peruanos | ペルーデジタル決済会社 |
| PRODUCE | Ministerio de la Producción | 生産省 |
| RUC | Registro Único del Contribuyente | 納税者登録 |
| SAFE | Simple Agreement for Future Equity | |
| SBS | Superintendencia Nacional de Banca y Seguros | 銀行保険監督庁 |
| SMV | Superintendencia del Mercado de Valores | 証券市場監督庁 |

| | | |
|---|---|---|
| SUNAT | Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria | 国家税関税務監督庁 |
| UIT | Unidad Impositiva Tributaria | 課税単位 |
| UNMSM | Universidad Nacional Mayor de San Marcos | 国立サンマルコス大学 |
| WB | World Bank | 世界銀行 |

要約

1. 対象国・地域の開発課題

2016年の銀行保険監督庁（Superintendencia Nacional de Banca y Seguros、以下「SBS」）及び生産省（Ministerio de la Producción、以下「PRODUCE」）の統計によれば、ペルーでは国家税関税務監督庁（Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria 、以下「SUNAT」）に登録されている正規企業は約174万が存在し、その内99.5%が中小零細企業である。中小零細企業のうち、6.7%のみが金融システムを通じて融資にアクセスできている。ペルーでは約７割が非正規事業者であるとのデータがあり、その多くが中小零細企業[1]であるので、ペルーでは非正規も含む中小零細企業の金融へのアクセスが大きな課題となっている。

そんな中、小零細企業の多くが利用するペルーのマイクロファイナンスの特徴は次の通りである。ペルーにおいて、マイクロファイナンス融資は毎年増加しており、2011年8月は約70億ドル、2015年8月は約95億ドル、2018年8月は約115億ドルとなっている。しかしながら、金融システム全体に占めるマイクロファイナンスの割合は減少傾向であり、2011年8月は18%、2015年8月は13.5%、2018年8月は13%となっている。マイクロファイナンスの割合の減少理由は、大企業等への貸付額が一層増加しているからである。

この課題に対して、ペルー国政府の取り組みとして、2014年2月、金融包摂を優先課題の１つとして推進するため、「金融包摂マルチセクター委員会」が設置された。MEFが委員長を務め、MIDIS、教育省（Ministerio de Educación 、以下「MED」）、SBS、BCRP、ラ・ナシオン銀行がメンバーとなっている。金融包摂マルチセクター委員会は、2015年7月、官民及びマルチセクターの協力を通じて、国民の様々な階層の必要性に応じ、信頼性があり、効率的かつ革新的な統合金融サービスへのアクセス及び利用を促進することを目的に、「ペルー金融包摂国家戦略（Estrategia Nacional de Inclusión Financiera Peru）」を策定した。同戦略は、金融のアクセス、利用及び質の確保を3つの軸とし、7つのアクション分野（預金、決済、資金調達、保険、消費者保護、金融教育、脆弱者グループ）を掲げ、68のアクション・プランが含まれている。同委員会メンバーはアクション・プランに沿い、対策を進めており、半年毎に進捗状況を報告している。

上述の通り、ペルー政府及び金融機関等による金融包摂に向けた様々な対策は取られているものの、依然として、特に小零細企業、低所得層及び地方における金融アクセス及び利用の向上が大きな課題となっている。その背景には、多くの中小零細企業及び低所得層が金融システムにアクセスできていないこと、非正規事業者が非常に多いこと、電子マネーは導入されているものの認知度が低く、特に地方で通信インフラ環境が未整備であること、国民の金融リテラシーが低いこと等が挙げられる。

日本国が掲げるペルーに対する政策の中で、本調査事業は、「1.経済社会インフラの整備と格差是正」の中に位置づけられている。「1.経済社会インフラの整備と格差是正」の中目標では、現状と課題を次のように分析している。近年の安定的な経済成長に伴って経済社会インフラ整備が進んできているが、将来に向けた持続的な経済成長を担保するためには、いまだ十分な水準とは言えない。さらに、貧富の格差が重要課題の一つであり、ペルー政府は経済成長の恩恵が貧困層にも幅広く行き渡るよう、経済社会基盤の整備と共に、地方の貧困層が裨益する事業にも高い優先度を付している。本調査では、地方事業者の課題や金融包摂の現状を分析することで、ODA案件及びビジネス展開計画が策定される。

[1]零細企業は年間売上高が150課税単位（UIT）以下の企業、小企業は年間売上高が150 UIT以上1,700 UIT未満の企業、中企業は年間売上高が1,700 UIT以上2,300 UIT未満の企業である（法律第30056号）。UITは個人・法人の課税率を決定するために経済財務省が定めた制度。2018年の１UITは4,150ソル（約135,912円）、2019年の１UITは4,200ソル（約137,550円）であり、毎年年末に数値が調整される。

2. 提案企業、製品・技術

MSは、インターネットを通じて不特定多数の人から資金を集める仕組みであるクラウドファンディングの手法を用い、企業の資金調達を支援している。MSはこれまで日本全国で560社以上、840本以上（募集総額約88億円）の投資型クラウドファンディングの組成実績があり、既に全国に8万人の投資家会員を有する。全国各地の自治体の連携事業実績は20件以上にのぼり、全国各地の80以上の金融機関とも連携し、国内を中心とした中小零細企業の資金調達のサポートを行っている。

クラウドファンディングには大きく分けて三つの分類があり、購入型、寄付型、投資型が存在し、MSは、投資型であるマイクロ投資クラウドファンディング（いわゆる投資型クラウドファンディング）を金融商品取扱業務として行っている。これは、匿名組合契約方式を用い、個人投資家がインターネット上のプラットフォームを介して、特定の事業者に対し直接的に少額から出資するもので、株式と同じように元本保証はされないが、株主にはならない為、経営判断などに権限を保有しないという融資の側面もあり、株式と融資の間の仕組みとなる。米国の大手クラウドファンディング業者等と比較しても、利益のみを追求するのではなく、事業や仕組みへの「共感性」が投資の動機となっている社会貢献目的の個人投資家が多いのが大きな特徴となっている。

MSがマイクロ投資クラウドファンディングを運営する上で重要となる関係者は資金を借りる側の「事業者」と資金を提供する「投資家」となる。ペルーで事業者を発掘する際に重要となるポイントは以下となる。

対象事業の共感性：投資家が応援したいと思うような事業者
事業計画の正確性：投資する判断材料となる事業計画の作成
お金の流れが発生する出資・分配金の方法

また、本調査中にクラウドファンディングを活用した投資の可能性を、ペルー人に対してアンケート調査した。その結果は、以下の通り。

| | |
|---|---|
| クラウドファンディングに関する知識 | 良く知っている：14%<br>知っているが仕組みは分からない：23%<br>少しだけ知っている：33%<br>聞いたこともない：30% |
| 投資型クラウドファンディングへの興味の有無 | 事業の中身による：45%<br>興味ある：34%<br>分からない：13%<br>興味なし：5%<br>無回答：3% |
| 投資型クラウドファンディングに参加する際に希望する商品の種類 | 地方の零細企業を支援するソーシャルインベストメント型：28%<br>ハイリスクハイリターン型：26%<br>ローリスクローリターン型：23%<br>スタートアップの支援型：9%<br>その他：６%、無回答：8% |
| 投資型クラウドファンディングで投資を検討したい事業の種類 | 最先端の技術を使った事業：14%<br>ホテルや観光事業：11%<br>IT関連事業：10%<br>自然エネルギー事業：9%<br>外国での事業：8%<br>農業：8%<br>加工品事業：8%<br>病院・学校関連事業：6%<br>マイクロファイナンス事業：6%<br>繊維事業：5%<br>漁業／家畜／酒造／インフラ事業：3%、その他：3% |

| | |
|---|---|
| 投資型クラウドファンディングへ投資したい額 | 平均投資額は41,337ドル。最高投資額は3,137,150ドル。<br>500ドル以下：8%<br>501ドル～1,000ドル：7%<br>1,001ドル～5,000ドル：33%<br>5,001ドル～10,000ドル：16%<br>10,001ドル～20,000ドル：13%<br>20,001ドル～50,000ドル：12%<br>50,000ドル以上：11%<br>（無回答者除く） |

以上のアンケート調査から分かることは、投資型クラウドファンディングに興味がある人は7割以上存在し、投資額も平均が41,337ドルとクラウドファンディング事業をするためには十分なお金を集めることが可能である。ただし、事業の内容を気にしている人が多いことから、事業を審査する上では実現性、事業者の人柄、利益率などを審査対象とすることが求められる。また、事業の商品設計としては、社会性を訴えたものも受け入れられることから、地方の零細企業への投資も商品として考えられる。

3. ODA案件化

現状で活用できる開発金融機関からの支援スキームとしては、JICAとIDBGがある。JICAからの活用の可能性があるスキームとしては、中小企業・SDGsビジネス支援事業の「普及・実証・ビジネス化事業」と資金調達の手段である「海外投融資」があると考えられる。「普及・実証・ビジネス化事業」ではペルーの国立大学と連携して、マイクロ投資クラウドファンディングをペルーの中小零細企業に対して実証実験することを想定する。また海外投融資のスキームでは、、会社設立後、パイロット的に事業を開始し、2～3年経過したタイミングで資金調達の方法としてJICA海外投融資（出資）を考慮することとする。

IDBGに関しては、開発課題に対する民間主導のイノベーションやソリューションをパイロット的に適応することを主目的としたIDB Labがある。本調査後に設立しようとしている新会社に関しては、IDB Labが有する「Simple Agreement for Future Equity」と「Contingency Recovery Grant」の2つの支援スキームが適合すると考える。今後JICAとIDBGとは連携しながら進めていく。

<u>法規制</u>

ペルーには、クラウドファンディングに特化した規制を制定しようとするイニシアティブがあり、SMV、SBS、BCRP及びMEFが協働で進めている。同法案は「金融型の参加型ファイナンス」のみを対象とするとのことである。金融型とは、クラウドファンディングの「株式型」と「貸付型」を対象とし、「購入型」と「寄付型」のクラウドファンディングは規制の対象外となる。法案には以下の 3 点が含まれる予定であるが、同法案はクラウドファンディングを促進するものであり、抑制する目的ではない為、上限額や最低額に関しては監督庁となるSMVが法案制定後に設定できるような権限を国から与えられる程度とする可能性がある。

- 個人投資家の投資額
- 貸付型の場合の利息
- クラウドファンディング運営事業者の最低資本金

<u>開発課題への貢献性</u>

上記で記述したように、ペルーでの金融環境の課題である、非正規事業者の存在や地理的要因などに対して政府や民間事業者が様々な取り組みを実施してきているが、未だ金融包摂が達成されたとは言い難い。SBSの監督下にある金融機関が60機関、FENACREPに登録されている貯蓄信用協同組合が150機関、その他にも貸付のみを行うマイクロファイナンス機

関が存在することから、金融機関はある程度の数があり市場競争が行われていると考えられる。ただし、金融アクセスの点で問題となっていることは金利、貸付期間、地理的要因である。まずは、地域格差が存在することで、農村地域になると金融サービスを受けることが難しくなる。さらに、銀行の農業や漁業に対するリスク審査が厳しく、そもそも貸付を受けることができなかったり、できたとしても金利が高すぎて事業者のコスト負担に繋がっていたりするケースが見受けられる。貸付期間に関しては、銀行側が農業や漁業事業者特有の収穫時期や飼育時期に適した独自の金融商品を開発できていない点も挙げられる。この問題点に関しては、MSが提供可能なマイクロ投資クラウドファンディングで解決可能である。

# ペルー国
# マイクロ投資クラウドファンディングを活用した地場中小零細企業支援案件化調査

## 企業・サイト概要

- 提　案　企　業 :ミュージックセキュリティーズ株式会社
- 提案企業所在地:東京都千代田区
- サイト・C/P機関 :ペルー銀行当局(SBS)、証券当局(SMV)、税務監督庁(SUNAT)

マイクロ投資クラウドファンディングプラットフォームの例

## ペルー国の開発課題

・中小零細企業が銀行からの融資が受けられずに資金調達が困難な状況にある。
・他国では金融セクターの多様化が進んでいるが、ペルー国内では銀行融資以外の選択肢が限られている。

## 中小企業の技術・製品

・銀行から融資を受けられない中小零細企業に対する資金調達方法の提供
・共感性に基づく個人投資家と中小零細企業を繋ぐ、新しい資金調達方法であるマイクロ投資クラウドファンディングの運営ノウハウ

## 調査を通じて提案されているODA事業及び期待される効果

・マイクロ投資クラウドファンディングプラットフォーム構築事業への海外投融資
・中小零細企業に対する新しい資金調達方法の構築
・地場中小零細企業へのリスクマネー供給による金融アクセス改善

## 日本の中小企業のビジネス展開

・ペルーの中小零細企業が国内での資金調達が可能になることによって、日本とのビジネスを開始・拡大できる
・日ペルー間ビジネスが活性化することで、日本国内でも関連ビジネスが活発化し、雇用創出等が期待できる

はじめに

1. 調査名

ペルー国マイクロ投資クラウドファンディングを活用した地場中小零細企業支援案件化調査

2. 調査の背景

ペルー政府の「金融包括国家戦略」（2015 年）によると、94.2%を占める中小零細企業の資金調達の向上が今後の経済発展の優先課題として掲げられている。また、金融アクセスの改善として、融資を受けている中小零細企業の割合を 2014 年の 26.6%から、2021 年までに 50%まで増加することを目標としている。

受注者は 2013 年に米州開発銀行（IDB）の多数国間投資基金（MIF）と連携し、ペルーのアバコ貯蓄信用協同組合（アバコ）が地元の中小企業や NGO 等へ貸付するための資金を、マイクロ投資クラウドファンディングの仕組みで調達した実績がある。また、日本国内では 560 社以上に対して 88 億円のファンド組成・販売を同ファンディングを通じて実施した経験を有する。

2016～17 年、JICA では MIF と共同で、中南米地域における地場中小零細企業支援に向けたマイクロ投資クラウドファンディングの将来的な活用可能性に関して調査を実施し、受注者はこの調査において、日本での「ふるさと投資」の取組みや活用事例に関する情報提供等を行っている。同調査では、マイクロ投資クラウドファンディングという新たな金融手法を特徴づける重要な要素を個人投資家による「共感性」と特定し、その共感性によって従来の資金調達の方法である銀行からの融資などで対象とされなかった中小零細企業への新たな資金調達手段になると結論付けている。また、ペルーを含む中南米地域は地域住民同士の繋がりや他者の事業への共感性の度合いは日本よりも強く、この調査結果を踏まえると、ペルーは「共感性」に基づく新しい資金調達方法であるマイクロ投資クラウドファンディングが受け入れられやすい土壌であると位置づけている。また、本調査の補強となっているアバコは、農村部や山間部の小規模農業生産者や農業事業者への金融サービスに注力するなど、地域住民同士の繋がりが強い地域で活動している。

本調査は、ペルーの地場中小零細企業の金融アクセスの改善のために、現地のクラウドファンディングをめぐる法規制環境調査などを行い、ODA の活用の可能性も鑑みながら、マイクロ投資クラウドファンディングのプラットフォームの構築等の可能性及びビジネス展開に係る検討等を行うことを目的としている。

3. 調査の目的

調査を通じて確認される提案製品・技術の途上国の開発への活用可能性を基に、ODA 案件及びビジネス展開計画が策定される。

4. 調査対象国・地域

ペルー国　リマ市、プノ州、ロレト州、クスコ州、パスコ州　（アメリカ合衆国　ワシントン DC）

5. 契約期間、調査工程

2018 年 10 月 31 日～2019 年 9 月 2 日

6. 調査団員構成

| 氏名 | 担当業務 | 所属先 |
|---|---|---|
| 杉山章子 | 業務主任者/ビジネス展開計画 | ミュージックセキュリティーズ株式会社 |
| 山辺紘太郎 | 法制度調査 | ミュージックセキュリティーズ株式会社 |
| 小野寺勇貴 | マーケティング | ミュージックセキュリティーズ株式会社 |
| German Matzumura | 潜在投資家調査 | アバコ貯蓄信用協同組合 |
| Jorge Iglesias | 中小企業ニーズ調査／市場調査 | アバコ貯蓄信用協同組合 |
| Benjamin Morioka | 法規制・税制調査 | アバコ貯蓄信用協同組合 |
| 西沢利郎 | チーフアドバイザー／ODA 案件計画 | 個人 |
| 有澤孝治 | ODA 案件化／事業化 | 個人 |
| 舩串知恵 | 現地パートナー開拓 | 個人 |

# 1 対象国･地域の開発課題

## 1.1 対象国･地域の開発課題

### 1.1.1 中小零細企業の金融アクセス

2016年の銀行保険監督庁（Superintendencia Nacional de Banca y Seguros、以下「SBS」）及び生産省（Ministerio de la Producción、以下「PRODUCE」）の統計によれば、ペルーでは国家税関税務監督庁（Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria 、以下「SUNAT」）に登録されている正規企業は約174万が存在し、その内99.5%が中小零細企業である[2]（表 1.1参照）。中小零細企業のうち、6.7%のみが金融システムを通じて融資にアクセスできている[3]。ペルーでは約７割が非正規事業者であるとのデータがあり、その多くが中小零細企業であるので、ペルーでは非正規も含む中小零細企業の金融へのアクセスが大きな課題となっている。

表 1.1 正規中小零細企業の金融アクセス状況（2016 年 12 月）

| 規模 | SUNAT 登録企業 | | 金融システムの融資利用企業 | |
|---|---|---|---|---|
| | 企業数 | 規模別割合 | 企業数 | 規模別割合 |
| 零細企業 | 1,652,071 | 95.1% | 82,094 | 5.0% |
| 小企業 | 74,085 | 4.2% | 31,727 | 42.8% |
| 小零細企業 | 1,726,156 | 99.3% | 113,821 | 6.6% |
| 中企業 | 2,621 | 0.2% | 1,588 | 60.6% |
| 中小零細企業 | 1,728,777 | 99.5% | 115,409 | 6.7% |
| 大企業 | 8,966 | 0.5% | 6,199 | 69.1% |
| 合計 | 1,737,743 | 100% | 121,608 | 7.0% |

出典：SBS及びPRODUCE

2018年9月時点において、銀行協会（Asociación de Bancos 、以下「ASBANC」）によれば、金融システム[4]の融資総額は約3,050億ソル（約9兆9,338.5億円[5]）であり、内訳は、銀行が85.7%、都市貯蓄信用金庫が6.8%、金融会社が4.0%、ラ・ナシオン銀行（国立銀行）が1.9%、残り機関は各1%以下であり、大半を銀行が占める。また、金融システムの融資先は、コーポレート（Corporativos）22.4%、個人消費21.3%、不動産15.1%、中企業14.7%、大企業13.8%、小企業9.1%、零細企業3.4%となっており[6]、小零細企業の絶対数は多いものの、金融システ

[2]零細企業は年間売上高が150課税単位（UIT）以下の企業、小企業は年間売上高が150 UIT以上1,700 UIT未満の企業、中企業は年間売上高が1,700 UIT以上2,300 UIT未満の企業である（法律第30056号）。UITは個人・法人の課税率を決定するために経済財務省が定めた制度。2018年の１UITは4,150ソル（約135,912円）、2019年の１UITは4,200ソル（約137,550円）であり、毎年年末に数値が調整される。

[3] ペルー金融包摂国家戦略半期報告書2018年1月～6月（Reporte Semestral de la Estrategia Nacional de Inclusión Financiera del Perú, Enero-Junio 2018）、金融包摂マルチセクター委員会

[4] 銀行協会（ASBANC）の統計に含まれる金融システムには、銀行（Banca Múltiple）16社、金融会社（Empresas Financieras）11社、都市貯蓄信用金庫（Caja Municipal de Ahorro y Crédito：CMAC）12社、農村貯蓄信用金庫（Cajas Rurales de Ahorro y Crédito : CRAC)6社、小零細企業開発会社（Entidades de Desarrollo de la Pequeña y Microempresa：EDPYME)9社、金融リース会社（Empresas de Arrendamiento Financiero）1社、ラ・ナシオン銀行（Banco de la Nación、消費及び不動産融資のみ考慮）1社、農業銀行（Banco Agropecuario）1社が含まれる。

[5] 1ソル＝32.57円で計算（2019年5月28日時点）

[6] コーポレートとは年間売上高が2億ソル（約65.5億円）以上の企業、大企業とは年間売上高が2千万ソル（約3.28億円）以上2億ソル（約65.5億円）以下の企業、中企業は年間売上高が2千万ソル（約3.28億円）以下であり、過去6カ月間に30万ソル（約9.8百万円）以上の融資（住宅ローン除く）引き受けの企業、小企業は過去6カ月間に2万ソル（約65.5万円）以上30万ソル（約9.8百万円）未満の融資（住宅ローン除く）引き受

ムからの融資が限定的であることが分かる。中企業への融資機関内訳は、銀行が92%、都市貯蓄信用金庫が5%、金融会社が1%、農業銀行が1%である。他方、小企業への融資機関内訳は、銀行が54%、都市貯蓄信用金庫が31%、金融会社が11%、農村貯蓄信用金庫が2%、農業銀行が1%である。また、零細企業への融資機関内訳は、都市貯蓄信用金庫が37%、銀行が33%、金融会社が22%、農村貯蓄信用金庫が5%、農業銀行が2%、小零細企業開発会社（EDPYME）が2%である。

多くの小零細企業は、マイクロファイナンス機関[7]から融資を受けているほか、家族・友人、食料品店、非正規貸付業者、商品・肥料・種子等サプライヤー、貯蓄信用協同組合（Cooperativas de Ahorro y Crédito）等から融資を受けている。非正規機関からの融資は金利が高いものの、様々な要件・手続きを要求されず、より迅速に対応してもらえるメリットがある。

### 1.1.2 マイクロファイナンス機関

小零細企業の多くが利用するペルーのマイクロファイナンスの特徴は以下の通りである。ペルーにおいて、マイクロファイナンス融資は毎年増加しており、2011年8月は約70億ドル、2015年8月は約95億ドル、2018年8月は約115億ドルとなっている。しかしながら、金融システム全体に占めるマイクロファイナンスの割合は減少傾向であり、2011年8月は18%、2015年8月は13.5%、2018年8月は13%となっている（図 1.1　参照）。マイクロファイナンスの割合の減少理由は、大企業等への貸付額が一層増加したことによる比率の減少と、一部のマイクロファイナンス機関が統合をしたことが理由に挙げられる[8]。

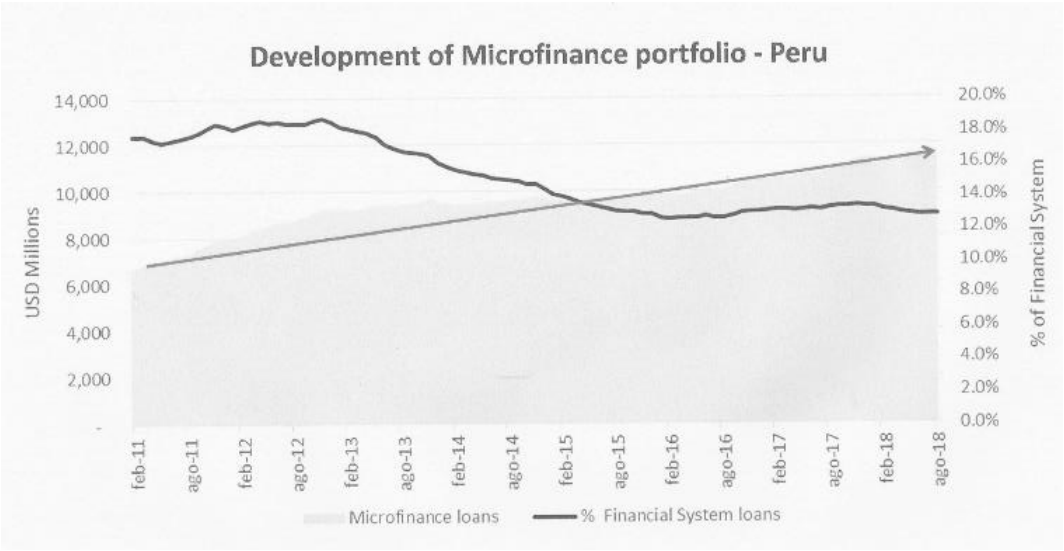


出典：ASBANC

**図 1.1 ペルーのマイクロファイナンス機関の融資額の推移と金融全体との比率**

---

けの企業、零細企業は2万ソル未満の融資（住宅ローン除く）引き受けの企業である（SBS決議第14353-2009号）。

[7] マイクロファイナンス機関とは、少額融資が顧客の50%以上を占める機関のことであり、2018年6月時点で、ペルーにはSBS監督下のマイクロファイナンス機関は32機関あり、都市貯蓄信用金庫、農村貯蓄信用金庫、金融会社、小零細企業開発会社（EDPYME）等である（表 1.2参照）。尚、SBS監督下にないマイクロファイナンス機関は、貯蓄信用協同組合及びNGOがあり、SBSやASBANC等が集計する統計にはこれらマイクロファイナンス機関は含まれていない。

[8] Peruvian Microfinance: Mergers and Acquisitions and Industry Outlook, 2017, Hilbert Chen

マイクロファイナンス利用者の融資規模及び期間について、小零細企業開発推進民間組織コンソーシアム（Consorcio de Organizaciones Privadas de Promoción al Desarrollo de la Micro y Pequeña Empresa、以下「COPEME」）によれば主に以下である。

ア　融資期間最大6カ月：100～1,500ドル（グループ融資が多い）

イ　融資期間最大18カ月：1,500～5,000ドル（事業向け融資が多い）

ウ　融資期間最大24～36カ月：5,000～10,000ドル（固定資産向け融資が多い）

近年の傾向として、マイクロファイナンスを利用する顧客数は横ばいであるが、融資金額が増加している。また、分野別の融資先は、概ね商業（食料品店、市場等）が70%、サービス業（レストラン、美容院等）が20%、製造業が6%、農業が4%となっている。

マイクロファイナンス機関が提供する利子は年率平均約24%であり、最も低くて14%、最も高くて180%に及ぶ。マイクロファイナンス機関の平均利子決定要素の内訳は、図 1.2に示す通り、運転経費10.6%、他機関からの資金調達コスト5%、不払等の損失リスク4%、利益率2.6%、その他経費1.7%となっている。尚、金融システム全体の平均利子率は約15%であり、利子決定要素の内訳は運転経費5.1%、他機関からの資金調達コスト3.1%、不払等の損失リスク2.4%、利益率3.1%、その他経費1.5%となっている。特にマイクロファイナンス機関の場合、少額貸付の顧客数が多く、また、顧客が遠隔地に分散している等により、運転経費が高くなっている。他方で、運転経費を下げるために、融資後に顧客を十分にフォローしない場合は必然的に不払いや支払い遅延などのリスクが高くなる傾向にある[9]。

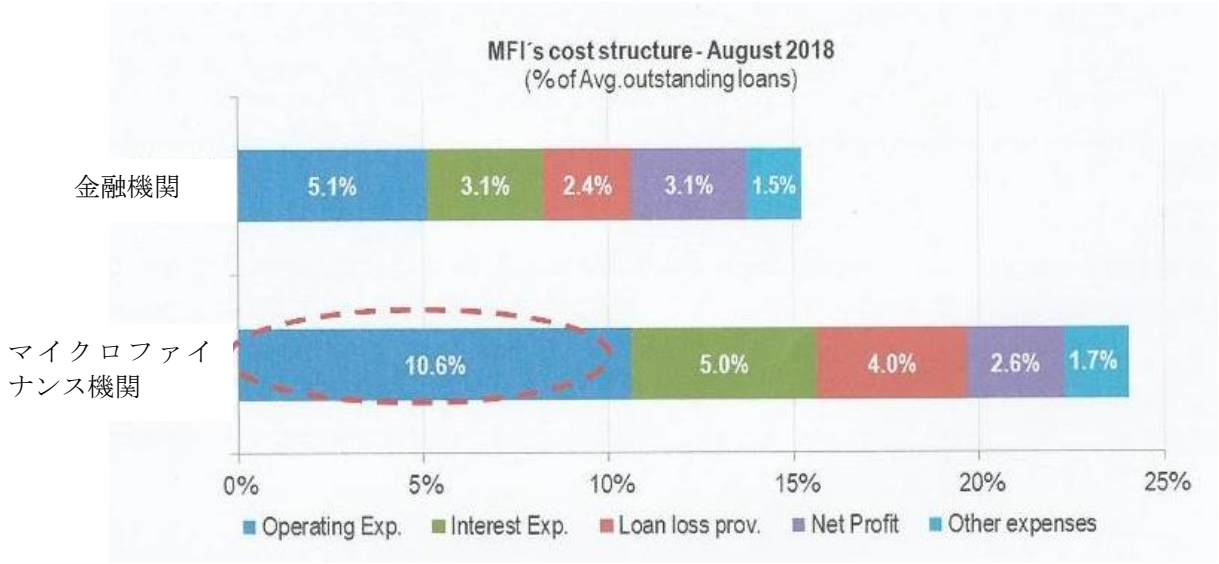


出典：SBS

**図 1.2 マイクロファイナンス機関の経費構成**

マイクロファイナンス融資の返済における滞納率について、COPEMEによれば、期限内の支払いは90%であるが、30日以上の支払い遅延が6～7%、支払い遅延による借り換えが1.5%、不払いが2～3%となっている。

[9] 調査団面談

## 1.2 当該開発課題に関連する開発計画・政策・法令等

### 1.2.1 ペルーにおける金融環境

ペルーでは、近年の堅調な経済成長及び内需拡大を背景に、企業や個人の融資や預金等の金融商品・サービスへのアクセスが増加しているものの、特に農村部や低所得層を中心に金融へのアクセスは限定的であり、全国規模での金融包摂が課題となっている。

2018年6月時点において、ペルーには、保険及び年金基金を除く金融システムを構成する金融機関は60機関あり、マイクロファイナンスに特化していない機関は28、マイクロファイナンス機関は32ある（表 1.2参照）。尚、貯蓄信用協同組合はSBSの定義する金融システムには含まれておらず、2018年7月に貯蓄信用協同組合法が改訂され、2019年1月以降、要件を満たす貯蓄信用協同組合はSBSに登録後、金融システムに含まれていく予定である。

表 1.2 ペルーの金融システム構成機関（2018 年 6 月）

| 機関 | 機関数 | | |
|---|---|---|---|
| | 合計 | マイクロファイナンスに特化していない機関 | マイクロファイナンス機関 |
| 1．金融システム | 60 | 28 | 32 |
| 銀行 | 16 | 15 | 1 |
| 金融会社 | 11 | 6 | 5 |
| 都市貯蓄信用金庫 | 12 | 1 | 11 |
| 農村貯蓄信用金庫 | 6 | | 6 |
| 小零細企業開発会社（EDPYME） | 9 | 6 | 3 |
| 金融リース会社 | 1 | | 1 |
| 国立銀行 | 2 | | 2 |
| 住宅ローン管理会社 | 2 | | 2 |
| ファクタリング会社 | 1 | | 1 |
| 2．保険システム | 20 | | |
| 3．年金システム | 4 | | |

出典：SBS

#### （1） 融資及び預金

SBS[10]によれば、2013年6月から2018年6月の5年間、ペルーでは対GDP比融資比率は32%から39.6%に増加し、また、対GDP比預金比率は34.1%から38.1%に増加している。金融アクセス状況改善の背景には、ペルーの堅調な経済成長、後述する官民による様々な金融包摂対策のほか、金融ネットワーク拠点の拡大も寄与している。ペルーの金融ネットワーク拠点は本店・支店、出張所、ATM、代理店（Cajeros Corresponsales）で構成される。代理店制度は2005年に導入され、金融機関が独自の支店を持たずしても、既存の小売店等を代理店とすることで、金融サービスの一部を提供できるようにした制度であり、特にリマ以外の地方都市における金融サービスへのアクセス向上に貢献している[11]。金融ネットワーク拠点は、2013年12月の3,969拠点から、2018年6月には63,787拠点（個数178,731）に大幅に拡大し、内訳は本店・支店4,570拠点（本店・支店数4,675）、出張所102拠点（出張所数102）、ATM8,771

[10] ペルー：金融システム・保険・年金に関する金融包摂指標報告書（Perú: Reporte de Indicadores de Inclusión Financiera de los Sistemas Financiero, de Seguros y de Pensiones）2018年6月、SBS
[11] JETRO　BOPレポート

拠点（ATM数24,087）、代理店50,344拠点（代理店数149,867）となっている。尚、同期間に、金融ネットワーク数が成人10万人当たり240箇所から867箇所に増加し、特にリマ首都圏を除く地方における金融ネットワーク数の増加が顕著であり、成人10万人当たり166箇所から745箇所に増加している。

また、同期間にペルーでは融資利用者が120万人増え、2018年6月時点では合計680万人が融資を利用している。その結果、成人の融資利用率は、2013年6月の29%から2018年6月には33%に向上している。低所得層の金融アクセス向上の背景には、マイクロファイナンス機関[12]が大きな役割を果たしている。マイクロファイナンスに特化していない機関は融資の21.7%、預金の9%を低所得層に提供したのに対し、マイクロファイナンス機関は融資の49.4%、預金の29.7%を同層に提供している。

ペルーの金融ネットワーク数の拡大に伴い、図 1.3の通り、ペルーはブラジルと並び、成人10万人当たりの金融機関本店・支店数及びATM数は中南米諸国の中で上位に位置しているものの、成人千人当たりの融資利用者は390人、成人の金融システム口座への預金者率は42% と中南米諸国平均より低くなっている。

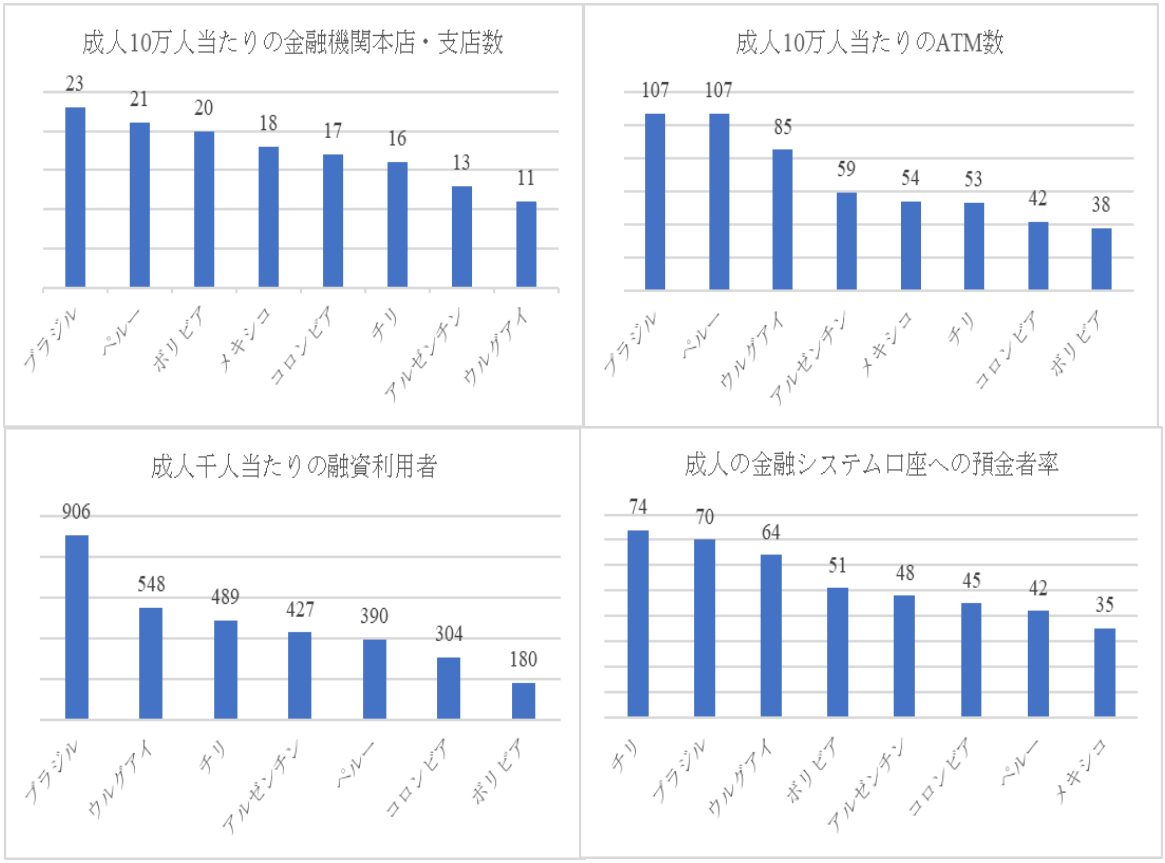


出典：国際通貨基金（IMF）及び世界銀行

**図 1.3 主要中南米諸国の金融サービスアクセス状況（2015 年 12 月）**

SBSが2015年11月から2016年2月にかけて実施した国民向け調査[13]によれば、金融ネットワーク拠点について、全国の93%が本店・支店、82%がATM、78%が代理店を知っていると

[12] ここで明示しているマイクロファイナンス機関はSBS監督下にあるマイクロファイナンス機関。

[13] SBSは、2015年11月から2016年2月にかけて、全国の18歳から70歳までの6,565人にアンケートを実施し、内訳は78%が都市部で、22%が農村部である（報告書「2016年結果：ペルーにおける国家金融サービス需

回答し、そのうち、過去1年間で57%が本店・支店、46%がATM、58%が代理店を利用したと回答した。他方、農村部では、80%が本店・支店、51%がATM、40%が代理店を知っていると回答し、そのうち47%が本店・支店、26%がATM、30%が代理店を利用したと回答した。特に農村部において、金融ネットワーク拠点について知らなかったり、知っていても利用者が少なかったりすることが分かる。

また、金融ネットワーク拠点にアクセスするために必要な時間について、平均で本店・支店が37分、ATMが30分、代理店が22分である。都市と農村で比較すると、都市部では本店・支店が20分、ATMが18分、代理店が12分であるのに対し、農村部で本店・支店が111分、ATMが105分、代理店が99分であり、農村部では都市部の5倍以上を要している。調査時より現在は更に金融ネットワーク拠点が増えているものの、特に農村部では、金融ネットワーク拠点を知っていても、アクセスに時間を要し、利用に至っていないケースが多くみられる。

ペルーの融資事情について、SBSの調査によれば、全国の企業の30%が融資を申請したことがあり、都市部では30%、農村部では29%と大きな違いはみられない。他方、融資を申請したことがあると回答したグループについて、全国の37%が金融システムを通じて融資を申請、52%が金融システム外に申請、11%が金融システム内外両方に融資を申請している。金融システム外における融資申請先について、家族・友人が65%、お店・食料品店・露店が23%、貸付業者・質屋が17%、商品・肥料・種子等サプライヤーが11%、貯蓄信用協同組合が9%、NGO・共同体組織が1%、その他が0.2%となっている（複数回答）。融資申請を決定する要素は、利子等が高くないことが51%、返済可能な分割払いができることが36%、迅速かつタイムリーな手続きが35%、必要な融資額の提供が28%、多数の書類を要求しないことが19%、都合の良い日程での返済が可能であることが14%、都合の良い返済期限であることが10%、プレゼントの提供が2%となっている（複数回答）。また、金融システムからの融資を控えた理由について、申請書類の煩雑さが44%、利子の高さが40%、融資申請額の少なさが24%、融資承認の遅さが16%となっている（複数回答）[14]。融資の目的について、緊急事態対応が34%、事業支出が23%、食料・衣類が20%、住宅購入・改善が15%、教育が11%、債務返済が8%、医療が7%、その他が4%となっている（複数回答）。

ペルーの預金事情について、SBSの調査によれば、全国の41%が預金口座を保有しており、都市部では46%、農村部では24%となっている。預金口座を保有していると回答したグループについて、預金口座の保有先は、全国の58%が民間銀行、36%がラ・ナシオン銀行（国立銀行）、5%が金融会社、5%が都市貯蓄信用金庫、1%が農村貯蓄信用金庫、1%が貯蓄信用協同組合となっている（複数回答）。農村部に限れば、74%がラ・ナシオン銀行、22%が民間銀行に、他方、都市部では64%が民間銀行、31%がラ・ナシオン銀行に預金口座を保有している。農村部で国立銀行の利用者が多い理由は、民間銀行が不在或いは近くにない、また、政府の社会プログラムの受領窓口となっていることが挙げられる。

預金口座を有しない理由について、19%がメリットを感じない、16%が無知、13%が収入や仕事がない、12%が考えたことがない、9%が収入が少ない、7%が手数料がかかる、7%が信用できない、6%が非常に遠くに住んでいる、4%が多くの書類を要求する、2%が悪い経験をしたことがある、5%がその他となっている。特に農村部では33%が無知であり、金融教育により改善する余地がある。

ペルーの貯蓄事情について、全国の68%が金融システム外で、18%が金融システム内で、15%が金融システム内外で貯蓄している。特に農村部では、92%が金融システム外で、2%が金融システム内で、6%が金融システム内外に貯蓄しており、金融システムにとって、これら資産を取り込むチャンスがある。

---

要調査及び金融文化レベル（Resultados 2016: Encuesta Nacional de Demanda de Servicios Financieros y Nivel de Cultura Financiera en el Perú）」、2017年7月）

[14] ペルー金融包摂国家戦略（Estrategia Nacional de Inclusión Financiera Perú）、2015年7月

金融システム外の貯蓄について、74%が現金を自宅等に保管、30%が家畜・種子、14%が建築資材・商品、12%が不動産・事業、5%が集団資金運用機関・会社・頼母子、4%が信用のおける人、2%が貸付、2%がその他となっている（複数回答）。農村部では74%が家畜・種子、59%が現金を自宅等に保管、都市部は82%が現金を自宅等に保管していることが特徴的である。

### （2） 脱ドル化

ペルーでは、金融取引の手段としてペルー通貨ソル及びドルの両方が利用されている。ペルーの2000年以降のマクロ経済の安定を背景に、為替レート及びインフレ率が安定し、ペルー通貨ソルの信頼性が増し、金融取引における脱ドル化が進んでいる。2004年6月には融資の約75%、預金の約65%がドルで行われていたのに対し、2018年6月には融資の29%、預金の36%がドルで行われているに留まる。

### （3） 産業及び地域別状況

2018年9月時点において、ペルーの金融システムにおける産業別の融資比率は、商業向け25.6%、製造業向け20.6%、不動産・レンタル活動向け11.5%、輸送・保管・通信向け8.0%、農業・畜産・狩猟・林業向け5.3%、残り産業は各5%以下となっている。また、産業別滞納率について、上位3産業は、農業・畜産・狩猟・林業、並びに家庭サービス等がそれぞれ9.3%、建設業が7.6%と高くなっており、下位3産業は、電気・ガス・水道供給業並びに金融仲介業者がそれぞれ0.1%、公共・防衛行政が0.5%となっている。

2018年9月時点において、ペルーの金融システムにおける地域別の融資比率上位5地域は、リマ市・州向け31.0%、ロレト州向け5.4%、ピウラ州向け5.1%、ランバイェケ州向け5.0%、ラ・リベルター州向け4.8%となっており、リマ市・州向けが約3分の1を占める。また、地域別滞納率について、上位3地域は、サン・マルティン州が10.3%、トゥンベス州9.8%、ロレト州8.9%であり、アマゾン地域で高くなっており、他方、下位3地域は、リマ市・州及びモケグア州がそれぞれ3.1%、カヤオ市が3.2%であり、リマ首都圏及び州で低くなっている。

### （4） クレジットカード

SBSの調査によれば、クレジットカードについて、全国の14%が保有しており、農村部では2%、都市部では18%となっている。また、クレジットカード保有者のうち、52%が1枚、22%が2枚、12%が3枚、13%が3枚以上のクレジットカードを有している。

ペルーで利用されるクレジットカードについて、2017年において、取引件数ではVisaが322百万件（83%）、Mastercardが46百万件（12%）、その他が18百万件（5%）となっている。また、取引金額では、Visaが119億ドル（79%）、Mastercardが19億ドル（13%）、その他が12億ドル（8%）となっている。取引数及び金額においても、Visaが約80%を占める。尚、1件当たりの平均利用金額は約39ドルである。

ペルーで利用される決済方法について、ほぼ大半が現金で行われおり、最もクレジットカードを利用する娯楽でさえも6%であり、現金が94%となっている。インターネットを通じた決済については1%以下であり、ほぼ活用されていないことが分かる。尚、農村部では如何なる支出もほぼ100%が現金となっている。

### （5） 電子マネー

ペルーでは2013年に電子マネー法が成立し、SBSより電子マネー運営の許可された電子マネー発行会社（Empresa Emisor de Dinero Electrónico）、大手銀行及びラ・ナシオン銀行が電子マネーを導入し、電子マネー利用者は徐々に拡大している。

2016年2月、ASBANCは、電子マネープロジェクト「Modelo Perú」の下、携帯を通じた電子決済を可能にするモバイル・ウォレット（Billetera Móvil、以下「BIM」）を開始した。BIMは電子マネー発行会社や大手銀行が独自に導入している電子マネーとは異なり、様々な機関間でも決済ができるように設計され、現在、ペルーデジタル決済会社（Pagos Digitales Peruanos、以下「PDP」）が運営し、大手銀行等を含む24機関が参加し、今後も参加機関は増加していく予定である。BIMは銀行口座を作成する必要はなく、バーチャル口座が作成され、現金との交換、送金、携帯・光熱費・税金等の支払いが可能となっており、今後、QRコードを活用してお店での支払いを可能としていく予定である。2018年10月時点において、BIM立ち上げから、ペルーのおけるBIMの利用者は約45万人、取引金額は約2億ソル（約65.1億円）[15]、取引数6.5百万件となっている。

### （6） 金融リテラシー

S&P[16]及び世界銀行により、2014年に140か国以上で実施されたグローバル金融リテラシー調査によれば、インフレ、利子及びリスク分散等の金融知識について、ペルーは28%の成人のみ回答でき、ラテンアメリカ諸国の平均33%を下回っている（図 1.4参照）。また、ペルーの男性30%が回答できたのに対し、女性は25%であり、男女間格差も存在する。

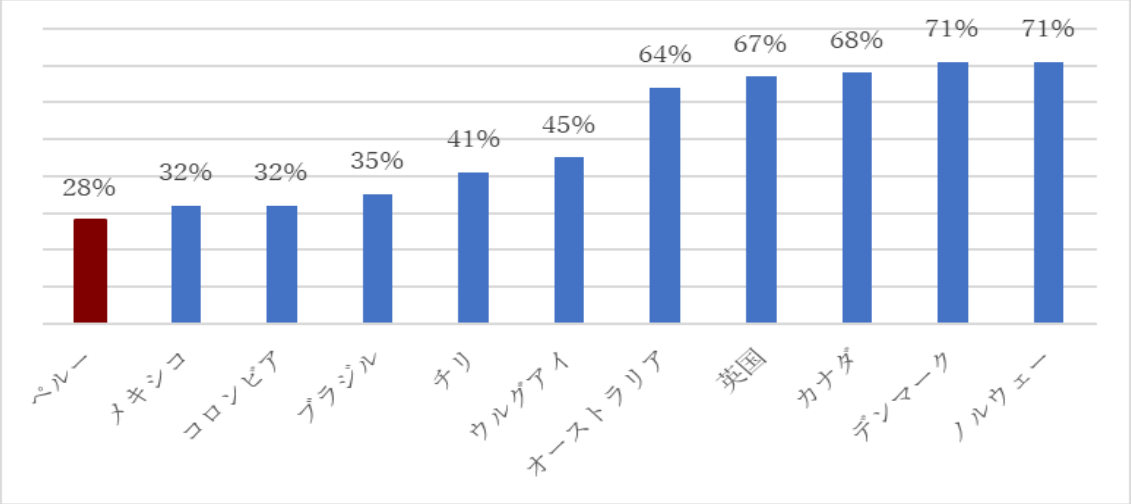


出典：S&Pグローバル金融リテラシー調査

図 1.4 成人の金融リテラシーに関するアンケート回答率（2014 年）

## 1.2.2 ペルーにおける税制

ペルーの税制を統括するのはSUNATである。ペルーにおける主な税制は、法人税、個人所得課税、一般売上税、選択消費税、金融取引税、純資産税、観光開発促進税、鉱業税制、固定資産税である。また、二重課税を防止するための二国間租税条約があるが、ペルーは現在、チリ、カナダ、アンデス共同体（ボリビア、コロンビア、エクアドル）、ブラジル、メキシコ、韓国、スイス、ポルトガルの8か国・地域と締結済みである。日本とは未だ締結されていないが、2018年に二国間租税条約の交渉が開始されている。

[15] 1ソル＝32.57円で計算（2019年5月28日時点）
[16] S&Pは金融商品または企業・政府などに対し、その信用状態に関する意見及び投資情報を提供する会社。

現状のクラウドファンディング法案の税制に関して特に明記される予定はなく、原則として現在の税制度がクラウドファンディング運営会社に適用される。関係する税制は以下となる。

### （1） 法人税

2017年度より内国法人にかかる法人所得税率は29.5%であり、配当の支払いを受ける者が内国法人の場合は非課税となっている。また、外国法人には、外国への支払利子、関係法人間取引なども課税対象となり、国内源泉所得の内、貸付金利子は5%の課税となる。

### （2） 二国間租税条約

二国間租税条約とは、日本企業が海外で物品販売等をして得た所得に対する税の支払いを、一方の国でのみの課税をすることを目的としたものである。現在、上記の通り、日本はペルーとの間で二国間租税条約を締結していないが、二国間租税条約に関して話し合いを進めており、数年のうちに条約の締結の可能性もある。

### （3） 個人所得税

2010年1月の譲渡益課税の導入で個人所得も課税対象となった。譲渡益課税は法人所得の場合と同様、譲渡損失との損益通算後に税額を算出する。国内源泉の譲渡益には5%を課税。この個人所得税は、ミュージックセキュリティーズ（Music Securities、以下「MS」）が実施予定である個人投資家からお金を集めるクラウドファンディングタイプの貸付型と投資型、またはその混合であるマイクロ投資クラウドファンディング型を実施した際に対象となる。

### （4） 一般売上税

物品販売、サービス提供、建設請負契約、新規不動産販売にかかる売上高を課税対象に税率18%（一般売上税16%＋地方振興税2%）を課税される。また、非課税対象となるものは、物品・サービス輸出、企業再編に伴う物品移転、不動産賃貸および譲渡、輸入仲介手数料、金融サービスとなっており、ここで明記されている金融サービスはSBSから監督を受けている機関のみが対象となる。貯蓄信用協同組合は法律[17]により一般売上税は免除される規定となっている。

## 1.2.3 ペルーにおける金融法規制

ペルーでは、SBSが間接金融、融資、電子マネーを、証券市場監督庁（Superintendencia del Mercado de Valores、以下「SMV」）が直接金融、有価証券を、ペルー中央準備銀行（Banco Central de Reserva del Perú、以下「BCRP」）が決済を、国家競争・知的所有権保護庁が金融商品・サービスを含む消費者保護を担当・監督している。これら監督機関等は、関連業務に関する法規制を制定しており、主要且つ重要な法規制は以下の通りである。

[17] 協同組合一般法単一テキスト（Texto Unico Ordenado de la Ley General de Cooperativas、大統領令第074-90-TR号、1990年12月公布）及び立法令85協同組合一般法第3条及び第6条の範囲を規定する法律（Ley que precisa los Alcances de los Artículos 3 y 66 del Decreto Legislativo 85, Ley General de Cooperativas、法律第29683号、2011年5月公布）

### （1） 間接金融・融資・電子マネー

#### ア 金融・保険システム及び銀行保険監督庁組織一般法[18]（以下、「金融・保険システム一般法」）

金融・保険システム一般法は、ペルーにおける金融・保険業及びSBSの業務に関する基本法である。同法は、ペルーにおいて競争力、信頼性があり且つ堅固な金融・保険システムの確立・機能を推進することを目的とし、ペルーにて金融・保険業に従事する機関、関連・補完業務を行う機関及びSBSを規制するものである。同法は、金融・保険システム下の会社の設立及び業務開始に当たってのSBSからの許可、会社設立要件（最低資本等）、会社の形態に応じた実施可能業務、利子・手数料・料金設定の自由、法定準備金・引当金の積み立て、預金保険基金、顧客情報の扱い、SBSリスクセンターへの報告、SBSによる監視・介入要件、禁止事項・罰則等が定められている。また、第11条では、SBSの事前の許可なしに、常時、第三者から預金、相互或いはその他の形態で資金を徴収或いは受領し、貸付、投資、基金提供等を行うことが禁止されていることが規定されている。尚、不動産、リース、ファクタリングなど、金融・保険の個別業務に応じて、別途特別法や関連規定が定められている。

#### イ 「ペルー資金情報機関（UIF‐ペルー）設立法」施行規則[19]（以下、「ペルー資金情報機関設立法」）

ペルー資金情報機関設立法は、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止、検知、制裁を強化するために定めたものである。義務者は、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システムを導入し、その発展を促すような内部環境を醸成する責任がある。また義務者は、コンプライアンスオフィサーを任命する必要があり、コンプライアンス・オフィサーは、義務者により任命された自然人であり、「法律」と本施行規則に基づいて課せられる職務や業法の中で形成された職務に従ってマネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システムの適切な実施と運営を監督する責任を負う。義務者は、業務の遂行を通じて検知した、疑わしいと思われる実施もしくは実施しようとした取引について、関係する金額の多寡に関わらずコンプライアンス・オフィサーを介してペルー資金情報機関に連絡する義務を有す。

#### ウ 金融包摂の手段として電子マネーの基本特性規制法及び細則[20]（以下、「電子マネー法・細則」）

電子マネー法・細則は、電子マネーの定義、電子マネー発行会社の義務・責任、電子マネー口座の条件・制限、利用者の保護等を規定したものである。電子マネーを発行できる会社は、SBS監督下の会社に限定され、SBSより許可を得る必要がある。

---

[18] Ley General del Sistema Financiero y del Sistema de Seguros y Orgánica de la Superintendencia de Banca y Seguros（法律第26702号、1996年12月公布、2018年9月最終改正）

[19] Ley que crea la Unidad de Inteligencia Financiera - Perú （法律第27693号、2017年10月公布）

[20] Ley que Regula las Características Básicas del Dinero Electrónico como Instrumento de Inclusión Financiera（法律29985号、2013年1月公布）及びReglamento de la Ley que Regula las Características Básicas del Dinero Electrónico como Instrumento de Inclusión Financiera（大統領令第 090-2013-EF号、2013年5月公布）

### エ　貯蓄信用協同組合の規定・監督に関する金融・保険システム及び銀行保険監督庁組織一般法及び他の関連規定の改定法[21]及び一般から資金を集める権限が付与されていない貯蓄信用協同組合の一般細則[22]（以下、「貯蓄信用協同組合改定法及び一般細則」）

貯蓄信用協同組合には、「一般から資金を集める権限が付与された貯蓄信用協同組合（Cooperativas de Ahorro y Crédito autorizadas a captar recursos del público）」と「一般から資金を集める権限が付与されていない貯蓄信用協同組合（Cooperativa de Ahorro y Crédito que no están autorizadas a captar recursos del público、以下「COOPAC」）」に分類される。「一般から資金を集める権限が付与された貯蓄信用協同組合」は、金融・保険システム一般法に従い、SBSの監督下にあるが、現在、ペルーでは同形態の貯蓄信用協同組合は存在しない。他方、COOPACは、SBSの直接監督下ではなく、権限を委譲されたペルー貯蓄信用協同組合連合（Federación Nacional de Cooperativas de Ahorro y Crédito del Perú、以下「FENACREP」）により監督されていた。しかし、COOPACに関する同改定法により、COOPACは、2019年1月以降、SBSに登録を行い、SBSにより直接監督されることとなった。

同改定法は、COOPACのSBS監督下への移行、COOPAC国家登録制の創設及び登録の義務、協同組合預金保険基金（Fondo de Seguro de Depósitos Cooperativo）の創設及び加盟義務、SBSによる介入要件、解散要件、違反事項・罰則、利子率決定の自由、SBSのリスクセンターへの報告（6年間の適応期間）等が規定されている。また、COOPACは資産規模により、以下3つに分頼され、各レベルに応じて可能な業務内容が規定されている。

（ア）レベル1：600課税単位（Unidad Impositiva Tributaria, 以下「UIT」）までのCOOPAC
（イ）レベル2：600UIT～65,000 UITまでのCOOPAC
（ウ）レベル3：65,000UIT以上のCOOPAC

2019年2月、同改定法の一般細則が公布され、COOPACは同細則も遵守する必要がある。

## （２）　直接金融・有価証券

### ア　証券市場法[23]

証券市場法は、証券市場の健全な発展と投資家の適切な保護を目的とし、証券市場公的登録制、証券市場、株式市場、発行者、仲介業者、ミューチュアルファンド、格付会社、特別目的会社等の機能・役割、義務、禁止事項、罰則などが定められている。尚、同法第4条及び49条は、法人・個人が一般或いは特定向けに有価証券を提供するためには、有価証券の事前登録が義務付けられていると規定している。

### イ　証券市場促進法[24]

証券市場促進法は、証券市場を促進するために、機関投資家及び特に中小企業が証券市場に参入し易いよう、登録、提供及び必要情報の要件の緩和等を定めたものである。他方、同法第2条において、ペルー国内でのマスメディア（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、郵便、会議、ソーシャルネットワーク、インターネット、その他の技術手段・プラットフォーム）

[21] Ley que Modifica la Ley General del Sistema Financiero y del Sistema de Seguros y Orgánica de la Superintendencia de Banca y Seguros, y Otras Normas Concordantes, Respecto de la Regulación y Supervisión de las Cooperativas de Ahorro y Crédito（法律30822号、2018年7月公布）
[22] Reglamento General de las Cooperativas de Ahorro y Crédito No Autorizadas a Captar Recursos del Público（SBS決議第0480-2019号、2019年2月公布）
[23] Ley de Mercado de Valores（立法令第861号、1996年12月公布、2017年12月最終改定）
[24] Ley de Promoción del Mercado de Valores（法律第30050号、2013年6月公布）

を通じた金融資産（activos financieros）の売買や購読の宣伝や提供は、SMV或いはSBSから許可を得た、或いは監督されている機関によってのみ可能であることが明記されている。

### ウ　証券市場監督庁組織法[25]

証券市場監督庁組織法は、SMVの機能、役割、構成等について定めたものである。SMVは、証券市場、金融商品市場、コレクティブ・ファンド（fondos colectivos）システムを推進しつつ、規定を定め、監督する権限を有している。また、証券市場公的登録制を有し、関連業務を実施する機関・企業に対して許可を付与するとともに、規定に違反する機関・企業への介入及び制裁等を行う権限を有している。

## （3）　決済

### ア　ペルー中央準備銀行法[26]

ペルー中央準備銀行法は、BCRPの機能、役割、構成等を規定するものである。BCRPは、通貨の安定を目的として、通貨量の調整、外貨準備高の管理、紙幣・硬貨の発行、国家財政の報告を行う。尚、同法第51条は、同銀行が民法に従い、金融システム外で行われる取引における補償、モラトリアム及び法的利子の最大利率を設定することが定められている。

### イ　逃避との闘い及び経済の正規化のための法律[27]

逃避との闘い及び経済正規化のための法律は、資金の流れの透明性や金融取引の正規化を目的に決済手段、金融取引税の創設・適用・免除等について定めたものである。決済手段に関し、5,000ソル(約16万円)[28]或いは1,500ドルを超える決済については、金融システム上の会社を通じて、口座への入金、為替、送金、支払い指示書、国内発行のデビットカード・クレジットカード、小切手のいずれかの手段を通じて行うことが定められているが、地域に金融システムの支店や代理店が存在しない場合、金融システム上の会社及びCOOPACへの直接の支払いの場合などの例外も規定されている。

## （4）　消費者保護

### ア　消費者の保護と防御に関する法典[29]

消費者の保護と防御に関する法典は、情報の非対称性及び正当な利益を阻害する慣行を減らし、消費者が適切な製品・サービスにアクセスでき、消費者保護のための権利及び効果的なメカニズムが享受できることを目的としており、消費者主権、消費者有利、透明性、非対称性補正、誠意、最小限の保護、消費者団体有利、現実優先8つを原則としている。国家は、適切な規定を通じて、消費者の健康と安全、情報へのアクセスの権利、供給者と消

---

[25] Ley Orgánica de la Superintendencia del Mercado de Valores（法律第26126号、2000年7月公布、2013年6月改定）

[26] Ley Orgánica del Banco Central de Reserva del Perú（法律第26123号、1992年12月公布）

[27] Ley para la Lucha contra la Evasión y para la Formalización de la Economía（法律第28104号、2004年3月公布）及びTexto Único Ordenado de la Ley N° 28194, Ley para la Lucha contra la Evasión y para la Formalización de la Economía（大統領令第150-2007-EF号、2007年9月公布）

[28] 1ソル＝32.57円で計算（2019年5月28日時点）

[29] Código de Protección y Defensa del Consumidor（法律第29571号、2010年9月公布）、法律第29571号及び法律第28587号改定法（法律第29888号、2012年6月公布）

費者間の紛争解決の効率的なメカニズム等を保障するとし、具体的な消費者の権利、供給者の義務・責任、違反に対する罰則等を定めている。

特に金融サービスと関連する部分では、信用履歴が登録されているリスクセンターへの無料情報アクセス（第42条）、違法な取り立て（第61～62条）、SBS監督下の会社が提供する金融商品・サービス（第81～90条）、SBS監督下にない会社が提供する信用サービス（第91～96条）が定められており、SBS監督下の有無に限らず、利用者への利子率や手数料等の情報の提供が義務付けられている。

#### イ　金融サービス消費者保護法補完法[30]

金融サービス消費者保護法補完法では、SBS監督下で複数業務を行う会社が、契約を締結する前に、金融商品・サービスの利益、リスクや条件等の全ての情報を利用者に提供すべきことが義務付けられている。また、利子率、手数料、その他費用を常に公表し、契約に明記すること、契約変更の要件・留意事項等が規定されている。

### 1.2.4　ペルーの金融関連政策

ペルーでは、上述の通り、特に小零細企業、低所得層及び地方における金融アクセス及び利用の向上が大きな課題となっており、ペルー政府は金融包摂に関する政策や戦略等を策定し、実施している。主な政策、戦略等は以下の通りである。

#### （1）　国際イニシアティブへの参加

ペルーは、2009年に「金融包摂同盟（Alliance for Financial Inclusion）」に加盟し、2011年9月には、金融サービスへのアクセス向上に係る計測可能な目標を世界で初めて設定したマヤ宣言に署名した。また、2012年、経済財政省（Ministerio de Economía y Finanzas 、以下「MEF」）は、「G20 Financial Inclusion Peer Learning Program」の調整プラットフォームに加わり、ロスカボス宣言に署名し、APEC世界フォーラムでは、金融教育及び金融包摂を推進することにコミットメントを表明した。更に、2013年、開発社会包摂省（Ministerio de Desarrollo e Inclusión Social 、以下「MIDIS」）は「Better than Cash Alliance」（金融包摂に向け現金から電子支払いを促進する政府・企業・国際機関のパートナーシップ）との取決めに署名した[31]。

#### （2）　ペルー国内の政策・戦略等

2013年、ペルー政府は、コスト削減、場所や時間の制限を緩和し、既存の金融サービスへのアクセスが難しい層の取り込み等を目指し、金融・非金融機関を含む幅広いアクターが電子決済を可能にする「金融包摂の手段として電子マネーの基本特性規制法及び細則」を制定した。また、2016年2月、上述の通り、ASBANCは、電子マネープロジェクト「Modelo Perú」の下、携帯を通じた電子決済を可能にするBIMを開始した。SBSより電子マネー運営を許可された電子マネー発行会社、大手銀行及びラ・ナシオン銀行が電子マネーを導入するとともに、公共機関への支払いの電子決済化を推進し、全国で電子決済は徐々に拡大している。

2014年2月、金融包摂を優先課題の１つとして推進するため、「金融包摂マルチセクター委員会」が設置された。MEFが委員長を務め、MIDIS、教育省（Ministerio de Educación 、

[30] Ley Complementaria a la Ley de Protección al Consumidor en Materia de Servicios Financieros（法律第28587号、2005年7月公布）、法律第29571号及び法律第28587号改定法（法律第29888号、2012年6月公布）

[31] ペルー金融包摂国家戦略（Estrategia Nacional de Inclusión Financiera Perú）、2015年7月

以下「MED」）、SBS、BCRP、ラ・ナシオン銀行がメンバーとなっている。金融包摂マルチセクター委員会は、2015年7月、官民及びマルチセクターの協力を通じて、国民の様々な階層の必要性に応じ、信頼性があり、効率的かつ革新的な統合金融サービスへのアクセス及び利用を促進することを目的に、「ペルー金融包摂国家戦略（Estrategia Nacional de Inclusión Financiera Peru）」を策定した。同戦略は、金融のアクセス、利用及び質の確保を3つの軸とし、7つのアクション分野（預金、決済、資金調達、保険、消費者保護、金融教育、脆弱者グループ）を掲げ、68のアクション・プランが含まれている。同委員会メンバーはアクション・プランに沿い、対策を進めており、半年毎に進捗状況を報告している。2021年までの主な目標値は以下表 1.3の通りである[32]。

**表 1.3 ペルー金融包摂国家戦略で明示した目標値**

| 指標 | ベース値（2014年） | 目標値（2021年） | 出所 |
|---|---|---|---|
| 金融ネットワーク拠点を有する地区に住む人口 | 92 | 100 | SBS |
| 口座を有する成人人口 | 29 | 75 | FINDEX2014 |
| 年間一人当たりの電子決済数 | 14.5 | 80 | BCRP |
| 中小零細企業の融資利用率 | 26.6 | 50 | PRODUCE |
| 成人人口の正常（normal）に分類される債務者率 | 26.7 | 40 | SBS |

出典：ペルー金融包摂国家戦略半期報告書

2016年11月、中小零細企業の金融アクセス及び利用を推進するために、マルチセクター・ワーキンググループ「中小零細企業発展のための金融手段の技術委員会」が設立された。本グループは、中小零細企業の金融手段の中でも、特に売掛債権を取引するファクタリング、担保権、保証基金、リース等を推進するための施策を進め、関連法規制の制定・改正、プログラムの立ち上げ等を実施している。PRODUCEによると、とりわけファクタリングについて利用企業が拡大し、2018年には4,900社が利用しており、取引金額は2016年には7億ドルであったが、2018年には30億ドルとなっている。

MED及びSBSは、2017年6月、ペルーの金融市場の発展の重要な鍵となる金融教育を推進するため、「金融教育国家計画（Plan Nacional de Educación Financiera）」を策定した。金融教育を推進することにより、国民の金融に係る適切な意思決定能力を改善し、預金・金融資産への投資、責任ある融資へのアクセス、個人・企業の予算・支出管理、リスクへの対応準備、将来への備え等の向上を目指している。同計画の主な対象受益者は、基礎教育及び高等教育の学生、脆弱性グループ、零細企業、労働者であり、20分野の優先アクション・プランが作成されている。

SBSやMED等は、3つの金融教育プログラム「学校におけるファイナンス（Finanzas en el Cole）」、「教室におけるファイナンスをあなたと共に（Contigo en tus Finanzas en aula）」、「私の学校のファイナンス（Finanzas en mi Colegio）」を立ち上げ、教師及び学生を対象に、金融教育を実施している。また、SBSは、金融文化協議プログラム「あなたのためのファイナンス（Finanzas para ti）」を実施し、零細事業者、労働者、学生等に対して、金融に関するキャパシティビルディングを実施している。更に、SBSは、2016年第3四半期に、全国民を対象に金融教育ポータルサイト（www.sbs.gob.pe/educacion-financiera）を立ち上げている。一方、MIDISは、一緒に（Juntos）、年金65（Pensión 65）、国家社会開発補償基金（Fondo de Cooperación para el Desarrollo Socia）等の社会プログラムの受益者に対して、金融教育を実施している[33]。

[32] ペルー金融包摂国家戦略（Estrategia Nacional de Inclusión Financiera Perú）、2015年7月
[33] ペルー金融包摂国家戦略半期報告書、金融包摂マルチセクター委員会

### （3） 技術革新の支援

ペルー政府は、ペルーにおける技術革新を通じて企業の生産性を向上させるため、2014年7月、PRODUCE傘下に競争力及び生産性のための国家革新プログラム（Programa Nacional de Innovación para la Competitividad y Productividad、以下「Innóvate Perú」）を設立した。同プログラムは、特に①企業の生産プロセスにおける革新を向上すること、②革新的な起業家精神を促進すること、③企業のための技術の吸収と適応を促進することを目的としている。これら目的を達成するため、Innóvate Perúは、現在以下の基金を有している[34]。

・競争力のための革新プロジェクト（Proyecto de Innovación para la Competitividad)
・競争力のための研究開発基金（Fondo de Investigación y Desarrollo para la Competitividad)
・革新・科学・技術のための枠組基金（Fondo Marco para la Innovación, Ciencia y Tecnología)
・中小零細企業基金（Fondo MIPYME）

Innóvate Perúは、公募により支援する企業を選定し、事業費の約7割を無償援助している。Innóvate Perúによると、革新を推進する既存企業及びスタートアップ企業を支援対象とし、公募での採用率は15～20%程度であり、年間約80～100社を支援しているとのことである。また、2018年からは、ペルーで事業を行う外国企業も応募が可能になった公募プログラムも存在する。尚、これら基金は、新技術を取り入れた新商品・サービスの開発までは支援するものの、その後のバリューチェーンや市場開拓までは支援の対象ではなく、新商品・サービスの開発後の資金調達が難しい企業があり課題となっている。一方で、Innóvate Perúは、革新エコシステム構築・強化の支援も行い、エンジェル投資家やベンチャーキャピタルのネットワークの強化を図っており、投資家の紹介等の支援も行っている。

## 1.2.5 金融環境の課題

ペルーでは、ペルー政府及び金融機関等による金融包摂に向けた様々な対策は取られているものの、依然として、特に小零細企業、低所得層及び地方における金融アクセス及び利用の向上が大きな課題となっている。その背景には、多くの中小零細企業及び低所得層が金融システムにアクセスできていないこと、非正規事業者が非常に多いこと、電子マネーは導入されているものの認知度が低く、特に地方で通信インフラ環境が未整備であること、国民の金融リテラシーが低いこと等が挙げられる。

### （1） 金融システムへのアクセス及び利用

「1.2.1 ペルーにおける金融環境」で記載の通り、ペルーでは、本店・支店、出張所、ATM、代理店から構成される金融ネットワーク拠点は、近年大幅に増加したものの、特に地方において、ATMや代理店の場所について知らない人も多数おり、また、知っていても、アクセスに1時間以上時間を要したりして、利用していないケースが多くみられる。金融ネットワーク拠点の利用向上のためには、更なる金融ネットワーク拠点の増加に加えて、これら拠点の周知も必要である。

また、金融システムを利用しない理由として、ペルーの関連機関が実施したアンケートやMSが実施したインタビューによれば、申請書類の煩雑さ、融資承認の遅さ、利子の高さ、金融機関への不信、担保や保証の要求、業種特有の事業サイクルを考慮しない返済計画、会社創設後事業開始から2年間は融資の申請が不可なことなどが挙げられ、顧客のニーズに応じた金融商品・サービスを提供できていないことが課題となっている。一方、近年、男性に比べ不動産などの担保を有しておらず、また、家事育児などで時間に制限がある女性

[34] Innóvate Perúのウェブサイト（https://innovateperu.gob.pe/quienes-somos/historia）

向けの金融商品を開発している金融機関も出てきており、今後、顧客のニーズに応じた金融商品・サービスの提供・拡大が一層重要となっている。

### （2） 非正規セクターの存在

ペルーの金融環境を理解する上で重要な要因が非正規セクターの存在である。2018年6月時点において、ペルー労働人口の73%（約12.2百万人）が非正規であるとされている[35]。ただし、必ずしも非正規だからといって違法というわけではなく、非正規な事業者は大きく３つのカテゴリーに分けられる。

- 税金
  非正規事業者の中で一番多いのは税金の未払いである。ペルーでは事業の種類に応じて細かく税金の区分が分けられているが、法人税や一般売上税を合わせると、利益の半分近くを納めなければいけない事業者も存在する。その為、小零細事業者で、他の事業者と大きな取引がなく、現金決済を行い、必要な経理書類を作成せず、取引履歴を残さずに税金を納めていない事業者が多数存在する。

- 雇用
  従業員を雇用していることを監督庁に報告せずに、雇用者の保険などに入っていない事業者を指す。

- ライセンス
  事業によっては営業する為にライセンスが必要な場合があり、監督庁等より必要なライセンスを取得せずに事業を運営している事業者を指す。

非正規事業者と金融環境は密接に関係しており、非正規事業者は企業情報が限られているため、金融機関が融資をする際にはリスクが高くなり利息が高くなりやすい。利息が高くなることで、非正規事業者が金融サービスにアクセスすることができず、金融包摂が進まないという負のスパイラルに陥っている。この影響から、ペルーでは、60%以上の人口が金融システムから排除されているとされている[36]。同問題を解決させるために、PRODUCEは非正規事業者を正規化させる技術協力事業を実施しており、例えば、技術指導や融資などを組み合わせた支援で漁業従事者の正規化に取り組んでいる。ただし、事業予算の問題などから対象とできる漁業従事者の数が限られており、全ての事業者を正規化するには長い期間が必要となる。

### （3） 電子マネーの普及

ペルーでは、2013年に金融包摂を主目的に電子マネー法が成立し、電子マネーの利用者は年々拡大している。しかし、国家世帯調査（ENAHO）及びBBVA Researchがそれぞれ2017年に実施した調査によれば、ペルー国民の45%しかインターネットにアクセスしていない。経済社会層を5つのグループに分けた場合、最も裕福なAグループのインターネット利用率は89％であるのに対し、最も貧困が高いEグループは14％となっており、とりわけ低所得層がインターネットにアクセスできていないことが分かる[37]。こうした結果から、国民の半分以上、特に低所得層が電子マネーを通じた金融サービスへのアクセスが難しい状況にある。電気通信民間投資監督庁（Organismo Supervisor de Inversión Privada en Telecomunicaciones 、

[35] El Comercio記事
https://elcomercio.pe/economia/peru/informalidad-sigue-dominando-creacion-peru-noticia-547252
[36] OECD報告書　https://www.oecd.org/countries/peru/PERU_Ahorro_para_Todos.pdf
[37] 社会経済レベル2018（Niveles Socioeconómicos 2018）、ペルー市場調査会社協会（APEIM）

以下「OSIPTEL」）の調査によれば、2021年までに国民のインターネットアクセス需要に応えるためには、少なくとも1万7千のアンテナを新たに設置する必要があると提言しており、通信インフラの改善が急務である。

他方、金融システムの顧客対応手段について、SBSの調査によれば、国民の93%が本店・支店、82%がATM、78%が代理店を通じた顧客対応について知っていると回答したのに対し、31%がインターネット、26%が携帯を通じた顧客対応について知っていると回答した。また、農村部に限れば共に5%のみが、また、最も貧困の高いグループに限れば共に4%のみが、インターネット及び携帯を通じた顧客対応について知っていると回答した[38]。インターネット及び携帯を通じた顧客対応について、国民にはあまり知られておらず、特に農村部及びより貧困の高いグループでは顕著であり、電子金融取引を拡大するためには、通信インフラの改善とともに、インターネット及び携帯を通じたサービスの周知も必要である。

### （4） 金融リテラシー

「1.2.1 ペルーにおける金融環境」で記載の通り、ペルーは、他の中南米諸国と比較しても金融知識が低く、国民の金融アクセスへの妨げとなっている。こうした状況下、教育省及びSBSは、2017年6月に「金融教育国家計画」を策定し、特に学生、脆弱性グループ、零細企業等を対象に金融教育を推進している。

金融教育は、個人や企業の予算・支出の適切な管理、的確な金融商品・サービスの選択など金融に係る意思決定能力が改善し、金融システムへのアクセス、リスクへの対応、将来への備え等の向上に寄与するとみられる。また、ペルーでは、政府が対策を強化しても金融詐欺が横行しており、国民が被害に合わないためにも、適切な金融知識を身につけることは重要である。

### （5） Fintech規制の不在

ペルーには、現在Fintechに特化した規制は存在しない。Finnovista及びIDBがペルーのFintech企業に対してFintech規制についてアンケートを行ったところ、ペルーでは、Fintech企業の13%が規制は過度、26%は規制は適正であり特別な規制は必要ない、6%は規制は非常に緩い、13%は特別な規制は存在しなく必要とされない、42%は特別な規制は存在しなく必要とされると回答している[39]。ペルーでは、半分近くがFintechに関する規制を望んでいることが分かる。その背景には、関連監督庁から規制の対象外である場合、税制や利率の決定等に関し、不利な扱いを受けるからであり、Fintech企業が不利な扱いを受けずに、また、安定した環境で事業が実施できるよう、Fintechに関する規制が望まれている。

## 1.3 当該開発課題に関連するわが国国別開発協力方針

日本国はペルーに対する援助の基本方針（大目標）を持続的経済発展への貢献としている。具体的には、不十分な経済社会インフラの整備、農業や社会開発分野の支援を通じた格差是正の取組みを通じ、経済を持続的に発展させていくことの支援としている。また、環境及び防災分野への支援を通じ、持続的な発展を阻害する要因を取り除く支援も行っていくとしている[40]。中・小目標として、以下を掲げている。

---

[38] 2016年結果：ペルーにおける国家金融サービス需要調査及び金融文化レベル（Resultados 2016: Encuesta Nacional de Demanda de Servicios Financieros y Nivel de Cultura Financiera en el Perú）、2017年7月、SBS

[39] 2018年ラテンアメリカにおけるFintech：成長と強化（Fintech en América Latina 2018: Crecimiento y Consolidación）、2018年、Finnovista及びIDB

[40] 対ペルー共和国 国別開発協力方針（2017）

1　経済社会インフラの整備と格差是正
　1.1　経済基盤整備の促進
　　1.1.1 経済社会基盤整備プログラム
　　1.1.2 ソーシャルセーフティネット支援プログラム
　　1.1.3 格差是正の為の農村開発強化地方農村部生産性改善プログラム
2　環境対策
　2.1　水供給及び衛生改善
　　2.1.1 水供給及び衛生改善プログラム
　2.2　環境保全・気候変動対策
　　2.2.1 環境改善促進プログラム
3　防災対策
　3.1　防災・災害対策
　　3.1.1 防災行政強化プログラム

以上の目標の中で本調査事業は、「1.経済社会インフラの整備と格差是正」の中に位置づけられている。「1.経済社会インフラの整備と格差是正」の中目標では、現状と課題を次のように分析している。近年の安定的な経済成長に伴って経済社会インフラ整備が進んできているが、将来に向けた持続的な経済成長を担保するためには、いまだ十分な水準とは言えない。さらに、貧富の格差が一番の課題であり、ペルー政府は経済成長の恩恵が貧困層にも幅広く行き渡るよう、経済社会基盤の整備と共に、地方の貧困層が裨益する事業にも高い優先度を付している。本調査では、地方事業者の課題や金融包摂の現状を分析することで、ODA案件及びビジネス展開計画が策定される。

## 1.4　当該開発課題に関連する ODA 事業及び他ドナーの先行事例分析

### 1.4.1　国際協力機構（JICA）

国際協力機構（以下、「JICA」）は、ペルー国内で近年 40 以上の地方インフラ整備、防災、環境等に関わる事業を実施している。その中で本調査事業に関連が想定される案件は以下表 1.4となる。

表 1.4 過去実施された本事業に関連のある JICA 事業リスト

| | 案件名 | 期間 | プロジェクト目標 | 本調査事業に関連する活動 |
|---|---|---|---|---|
| 技術協力 | カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクト | 2011 年 8 月～2016 年 7 月 | 対象地域において小規模農家の生計向上に向けたモデルが構築される | 当該事業中に小規模農家のグループが形成されており、土地や肥料入手の資金調達。 |
| | 森林の持続的管理と REDD+メカニズム能力強化プロジェクト | 2016 年 3 月～2020 年 3 月 | プロジェクト対象機関の森林保全及び REDD+に関する能力が強化される。 | 当該事業中のパイロット事業で生計向上プロジェクト等が実施された場合、農業委員会等の形成が想定される。その農業委員会の種子や肥料の資金調達。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 草の根技術協力 | 障害者自立支援事業（フェイズ2） | 2011年10月～2016年10月 | 利用者が「いつでも好きな時に通える場」としての通所施設を設置して、障害者の社会参加支援、就労支援を行う。 | バザーで手作りのチョコレートやクッキーの販売、洗濯事業やカフェ事業の立ち上げの資金確保。 |
| | マイクロビジネスによるアグロフォレストリー生産者コミュニティ支援事業 | 2012年6月～2017年5月 | マイクロビジネスとアグロフォレストリーのコンセプトを基本に、小規模農家が協同組合活動を通じエンパワーメントされることで、市場経済がもたらす悪影響が緩和され、総合的に生活環境が改善されることを実証する。 | 当該事業中に形成された小規模農家の協同組合活動の活動資金確保。 |

出典：JICAウェブサイト

出典：JICAウェブサイト

図 1.5 関連事業の JICA 案件配置図

表 1.4に記載の通り、本調査事業で対象としている金融包摂に直接的に関連する事業は存在しない。この背景には、ペルーでは国際金融機関である世界銀行（World Bank、以下「WB」）、米州開発銀行グループ（Inter-American Development Bank Group、以下「IDBG」）、アンデス開発公社（Corporación Andina de Fomento、以下「CAF」）が金融包摂に向けた取り組みを実施しており、JICAはインフラ整備、防災対策、環境対策分野に注力している為と考えられる。しかし、JICAが実施する技術協力や草の根技術協力事業では生計向上の目的で農業グループの形成等が行われており、そのようなグループに対する資金調達という点では本調査事業との間接的な関連がある。

### 1.4.2 世界銀行（World Bank）

WBは2017年−2021年にかけての援助方針としては、以下の3つの柱を掲げている。

（１） 生産性の向上
　ア　地域間の重要な道路や情報ネットワークを向上させ、市場を活発化させる
　イ　非正規セクターの正式化の障壁を緩和する
　ウ　中小企業がスキル・技術を習得しやすい体制を構築する
　エ　持続可能な民間投資のための環境を改善する
（２） ペルー全土における公的サービスの提供
　ア　主要都市部の水と衛生サービスを改善する
　イ　貧困層のための健康と栄養サービスの提供を近代化する
　ウ　司法制度による家族および商業的事案の処理を迅速化する
（３） 天然資源と気候変動リスク管理
　ア　気候変動リスク管理を強化する

本調査に関わる援助方針としては、「（１）ウ　中小企業がスキル・技術を習得しやすい体制を構築する」となるが、スキルや技術のプラットフォーム構築や、中小企業の能力向上に焦点をあてている為、直接的に金融サービス向上に関与するものではない。「（１）エ　持続可能な民間投資のための環境を改善する」に関してはパブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）投資などのインフラ事業を中心とした公的サービスへの投資が対象となっており、本調査とは関係がない[41]。

WBグループの民間セクター開発に特化した国際開発機関である国際金融公社（International Finance Corporation、以下「IFC」）では、ペルー国内のマイクロファイナンス機関への融資を実施している。また、アルゼンチンに本社を持つクラウドファンディング会社であるAfluentaに4百万ドルの株式投資をしており、Afluentaは2015年にペルーに進出し、個人投資家からお金を集めて個人に貸付を行うクラウドファンディング運営者である。

### 1.4.3 米州開発銀行グループ（IDBG: Inter-American Development Bank Group）

IDBGの2017年-2021年までのペルーに対する援助政策は3つの柱で進めることとなっている。

（１） 生産性の向上 - 労働マーケット、ビジネス環境、インフラ整備
（２） 政府の強化と基本的サービスの提供 - 公共サービス、保険、治安
（３） 持続可能な環境整備 - 水資源、環境管理、農業ビジネス

[41] The Republic of Peru FY17-FY21 COUNTRY PARTNERSHIP FRAMEWORK (2017)

これらの政策は、ペルー政府が進めようとしている、①経済発展　②公共サービスの強化　③公共サービスの提供　④環境管理の強化の４つの柱に即した計画となっている[42]。

IDBGからペルーに対する融資総額は約21億ドルとなり、セクター別の融資額をみると道路交通部門が一番多く5.6億ドル、保健衛生が4.2億ドルで二番目に多く、国家改革・近代化部門が.3.5億ドルと三番目に多くなっている（図 1.6参照）。

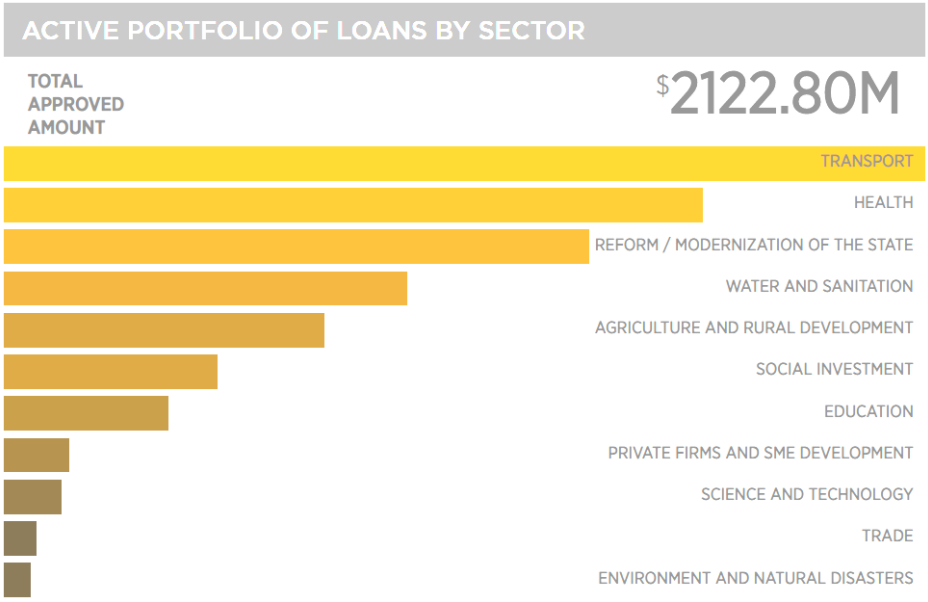


出典：IDBGウェブサイト

図 1.6 IDBG のペルーに対する融資総額

IDBGは2年前に技術協力事業としてSMVに対してFintech関連法案整備の支援を実施した。その法案の中にクラウドファンディングに関する法案の整備も含まれており、スペインのクラウドファンディング法規制を参考に法案作成を提案した。しかし、その際にはクラウドファンディングの監督省庁がSMVとSBSの間で決まらず、法案の制定まで至らなかった[43]。

その他にも銀行やマイクロファイナンス機関に対する技術協力や融資を実施しており、その中の一つとして2008年よりAbacoへの事業が開始された。最初の事業は技術協力事業であり、Abacoを通してマイクロファイナンス機関への融資が促進されることを目的としたものであった。同事業により、Abacoは3,000万ドルを50のマイクロファイナンス機関や農業組合などに融資し、1万2千人に裨益した。その後、IDBGはペルーの地方の農業・漁業関係者の金融アクセスの低さを危惧し、Abacoに対して1万人の零細地方事業者を目標とした5百万ドルの劣後融資を実施した。当該事業は既に1万人の零細地方事業者への融資に至っており、2019年時点で引き続き実行中である。なお、同事業に対してMSも日本の投資家から資金調達を実施し、2015年から2018年の3年間にAbacoに対して融資を行った[44]。

### 1.4.4 アンデス開発公社（CAF: Corporación Andina de Fomento）

CAFは2016年-2021年のペルーに対する援助戦略として4つの柱を掲げている。

（１） 包括性

[42] PERU IDB Group Country Strategy with Peru 2017-2021 (2017)
[43] 調査団面談
[44] IDBウェブサイト（https://www.iadb.org/en/projects）

CAFの主目的である、国の生産的な変革と持続可能な発展を果たす為に環境保全と気候変動対策、金融包摂、社会的持続可能性考慮した包括的な事業を実施する。

（2） 部門間相互作用
インフラ、エネルギー、水資源、農産業の発展の為に、資金支援・技術協力・資金アドバイスを部門を超えて行う。

（3） 選択的介入
国の戦略に沿った部門への支援を行う。

（4） 内部能力強化
インパクト評価やモニタリングシステムの開発を通じて、事業成果の可視化を促進する。

2012年～2016年において、CAFは111億ドルをペルー事業として承認しており、これは年間平均22億ドルに相当し、当該期間に承認された総額の19.7%に相当する。この額のうち、85%が金融、法人および金融の与信枠の更新となっている。2012年～2016年の与信枠への支出は41億ドルであり、これは年間平均8.2億ドルに相当する。また、2017年1月から3月までの期間に、CAFはペルー政府に対して総額4億3030万ドルの支出を承認し、これは、2017年にCAFによって承認された合計の35.5%に相当する。同期間に、CAFは、ペルーへの4億ドルの条件付与信枠の更新を承認しており、これは、国際金融市場から生じるリスクを軽減するための公的債務管理戦略の支援を目的としている。さらに、同期間の財政的行動を補完するものとして、32.5万ドルが開発協力資金として承認されている。また、CAFが融資をしているポートフォリオの総額の84%以上が中長期的な投資プログラムやプロジェクトのファイナンシングの為の事業で構成されている[45]。

Abacoへの融資は農村部の中小企業への資金調達を目的として、250万ドルを2015年から2018年まで融資している。その他にも大手商業銀行であるScotia Bank Peruや、マイクロファイナンス機関の最大手であるMi Bancoなどにも融資を実施している。現在、8～9のマイクロファイナンス機関を支援しているが、今後は融資額も支援対象機関数も増やしていく予定であり、特にAbacoが注力している農村部での資金調達機会の創出に焦点をあてていきたいと考えている。さらに、ペルーでの金融アクセスの低さは依然として課題であることから、金融機関のFintech技術の活用による新たな顧客の獲得にCAFは注目している[46]。

# 2 提案企業、製品･技術

## 2.1 提案企業の概要

| | |
|---|---|
| 1．法人名 | ミュージックセキュリティーズ株式会社 |
| 2．法人の業種 | 金融<br>第二種金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第 1791 号） |
| 3．代表者名 | 小松真実 |
| 4．本社所在地 | 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 3 階 |

[45] Accion CAF Peru Reporte de operaciones MARZO 2017
http://scioteca.caf.com/bitstream/handle/123456789/1039/Acci%C3%B3nCAF%20Per%C3%BA%20-%20Marzo%202017.pdf?sequence=1&isAllowed=y
[46] 調査団面談

| | |
|---|---|
| ５.設立年月日（西暦） | 2001 年 11 月 26 日 |
| ６．資本金 | 1 億円 |
| ７．従業員数 | 44 名 |
| ８．事業内容 | [証券化事業]<br>インパクト投資プラットフォーム「セキュリテ」の運営業務、<br>ファンド組成業務、ファンド販売業務<br>[音楽事業]<br>レコードレーベル業務、著作権管理業務、アーティストマネジメント業務 |

MS は、金銭的リターンだけでなく、共感に基づく「社会的インパクト投資」を通じた様々な社会課題の解決に挑戦し、「金融」を通じた新たな価値の提供を目指している。2001 年よりミュージシャンに対してマイクロ投資 CF を通じた資金調達の仕組みを提供し、2009 年にはマイクロ投資 CF の専門サイトであるセキュリテを立ち上げ、当初より海外展開を視野に入れ事業を開始。同年には貧困削減を目的に、日本国内で初となる個人がマイクロファイナンス機関に対して直接投資ができる仕組みを、カンボジアのマイクロファイナンス機関に対して実現した。MS は今後 10 年で世界におけるインパクト投資をリードする存在となるべく、今後、積極的に海外でもサービス提供を行う方針である。特に海外でも、MS のマイクロ投資 CF のモデルは類似事例が少なく、本モデルを輸出することで各国に新しい金融の形を提供することができると考える。

## 2.2 提案製品･技術の概要

MSは、2001年よりインターネットを通じて不特定多数の人から資金を集める仕組みであるクラウドファンディングの手法を用い、企業の資金調達を支援している。MSはこれまで日本全国で560社以上、840本以上（募集総額約88億円）の投資型クラウドファンディングの組成実績があり、既に全国に8万人の投資家会員を有する。全国各地の自治体の連携事業実績は20件以上にのぼり、全国各地の80以上の金融機関とも連携し、国内を中心とした中小零細企業の資金調達のサポートを行っている（図 2.1参照）。

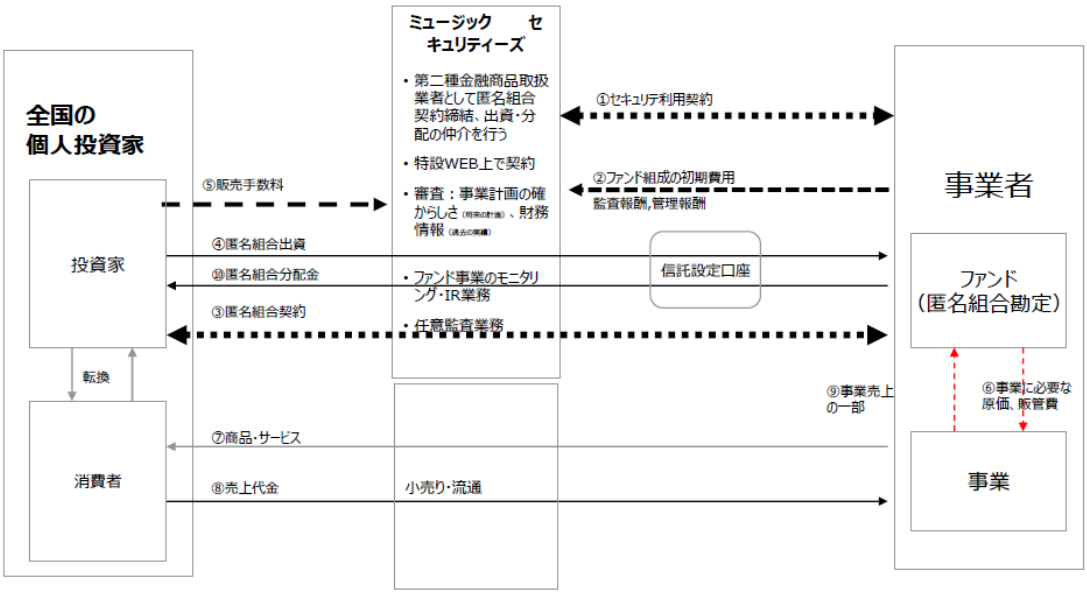

出典：MS

図 2.1 MS のマイクロ投資クラウドファンディングスキーム図

### 2.2.1 製品･技術のスペック･価格

日本では、インターネット上の「セキュリテ」というマイクロ投資クラウドファンディングプラットフォームを立ち上げ、運営している。

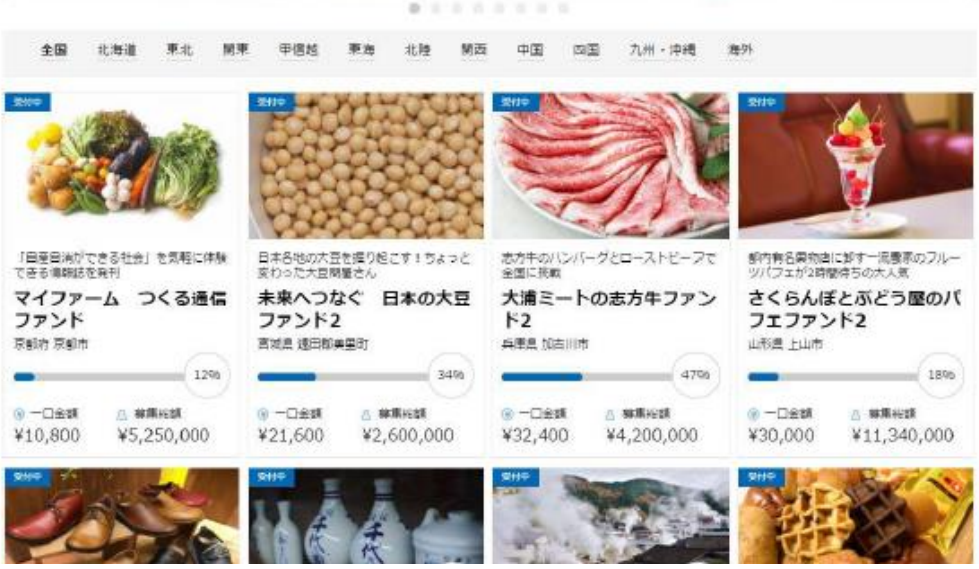


出典：MS

図 2.2 セキュリテウェブサイト

このページを見て（図 2.2参照）、個人投資家は、応援したい事業を探し、1口以上のファンドを購入する。MSはその資金をとりまとめ、事業者に送金を行う。日本国内では、会計期間3年、募集総額1,000万円ほどのファンドを組成することが多い。投資家の一人一ファンド当たりの平均購入価格は65,000円ほどである。

### 2.2.2 販売実績

- 国内：560社以上、840本以上（募集総額約88億円）のファンドを組成
- 国外：カンボジア、ベトナム、ペルーの金融機関（マイクロファイナンス機関、信用組合）およびタイの企業に対し、マイクロ投資クラウドファンディング手法によって日本国内の投資家から資金調達をしてきた。

### 2.2.3 競合他社製品との差別化ポイント

クラウドファンディングには大きく分けて三つの分類があり、購入型、寄付型、投資型が存在し、MSは、投資型であるマイクロ投資クラウドファンディング（いわゆる投資型クラウドファンディング）を金融商品取扱業務として行っている。これは、匿名組合契約方式を用い、個人投資家がインターネット上のプラットフォームを介して、特定の事業者に対し直接的に少額から出資するもので、株式と同じように元本保証はされないが、株主に

はならない為、経営判断などに権限を保有しないという融資の側面もあり、株式と融資の間の仕組みとなる。米国のKickstarter[47]等と比較しても、利益のみを追求するのではなく、事業や仕組みへの「共感性」が投資の動機となっている社会貢献目的の個人投資家が多いのが大きな特徴となっている（図 2.3参照）。国内では、この仕組みの大きな特徴である共感性が得られる事業を見つけるために、地方自治体などと連携して、創業間もない若しくは将来性の見込める事業発掘を行っている。そのようにして、技術力・意匠・地域の特性等、他の事業者にはない付加価値を持つ中小零細企業を発掘し、その付加価値が生まれる要因となった企業努力等を投資家に明示することで、投資リターンへの期待と企業努力への共感の両方を抱いた投資家から資金を募ることに成功している（図 2.3参照）。また、内閣官房（内閣府地方創生推進室）が中心となって運営している「ふるさと投資連絡会議」のメンバーとして、地域活性化につながるファンド作りも行っている。

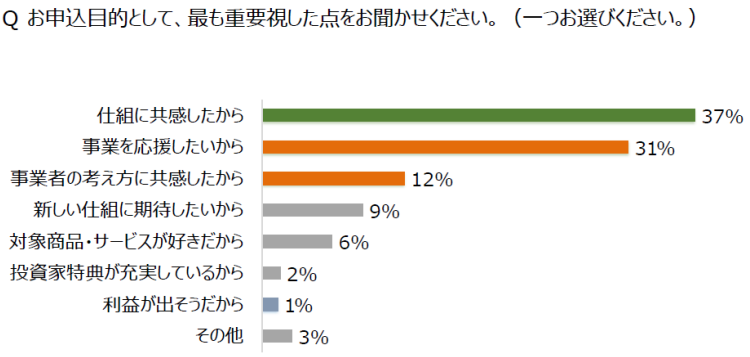


出典：MSアンケート（2012年）

図 2.3 投資家アンケート結果

また、MSは地域から発信する新しいアイデアや製品、新しいことに挑戦する人々の想いを、もっと多くの方々に知ってもらい、もっと応援してもらうための購入型クラウドファンディングサイトを大手新聞社・商社と協業し「MOTTAINAIもっと」の運営をしている。日本には、人々の暮らしや街をもっと元気にできるアイデアや製品や想いがまだまだあり、それらを知りたい人や応援したい人を繋ぐためにこの仕組みを展開している。

購入型クラウドファンディングは資金提供者（サポーター）が、企業（プロジェクトオーナー）に資金を提供し、その御礼としてモノやサービスを受け取る、民法上の売買契約に基づく事業支援の仕組みである。企業（プロジェクトオーナー）は資金調達手段としてだけでなく、マーケティングやファンづくりのためにも、この仕組みを活用することができる。

## 2.3 提案製品･技術の現地適合性

非公開

## 2.4 開発課題解決貢献可能性

「1.2.5 金融環境の課題」で記述したように、ペルーでの金融環境の課題である、非正規事業者の存在や地理的要因などに対して政府や民間事業者が様々な取り組みを実施してきているが、未だ金融包摂が達成されたとは言い難い。SBS の監督下にある金融機関が 60 機

[47] Kickstarterとは2009年に設立されたアメリカ合衆国の民間営利企業で、自社のウェブサイトにおいてクリエイティブなプロジェクトに向けてクラウドファンディングによる資金調達を行っている。

関[48]、FENACREP に登録されている貯蓄信用協同組合が 150 機関[49]、その他にも貸付のみを行うマイクロファイナンス機関が存在することから、市場競争が行われていると考えられる。ただし、金融アクセスの点で問題となっていることは金利、貸付期間、地理的要因である。まずは、地域格差が存在することで、農村地域になると金融サービスを受けることが難しくなる。さらに、銀行の農業や漁業に対するリスク審査が厳しく、そもそも貸付を受けることができなかったり、できたとしても金利が高すぎて事業者のコスト負担に繋がっていたりするケースが見受けられる。貸付期間に関しては、銀行側が農業や漁業事業者特有の収穫時期や飼育時期に適した独自の金融商品を開発できていない点も挙げられる。

以上の点を鑑みた際に MS がペルーで実施しようとする投資型のクラウドファンディング事業は事業者が現状の金融サービスの課題だと感じている点を克服できるものと言える。

### （1） 事業者側の資金調達のコスト

MS が日本で運営するマイクロ投資クラウドファンディング形式を模倣する場合は、金利という考えではなく事業者の売上金に応じた分配金の配分が投資家に対して支払われるものであり、事業者の売上に応じて投資家への支払い金額は変動する。さらに、分配金の計算式に関してもクラウドファンディング運営会社と事業者間で決定し、投資家に対して提示するものである為、事業の共感性や資金調達額に応じて投資家に魅力のある分配金額を自由に設定することが可能である。以上のことから、従来の資金調達のように金融仲介機関による単純なリスク・リターン・ベースの金融商品ではなく、事業者と投資家により直接かつ魅力的なコスト・利益分配システムとなる。その為、既存の資金調達の仕組みでは金融機関が事業者側に全ての資金調達コストを負担させるが、MS のサービスとでは事業者と投資家の双方へコスト負担をさせることで、事業者に対して従来の資金調達よりもコストを下げることが可能となり事業者にとって魅力的となる。さらに、既存の金融機関が提供する融資との相違点としては、投資家の投資金額の元本保証がなく、個人保証などの担保なども必要としない点も事業者が利用しやすいメリットとなる。

### （2） 貸付期間

貸付期間に関しては、上記で記載したコストの面と同様の説明となるが、分配金の計算方法と同様に、事業者の意向が貸付期間を強く反映されることとなる。その為、貸付期間を長くおきたい事業者は、何故長いほうがよいのかを投資家に対して直接訴えかけることで、長期貸付の必要性に賛同・共感した投資家からの資金調達が可能となる。

### （3） 金融サービスに対するアクセス

従来の金融機関であれば、銀行代理店などを通じて物理的な事業者との接点を設ける必要があり、その運営コストにより一部の地域へのアクセスができていなかった。MS のサービスは基本的にインターネット上で事業者と投資家を繋ぐ為、ネットのアクセスさえあれば資金調達が可能となる。さらに、事業者側にネットアクセスがない場合でも、MS が代わりにネット上で情報を発信することもできることから、必要最低限のコミュニケーション手段さえ整っていれば MS 側での体制を構築することでカバーすることができる。

[48] SBSウェブサイト（http://www.sbs.gob.pe/acercadelasbs）及び表 1.2参照。
[49] FENACREPウェブサイト（https://www.fenacrep.org/1-10-nosotros#id）

### （4） 非正規事業者の正規化

新たな資金調達の選択肢を事業者に提供することで、今まで小零細事業者で正規化の必要性を感じていなかった事業者にインセンティブを与えることができる。MS の資金調達の仕組みを活用するには、事業者が納税者登録（Registro Único del Contribuyente 、以下「RUC」）番号を保有して SUNAT に報告している必要がある為、正規化が必要となる。資金調達によって規模拡大をして、今まで以上に利益を上げられる可能性を感じることができれば事業者への正規化のインセンティブとなる。

# 3 ODA 案件化

## 3.1 ODA 案件化概要

現状で活用できる開発金融機関からの支援スキームとしては、JICA と IDBG があると考える。各機関で様々な支援スキームがある為、どの段階でどのスキームを活用することが、MS にとって効果的なのかは今後考慮する。以下、各組織で可能性のある支援スキームを記載する。

## 3.2 ODA 案件の内容

### 3.2.1 JICA

JICAからの活用の可能性があるスキームとしては、本調査の次のスキームである「普及・実証・ビジネス化事業」と資金調達の手段である「海外投融資」があると考えられる。

### （1） 「普及・実証・ビジネス化事業」

普及・実証・ビジネス化事業では、これまで既存の金融システムへのアクセスが限られていた地場中小零細企業に、新たな金融機会を提供し事業資金の調達を可能にするために、マイクロ投資クラウドファンディングの優位性・有用性を実証するとともに、マイクロ投資クラウドファンディング普及のための仕組み作りを行い、普及実証の結果に基づくビジネス展開の具体的な事業計画案を策定する。目的、成果と活動内容を表 3.1に示す。

**表 3.1 普及･実証･ビジネス化事業の成果と活動内容**

| 目的 | これまで金融アクセスできていなかった地場零細事業者に対し、マイクロ投資クラウドファンディングの現地適合性を実証し、普及の為のバリューチェーンの構築を行う。 |
|---|---|
| 成果 | 活動内容 |
| 成果1<br>マイクロ投資クラウドファンディングシステムの効果検証 | 活動1-1：マイクロ投資クラウドファンディングシステム導入前後に事業者を対象とした調査を実施し、その優位性・有用性を実証する |
| 成果2<br>マイクロ投資クラウドファンディングシステムのビジネス展開の基盤づくり | 活動2-1：マイクロ投資クラウドファンディングを活用し、既存の金融にアクセスできない事業者を対象にビジネス展開の基盤を作る。 |

出典：調査団作成

### （2） 「海外投融資」

海外投融資は以下の2種類が存在する。

1. 融資

・スキーム：プロジェクトファイナンス、コーポレートローン、バンクローン
・融資割合：総事業費の70%以内
・融資割合：原則総事業費の最大70%
・償還期間：原則20年以内（内据置期間5年以内）
・融資金額：30億円～150億円程度
・使途：設備投資（拡張・改修等も含む）、長期融資が必要な経常運転資金等
・通貨：円、ドル、ユーロ、現地通貨（スワップ市場取引が可能な通貨）

2. 出資

・スキーム：事業会社向け出資、ファンド向け投資
・出資割合：出資額の25%上限、但し最大株主とならない
・出資金額：3億円程度～
・通貨：特段の制約無し

融資が適合しやすい事業としては、長年事業をやっており、中長期的に収益を確保しやすい事業に向いており、出資に関しては、事業が開始されて2～3年経過し、資金調達をすることで事業規模の拡大に繋がる事業者となる。新会社は後者に適合しやすいと考える為、会社設立後、パイロット的に事業を開始し、2～3年経過したタイミングで資金調達の方法としてJICA海外投融資（出資）を考慮することとする。

## 3.2.2 IDBG

IDBGには、開発課題に対する民間主導のイノベーションやソリューションをパイロット的に適応することを主目的としたIDB Labがある。本調査後に設立しようとしている新会社に関しては、IDB Labが有する以下の2つの支援スキームが適合すると考える。

### （1） Simple Agreement for Future Equity (SAFE)

Simple Agreement for Future Equity （以下、「SAFE」）はIDB Labが2018年から始めた仕組みであり、現状では2件しか承認されておらず、そのうち1件はFintech関係会社への提供であった。SAFEによって提供された資金は、当初はバランスシート上の資本金には計上されないが、契約書で予め規定された状況が発生した時点で株式に転換することが想定されている。最も一般的な状況は、支援先企業がシリーズAラウンドによる資金調達を行った段階での株式転換である。一件あたりの支援金額の規模としては、50万ドル程度を想定している。会社設立資金など、企業価値算定が難しい段階におけるシードマネーとして使われることが多い。会社立ち上げがうまくいき、ベンチャーキャピタル出資といった投資ラウンドによる資金調達が生じたタイミングで株式転換が行われる。

### （2） Contingency Recovery Grant (CRG)

Contingency Recovery Grant （以下「CRG」）はSAFEのように株式などへの転換ではなく、技術協力により近い支援スキームとなる。SAFEの場合と同じように、CGRによって提供された資金は、提供段階で支援先企業のバランスシート上には記載されない。しかしながら、支援先企業が予め契約書で規定されたターゲットを達成した状況においては（例えば売上高目標など）、その達成度合いに応じて提供した金額の一部、もしくは全額を返済しても

らうというスキームである。融資ではないため、一般的には、返済となった場合に返済金額に金利が計上されることはない。ただ、返済となった場合には、該当金額が支援先企業のバランスシートの負債項目に現れることとなる。技術協力に近いスキームなので、通常の技術協力案件同様、事業計画とそれに伴って発生する事業費を作成する必要があり、その事業費の約半分を支援先企業がカウンターパートとして提供することとなる。事業期間としては通常2年程度を目処としており、2年の事業計画を作成し、事業終了時に達成しうる指標を設定し、その達成度合いに応じて返済金額などを決める。

IDB Labでは、他事業で現在ブロックチェーンを活用した事業を実施しており、その知見を活かし、MSとはブロックチェーンを活用した国境を越えた投資家への価値の交換実証事業の実施を検討している。従来、MSが海外の事業者とファンド組成を行った場合、地理的な要因から投資家に対するリターンはお金が大部分を占め、為替リスクなども投資家が負う事から社会課題等に強い興味をもつ投資家からしかお金を集めることができなかった。しかし、MSのファンドの特徴は、投資家に対するリターンがお金だけではなく事業者が作る製品やサービスを投資家特典で受け取ることで、投資家と事業者間の繋がりが生まれ、ひいてはその繋がりが共感性という新たな投資の動機となって、中小企業の資金調達に導いてきた。この地理的な要因という課題を乗り越える為に、IDB Labの知見を活用し、日本の投資家が海外の事業者のファンドを購入した際に、トークンという形で投資家に投資家特典が付与され、そのトークを使って日本国内の輸入業者等を通じてその事業者やその国の製品を購入できるという仕組みの構築を目指す。この仕組みを構築することで、今までその国の社会課題に興味がなかった投資家でも、その国の製品などに触れることで共感性を生み、継続的な投資を呼び込むことが可能となる。

<u>従来</u>

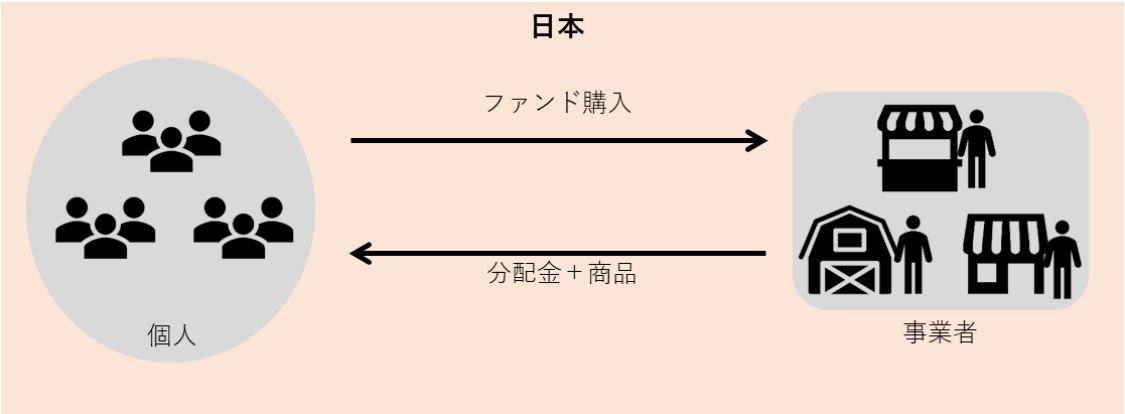


出典：調査団作成

**図 3.1 従来のファンドの仕組み**

ブロックチェーン活用

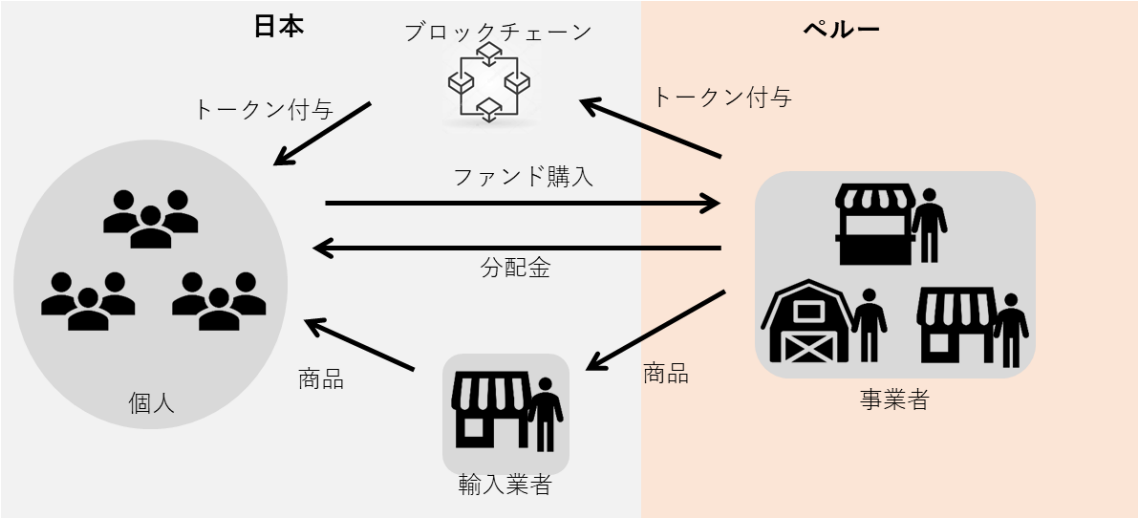


出典：調査団作成

図 3.2 ブロックチェーンを活用した価値の交換の概要図

さらに、「2.3.2 投資家 （1）投資家のマインド」で上述したペルーにおける投資家が投資をする際の判断基準となるフィナンシャルリターンだけではないソーシャルリターンの部分が何かというのは今後より詳細な調査が必要となる。その調査にIDBGが知見を持っている為、今後IDBGと連携して調査を実施することを想定している。
その調査内容としては以下を含める。

- MSが目指すソーシャルな側面をもった事業者を応援する投資家ネットワークの構築
- ファイナンシャルリターン以外で投資家が投資を判断する要素
- 投資家を募る際の最適なPR活動の内容（SNS、セミナー等）

## 3.3 C/P 候補機関組織・協議状況

### 3.3.1 銀行保険監督庁（SBS: Superintendencia de Banca, Seguros y AFP）

SBSは1931年に銀行法（Ley de Bancos）を基に、当時の16金融機関の監督庁として設立された。その後、ペルー国内の金融機関の拡大により、SBSは、金融・保険および個人年金制度の価値を最大化し、各組織の情報の透明性やサービスの向上による利用者の保護を目的とすることとなった。さらに、テロリズムへの資金調達やマネーロンダリングなどの摘発や防止もSBSが担当している。

SBSは、「1.2.3 ペルーにおける金融法規制」で記載した「金融・保険システム一般法」により組織の役割や規定が記載されている。SBSは大きく分けて、①金融機関、②保険機関、③年金基金の規制・監督を行っており、2018年6月時点において、それぞれ60機関、20機関、4基金存在する（表 1.2参照）。SBSの全職員数は約1,000人である。

本調査中にSBSへ訪問しクラウドファンディング法案の現状や中小零細企業の金融アクセスの現状に関して意見交換を実施した。面談時は、クラウドファンディング法案に関してはSMVを監督省庁とする法案の提出準備をしているとの報告を受け、その詳細に関しては「3.5.1 想定される法規制」の通りである。さらに、中小零細企業の金融アクセスに関しては「1.2.1 ペルーにおける金融環境」で記載の通り、農村部や低所得層への金融アクセスには課題が残るとした。

### 3.3.2 証券市場監督庁（SMV：Superintendencia de Mercado）

SMVは、国家企業証券監督委員会（Comisión Nacional Supervisora de Empresas y Valores）を前身として、1968年5月に公布された法律第17020号によって設立され、1970年6月より法令第18302号に従って業務を開始した。同法令では、SMVが株式市場、証券取引所、証券取引業者の調査、規制および監督を担当することを定めており、「1.2.3 ペルーにおける金融法規制」で記載した「証券市場監督庁組織法」により組織の役割等が規定されている。また、SMVはMEFに所属する専門機関であり、その目的は投資家の保護、市場の透明性の確保、適正な価格形成および情報の普及を促進することとなっている[50]。SMVの機能部門は４つ（慎重な監督、市場行動監督、調査・開発監督及びリスク監督）に分かれており、約270人の職員が勤務している。

リマ証券取引所は、1860年に創設され、翌1861年に業務を開始し、証券市場を通じて資金調達及び投資を促進し、資本市場の発展に貢献することを目的としている。上場企業の多くは鉱山セクターであり、その他に農牧セクター、金融セクター、工業セクター、サービスセクターの企業も上場している。2011年5月には、更なる証券市場の発展を目的として、リマ証券取引所、サンティアゴ証券取引所（チリ）、コロンビア証券取引所を統合したラテンアメリカ統合市場（Mercado Integrado Latinoamericano 、以下「MILA」）が発足した。2014年6月にはメキシコ証券取引所がMILAに加わり、現在、太平洋同盟諸国間の統合証券市場となっている。また、2012年にSMVは、SMV決議第025-2012-SMV/01号を通じて、中小企業向けの証券代替市場（Mercado Alternativo de Valores）を創設した。同市場は、中小企業が証券市場にアクセスし易いよう、リマ証券取引所よりも、要件や情報開示義務が緩和され、より低コストで資金調達を可能とすることを目的としている。

クラウドファンディング法案の監督省庁がSMVになるとの報告を各関係者との面談で報告を受けた為、本調査中に法案の状況とMSのクラウドファンディングに関して意見交換を行った。法案の状況に関しては「3.5.1 想定される法規制」の通りである。MSのクラウドファンディングが法案と整合性があるかに関して質問したところ、詳しくは法律が制定されないと判断できないが、特に問題ないとのことであった。

### 3.3.3 国立サンマルコス大学（UNMSM: Universidad Nacional Mayor de San Marcos）

本調査中にいくつかの大学との協議をする機会を設けることができ、その中から今後のC/P候補として、国立サンマルコス大学（Universidad Nacional Mayor de San Marcos、以下「UNMSM」）との覚書を締結した。本学は、20学部60学科、学部3万人、修士課程4千人、教員3千人、事務員3千人を擁するペルーでも最高ランクの総合大学である。アメリカ大陸最古の大学として、ペルー国内だけでなく全世界に卒業生を輩出している。所管省庁は教育省となる。C/P候補としての選定理由としては、UNMSMが国立大学という公共性がある点と優秀な学生を有している点以外に、本学が推進しようとしている事業とMSの事業の関連性が強い点である。UNMSMは2019年秋には、ケンブリッジ大学のThe Cambridge Centre for Alternative Financeにならい、学内にオルタナティブファイナンスセンター（仮）を設置する計画である。そのセンターの主要な関心の一つが、「新しい融資の形」であり、まさにクラウドファンディングやFintech、ベンチャーキャピタルをテーマとする予定であった。また、本学は、過去5年間７つの特許を取得するなど、イノベーションを推進するイニシアティブを採用しており、学生や卒業生の起業や事業展開も支援している。近年、クラウドファンディングの分野において、学生の取り組みや研究開発費、大学発ベンチャー企業の事

[50] SMVホームページ
(http://www.smv.gob.pe/Frm_Directorio?data=93B03BB32D6A5D0910B99F2975F5048C09A69206FA)

業資金の獲得等を目的として、大学が自らプラットフォームを運営する事例が米国を中心に増えており、今回の取り組みには当初より強い関心を示していた。本学が、国際化や民間連携にも力を入れており、連携に非常に協力的である。

## 3.4 他 ODA 事業との連携可能性

### 3.4.1 JICA

現在JICAが実施中の案件で本調査と直接的に関係する案件は少ないが、以下の直近の案件において、生産者の資金調達ニーズがあれば、MSが新設するクラウドファンディングプラットフォームを活用した資金調達の可能性はある。その為、新会社が設立され、事業が開始された際には連携の可能性を探る。

- 2011/08～2016/07　　カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクト（技術協力）

【概要】カハマルカ州対象地域において、農民組織の活動実施体制の整備・強化、農業生産性及び質の向上、農産物生産チェーンの整備、水土保全を通して、小規模農家の生計向上に向けたモデルの構築を行う。

本調査中に「カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクト」のカウンターパート関係機関である国立農業研究所のAlicia Elizabeth Medina Hoyos氏と面談する機会があり、MSのクラウドファンディング事業の紹介を行った。その際、Alicia氏はクラウドファンディングを活用した現地の生産者組織に対する資金調達の仕組みに関心があり、今後も情報共有することとした。

- 2012/06～2017/05　　マイクロビジネスによるアグロフォレストリー生産者コミュニティ支援事業（草の根技術協力）

【概要】自然環境等に大きく左右され生産性が低いウカヤリ州のアグロフォレストリー生産農家コミュニティがサッチャインチの生産・加工・販売を通じて生活改善に取り組む。

この後継事業として、アルコイリスカンパニーは「植物性高たんぱくミルクの製造開発とフェアトレードバリューチェーン構築に係る基礎調査」が実施された。本調査中にアルコイリスカンパニーの代表取締役の大橋則之氏と面談し、現地の設備投資などの資金調達のニーズ聞き取りを実施した。今後の連携の可能性を含め、情報共有を行っていく。
その他中小企業・SDGsビジネス支援事業のペルーにおけるビジネス化の出口として連携の可能性があると考えるため、今後も情報収集を行っていく。

### 3.4.2 CAF

CAFとしては、銀行やマイクロファイナンス機関に対する融資等は実施しているが、スタートアップのFintech企業に対して融資を行うことは難しく、CAFとの連携の可能性は低い[51]。

### 3.4.3 World Bank

WBグループのIFCでは、これまでFintech関連機関への投融資の経験があるが、既に関係構築を進めているJICAとIDBGとの協議を優先し、その後必要に応じてIFCとも意見交換を行う。

[51] 調査団面談

## 3.5 ODA 案件形成における課題･リスクと対応策

### 3.5.1 想定される法規制

#### （1） Fintech及びクラウドファンディング

ペルーには、2019年3月時点において、クラウドファンディングを含むFintechに特化した法令は存在しない。一方、2018年9月にFintech規制に係る国民的関心及び国民の必要性を宣言する法案が国会に提出され、また、クラウドファンディングに特化した規制を制定するためのイニシアティブがあり、概要及び進捗は以下の通りである。

#### （2） Fintech規制に係る国家的関心及び国民の必要性を宣言する法案[52]

2018年9月、人民勢力党のLourdes Alcorta国会議員により、Fintech規制に係る国家的関心及び国民の必要性を宣言する法案（法案第3403/2018-CR）が国会に提出された。同法案は、Fintech利用者の保護を目的とする法案で、Fintech規制に関する国家的関心及び国民の必要性を宣言するものである。

同法案提出の理由は、Fintechを通じた新たな金融商品・サービスにより、既存の金融機関と取引ができなかった多数の小零細企業や国民が、より迅速かつ簡単に金融にアクセスできる可能性があり、金融包摂に貢献し得ることである。他方、Fintechは市場の適切な行動と社会的保護を保証しつつ、国の金融システムの安定と統合を脅かしてはならず、同時に政府は同セクターの革新を制限しないことを保証しなければならないとしている。

同法案は、Fintech規制に関する国民的関心及び国民の必要性を宣言するに留まり、Fintech事業に関する具体的な規制が含まれているわけではない。現時点では、Fintechの具体的な規制を制定しようとするイニシアティブはみられない。

#### （3） クラウドファンディング法案

ペルーには、クラウドファンディングに特化した規制を制定しようとするイニシアティブは 2 つある。1 つ目は、2018 年 6 月に人民勢力党の Percy Alcalá 国会議員により提出された参加型金融調達プラットフォームの法的体制を規制する法案[53]（法案第 3083/2017-CR）である。同法案は 36 条で構成され、クラウドファンディングの種類別での規制の有無、SMV から事業実施に当たっての許可の必要性、禁止事項等が含まれている。

2 つ目のイニシアティブは、SMV、SBS、BCRP 及び MEF が協働で進めているものである。当初、クラウドファンディングの「貸付型」については SBS が監督するとの議論もなされたが、最終的にクラウドファンディング全般の監督庁は SMV となる予定である。

同法案の内容に関しては、一般に公開されていないが、MEF との面談によると、同法案は「金融型の参加型ファイナンス」のみを対象とするとのことである。金融型とは、クラウドファンディングの「株式型」と「貸付型」を対象とし、「購入型」と「寄付型」のクラウドファンディングは規制の対象外となる。法案には以下の 3 点が含まれる予定であるが、同法案はクラウドファンディングを促進するものであり、抑制する目的ではない為、上限額や最低額に関しては監督庁となる SMV が将来的に設定できるような権限を与える程度とする（詳細に関しては別添資料 2 を参照）。

- 個人投資家の投資額

[52] Proyecto de Ley que Declara de Interés Nacional y Necesidad Pública la Regulación de la Tecnología Financiera (FINTECH)

[53] Proyecto de Ley que Regula el Régimen Jurídico de las Plataformas de Financiamiento Participativo (PFP)

- 貸付型の場合の利息
- クラウドファンディング運営事業者の最低資本金

尚、クラウドファンディング法案は上記の通り 2 つ存在するが、既に 2018 年 6 月に国会に提出済みの法案は関係省庁の意見が必ずしも反映されておらず、2019 年 5 月に MEF が国会へ提出した法案が国会にて承認されることになる予定である。MEF によると、2019 年後半に国会でクラウドファンディング法が成立することを期待するが、国会での審議に関しては優先法案の有無にも関わる為、見通しは不透明とのことである。クラウドファンディング法案が国会で承認された後、SMV が細則を制定することになる。

### （4） クラウドファンディング事業実施に関連した法規制

上述の通り、現時点ではペルーにはクラウドファンディングに特化した規制はないものの、現行の法律に沿った形でクラウドファンディング事業を実施する必要がある。Fintech 及び金融規制に詳しいボダノビック法律事務所によれば、クラウドファンディング事業実施に当たり、関連した法規制は以下となる[54]。尚、クラウドファンディングの事業種別によっては関連のない法規制もある。

- 金融・保険システム一般法
- 証券市場法
- 税制
- 民法[55]
- 「逃避との闘い及び経済の正規化のための法律」の決済手段に関する規定
- 個人データ保護法及び細則[56]
- 消費者保護擁護法規
- ファクタリング関連法規定[57]
- 電子マネー関連法規定
- 資産ロンダリング及びテロリズムへの資金調達防止（PLAFT）関連規定
- ペルー資金情報機関設立法
- 金利制限[58]

MS が想定する進出形態で適用される具体的な法規制とその対応策に関しては「4.6 想定される課題・リスクと対応策」に後述する。

## 3.5.2 C/P体制面にかかる課題／リスク

JICAの普及・実証・ビジネス化事業を想定して、C/P機関としてUNMSMとのMOUを締結している。UNMSMはペルーのトップ大学であり、優秀な教授や学生が揃っている為、事業期間中には、大学側からプラットフォーム構築の際に必要なエンジニアや投資家ネットワーク構築の為の人材の提供を要望している。事業開始時には改めてUNMSMとの協議を重ねて詳細な役割分担を決定し、再度MOUを締結する。また、事業終了後もプラットフォーム

[54] ペルーにおけるFintech産業のパノラマ（El Panorama de La Industria Fintech en Perú）、2018年11月、ボダノビック法律事務所
[55] Código Civil（立法令第295号）
[56] Ley de Protección de Datos Personales（法律第29733号、2010年7月公布）及びReglamento de la Ley N° 29733 Ley de Protección de Datos Personales（大統領令第 003-2013-JUS号、2013年3月公布）
[57] ファクタリング、ディスカウント及びファクタリング会社細則（Reglamento de Factoring, Descuento y Empresas de Factoring, SBS決議第4358-2015号）等
[58] Límites a las Tasas de Interés（BCRP通達第021-2007-BCRP号、2007年9月公布）

の活用が人員変更などが生じても持続的に行えるよう、事業中にワークショップ等を開催し、技術移転を実施する。

## 3.6 環境社会配慮

### 3.6.1 女性経営者の企業の金融アクセス状況

世界的に女性の金融包摂は進んできているものの、約35%の女性が銀行口座を有しておらず、低所得層の女性に限れば、70%が銀行口座を有していない。ラテンアメリカにおいても、女性は男性に比べて、金融システムから排除されており、男性の59%が銀行口座を有しているが、女性は52%に留まる。また、男性の16%が金融機関に貯金をしているが、女性は10%に留まり、更に、男性の11%が金融機関から融資を受けているが、女性は9%に留まる。

男女間に置いて金融アクセス格差が生まれる理由としては、女性側から見ると、以下が挙げられる。

（1） 家事や育児などによる時間と移動の制限
（2） 女性が金融サービスにアクセスするインセンティブを下げる文化的・社会的規範
（3） 適切な情報やネットワークへの限られたアクセス

他方、金融機関側から見ると、以下が挙げられる。

（1） 女性の所有権、特に土地所有権、流通経路や製品等における革新の妨げとなる法的及び規制上の制限
（2） 金融インフラの不足
（3） 金融機関の実務におけるジェンダー偏見
（4） 女性の様々なセグメントの必要性に見合っていない金融製品、サービス及びメカニズム

以上の点から、女性ならびに女性が経営する中小企業は融資へのアクセスが容易ではない[59]。

2015年の全国世帯調査によれば、ペルーにおいて、労働人口の44%（約7百万人）は女性である。女性の多くは、商業26%（約180万人）、農業・狩猟・林業22%（約155万人）に従事している。他方で、セクター別でみると、女性が占める割合が高いセクターは、一般世帯での家庭サービス94%、ホテル・レストラン75%、社会・保険サービス68%である。近年、労働市場における女性活躍の飛躍は見られるものの、男性と比較して、あらゆる経済セクターにおいて給料・収入面での格差が顕著であり、同じ業務において平均73%しか給料・収入を得ていない（表 3.2参照）。

**表 3.2 ペルーにおける男性比女性の職業、給料及び労働時間（2015 年）**

| 職業セクター | 女性の職業 | | | 女性の月収 | | 女性の労働時間 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人数（千人） | 割合 | 男性比 | 金額（ソル） | 男性比 | 週平均 | 男性比 |
| 全職業合計・平均 | 6,947 | 100 | 43.6 | 1,006 | 0.73 | 37 | 0.90 |
| 農業・狩猟・林業 | 1,551 | 22.3 | 38.9 | 354 | 0.60 | 29 | 0.86 |
| 製造業 | 604 | 8.7 | 39.8 | 893 | 0.55 | 36 | 0.76 |
| 商業 | 1,799 | 25.9 | 60.8 | 859 | 0.61 | 43 | 0.91 |
| ホテル・レストラン | 814 | 11.7 | 74.8 | 927 | 0.63 | 40 | 0.87 |
| 輸送・保管・通信 | 127 | 1.8 | 9.9 | 1,702 | 1.37 | 44 | 0.84 |

[59] 報告書「2018年ラテンアメリカにおけるFintech：成長と強化（Fintech en América Latina 2018: Crecimiento y Consolidación）」（2018年）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産・レンタル | 274 | 4.0 | 36.6 | 1,400 | 0.69 | 38 | 0.83 |
| 公共・防衛行政 | 225 | 3.2 | 32.9 | 1,823 | 0.84 | 42 | 0.90 |
| 教育（私立） | 477 | 6.9 | 59.2 | 1,398 | 0.85 | 32 | 0.96 |
| 社会・保健サービス（民間） | 254 | 3.7 | 68.3 | 1,844 | 0.85 | 38 | 0.96 |
| コミュニティ・社会・人材サービス | 310 | 4.5 | 53.5 | 752 | 0.55 | 30 | 0.73 |
| 家庭サービス | 370 | 5.3 | 94.1 | 797 | 0.75 | 44 | 0.91 |
| 漁業・工業・建設業 | 68 | 1.0 | 5.0 | 2,225 | 1.20 | 41 | 0.90 |
| 他のサービス | 74 | 1.1 | 46.1 | 2,441 | 0.84 | 43 | 0.93 |

出典：国家世帯調査による2015年国家世帯調査、PRODUCE

また、女性が働く企業の規模をみると、女性の50%が零細企業（2-10名の従業員）、25%が独自（1人）で働いている。2015年の国家企業調査によれば、正規企業の経営者の28%は女性であり、その多くは零細小企業である。経済セクター別にみれば、女性経営者は商業56%、サービス業30%、製造業12%に従事している。さらに、国家企業調査によれば、事業を始めるに当たり、女性小零細企業経営者の39%が融資にアクセスできており、男性小零細企業経営者は37%で2%劣り、大きな男女格差はみられない[60]。尚、男女別の資金調達状況に関して、小零細企業経営者に限定せず、SBSが2018年6月にも実施した調査において、融資利用率は女性が48.6%は男性が51.4%となり、女性の融資利用率が約3%低い状況となっている。また、リマ首都圏と地方において、男女間における融資利用率に格差は見られない[61]。

2015年の全国世帯調査によれば、自営業の男性は約180万人、女性は約145万人であり、男女比率はそれぞれ55.5%及び45.5%である。女性自営業者のうち、9.8%が自然人、0.2%が法人登録しておりRUC番号を保有しているが、90%がRUC番号を有していない。また、2.4%しか会計帳簿を有していない[62]。

以上のことから、ペルーでも女性ならびに女性経営者に対する融資の難しさがある程度存在する。女性は、融資歴が短く、より所有権を有していないため、利子が高くなりやすく、また、より多くの保証を要求される傾向がある。これを解決する為に、政府は女性の所有権や土地所有権に関する法的・規制上の制限を改善する等の対策を講じていく必要がある。

## 3.7 ODA を通じて期待される開発効果

ペルー国の開発課題への貢献可能性として「2.4 開発課題解決貢献可能性」にて、MSのマイクロ投資クラウドファンディング形式が事業者に対する以下のメリットとがあることにより、中小零細企業の金融アクセス向上に貢献することを述べた。

① 資金調達コスト
② 貸付期間
③ アクセス向上
④ 正規化

[60] 報告書「ペルーにおける企業家女性のプロフィール：国内の女性起業家の豊かさの変化（Perfil de la Mujer Emprendedora en el Perú: Cambio en el bienestar de las empresarias en el país）」、2017年6月、生産省
[61] ペルー：金融システム・保険・年金に関する金融包摂指標報告書（Perú: Reporte de Indicadores de Inclusión Financiera de los Sistemas Financiero, de Seguros y de Pensiones）、2018年6月、SBS
[62] 報告書「ペルーにおける企業家女性のプロフィール：国内の女性起業家の豊かさの変化（Perfil de la Mujer Emprendedora en el Perú: Cambio en el bienestar de las empresarias en el país）」、2017年6月、生産省

以上の開発課題への貢献性とは別に、ODA事業を実施することで期待される事としては、より零細企業や非正規セクターへの金融アクセス向上が挙げられる。ビジネスの観点から民間企業への資金調達の支援を考えた場合、より大きい額の資金調達を必要とする比較的大きな企業へのアプローチするほうがコストが安くなる。さらに、大・中企業のほうが監査法人等を利用しており、企業の情報を正確に把握することができる。一方、小規模・零細企業は資金調達額が少ない為コストが高くなり、さらに企業情報の不正確性が懸念材料となる。以上のことを鑑みると、通常のビジネスモデルでは中規模以上の企業を対象としたマイクロ投資クラウドファンディングとなるが、ODA事業を活用することで小規模・零細企業を対象とするコストとリスクが高いビジネスモデルの実証実験が可能となる。その実証実験で、業種や事業規模などを精査することができれば、通常のビジネスの形である事業者と投資家から手数料を得るビジネスモデルに移行し、ODA事業後はビジネスとして小規模・零細企業を対象としたクラウドファンディングが実施できる。中規模以上の企業を対象としたビジネスモデルを展開することがスムーズな事業が期待できるが、その分今まで既存の金融機関から除外されてきた事業者が対象とならず、ペルー国の開発課題への貢献度が小さくなってしまう。その為、ODA事業を活用することでMSのビジネスモデルを開発効果が高い小規模・零細企業も対象とすることが可能となる。

定量的な効果としては、ODA案件実施前に、事業者の事業内容と財務状況を把握し、以下の要素を定量的に評価することが可能である。

① 活用した事業者数
② 活用した事業者の会社規模
③ 資金調達額
④ 資金使用用途
⑤ 資金調達後の財務状況の変化
⑥ 事業者の顧客数の変化

# 4 ビジネス展開計画

## 4.1 ビジネス展開計画概要

MSは個人の共感に支えられたインパクト投資を通じ、様々な社会課題を解決し、新しい未来を築いていくとともに、「金融」を通じた新たな価値の提供を目指している。具体的には10年後に世界におけるインパクト投資をリードしている存在となることを目指しており、そのために日本国内だけではなく、国外でもサービスを提供しプレゼンスを高めていく方針である。

国外については、これまでにカンボジア、ベトナム、ペルーの金融機関（Abaco）およびタイの企業に対し、マイクロ投資クラウドファンディング手法によって日本国内の投資家から資金調達をしてきた。

今後、中南米については、ペルーを起点に中南米全体に展開することを検討しており、まずはペルーにAbacoとの新会社を設立し、現法に沿ったクラウドファンディング事業の開始を目標とする。新会社のビジネスモデル等の詳細を以下に記載する。

## 4.2 市場分析

非公開

## 4.3 バリューチェーン

非公開

## 4.4 進出形態とパートナー候補

非公開

## 4.5 収支計画

非公開

## 4.6 想定される課題・リスクと対応策

非公開

## 4.7 ビジネス展開を通じて期待される開発効果

「2.4 開発課題解決貢献可能性」で主に事業者の金融アクセス向上にMSのペルー事業が貢献する旨を記載したが、ビジネス展開をすることで国の戦略であるペルー金融包摂国家戦略で目標としている中小零細企業の融資利用率向上に貢献することができる。さらに、電子マネーやクレジットカード決済等のサービスを取り入れることで、同戦略内の年間一人当たりの電子決済数へも貢献する。具体的にどういった要因が融資利用率向上に繋がるかを以下に示す。

### （1） クラウドファンディング業界の活性化

MS単独でペルー国内全地域の金融アクセス向上に寄与することは難しいが、ペルー国内のクラウドファンディング業界全体を活性化させることで、様々な会社が独自の特性を生かした金融商品の提供を促すことが可能である。MSは日本国内では一般社団法人第二種金融商品取引業協会の理事を務めるなどの業界活動などを実施し、日本国内のクラウドファンディング業界を先導してきた[63]。この経験を活かし、ペルー内のクラウドファンディング業界への助言や、政府との交渉などを通じて、業界の活性化に貢献することが可能である。

### （2） アマゾン地域や山岳地域の事業者の金融アクセス向上

既存の金融機関では運営コストの関係からアマゾン地域や山岳地域への進出が遅れ、地域格差が生じている。MSのビジネスでは、物理的な支店などを設置する必要がない為、運営コストを最小限に抑えながら地理的な制約を減らすことが可能であり、地方都市の金融アクセス向上に貢献することができる。ただし、クラウドファンディング特有の課題として、インターネット上での取引という点があるが、事業者に関してはインターネットでの取引だけに限らず電話などでの対応なども含めて使用する媒体の選択肢を増やすことを想定する。

### （3） 女性の金融アクセス向上

「3.6.1 女性経営者の企業の金融アクセス状況」で記載した通り、女性が土地を所有していないことや融資歴が短いことから信用情報が少なく、従来の金融機関での金融アクセスが限定的であることが課題となっている。この点では、新会社のクラウドファンディング事業では、必ずしも信用情報に限らず、いかに事業者が投資家に訴えかけるストーリーで共感性を得ることができるかが焦点となってくる為、この課題を解決することができる。

---

[63] 一般社団法人第二種金融商品取引業協会ウェブサイト
（https://www.t2fifa.or.jp/about/index.html）

## 4.8 日本国内地元経済・地域活性化への貢献

ペルーは、世界で3番目に大きな日系人コミュニティが存在する国であり、国内に10万人程度の日系人がいるとされ[64]、日本の文化や食生活が受け入れられやすい環境が整っている。さらに、GDP成長率4%以上であるペルーは継続して経済成長が見込まれ、日本企業が進出する国としては有力な候補となりうる[65]。しかし、日本の中小企業がペルー進出する際のボトルネックとなるのが資金調達である。その資金調達の仕組みとして、MSが持つ日本のセキュリテと、ペルーで設立する新会社のクラウドファンディングを活用することが可能であり、日本企業のペルー進出の敷居を低くすることができる。新会社ではペルー国内の事業者やFintech企業とのネットワークを有する為、ネットワークの関係会社を進出する日本企業へ紹介することで、会社のマッチングサービスなども提供することが可能となる。実際に調査中にはペルー特有の食品などを扱う日系事業者とも面談を実施し、資金調達の仕組みとして好感触を得ている。その他には海産物、コーヒー、民芸品なども考えうる。

また、日本のセキュリテを利用する日本企業と、ペルーで日本へ商品等を輸出しようとする企業を紹介することで、日本企業の成長を手助けすることができる。例えば、ペルー国内のコーヒー農園を経営する事業者に対してクラウドファンディングを通じて資金調達を行い、その事業者が収穫したコーヒー豆を日本のセキュリテ顧客であるコーヒー輸入業者やコーヒー豆販売業者に繋ぐことで、双方の事業者を手助けすることが可能である（図4.1参照）。

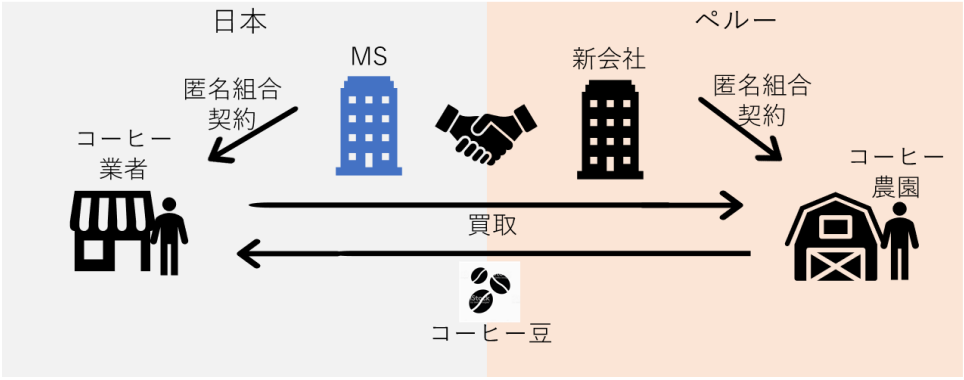


出典：調査団作成

図 4.1 日本セキュリテとペルー新会社の提携想定図

[64] 外務省ウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/peru/data.html）
[65] JETROウェブサイト（https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/pe/basic_03.html）

# 5 英文要約（Executive Summary）

## 5.1 Counterpart/Regional Development Challenges

According to statistics for 2016 from the Peruvian agency that oversees banking and securities (Superintendencia Nacional de Banca y Seguros, “SBS”) and the Ministry of Production (Ministerio de la Producción, “PRODUCE”), 99.5% of the roughly 1.74 million official enterprises registered with the Peruvian agency that oversees customs and tax affairs (Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria, “SUNAT”), are small and medium-sized enterprises (SMEs) or micro-enterprises. Of those enterprises, only 6.7% have access to financing through the financing system. Statistics show that roughly 70% of enterprises in Perú are unofficial, and that most of those are SMEs or micro-enterprises. Thus, access to financing is a major challenge for SMEs and micro-enterprises, including unofficial enterprises.

The following are characteristics of the microfinancing that many of these small enterprises and micro-enterprises in Perú turn to amidst these circumstances. Microfinancing in Perú is increasing year by year; it rose from roughly 7 billion USD in August 2011 to roughly 9.5 billion USD in August 2015 and roughly 11.5 billion USD in August 2018. However, microfinancing as a proportion of the entire financing system has decreased from 18% in August 2011 to 13.5% in August 2015 and 13% in August 2018 (See Figure 1.1as reference). The reason for this is that the amount loaned to major corporations and the like has increased substantially.

To address this challenge, the Peruvian government took the initiative to establish the Multisector Commission on Financial Inclusion in February 2014 in order to promote financial inclusion as a priority task. The Ministry of Economy and Finance (Ministerio de Economía y Finanzas, “MEF”) functions as the head of the commission, and the members comprise the Ministry of Development and Social Inclusion (Ministerio de Desarrollo e Inclusión Social, “MIDIS”), the Ministry of Education (Ministerio de Educación, “MED”), SBS, the Central Reserve Bank of Perú (Banco Central de Reserva del Perú, “BCRP”) and the Bank of La Nación. In July 2015, with cooperation from the public and private sectors and multisector cooperation, the Multisector Commission on Financial Inclusion formulated the National Strategy on Financial Inclusion (Estrategia Nacional de Inclusión Financiera Perú) for promoting access to, and the use of reliable, efficient, innovative, integrated financial services according to the needs of the different classes of society. The strategy comprises three main guarantees (access to financing, the use of financing and the quality of financing), seven fields of action (savings, payment, fundraising, insurance, consumer protection, financial literacy education, and a group for socially vulnerable people), and 68 action plans. The members of the commission are proceeding with measures according to the action plans, and are reporting on the progress every six months.

The Peruvian government, financial institutions and others are undertaking various measures toward financial inclusion as described previously; however, improving access to, and the use of financing by small enterprises and micro-enterprises, low-income people and people in rural areas remain as major ongoing challenges. The existence of these challenges can be explained by many reasons. Many SMEs and micro-enterprises and low-income people lack access to the financial system. There are an extremely high number of unofficial enterprises. E-money has not caught on because it is not well known and the telecommunications infrastructure is underdeveloped, particularly in rural areas. Financial literacy is low among the people of Perú.

This study and project are positioned as part of the Japanese government’s policies for Perú, specifically the first policy, which is “to develop economic and social infrastructure and to rectify inequality”. As part of the central target of this first policy, we are analyzing the present state and challenges as follows. Stable economic growth over the past several years has facilitated the development of economic and social infrastructure, but it has not yet reached a level sufficient to guarantee sustained economic growth into the future. Furthermore, with the gap between the poor and the wealthy as the top challenge, the Peruvian government has developed economic and social infrastructure so that the benefits of economic growth reach more poor people, and has placed the utmost priority on projects that benefit poor people in rural areas. Through analysis of

problems faced by rural enterprises and the present state of financial inclusion, this study will contribute to the analysis of the economic and social infrastructure.

## 5.2 Proposed Enterprises, Products and Technology

MS is helping enterprises raise funds through crowdfunding, a mechanism by which funds are collected from untold numbers of people through the internet. To date, MS has set up over 840 equity-based crowdfunding projects that raised a total of roughly 8.8 billion JPY for more than 560 companies throughout Japan, and already counts 80,000 investors in Japan as members. MS has provided fundraising support for SMEs and micro-enterprises mainly in Japan by collaborating with municipal governments throughout Japan on over 20 projects, and with more than 80 financial institutions throughout Japan.

There are three main types of crowdfunding: purchase-based crowdfunding, donation-based crowdfunding, and equity-based crowdfunding. MS treats micro-investment crowdfunding, a type of equity-based crowdfunding, as financial instruments. Through MS, individual investors directly contribute even small amounts of money in specific enterprises through an online platform using silent partnership agreements. As with stocks, the principal is not guaranteed. However, the individual investors are not regarded as stockholders, and do not have the right to make business decisions or the like, which is the case with financing. Thus, MS offers a product that functions as a hybrid between stocks and financing. Even compared with the US famous crowdfunding enterprise and others, a major characteristic of MS is that most of its individual investors do not invest solely in pursuit of profits; their "empathy" with projects and the way they are designed drives them to invest as a way to contribute to society.

The micro-investment crowdfunding that MS manages involves two main parties: the enterprises, who borrow the funds, and the investors, who supply the funds. The following are critical points for successfully locating enterprises in Perú:

Empathy with target project: Enterprises that investors want to support

Accuracy of project plans: Create project plans that are a determining factor in investment

Methods of contribution/distribution generated by the flow of money

In addition, during this study, a questionnaire survey was administered to Peruvian people to inquire about the possibility of investment using crowdfunding. The results are as follows.

| | |
|---|---|
| Knowledge of crowdfunding | Well understood: 14%<br>Understood, but no understanding of how it works: 23%<br>Somewhat understood: 33%<br>No understanding: 30% |
| Interest in equity-based crowdfunding | Interested, depending on the nature of the project: 45%<br>Interested: 34%<br>Undecided: 13%<br>Not interested: 5%<br>No response: 3% |
| Types of products purchased when participating in equity-based crowdfunding | Social investment to support rural micro-enterprises: 28%<br>High-risk high-return investment: 26%<br>Low-risk low-return investment: 23%<br>Startup support: 9%<br>Other: 6%, No response: 8% |
| Types of crowdfunding projects | Projects that use cutting-edge technology: 14%<br>Hotel and tourism projects: 11%<br>IT-related projects: 10%<br>Natural energy projects: 9%<br>Projects in foreign countries: 8%<br>Agricultural projects: 8%<br>Processing projects: 8%<br>Hospitals/education-related projects: 6%<br>Microfinancing projects: 6% |

| | |
|---|---|
| | Textile projects: 5%<br>Fishing/livestock/brewery/infrastructure projects: 3%, Other: 3% |
| Crowdfunding investment amounts | Average amount: 41,337 USD. Maximum amount: 3,137,150 USD.<br>1-500 USD: 8%<br>501-1,000 USD: 7%<br>1,001-5,000 USD: 33%<br>5,001-10,000 USD: 16%<br>10,001-20,000 USD: 13%<br>20,001-50,000 USD: 12%<br>More than 50,000 USD: 11%<br>(Non-responses excluded) |

This questionnaire survey revealed that investors are middle class or higher people who are 30 to 59 years of age. This segment contains many people who are knowledgeable about and interested in crowdfunding, and sufficient funds can be raised through their investment in crowdfunding projects. However, many other people are also interested in the details of these projects; therefore, the screening process should include reviews of factors such as feasibility, personalities of enterprises, and profitability. In addition, designs of products for crowdfunding projects include those that emphasize the social benefits of the projects; thus, the lineup could include investment in rural micro-enterprises.

## 5.3 ODA Projects

JICA and IDBG presently have market-ready schemes for receiving support from development financial institutions. JICA schemes applicable in Perú include "Diffusion, Demonstration, and Implementation Projects," which is the scheme following this study, and "Private Sector Investment Finance," which is a method of fundraising. "Diffusion, Demonstration, and Implementation Projects" would involve collaborating with the national university of Perú to provide micro-investment crowdfunding to Peruvian SMEs and micro-enterprises as pilot tests. As for the Private Sector Investment Finance scheme, the decision has been made to consider contributions from JICA Private Sector Investment Finance as a method of fundraising two to three years after companies have been established and launched projects on a trial basis.

IDBG has the IDB Lab, which exists mainly to adapt private-sector-driven innovations and solutions on a trial basis in response to development challenges. The IDB Lab's two support schemes, "Simple Agreement for Future Equity" and "Contingency Recovery Grant," should be suitable for new companies set on establishment after the study. JICA and IDBG will collaborate as they continue to proceed.

Legal Regulations

In Perú, SMV, SBS, BCRP and MEF are working together on an initiative to establish specific regulations for crowdfunding. Their bill only targets "financing-based participatory financing." Here, "financing-based" refers to equity-based and loan-based crowdfunding; purchase-based and donation-based crowdfunding are outside the scope of the regulations. The bill will include the three points below. Because the bill seeks to promote rather than restrict crowdfunding, it does not contain maximums or minimums, but it may give SMV, the supervising agency, the authority to set maximum and minimum amounts in the future.

- Investment amounts from individual investors
- Interest rates for loan-based crowdfunding
- Minimum capital stock for the enterprises that manage crowdfunding

Degree of Contribution to Addressing Development Challenges

As explained previously, the Peruvian government and private enterprises are implementing various efforts to overcome the country's challenges with respect to the financial environment,

which include a large number of unofficial enterprises and geographic factors. However, at this time it is difficult to say that they have achieved financial inclusion. There are 60 financial institutions under SBS supervision and 150 savings and credit cooperatives registered with FENACREP in addition to microfinancing institutions that only handle loans; the considerable number of financial institutions in Perú suggests that the market should be competitive. However, interest rates, loan periods and geographical factors limit people's access to financing. First, a regional gap exists; people in rural areas have difficulty accessing financial services. Furthermore, when banks perform risk screenings, they are particularly harsh on people who work in the agricultural and fishing industries. For some time, this has prevented them from receiving loans, and in some cases, even when they successfully receive loans, the interest rates are so high that they burden the enterprises with extra costs. Regarding loan periods, banks have failed to develop financial instruments that accommodate the distinct schedules of harvesting and breeding peculiar to agricultural and fishing enterprises. The micro-investment crowdfunding that MS offers can solve these problems.

# Feasibility Survey for Micro Investment Crowdfunding to Support Local Micro, Small and Medium Businesses in Peru

## SME and Counterpart Organization

- Name of SME : Music Securities,Inc.
- Location of SME : Tokyo, Japan
- Survey Site・Counterpart Organization : SBS, SMV, SUNAT

Example of micro-investment crowdfunding platform web site

## Concerned Development Issues

- Financial access of local micro, small and medium businesses is limited to a commercial bank in Peru.
- Although there are various financial technologies in other countries, financial service providers are constrained to a commercial bank in Peru.

## Products and Technologies of SME

- Provide new way of financial access to small and medium businesses beside from a commercial bank
- Present Micro Investment Crowdfunding, an empathy driven funding mechanism, which connect individual investors and small and medium businesses

## Proposed ODA Projects and Expected Impact

- Overseas investment in the establishment of micro-investment crowdfunding platform in Peru, which will bring the expansions of Japan-Peru businesses by SMEs in both countries.
- By development of Japan-Peru business, a related company will expand its works and lead to job creation in Japan

別添資料1：法律調査報告書

# 税の規制体制

## 適用可能な法的規則並びに租税裁判所およびSUNATの宣告



sumara HUB LEGAL BDO

# 参加型パートナーシップ(AP)

一般会社法（法律N° 26887）は、いわゆる「パートナーシップ契約」の一環として、その第5巻でAP契約（AP）を規制する。 以下に関連条項を引用する。 最初の2つは、一般のあらゆるパートナーシップ契約を指す。

***第438条.-範囲***

*パートナーシップ契約は、関係当事者の共通の利益のために、特定の事業または企業における参加および統合の関係を作り出し、規制するものと見なされる。 パートナーシップ契約は法人を生成するものではなく、書面によるものでなければならず、登録簿への登録の対象とはならない。*

***第439条.-金銭、商品、またはサービスの出資***

*当事者は、契約に定められた金銭、商品またはサービスの出資を行う義務を負う。出資額が示されていない場合は、当事者は、利益に対する持分に比例して、事業または会社の実現に必要な出資を実行する義務を負う。*

*金銭、商品またはサービスの提供は、契約に定められた時期、場所および形式で行われる。規定がない場合は、適用される限り、本法律で定められた出資金に対する規則が適用される。*

***第440条.-AP契約***

*特定の出資金と引き換えに、アソシアンテ（業務担当者）と呼ばれる者がアソシアド（出資パートナー）と呼ばれる別の者に、1つあるいは複数の事業または企業の利益の分け前を交付する契約である。*

***第441条.-特徴***

*アソシアンテは自身の名前で行動し、APは会社名または名称を持たない。*

*事業または会社の経営は、もっぱらアソシアンテのみの担当であり、第三者とアソシアドとの間に法的関係はない。*

*第三者はアソシアドに、あるいはアソシアドが第三者に対し、権利を取得したり、義務を負うことはない。*

*契約は、対象であるアソシアンテの事業または企業に対してアソシアドが行使すべき監査または制御の形態を決定することができる。*

*アソシアドは、実行された事業の終了後および各年度末に会計報告を受ける権利を有する。*

***第442条.-パートナーシップ提携の制限***

*アソシアンテは、アソシアドの明示的な同意なしに、同じ事業または企業へ他人を参加させることはできない。*

***第443条.-出資資産の所有権の推定***

*第三者に関しては、アソシアドの名義でレジストリに登録されているものを除き、アソシアドによって提供された資産はアソシアンテの所有物と推定される。*

***第444条.-割り当ておよび特例***

*別段の合意がない限り、アソシアドは利益の割り当てと同様に、出資額を超えない損失も割り当てられる。個人が損失の割り当てがなく利益に参加すること、あるいは特定の出資がなくても利益または損失が割り当てられることを契約で同意することができる。*



sumara HUB LEGAL BDO

# 参加型パートナーシップ（AP）

明示的にAPを参照する唯一の課税規則は、2000年3月21日に発行された**監督局の決議N° 042-2000-SUNAT**である。この規定を通して、業務提携契約の年次宣誓申告書およびAPの単一納税者登録簿（RUC）からの撤退要求の手続きに関する規則が承認された。

.当初は、私たちの所得税法はAPに財政的に透明な実態の扱いを与えたため、RUCに登録し、原則として当事者と独立した帳簿をつけ、純所得を決定し、年度末にそれを当事者に帰属しなければならなかった。この状態は1998年まで続いた。1998年12月30日に発行され、1999年1月1日に発効した法律N° 27034によって導入された所得税法の改正により、APの扱いはその法的性質と一致させるように変更された。つまり、当事者と差別化された納税者または事業体と見なされなくなった。この基準では明確に示されないが、法律N° 27034の動機に関する声明を読み、一般会社法に定められているものを論理的かつ首尾一貫した解釈をすれば、この変更によりAPの目的事業に対する税は、ビジネスの所有者であるアソシアンテのみに課されるということが理解できる。これに関しては、租税裁判所の法原理と法理学に合意がある。 所得税法のレベルで明確でないのは、アソシアンテとアソシアドの両者の観点から、ビジネスが利益を生み出したときにアソシアンテがアソシアドに支払う分け前の扱い方に関することである。

以下で、この監督局決議の関連条項（法定以下のランクの規則）を引用する。

***第3条.-パートナーシップのRUCからの撤退***

*監督局決議N° 61-97/ SUNAT第9条のi）の規定に従って、所得税の対象と見なされたか、または契約当事者と独立した会計処理を行っていたため単一納税者登録簿（RUC）への登録を要求したAPは、前記登録簿からの撤退を要求しなければならない。*

*申請書は、フォームN° 2135 -「登録・租税解除申請書」を使用して、今年の4月の最終就業日までに提出する必要がある。*

***第4条.-アソシアンテの1999年次宣誓申告書***

*最高政令N° 194-99-EFの第7経過及び最終規定の第3段落を遵守するために、アソシアンテは1999年の課税年度の年次宣誓申告書を提示し、対応する所得税の支払額が決定される。そのために、パートナーシップの収支を自身の収支の一部として見なす。*

***第5条.-アソシアドが1999年の課税年度内に行った予定納税***

*所得税法第88条のb）に規定されているように、パートナーシップより受け取った収入に対して行われたものも含めて、アソシアドは1999年度中に支払われたすべての予定納税を使用することができる。*

***第6条.-分け前の取扱い***

***アソシアドは、分け前を所得税の第3のテゴリーの所得として宣言し、アソシアンテは適宜それを経費または費用として差し引く。***



sumara HUB LEGAL BDO

# APに関する租税裁判所の法理学

**租税裁判所の決議N° 00732-5-2002**

*「(...)*

*この契約(AP)の特性を考慮して、独立した会計処理が行われない場合は、所得税法第14条のk)の規定に従って、アソシアンテは売上による総収入および発生したすべての費用を帳簿に記録する責任を負う。*

*同様に、所得税法第29条に従って、得られた所得はたとえ個人口座において記載されていなくても契約当事者のものとされ、同人に分配されてたと見なされる。*

*したがって、アソシアドに与えた分け前が差し引かれるので、APを通じて得た利益に対する所得税の支払いに関してはアソシアンテは一切の責任を負わず、財務省に対する返答の責任はアソシアドにある。*

*このように、2000年3月22日から施行され、1999年度の所得税の決定に適用される監督局決議N° 042-2000-SUNAT第6条は、アソシアドが分け前を所得税の第3カテゴリーの所得であると宣言し、さらにアソシアドは必要に応じてそれを経費または費用として差し引くことを定める。」*

**租税裁判所の決議N° 00727-3-2010**

*「(...)*

*また、前述の法律N° 27034第3条により、所得税法第14条の最終段落が改正され、これにより一般会社法第423条が見越す不規則な会社(ただし、同条の5および6で規定される状況の発生により不規則性を得た会社を除く)、財産共有、独立した会計処理を行わない共同事業やコンソーシアムおよびその他の業務提携契約の場合には、会社に所属するあるいは契約者である自然人または法人に、所得が割り当てられることが示された。*

*所得税法第29条に従って、得られた所得はたとえ個人口座において記載されていなくても契約当事者のものと見なされ、同人に分配されてたと見なされる。*

*(...)*

*引用された規則より、AP契約はその構成員と異なる会計を持たないため、契約の対象である事業がアソシアンテの責任である場合は、それらは所得税が課せられなく、所得税の決定はアソシアンテに対応する。この基準は、本裁判所が決議N° 03199-3-2005で定めたものと一致する。*

*また、本裁判所は決議N° 00732-5-2002より、所得税法第14条の上記小項k)の規定に従って、アソシアドに割り当てられた分け前を経費として差し引き、アソシアンテは売上からの総収入および発生したすべての経費を帳簿に記録しなければならない。」*



sumara HUB LEGAL BDO

# APに関する租税裁判所の法理学

**租税裁判所の決議N° 18351-4-2013**

*「(...)*

*また、前述の法律N° 27034第3条により、所得税法第14条の最終段落が改正され、これにより、一般会社法第423条が見越す不規則な会社（ただし、同条の5および6で規定される状況の発生により不規則性を得た会社を除く）、財産共有、独立した会計処理を行わない共同事業やコンソーシアムおよびその他の業務提携契約の場合には、会社に所属するあるいは契約者である自然人または法人に、所得が割り当てられることが示された。*

*所得税法第29条に従って、得られた所得はたとえ個人口座において記載されていなくても契約当事者のものと見なされ、同人に分配されてたと見なされる。*

*(...)*

*引用された規則より、AP契約はその構成員と異なる会計を持たないため、契約の対象である事業がアソシアンテの責任である場合は、それらは所得税が課せられなく、所得税の決定はアソシアンテに対応する。この基準は、本裁判所が決議N° 03199-3-2005で定めたものと一致する。*

*また、本裁判所は決議N° 00732-5-2002より、所得税法第14条の上記小項k）の規定に従って、アソシアドに割り当てられた分け前を経費として差し引き、アソシアンテは売上からの総収入および発生したすべての経費を帳簿に記録しなければならない。」*



sumara HUB LEGAL BDO

# APに関する租税裁判所の法理学

**租税裁判所の決議N° 00637-2-2017:**

*「(...)*

*1998年12月30日発行の法律N° 27034により改正された所得税法第14条の小項k)に従って、以下が所得税の納税者である:「一般会社法の第423条が見越す不規則な会社、財産共有、会員や契約者と独立した会計処理を行う共同事業、コンソーシアムおよびその他の業務提携契約」。また、前述の法律による上記条項の最終段落の改正に従い、「一般会社法の第423条が見越す不規則な会社(ただし、同条の5および6で規定される状況の発生により不規則性を得た会社を除く)、財産共有、独立した会計処理を行わない共同事業やコンソーシアムおよびその他の業務提携契約の場合には、会社に所属するあるいは契約者である自然人または法人に、所得が割り当てられる。」*

*前述の法令の第7経過及び最終規定は、以下を定める:「法律N° 27034の規定は1999年の課税年度に適用されることを明記する。この規則の施行日当時に存在する業務提携契約およびAP契約にも適用される。」*

*これらの規制改正に関して、租税裁判所決議N° 03199-3-2005は以下のように示した:「前述の改正規則はAPへの明示的な言及を削除し、それにより所得税の以前の規定が定めた「財政の透明性」の体制は効力を失うことになり、当該税の決定と支払はアソシアンテのみに対応する。」*

*(...)*

*上記の基準は、一般会社法の法律N° 26887によりAP契約が与えられた取扱いと一致する。同法律は契約当事者以外の法人を生成しないパートナーシップ契約の性質を与える(438条)。また、441条は、アソシアンテは自身の名前で行動し、APは会社名や名称を持たないこと、事業または会社の運営はもっぱらアソシアンテのみの担当であり、第三者とアソシアドとの間に法的関係はないこと、そして第三者はアソシアドに、あるいはアソシアドが第三者に対して権利を取得したり、義務を負うことはいことを規定する。*

*分析の対象となる年度に適用される所得税法の規定、およびアソシアンテは契約の対象となる事業または会社の独占的所有者であり、アソシアドは結果に参加する権利と引き換えに出資を行うことに限定されることを考慮した上で、本件では、契約の対象である事業または会社で利益が得られた場合、当該事業または会社から得られた課税総所得に対する第3カテゴリー所得税を決定し支払う義務を負う唯一の者はアソシアンテであると結論付けられる。その後、該当する場合は、**アソシアドに対応する分け前を分配し、受け取った金額に再度所得税が課税されてはならないので、**控訴を取り消すことが適切である。*

*上訴人と会社との間で締結されたAP契約の第2条(...)および監督局の決議N° 042-2000/ SUNATの査読によって、前述の規則の第6条により、1999年1月1日当時に存在し、契約当事者と独立した会計処理を行い、1999年度に対応する収入が契約当事者に分配されたAP契約について、同年度に適用される移行制度が作成されたため、アソシアドに対応する分け前は第3カテゴリーの所得となる、という政権が示された見解は根拠に欠いていると見なされた。」*



sumara HUB LEGAL BDO

# 所得のカテゴリー分類

**所得税法**

**第22条.-** 税に関して、ペルー国の資金源からの課税所得は、次のカテゴリーに分類される：

a)第1：リース、サブリースおよび商品の譲渡によって生じる所得。

**b) 第2：第1カテゴリーに含まれていない資本所得。**

c) 第3：法律によって明示的に考慮されている商取引、産業、その他からの所得。

d) 第4：自営業による所得。

e) 第5：依存関係にある仕事からの所得、および法律で明示されている他の自営業からの所得。

**第24条.-**第2カテゴリーの収入は以下である：

a) いかなる名称や支払い方法の、資本の配置から発生する利益、および資本の増減または再調整。例えば、証券、債務証書、債券、保証、特権または無担保の現金あるいは有価証券などから発生するもの。

b) 労働協同組合の組合員が受領したものを除いて、協同組合の組合員が出資資本の報酬として受け取った利子、剰余金、その他の収入。

(...)

h) 投資ファンド、証券化会社（前途のファンドまたは財産の名において発行された譲渡可能証券の償還から生じるものを含む）の信託財産、および銀行信託に由来する、本法第28条のj)に含まれない利益、所得または資本利得の割り当て。

i) 法律第24-Aのg)に記載されている金額を除く、配当およびその他の形態の利益分配。

j) 資本利得。

k) 金融派生商品を使用して行われた業務から生じる利益または収入。

l) 資本の代表株式、投資株式、証券、債券および手形、担保付債権の代表証券、有価証券投資信託の参加証券、無記名債務や他の無記名証券および譲渡可能証券の習慣的な処分または償還によって生み出された所得。」



sumara HUB LEGAL BDO

# 所得のカテゴリー分類

**所得税法**

**第24-A条.-** 税金に関しては、**配当およびその他の利益の分配形式とは以下のようなものである:**

a) **法律第14条で言及されている法人が、パートナー、アソシエート、所有者、またはそれを構成する個人に現金または現物で分配する利益。**資本を代表する自己発行証券を除く。

(...)

d) 資本金の減少または法人の清算が行われる際の、資本を代表する有価証券の額面価額および補足的なプレミアムと、パートナー、アソシエート、所有者またはそれを構成する個人が受け取る金額との差額。

e) 創設者側、労働の株、あるいは**その他の有価証券**(保有者に運営や管理人の選出に介入する権限を与える物、または資本や**発行体の結果**に直接あるいは間接的に参加する権利を与える物)に由来する利益分配。

(...)

これらの所得に適用される税金は、本法第55条により規定される。

(...)

**第28条.-**第3カテゴリーの所得は以下である:

a) 貿易、産業、鉱業;農業、林業、漁業またはその他の天然資源;運輸、通信、療養所、ホテル、倉庫、ガレージ、修理、建設、銀行、金融、保険、保証および資本化などの商業的、工業的、または類似のサービスの提供;一般的に、商品の購入または生産および販売、交換または処分の習慣的な事業を構成するその他の活動から派生する所得。

(...)

e) この法律の第14条で言及される法人、あるいは同条のa)及びb)項あるいはその最終段落に含まれている国内在住会社が得た、いかなるカテゴリーに帰属されるその他の所得。

**g) その他のカテゴリーに含まれないあらゆる所得。**

(...)



sumara HUB LEGAL BDO

# 所得税法第24条に含まれていない資本所得に対するSUNATの見解

SUNATの報告書は、企業へ個人保証を付与する自然人（事業を伴わない）によって得られる所得を指す。

I報告書 N°025-2019-SUNAT/7T0000 2019年2月28日「*製品所得理論によると、定期収入を生み出すことができる恒久的な収入源から得られるすべての所得は、所得税の対象であると見なされる。これに関連して、前述より以下が示される：*

*a) 分析中の所得の生産的要素は保証人の資本であり、これは債権者による強制回収に対応するものである。 この資本の特徴は耐久性、すなわち前述の理論が示しているように、所得の生産を生き抜き、将来その行為を繰り返す能力を維持する。*

*b) 当の所得は、定期的であるという特性があり、その特徴は生産源の耐久性から派生するものである。 これは、生産源が再び有効にされたときに、所得が繰り返されるという単純なポテンシャルまたは可能性を想定されることである。*

*したがって、銀行との融資取引で共同保証人として行動した結果、事業活動を行っていない国内に居住する自然人が受け取った所得は、所得税法第1条のa）で採択された製品所得の基準に対応していると言える。*

*よって、最初の協議に関しては、銀行との金融取引で共同保証人として行動した結果として、事業活動を行わない国内に居住する自然人が受け取った報酬は、所得税の対象であると見なされる。*

*4. 2番目の協議に関しては、分析中の件で言及された**資本所得**は、**第1および第2カテゴリーの所得としても**、また労働所得（第4と第5カテゴリーの所得）としても**所得税の規則に含まれていない**ことに留意すべきである。*

*しかし、所得税法第28条のg）の規定に従って、それ以外のカテゴリーに含まれていない所得は第3カテゴリー所得と見なされる。*

*これに関して、法原理は、（…）法律による所得の一般的な概念に含まれていても、どのカテゴリーの定義にも正確に該当しない所得が存在する可能性があると主張する。通常、他のカテゴリーに含まれていないすべての所得はそのうちの特定の1つ、一般的には産業および商業活動のカテゴリーに帰属しなければならないという規則によって、そのような可能性は防げる。*

*この点に関して、銀行との金融取引で共同保証人として行動した結果として、事業活動を行わない国内に居住する自然人が受け取った報酬は、**第3カテゴリーの課税所得となる。***

*(…)」*



sumara HUB LEGAL BDO

# 純所得の決定

**所得税法**

**第36条** **第1および第2カテゴリーの純所得**を確定するために、あらゆる点において総所得の**20パーセント（20%）**が差し引かれる。この差引は、第24条のi）に含まれる第2カテゴリーの所得には適用されない。

(...)

**第37条.-** **第3カテゴリーの純所得**を確定するために、本法律によって控除が明示的に禁止されていない限り、所得の生産およびその生産源を維持するためにに必要な経費、あるいはキャピタルゲイン関連の経費は、総所得から差し引かれる。その結果、以下が控除可能になる：

a) 国内で課税された所得の取得または生産、およびその生産源の維持に関連する商品やサービスの購入のために作られた負債に限り、その**負債の利息**および創出、更新または取消に由来する経費。

(...)

**第49条.-** 同法第36条に規定される純所得は、**資本の純所得**と呼ばれる；第3カテゴリーの純所得は純事業所得と呼ばれる；第4と第5カテゴリーの純所得の合計は純労働所得と呼ばれる。(...) 同じ納税者の異なる純所得の結果は互いに補うことはなく、それぞれに対応する税金を個別に決定する。



sumara HUB LEGAL BDO

# 所得税の諸税率

## 所得税法

第52条A ペルーに法的住所を有する自然人（個人）、非分割相続、及び夫婦共同経営会社が支払う所得税は、資本からの純利益の6.25%の税率を適用することによって計算される。 (...)

前項の規定は、この法律の第24条のi)段落で言及されている配当及びその他の形態の利益の配分には適用されない。これらには5%の税率が課税される。

(...)

第54条： ペルーに法定住所を持たない自然人（個人）及び非分割相続は、ペルー源泉所得の課税を、下記の税率で支払う：

| 所得の種類 | | 税率 |
|---|---|---|
| a) | 配当及びその他の利益分配の形態（当法律の第10条のf)項に記載されているものを除く） | 5% |
| b) | 不動産売却による資本利益 | 5% |
| c) | **国内に法定住所を有する第3カテゴリーの所得を得るものが支払った場合の利子。** この税率を適用を可能にする条件として：当事者間に関係が無い場合、または非協力的な国や地域から、またはそれを介して行われた事業、または課税が低いか課税がされない地域から由来しない場合。また優遇税制の対象となる所得または利益を取得する場合は、30%の税率が適用される。 | **4,99%** |
| d) | 外国で行われた有価証券の売却による資本利益 | 30% |
| e) | **その他の資本からの所得** | **5%** |
| f) | **当法律の第28条に含まれる活動による所得** | **30%** |
| g) | 仕事による所得 | 30% |
| h) | ロイヤルティによる所得 | 30% |
| i) | 国内で行われたライブショーの出演者の所得 | 15% |
| j) | 前項に示したものとは異なるその他の所得 | 30% |

(...)

第55条： ペルーに法的住所を有する第3カテゴリーの所得をの受取人に課される税金は、純所得に29.50%の税率を適用するこのによって計算される。



sumara HUB LEGAL BDO

# デジタル・サービス

## 所得税法

**第9条：** 事業に関与している当事者の国籍または住所、契約の締結場所または実施場所にかかわらず、下記はペルー源泉所得と見做される：

(...)

i) サービスが経済的に使用され、国内で消費される限り、インターネットを介して提供されるデジタルサービスまたはプロトコル、プラットホーム、インターネット技術の適合若しくは適用によって得られるもの。

## 所得税法の細則

### 第4条A：ペルーの源泉所得

同法の第9条に関して、下記の措置が考慮される：

(...)

b) デジタル・サービスとは、インターネットまたはインターネット同等のプロトコル、技術プラットホームや他のネットを通じて、利用者にオンラインサービスが提供され、本質的に自動であることを特徴とし、情報技術がなければ実効不可能となるものをいう。本細則の目的上、「インターネットページ」、「インターネット・プロバイダー」、「インターネット運営会社」の言及は、インターネット及びその他の公衆または私用のネットワークの両方を含む。



sumara HUB LEGAL BDO

# デジタル・サービス

**所得税法の細則**

**第4条A：ペルーの源泉所得**

(…)

b) (…)

デジタルサービスには、次のものが含まれる：

1. **ソフト・メンテナンス**: 購入したソフトの更新やネットでの技術支援を含む、コンピュータ・プログラム（ソフト）の維持管理サービス。
2. **ネットワーク・クライアントへの技術サポート**: オンラインの技術サポートを提供するサービス（ソフトのインストール推奨事項、技術的仕様書のオンライン提供、データベースのアクセスでの問題解決、または電子メールによる技術スタッフとの自動接続）。
3. **情報の蓄積(*Data warehousing*)**: 利用者が自分の情報をサービスプロバイダーが所有するサーバーに保存することを可能にするサービス。利用者はその情報を遠隔アクセスで保存、検索、操作するすることができる。
4. **アプリケーション・ホスティング**: 無期限のソフトライセンスを所有する利用者が、ホスティング事業体と契約を締結し、利用者のコンピュータにソフトをダウンロードを可能にするサービス。ホスティング事業体は技術支援も提供する。利用者は、ソフトを遠隔にアクセス、実行、操作できる。

   別の様式では、ホスティング事業体はソフトの知的財産の所有権を有し、利用者はホスティング事業体のコンピュータから遠隔にアクセス、実行、操作する。

   このサービスでは、アプリケーションをRAMメモリにダウンロード、またはサーバから遠隔に操作し、利用者のコンピュータから操作できる。



sumara HUB LEGAL BDO

# デジタル・サービス

**所得税法の細則**

**第4条A：ペルーの源泉所得**

(…)

b) (…)

デジタルサービスには、次のものが含まれる：

(…)

5. **アプリケーション・サービスの供給事業体(*Application Service Provider - ASP*)**: ソフトの利用権ライセンスを取得したアプリケーション・サービスの事業体(ASP)は、事業体が所有するサーバにホストし、利用者に提供する。

   ソフトにアクセスできることは、利用者にとってビジネスの目的である商品やサービスの注文、支払い及び分配をすることができるビジネスの支援サービスの取得を伴う。ASPプロバイダーは、第三者と交流する手段を利用者に提供するのみである。

6. **インターネット・ページの保存(*web site hosting*)**: プロバイダーのサーバで、インターネットページのホストを提供するサービス。プロバイダーは、サーバーにホストされたホームページのいかなる権利を取得しない。

7. **コンサルティング・サービスへの電子アクセス**: 電子メール、ビデオ会議、またはその他の遠隔通信手段を通じて専門的なサービス（コンサルタント、弁護士、医者など）を提供するサービス。

8. **広告(*Banner ads*)**: 特定のインターネット・ページに広告通知を表示することを可能にするサービス。これらの通知はウェブサイトに表示され、通常広告主のウェブサイトにリンクするのに役立つ、通常小さいサイズの広告の画像、グラフィック、またはテキストである。通知が顧客に表示された回数から、顧客が画像、グラフィック、またはテキストを選択した回数までによって、このサービスの費用が決まる。

9. **オンラインの「オークション」**：インターネット・プロバイダーがオークションで取得するために第三者から様々な商品を提供するサービス。利用者はその様な商品を所有者から直接取得し、その販売の割合または固定金額をインターネットプロバイダーに利用料として支払う。



sumara HUB LEGAL BDO

# デジタル・サービス

**所得税法の細則**

**第4条A：ペルーの源泉所得**

(..)

b) (...)

デジタルサービスには、次のものが含まれる：

(...)

10. **情報の流通**: 個人の好みに応じて設計され、情報が加入者（顧客）に電子的に配布されるサービス。顧客にとって主な価値は、特定ニーズに応じて設計された形式で情報を受けることの便利さである。
11. **対話型インターネット・ページへのアクセス**: プロバイダーが、デジタルコンテンツ（情報、音楽、ビデオ、ゲーム、アクティビティ）を特徴とするWeb歳とを加入者（顧客）に提供するサービス。その主な価値は、商品やサービスの取得より、Webサイトとのオンラインのやりとりを可能にすることにある。
12. **遠隔トレーニング**: インターネットを通じた研修プログラム。指導者やコンテンツは世界中のどこにでも配置できる。
13. **オンライン・ポータル販売**: Webサイトの運営者がそのサーバー上に商品またはサービスの様々な供給者の電子カタログを保存するサービス。このようなページの利用者は、カタログから製品を選択し、オンラインで注文することができる。インターネット事業者は、注文の受諾と処理を担当するサプライヤにその注文を送信し、更にインターネット事業者に手数料を支払う。



sumara HUB LEGAL BDO

# デジタル・サービスの経済活動目的の利用

**所得税法の細則**

**第4条A：ペルーの源泉所得**

(..)

b) (...)

(...)

以下の何れかの前提があった場合、デジタル・サービスを経済活動の目的で、国内で消費されているという：

1. 利用目的が、第3カテゴリーの所得納税者の経済活動の展開、または「課税対象とならない法人の法律」の第18条1段落のc)で言及された目的達成に、利益取得の目的（課税、非課税は別とする）に使われる場合。

   第3カテゴリーの納税者であり、デジタルサービスの支払いを「経費」または「コスト」として会計におとすことを前提とし、法律の第37条の1段落に則る因果関係の原則を準拠するものであれば、国内でデジタル・サービスを経済活動目的に利用している場合。

2. 利益取得（課税、非課税は別とする）を目的として、法律の第3条の5)のb)に則る仲介人の経済活動の展開に使われる場合。

3. 国家公的機関のあらゆる主体の機能開発使う場合。

非居住者の主体が、第3カテゴリーの収入を得ていない自然人、非分割相続、または夫婦間パートナーシップのためにデジタルサービス提供を行い、そのサービスの事実を隠すために右の3者が介入したことが証明された場合、サービスの運用は非居住者主体とその3者の間で行われたと見做される。



sumara HUB LEGAL BDO

# 個人情報の保護に関する規制枠組み



sumara HUB LEGAL BDO

# 個人情報の保護に関する義務事項

個人データを扱う全ての企業は、次の事項を考慮する必要がある：

(i) 保有者の同意が必要。その同意は事前に行い、十分な情報を提供し、明示的であり、明確でなければならない。

(ii) 次の手段による個人情報の収集は厳禁：i) 詐欺的手段、ii) 不道徳な手段または、iii) 不法手段

(iii) 個人データは特定の目的のために収集され、明示的に法的手段を通じて行う。保有者に報告されていない他の目的に拡大することは厳禁。

(iv) テータ自体またはその取扱いは、適切で、必要であり、関連性有り、目的に対して過度では無いものでなければならない。

(v) 処理する個人データは真実、正確であり、可能な限り更新されたものでなければならない。

(vi) 個人データはそのセキュリティが保証され、必要な期間だけ保管する。

個人データバンクの管理者、及びその処理の担当者は、個人データのセキュリティを保証するために適切な、必要な技術的、組織的及び法的措置を講じなければならない。

「国境を超えた流れ」と呼ばれる国間の個人データの流れについては、相手国が個人データ保護基準を持っているかどうかにかかわらず、十分なレベルのセキュリティが保証されなければならない。

最後に、個人データの取扱い目的のために、個人データバンクの管理者はデータの安全性を保証し、紛失、変更、不正なアクセスや無断処理を防ぐために、技術的、管理的、法的な措置を取らなければならない。

上記の意味は、個人データお扱う会社は「個人データ当局」に登録する必要がある。また、当法律の第29条に則り、銀行の場合、法律の規制または当局の将来の指令が規定する技術的及び適合性の特性を遵守しなければならず、不履行の場合罰金の対象となる。



sumara HUB LEGAL BDO

別添資料 2：金融参加型融資規制法（案）

P.1

**法案番号 4324 12018.PE**

共和国国会書類手続部
印
2019 年 5 月 13 日
受取 14：55

**“男女機会均等年間”**

**“賄賂及び無処罰との闘争年間”**

**2019 年 5 月 13 日、リマ**

**文書番号 120-2019-PR**

**ダニエル サラベリー ビジャ殿**

**共和国国会議長**

**記**

ペルー国憲法第 107 条に則り、共和国議会審議に従い、閣僚評議会の承認投票により、金融参加型融資を規制する法計画を提出できることを嬉しく思います。

この機会を利用させて頂き、我々の感謝の意を表します。

敬具

マルティン アルベルト ビスカラ コルネホ署名
共和国大統領

サルバドール デル ソラール ラバルテ署名
閣僚評議会議長

P. 2

# 法案

共和国大統領

共和国議会

以下、制定法：

## 金融参加型融資規制法

### 第一章

### 一般規定

**第一条 法律の目的**

当法律の目的は金融参加型融資活動の規制及び監督をする為の法的枠組みを確立するものであり、認定団体を通じ、プラットフォーム管理を実施する。

## 第二条　略語

当法律において以下の略語を使用する：

１．　BCRP：　　ペルー中央準備銀行
２．　INDECOPI:　全国競争保護及び知的財産権保護機関
３．　LAFT：　　資金洗浄及びテロリズム融資
４．　SBS:　　ペルー銀行保険年金基金監督庁
５．　SMV：　　証券市場監督局
６．　UIF-Perú：　ペルー金融情報機構
７．　UIT：　　課税単位

P.3

## 第三条　用語

当法律には、次の用語が使用されている：

１．　消費コード：法律 29571、消費者保護コード。
２．　徴収機関：　信託銀行及び証券信託銀行などの投資ファンド、証券投資信託。
３．　政令第 861 号：政令第 861 号、株式市場法。この文書は大統領令番号 093-2002-EF により承認されている。
４．　政令第 862 号：政令第 862 号、投資ファンド及びその管理法人法。
５．　政令第 1044 号：政令第 1044 号、不正競争抑制法を承認する政令。
６．　法第 21907 号：法第 21907 号、CONASEV を管理する徴収ファンドの管理会社用。
７．　法第 26126 号：証券･株式監督機関-CONASEV の法を承認する文書。
８．　一般法：法律第 26702 号、金融、保険システム及び銀行、保険監督一般法。
９．　一般法人法：法律第 26887 号、一般法人法。
１０．法律第 29038 号：法律第 29038 号、銀行・保険監督及び年金ファンド管理にペルー金融インテリジェンスユニットを含む法
１１．法律第 30050 号：法律第 30050 号、株式市場促進法。
１２．プラットフォーム：ウェブポータル、情報アプリケーション若しくはその他あらゆる電子通信またはデジタル通信媒体。
１３．登録：株式市場の公記録。
１４．管理法人：金融参加型融資プラットフォーム管理法人。
１５．証券：譲渡可能証券。

## 第四条　金融参加型融資

４．１　金融参加型融資はプラットフォームを通じ国内在住自然人若しくは国内設立法人と繋がりを持ち、複数の自然人、法人、若しくは投資家と命名される徴収機関から、受領者と命名されている者に代わり、資金調達を行い、経済的利益を得ることを模索する活動である。自然人の場合は、十八歳（18）以上である者とする。

４．２　次に述べられるものは金融参加型融資として見なされないため、SMV の監督下に置かれず、当法律による規制範囲外である。ウェブポータル、情報アプリケーション若しくはその他あらゆる電子通信またはデジタル通信媒体を通じ、以下と繋がりを持つ企業活動：

P.4

１．プロジェクト融資に充てられる資金を有するが経済的利益獲得を目的としていない複数の供給者と需要者。

２．経済的利益を模索する、若しくは、電子通信またはデジタル通信メディアの管理会社が自社資金により融資をし、存在するのは供給者一名と需要者一名。

**第五条　金融参加型融資の様式**

プラットフォームを通じ実施され得る金融参加型融資の様式を以下に述べる：

１．　資本及び/若しくは負債有価証券による参加型融資。この場合、これらの発行者は受取人と理解される。プラットフォームを通じて実施される有価証券公募は当法律の記載事項及び他の適応基準に従う。
２．　貸し付けによる参加型融資の場合は、借り手となる自然人若しくは法人が受取人と理解される。SMV は金融商品若しくは為替手形発効という様式の下に実施するという旨を取引条件として要請することが出来る。為替手形法、第 27287 号の記載に従い SMV は為替手形を発行することが出来る。
３．　その他法律の認めるもの。

**第六条　認証機関**

６．１　プラットフォーム管理はペルー設立の株式会社によってのみ行うことが出来、SMV の承認が必要となる。この会社の目的は前述のプラットフォームの管理となる。

P.５

６．２　上記法人の登録名及び社名を「金融参加型融資プラットフォーム管理法人」と命名する。他の如何なる法人もこの名前を使用することはできず、また、混同を招く類似の表現も使用できない。

６．３　SMV はプラットフォーム管理を国内設立の株式会社に認可することが出来、 同会社は、条件、要件、制度において SMV の管理下に置かれる。これには金融参加型融資活動も含まれる。

６．４　一般法第 16 条に記載の金融システム会社はプラットフォームの管理を行うことが出来る。その為に、企業はペルー国内に子会社を設立し、当法律に定められた規定、その他の適応規定に従う。

**第七条　規制及び監督**

７．１　法第 26126 号に制定されている規範権限に従い、SMV は：

１．サービス、必要条件、条件、義務、禁止事項、管理法人が活動を行う際に行う手続き等、管理法人の介入様式及び理由を設定する。これは、金融参加型融資の様式に従い、異なることがある。

２．条件を規定し、それを基に当法律に制定されている義務及びその他の規定に例外を認める。

７．２　SMV は当法律及び補足基準の未履行、違反に対し罰則を与える権限を有する。違反の分類は、軽度、重度、最重度に分けられ、罰金として一（１）から七百（700）UIT を科すことが出来、それぞれ対応する権限の停止及び取り消しを実施できる。同様に是正措置として、サービス提供を停止させるべく、技術的規制をプラットフォームにかけることが出来る。法律第 26126 号に設定されている枠組みの中において、SMV は罰金を科すことが出来る。

７．３　金融参加型融資プロジェクト、受取人、開示された情報は SMV の監督下に置かれていない。金融参加型融資プロジェクトに関わる投資者及び/若しくは受取人による告発や苦情解決は SMV の管轄外である。

７．４　管理法人が貸付により金融参加型融資様式を行った場合、協定に従い SMV は SBS に技術協力を申請する。

７．５　追加として、プラットフォームにて提供される金融参加型融資プロジェクトに関わる有価証券若しくは貸付は登録簿記載対象にはなっていない。

P.6

７．６　政令第 1044 号と同様、消費コード記載規定への違反に関し国内の主要管轄機関は INDECOPI であり、該当する制裁措置および是正措置を課す。

## 第二章

## 金融参加型プラットフォーム管理法人

### 第八条　許可

８．１　管理機関として任命する為には SMV により発行された許可証が必要となる。SMV は、それぞれの手順と要件を決定し、専用の公的登録簿を作成する。

８．２　新規法人若しくは当法律第 5 条に記載の金融参加型融資を他の様式で実施する為の許可を備えている場合も、SMV の要請に沿って、機関が貸付様式での許可を申請した場合、SBS は許可に関して事前に意見を発行する。

８．３　ペルー金融情報機構を設立した法律、法律第 27693 号 3 条、法律第 29038 号 3 条 3.1 節の 28、及びその規制基準、及び現行基準に従った LAFT 予防システム導入に記載の情報提供義務を管理法人は負っている。SMV は LAFT 予防に関し、管理法人を監督する義務がある。

### 第九条　最低資金、純資産及び財務要件

９．１　管理法人は最低資金を備え、取引開始時に現金にて支払いを済ませる。SMV は取引のに応じ資金額、活動をする上で関連するリスクを定義する。

P.7

９．２　管理法人の純資産は最低資金を下回ってはならない。管理法人が資金不足に陥ってしまった場合、SMV が指定する期日内に補填しなければならない。期日が経過してもなお補填されていない場合、SMV は許可を停止し、欠損が継続するようであれば許可取り消しとなる。

９．３　SMV は管理法人に対し保証書の発効を要求することが出来る。これは義務を遂行する為、妥当な基準にて、SMV の決議を通じて設定される様式、条件、基準に従った形で発行される。

**第十条　管理法人が提供するサービス**

管理法人は以下のサービスを提供する義務がある：

１．　手続きを実行する為のインフラストラクチャー、サービス、システムを供給し、融資プロジェクト実施前、実施中、実施後において受取人若しくは投資家と繋がりを持たせる。
２．　受取人及び投資家にとって最も良い利益が出るよう調整し、金融参加型融資プロジェクトの受入、選択、公開をする。
３．　受取人及び金融参加型融資プロジェクトのリスクの特定、分類をする。前述の目的の為、管理法人は自由に方法論を設定するが、それは SMV が設定している基準及びリスクレベルに従い、公開をする。
４．　その他法律に準ずる。

１０．２　追加として管理法人は以下のサービスを提供できる：

１．　受取人の義務を引き受け、回収手続きを実施するが、常に投資家が明確に同意をしている場合に限る。

２．その他法律に準ずる。

P.8

**第十一条　義務**

規範に従い、SMV が定義する管理法人の義務は以下となる：

１．提供する金融参加型融資プロジェクトの評価及び選択をする為の方法と基準を備え、受取人と投資家の身元を確認し、オペレーションリスクを管理する。その為、事業継続計画の導入、サイバー攻撃の影響を緩和する為、一貫した情報システムの導入も行う。LAFT 予防政策を採用し、内部管理メカニズムを開発する。

２．投資家が受取人の身元を知ることが出来るメカニズムを確立することなく、情報管理及び受取人、投資家、金融参加型融資プロジェクトのデーターを保護する。

３．融資オペレーションや仲介金額と同様、有価証券若しくは貸付及び関連するリスクの特徴に関し情報提供する。

４．受取人及び金融参加型融資プロジェクトに関する重要な情報を全て公開する。

５．融資制限及び投資家参加の運営管理メカニズムを確立する。

６．承認を受けるために内部規定を SMV に発送し、論争解決メカニズム、不履行となる値及びパーセンテージ、遅延率、受取人及び投資家に適用される料金及びコミッションを周知させる。

７．事業に関わる利益紛争リスクを予防する為に必要となる政策及び手続きを取り入れる。

８．勤勉さ、忠誠心、公平性をもって職務を遂行する。

９．管理法人の自己資金管理用口座と受取人及び投資家の資金を取り扱う口座を分ける。取引の為の資金送金に関し、管理法人は受取人及び投資家が以下を使用しているか確認をする：i)SBS 監督下の金融システム会社にて開設された口座、ii)SBS が監督している企業に管理されている信託、iii)電子マネー若しくは iv)SMV 決議により示されている他の商品、及び適用規範に記される他のもの。

P.9

１０．プラットフォームにアクセスをする投資家に、その機能と潜在リスクに関して同意するという旨の宣誓供述書若しくは電子証明書への記入を申請する。書類の内容は以下となる：管理法人は金融参加型融資プロジェクトの実現性に関し回答をすることはなく、その収益性への言及もしない；金融参加型融資プロジェクト、受取人、公開情報は SMV の管理下に置かれていない；投資資金の一部若しくは全損失のリスクが存在する；実施した投資の流動性不足が生じる危険性が存在する；投資資金若しくは借入資本は法令第 861 号に記載の保証基金や一般法に記載の預金保険基金によって保護されていない。

１１． SMV によって決定された頻度と仕様で監査会社によって監査された財務情報と同様に、オペレーションリスク管理及び金融参加型融資プロジェクト選択の為に適応した方法論及び基準に関し、行った作業、操作に関する情報を SMV に厳密、正確、明確に提供する。

１２．不服申し立てや告発手続き及び手段、その解決の為の手続きに関し情報提供する。

１３．プラットフォームを通じて実行された操作に関連するすべての情報を最低 10 年間保管する。

１４．情報アプリケーション若しくはシステム上にストレージ、処理、分配、取り扱いされた受取人及び投資家の個人情報の適切な保護の為の方法や管理の導入を保証する。

１５．投資家及び受取人に対し、管理法人の提供したサービスの対価としての手数料や他の如何なる種類の取り立てに関し明確に情報提供する。

１６．法律により設立されるその他の義務や責任。

**第十二条　禁止事項**

管理法人は以下の行為が禁じられている：

１．有価証券若しくは貸付提供による受取人若しくは投資家の資金を管理法人自身の資金を管理する口座に受けること。当法律第 10 条 9 節に従い、サービス提供による手数料は例外とする。

２．受取人及び/若しくは投資家にクレジットや貸付の付与をする行為。

３．受取人に対し資金回収保証し、投資家に経済的利益若しくは資金返済を保証する。

４．SBS 若しくは SMV に限定して認められている活動を実施する。当法律の第 6 条 6.3 節、6.4 節に記載に関する活動を例外とする。

P.10

５．自社プラットフォームにて提供している金融参加型融資プロジェクトに関し、投資家に個人的な推奨を行う。

６．自社管理下に置かれているプラットフォームにて提供されている金融参加型融資プロジェクトに受取人として若しくは投資家として直接若しくは間接的に参加すること。この禁止事項は管理会社に関わる自然人若しくは法人に関しても同様に適応される。

７．登録簿に登録されている有価証券発行人を、若しくは、SBS の管理下に置かれている法人を受取人として認識すること。

８．投資信託証明書、投資ファンド証明書、政令第 861 号及び政令第 862 号により規定の信託財産に保証されている有価証券発効をプラットフォーム上にて提供することを承認する行為。同様に政令第 21907 号に規定されている集合資金割り当ての提供もできない。

**第十三条　解散及び清算**

１３．１　法人一般法に記載の原因が生じた後、管理法人が解散及び清算プロセスに入った場合、若しくは、制定されている条件の下、SMV が解散協定の採択をした場合、清算の役割を果たす担当者が任命される。清算担当者にかかる費用は管理法人の口座にて受け持つ。

１３．２　例外として、管理法人側により解散協定が存在している場合、管理法人は清算担当者候補を提案し、SMV がそれを任命する。

P. 11

## 第三章

## 金融参加型融資

**第十四条　条件**

金融参加型融資は以下の条件に従う：

１．受取人は自身で資金調達の申請をし、そのプロジェクトは個人で及び/若しくは企業で行われ、一貫してペルー国内で実施される。規定に従い SMV が例外と定義した場合はこれを除く。如何なる場合においても、受取人により集められた資金の目的が第三者への融資ということはあり得ず、特に、信用貸し若しくは貸付委譲という事もない。

２．金融参加型融資プロジェクトは投資家と呼ばれる複数の自然人、法人若しくは徴収機関に向けられており、最大調達期間を設け、資金調達をするという目的を持つ。

３．管理法人は金融参加型融資プロジェクトの実現可能性や収益性に関する事項に言及しない。

４．金融参加型融資プロジェクト、受取人、受取人が開示する情報は SMV の管理下に置かれていない。

５．受取人は同じプロジェクトを同時に複数のプラットフォーム上に公開できない。

６．その他法律の定めに準ずる。

１４．２　管理法人は有価証券若しくは貸付が当法律の記載を満たしていると判断する責任がある。管理法人は特定の金融参加型融資プロジェクトを受理普及しない権利を有し、投資家に影響がある場合は、SMV 決議を通じ特定の原因の応対をする。

**第十五条　公開株式会社**

１５．１　プラットフォームを通じての株式の提供は、その企業が一般法人法第 249 条 1 節の記載事項に従って開設されたことを意味するものではない。

P.12

１５．２　株式発行の結果として一般法人法第 249 条 2 節，3 節に記載に触れる場合、法人は SMV に対し登録簿に株式を登録する義務の免除を申請できるが、この為には多数決により株主総会合意が得られた旨を証明書にし、そのコピーを準備する。左記は議事録に登録する。

**第十六条　プラットフォーム上での金融参加型融資プロジェクトに関する情報**

１６．１　潜在的な投資家が投資実施の為の評価が出来るよう、受取人はプラットフォーム経由で SMV の定義する情報を普及し、必要であればその情報更新も行う。この情報は正確、十分であり、理解し易く、スペイン語で表現される。

１６．２　資金調達期間中、管理法人は毎日金融参加型融資プロジェクトの資金調達状況の更新を行う。調達期間が終了次第、プラットフォーム上に設けられている専用スペースにて結果の報告をする。

**第十七条　情報に関する責任**

１７．１　受取人はプラットフォーム経由で公表される情報の一貫性、量、信頼性、更新に関して投資家に対し責任を持ち、当法律の規定に反する情報が提供された場合はそれに対応する。

P.13

１７．２　不正確、虚偽、省略が公表された場合には、その責任は管理法人に及ぶことがあり得る。

１７．３　管理法人は受取人及び投資家から提供される情報の機密性に責任を持ち、情報の使用にあたっては双方の許可を得る。

**第十八条　制限**

１８．１　SMV はプロジェクト毎に徴収資金の上限を設けることが出来る。同様に受取人がプラットフォーム上で、会計年度毎にオファーが出来る回数に上限を設けることが出来る。

１８．２　SMV は投資家に対し、以下の上限を設けることが出来る：有価証券発効における最大投資額、会計年度期間中の最大投資額、最大貸付額、徴収される資金総額に対する投資及び/若しくは貸付の最大割合。

１８．３　管理法人は上記の上限遂行を監視し、同目的により管理法人が情報を申請した場合、受取人及び投資家は情報提供をする義務がある。

## 第十九条　広告

１９．１　有価証券若しくは貸付のオファーに関する広告は全てプラットフォーム上に公開し、同プラットフォームでは当法律 16 条及び投資に関わるリスクについての情報が閲覧できる。

１９．２　当法律 11 条 10 節に記されている通り、管理法人は投資リスクに関して大衆に警告する。

## 第二十条　SMV、SBS、BCRP、INDECOPI への報告義務

２０．１　SBS は管理法人が実施したオペレーションに関し、管理法人に情報を申請することが出来る。一般法 158 条を適応し、SBS は同情報をリスクセンターに登録することが出来る。

２０．２　BCRP はその役割と目的を果たすため、管理法人のオペレーションに関し情報を要求することが出来る。

２０．３ SMV は当法律 4 条 4.2 節に言及している活動を行っている会社に対して情報を申請することが出来る。これらの企業が金融参加型融資プロジェクトに関わることがないように予防措置をとる為である。同様に、SBS 及び BCRP はこれらの企業に各々の役割を果たしているか確かめるための情報を申請することが出来る。追加として、金融参加型融資は BCRP が制定する信用貸し拡大規制に従う。

P.14

２０．４　INDECOPI は、その管轄範囲内で、実施オペレーション情報を管理法人に申請することが出来る。

２０．５　必要な情報を提供しなかった場合、本法に基づき、刑事責任および行政責任を負うことになる。

## 第二十一条　出資金

法律第 2612618 条の e)に言及されている出資金に関する事項が管理法人に適用される。

## 第二十二条　統合プロセス

金融参加型融資に関わる受取人及び投資家間で実施されるオペレーションに便宜を図るため、統合プロセスの枠組み内及び/若しくは他の管轄区域との相互協力枠組みにて、当法律と異なった、及び/若しくは当法律より厳格でない法律にて SMV は特別体制の承認をすることが出来る。

## 第二十三条　SMV の権限

監督をする為に当法律が SMV に付与している権限に関し、法律により定められた監督権限の下、この機関は全ての特権を享受することが出来る。

## 最終補足規定

### 第一　法律の効力

当法律は官報エル・ペルアノ掲載後から九十（90）日後に発効となる。

### 第二　金利、手数料および費用設定の自由

一般法 9 条 1 節に従い、次の金利、手数料、費用は自由に設定できる：i)金融参加型融資のオペレーション、ii)政令第 861 号及び政令第 862 号に規定されており、公募にて有価証券が提示された投資信託、信託財産、投資資金による金融オペレーション、iii)有価証券の公募、iv)SMV の監督範囲において、事前に同機関から決められた範囲内で実施される他の活動及びオペレーション。

### 第三　一般的特徴規範

当法律の発効から数えて六十（60）日の機関において金融参加型融資活動が正しく適切に機能するよう、SMV は一般的特徴規範を確立する。

### 第四　株式市場に関わる法律文章の適合

大統領令番号 093-2002-EF の承認により、百八十（180）日の機関以内に、第 5 補完修正規定の言及を考慮し、株式市場に関わる法律文章の適合をする。

### 第五　SMV 新規モデル

当法律及び他の法律により与えられている監督機能の範囲において、革新モデルを通じ、発展の為の規定、条件、要件を発行するように、SMV はあらゆるオペレーション若しくは活動を実施でき、適用される規制に例外を認めることができ、状況に応じ出資金に差異を設けることが出来る。

### 第六　国内に設立されていない会社によるプラットフォーム管理

当法律の 6 条の記載の通り、プラットフォーム管理の条件は、国内に設立されている株式会社というものであるが、国際条約に違反していない限り、ペルーと同条約を締結している国に設立されている管理法人若しくはそれに対応する機関にも適応される。管理法人若しくはそれに対応する機関はその出身国において、当法律の 10.1 条に記載の機能を有する監督機関の監視の下にあることが義務付けられる。

## 臨時補足規定

### 第一　対応期間

当法律の発効日に金融参加型融資オペレーションを実施している企業は、SMV が設定する期間内に規定に適応しなければならない。適応しない場合、SMV は対応当局と連携を取りながらプラットフォーム上でのサービス提供が無効となるよう、技術的制限を設ける。

P. 16

## 補足規定修正

### 第一　一般法 35 条及び 224 条の修正

一般法第 26702 号 35 条及び 224 条、金融、保険システム及び銀行、保険監督一般法の修正を以下に記す：

「35 条　子会社設立許可」

当法律記載の活動実施を予定する子会社設立は、企業合併若しくは会社分裂の場合の資本金現金出資と同様、事前に対応する当局の許可を取得していなければならないが、当法律 21 条に示されている保証金証明書を提示するという要件は除く。

しかしながら、当法律 224 条 5 条、6 条 2、3 の子会社設立に関する記載にある通り、SMV はそれぞれに許可を与えることが出来る。許可授与にあたり、監督庁の意見が求められ、この意見には拘束力がある。

224 条　子会社を通じて実施し得るオペレーション

金融システム法人が次のようなオペレーションを実施する為には子会社を設立する必要がある：

１．預り金一般ストレージのオペレーション

２．株式市場法に従い株式ブローカーとしての活動

３．株式市場法に従い投資信託及び投資ファンドプログラムの管理と設立

４．ストレージ、運送、管理会社として現金や有価商品のオペレーション。この場合は、常に監督庁及び内務省の許可を備えていること。

５．株式市場法に従い証券信託の受託者として活動。

P. 17

６．各々の法律に従いながら、金融参加型融資活動を実施する。

一つの子会社が前述の１から６に記載の活動を複数行う若しくはオペレートすることはできない。また、対応する法律に従い、住宅ローン管理会社の子会社のような、当法律第 221 条記載の、その他のオペレーションを遂行するために子会社を設立することができる。

### 第二　法律第 29038 号 3 条の修正

ペルー金融情報機構（UIF-PERU）をペルー銀行保険年金基金監督庁に加える法律第 29038 号 3 条 3.1 節 28 を次の文章に従って修正する：

「第 3 条　通知義務事項」

３．１　次の自然人及び法人には、ペルー金融情報機構を設立し、資金洗浄及びテロリズム資金予防システムを導入する法律である、法律第 27693 号の 3 条に関わる情報の提供をする義務があり、（…）

２８．金融参加型融資を規制する法律に言及している事項

## 第三　法律第 30050 号 2 条の修正

株式市場促進法である法律第 30050 号 2 条を次の文章に従って修正する：

「第 2 条　非監督資産及び融資サービス広告

SMV もしくはペルー銀行保険年金基金監督庁（SBS）の管轄下における資産融資に関し、経済的リターン、クレジット・所有・財産の権利若しくは資本参加の権利、受取人資本の利益における権利と引き換えに大衆から資金を得る目的で実施され、当国領土内で実施され、国内の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、メール、ミーティング、ソーシャルネットワーク、インターネットサービスのようなマスメディア若しくはプラットフォームを使用する全ての広告若しくは通知は SMV 若しくは SBS による許可若しくは監督の下に実施することが出来る。前述の目的の為、現実優先主義を適応し、金融資産の額に関係なく、SMV 及び SBS は管轄範囲内で、各法律に示唆されている権利や方法を考慮し、当条項の規定に違反した場合に適用される措置を実施することが出来る。独立して若しくは共同で SMV 及び SBS は大衆に対し、許可されていない若しくは禁じられている行為を周知及び/若しくは警告することが出来る。

## 第四　一般法への規定編入

第 34 最終補完規定を法律第 26702、金融、保険システム及び銀行、保険監督一般法を次の文章に従って編入する。

「第 34　監督庁は当法律及び他の法律により与えられている監督権限の範囲内で新規モデルを使用しながら、あらゆるオペレーションや活動の臨時的実施を設定できる。これにより特定のオペレーションや活動を行っている自然人若しくは法人に適用される規制に例外を認めることができる。他の規定にも必要がある場合は同様の措置をとる。」

## 第五　政令第 861 号への条項編入

51-A 条及び 51-B 条、以下の文章を政令第 861 号、証券取引法に編入する：

「51-A 条　会議開催に関する一般基準

証券市場の公的登録簿に登録されている証券の発行者は株主総会に適用される以下の規準をそれぞれの定款の中に準備することができる：

a) 定足数を定める為、株主の株主総会への出席及び/若しくは参加確認手段は書面、電子媒体、テレマティック、もしくはその他本人、もしくは代理人の身元が保証できる方法により行われ、株主の意見や意思の場合も同様とする。

b) 会議において投票を有効なものとし、決議を採択する為、必要条件や手続きを定めた上、電子媒体や郵送での遠隔投票を可とする。

SMV は上記の実施の為に必要となる規定を承認する役割を持っている。同機関は特定の発行者による総会開催の為には前述の規定が義務となるような前提を設定する。同じ目的の為に必要となる設備導入も同様とする。

P. 19

51-B 条 会議及び集会における代表

証券市場公開登録簿に登録された有価証券の保有者にストレージサービスを提供する事業体は一般法人法、法律第 26887 号 122 条が指摘している権利承諾の必要なく、総会及び/若しくは債券所有者会議に代理として参加することが出来る。SMV は、一般的な基準を通じ、ストレージサービスを提供する事業体が、そのサービスを提供する為に満たさなければならない条件、義務および要件を規定する。株主や債券所有者自身が総会や再建所有者会議に参加した際には、直ちに代理の権利は消滅する。

公布については共和国大統領に連絡の事。

リマにて、

P. 20

## 動機説明

## 金融参加型融資を規制する法律

### I. 背景

ペルー政治憲法では、民間イニシアチブは自由であり、経済社会市場の中で行われる。国は富を創造し企業の自由を保障する。新しい情報通信技術の開発が加速している時代に金融サービスを提供する為の新たな形態が生まれている。金融メカニズムや革新的な投資、ビジネスプロジェクト融資の低コストも同様の流れにある。国は、金融参加型融資のプラットフォーム管理者及び監督機関としての機能を持つ証券市場監督局（SMV）に適応できる規範を定義しながら、クラウドファンディングとしても知られている金融参加型融資活動を法的に認め、この促進をしていく。

金融参加型融資メカニズムの下、個人や法人は個人的プロジェクト若しくは企業としてのプロジェクトをインターネット上のプラットフォームを通じ公示し、プロジェクト実現の為、少額の出資金を集めていくという目的を持っている。この資金調達メカニズムは、幅広い事業プロジェクトを支援するための大きな選択肢となる。

世界銀行の調査によると[1]、参加型融資は 2008 年の金融危機の始まりと共に発生した。この頃、企業は融資を受けるのが困難な状況に陥っていた。参加型融資は具体的には供与や自発的寄付による資金収集から始まり、後に、貸付や資金拠出による金融スキームにより発展した。

国際的に参加型融資オペレーションのタイプ別分類は存在しないが、次の二つのスキームにより識別している：金融タイプ及び非金融タイプ[2]。金融タイプでは、投資家や資金提供者はこの提供による見返りとして経済的利益を得ることを期待している。非金融タイプでは、同資金提供に関し見返りはない。資金提供者たちは利益目的、無料で若しくは財の購入と引き換えに資金提供を行っているが、証券市場の規制、一般金融規制の範囲を超える報酬または寄付制度とは異なる状況におい

て経済的利益と引き換えに資金を提供する投資家たちの利益を守る必要から、参加型融資の規制やプラットフォーム監督が成り立っている。

1 The World Bank. "Crowdfunding's Potential for Developing World". Washington D.C. 2013, p. 14.
2 "Alternative Finance (Crowdfunding) Regulation in Latín America and the Caribbean". Septiembre 2016.
P. 21

この法律提案書を提出するにあたり、他国の経験も考慮した。米州開発銀行（IDB）の調査によるとラテンアメリアにおける金融参加型融資活動が少ない理由は規制不足である。という結果をここで示唆しておきたい。明確な規則の欠如により、多くの参加、そして企業や投資家側の知識に制限が掛かることになる。スペインやメキシコのような国々では投資の金融参加型融資と同様に貸し付けに対しても規制を設けており、これはペルー国議会に提案されたものと同じである。一方コロンビアやアルゼンチンのように、規制が設けられているのは投資モデルのみという国もある。

## II 分析

この提案を通して、ペルー国内において金融参加型融資プラットフォーム管理を実現するために権限を与えられた会社が従うべき法的枠組みや監督と同様、金融参加型融資活動を規制する一般的なガイドラインが確立される。これらの活動に関連する特定の側面を SMV が規制する上で、常に更新の可能性を考えながら、規則は十分に柔軟性を持てるように考慮されている。

立法イニシアチブは主に次の観点を考慮している：

<u>金融参加型融資の定義と様式</u>

第一に、金融参加型融資とはウェブポータル、情報アプリケーション若しくは他のあらゆる電子及びデジタルコミュニケーションメディア（以後、プラットフォーム）を通じて行う活動であり、国内に居を構える法人や自然人のうち、受取人と命名される融資を求めるものと、経済的利益を求める投資家と呼ばれる複数の法人、個人、法人団体に繋がりを持たせる。前述の観点から、ウェブポータル、情報アプリケーション若しくは他のあらゆる電子及びデジタルコミュニケーションメディアを通じて行われる活動のうち参加型融資とみなされず、SMV の監督下にも置かれていない企業活動があるが、それは以下と接触を持つものである：

- 複数の資金供給者と請求者が融資をプロジェクトに割り当てているが、そのプロジェクトは経済的利益を得ることを目的としていない。プラットフォームを通じて実施される活動のうち、贈与、報酬（財産若しくは資金を受け取るものにより作り出されたサービス）と引き換えの投入、利子のない貸付授与のようなものは当法律の範囲外である。
- 一人のみの資金請求者が、一人のみの供給者と共に経済的利益を求めている、若しくは、前述の融資が電子・デジタルコミュニケーションメディアの費用を賄う事業体自身の資金で実施されている。

同様にオペレーション条件としての金融商品発行要求権限を SMV に与え、金融参加型融資の様式を明確にする。

P. ２２

さらに、法律第 27287、有価証券法に記載のように、SMV は有価証券を発行することが出来る。

一方、管理法人には金融参加型融資活動を実施できる最低資本を備えて置くことが要求され、これは、登録したプラットフォームを通じて行われるビジネスの頻度や複雑さによって変わるオペレー

ションリスクを緩和する観点から理にかなっている。以上から、活動的、効果的に機能するために必要となる最低資本額は、規準によってではなく SMV が設定するものとする。また、他の国と比較をしてみると、アルゼンチン、コロンビア、メキシコ、スペインにおいても同様にプラットフォームの管理法人には最低資本が要求されている。結果として、ペルーにおいても同様の措置を取るのが適切であると考えられる。

一方、義務の履行をさせる為、監督庁の決議を通じて確立される様式、状況、規準に従い、管理会社が SMV に対し保証の発効をするように要求することが出来る。変化していく市場の中、この規定は任意であるという事を強調しておく。

同様に、Fintech 活動は常に変化をするものであり、コロンビアの臨時大統領会議中に財務大臣評議会の枠組みで承認された「太平洋同盟におけるフィンテック規制基本理念」には「技術的革新のダイナミズムを考慮し、規制は十分に柔軟性を持ち、素早く変化する環境[3]に適応する道を模索する。」と記載されている。

従って、このセクターの規範は素早く変化する環境に対応しなければならない。前述のマーケットに参加する民間企業と常に近い距離にいる SMV の特徴を考慮し、規定・規準を交付する権利を与え、規制に明確な詳細を加えることとする。

SMV の権限

法律イニチアチブにより SMV が任命され、プラットフォームの管理権限を法人に与えるという事は妥当である。この法人は株式会社を設立しなければならず、「金融参加型融資プラットフォーム管理法人」という名前で呼ばれる。国境を超える活動のリスクを緩和する為、世界の傾向に則り、これらの法人をペルーに設立するべきであると法律イニシアチブは提案している。

[3]太平洋同盟におけるフィンテック規制基本理念、以下参照　http://www. hacienda.cl/mercado-de-capitales/documentos-y-presentaciones/principiosorientadores-para-la. html

P. ２３

管理法人の義務と禁止事項

金融参加型融資プロジェクトにおいて投資家と受取人を横に繋げていくという役割を管理法人は担う。当法律提案はその義務を定義する。この中で、投資家が受取人のアイデンティティーを知ることのできるメカニズムを確立し、以下を考慮することにより、投資リスクを適切に評価できる：資金受取人に関する重要な全ての情報及び金融参加型融資プロジェクトに関する重要な情報全ての公開、管理メカニズム及び投資家の参加・融資制限管理作成、管理法人自身の資金を管理する為の口座と受取人及び投資家の資金を繋げる口座の区別。一方、これらの法人にはプラットフォームにサービスを継続的に提供することを保証し、オペレーションリスクを管理し、ビジネス継続プランを導入し、サイバー攻撃を防ぐために情報システムを統合し、資金洗浄及びテロリストへの融資防止政策を立てることを義務付ける事が要求される。この最後のテーマに関し、SMV は資金洗浄及びテロリストへの融資防止のため管理法人を監督する責任がある。SMV は許可を必要としている全ての企業に対し同様の役割を果たしてきたが、前述の法人監督権限はその役割と同じものである。

SMV はこの役割を決議 CONASEV 第 00033-2011 号、資金洗浄及びテロリストへの融資防止規準に従い果たしてきており、この基準には資金洗浄及びテロリストへの融資防止の為の規則が記載されており CONASEV 法律第 27693 号の 17 条の監督及び管理下にある義務事項に適応可能であり、同法律には UIF-PERU と協力して義務遂行をする監督機関に対応するとし、法律第 27693 とその更新法に記載されているように資金洗浄及びテロリストへの融資を防止するシステム管理及び監督機能を実行するとしている。その為に、監督機関は法律や規制のコンプライアンスを果たす為に必要となる要件についてその監督範囲内の義務に関して基準の交付を行うことが出来る。

その観点から、第二 DCM により、義務事項として統合する為、法律第 29038 号を更新する。

管理法人が対象となっている禁止事項に関して、有価証券や貸し付けにより、管理法人自身の資金を管理している口座に受取人や投資家から資金を得ることが出来ないと規定されているが、これはのちに起こり得るリスクを緩和する為である。同様に管理法人及びその関連者が、直接または間接的に自身が管理するプラットフォームに提供されている金融参加型融資プロジェクトの受取人若しくは投資家として資金を得ることを禁止している。

P.24

融資条件、投資の知識、規制の柔軟性

金融参加型融資の条件の中には、プロジェクトが複数の人々を対象にしており、資金調達の目的が定義され、資金徴収に充てられる最大期間が決められている。同様に、国際的な傾向を見ると、スペイン、コロンビア、アメリカといった国々が様々な制限を設けていることがわかる。その制限では次のような事項に言及している：プロジェクトにより徴収される最大資金額、個別や全体として行う投資家への最大提示制限、年度毎に受取人がプラットフォームに提供できる最大回数等。

当規範提案では、投資家に金融参加型融資活動の機能と潜在しているリスクに関して同意するという旨の宣誓供述書若しくは電子証明書への記入を要求する。監督を容易にする事も考慮し、受取人に対しては、同一プロジェクトを同時に一つ以上のプラットフォームに掲載することを禁じ、需要を上回る資金の徴収を防ぎ、受取人の負債超過に起因するリスクの増加により、投資家が経済的利益を獲得する期待が消滅してしまうような投資家に与えうる経済的損害を防止する。従って、この融資スキームにより利益が生まれるが、プロジェクトの起案者は常に徴収資金の返済及び報酬を生み出す能力があるわけではないということを強調しておくことが重要である。従って管理法人はその役割と義務を遂行するが、受取人の支払い能力を保証する機関ではない。

プロジェクトでは、SVM が監督権限の範囲内で新規モデルを使用しながら、あらゆるオペレーションや活動の臨時的実施を設定でき、適用される規制に例外を認めることができる。国際的な傾向を考慮し、規制の試験をする環境を認め、新たなオペレーションや活動の規制・監督に便宜を図り、取り分け技術開発を基盤とするものに便宜を図る。

同様に、金融参加型融資に関わる受取人及び投資家間で実施されるオペレーションに便宜を図るため、統合プロセスの枠組み内及び/若しくは他の管轄区域との相互協力枠組みにて、当法律と異なった、及び/若しくは当法律より厳格でない法律にて SMV は特別体制の承認をすることが出来る。これにより、業界の競争力を低下させない柔軟なフレームワークの開発を可能にし、そのため、これらの体制の承認は統合プロセス及び/若しくは他の管轄機関との相互協力の枠組内で行われることとする。

追加として、金融参加型融資はクレジットの拡大を規制するためにBCRPが定めた規定の対象となる。この規定はBCPRがあらゆるレベルで、経済に大きな影響を及ぼすクレジットサイクルの縮小と拡大を管理するという目的で定められている。

最終補足規定及びその修正

主要な最終補足規定の中、以下の金利、手数料、費用の規定は強調するに値する：i)金融参加型融資のオペレーション、ii)証券市場法及び政令第861号に規定されており、公募にて有価証券が提示された投資信託、信託財産、投資資金による金融オペレーション、iii)有価証券の公募、iv)SMVの監督範囲において、事前に同機関から決められた範囲内で実施される他の活動及びオペレーション、これらが法律第26702号、金融・保険システム及び銀行・保険監督一般法9条1節を考慮しながら自由に設定される。その観点から、透明性を持ちSMV監督の対象となっている他のオペレーションと同様、当立法イニシアチブ内での融資活動はSBS監視下の事業体と類似の条件を持つことになる。

同様に、修正補足規定内において、51-A及び51-B条が政令第861号、証券市場法へ統合された件は特筆に値する。

51-A条に関して、ペルー企業の為の優れたコーポレートガバナンス法規には自発的に採用されるべきコーポレートのベストプラクティスが集められている。その中に12の原則があり、安全な投票手段として電子投票や郵送のメカニズムを作り、投票をした者が実際に株主であるという保証をすることを推奨している。一方、ラテンアメリカコーポレートガバナンス法規ガイドラインに、ガイドライン番号15があり、その中で、「非居住株主の総会参加費用の削減をする為、企業は公的機関に対し電子投票の使用を促進させる。」と設定されている。同様に、OECDのコーポレートガバナンス法規やG20にも「企業は、すべての上場企業における安全な電子投票を含め、投票における情報技術の利用拡大を支持する。」としている。

立法案では、証券市場の公的登録簿に登録された有価証券を有する発行者の場合を具体的に検討することを提案している。各法律を準備するにあたり、以下の基準が株主総会に適用できる：

― 定足数を定める為、株主の株主総会への出席及び/若しくは参加確認手段は書面、電子媒体、テレマティック、もしくはその他本人、もしくは代理人の身元が保証できる方法により行われ、株主の意見や意思の場合も同様とする。

P.26

― 会議において投票を有効なものとし、決議を採択する為、必要条件や手続きを定めた上、電子媒体や郵送での遠隔投票を可とする。

これらの権利を実行するために必要となる規定を承認するのはSMVであるということをここで明確にしておく。この機関は、特定の発行者による総会開催の為には前述の規定が義務であるという前提を設定することが出来る。例えば、株の分散、投資家の優先的特徴や他の基準を考えた際、これらの要求はある一定の発行者にとって理にかなっている。

他に考慮する必要のあるものは、ストレージサービスを提供する事業体に関するものであり、政令第861号51-B条、証券市場法に記載されている。このテーマに関し、国際標準を見ると、証券市場の公的登録簿に登録された証券の保有者にストレージサービスを提供する事業体の考慮が必要と

なり、一般法人法 122 条に記載の権利の付与なく同事業体は総会及び/若しくは債券所有者会議に代理として参加することが出来る

最後に、第６最終補足規定に関して、国内法の要求はペルーが締約している国際条約に違反する場合には適用されることはないと考慮しておかなければならず、上述の事業体に、SMV が管轄範囲内で実施している法律や規定に記載されているその他全ての規制、義務、必要条件が適用されることも考慮しなくてはならない。

その他考慮すべき点として、管理法人は、その設立されている国において、当法律 10.1 条に記載のサービスを提供する監督機関に監督されていなければならない。この必要条件は、規制に従い専門機関により監督された機関を管理法人として選ぶという一方で、他方ではその監督機関が情報交換ルートを維持し SMV と連絡を取り合うためのものである。前述事項は覚書若しくは協力協定に具体化することが出来る。

前述規定の導入の為に、ストレージサービスを提供する企業が果たすべき条件、義務、必要条件に関して、SMV が設定できるという権限を認めることが必要である。

## コストベネフィット分析

コスト面からは、この規範提案では現在の規制環境を拡大することによって SMV の監督コストが発生する。しかしながら、国庫に追加資金は要求しない。同様に、当法律イニシアチブによって受取人や投資家に対し多額のコストが発生しない場合でも、管理法人は法人法に従い、管理するプラットフォームのクリエイト及び管理の費用を払わなければならない。

このイニシアチブの利点は、新たな融資形態が生まれ、集中的に技術を使うことにより、取引のコストを削減できるという点である。特に、受取人は個人若しくは企業のプロジェクトを現実にすることが出来る。投資家は新規投資及びアクセスの容易な他の選択肢を見つけることが出来る。そして、SMV に監督されることにより、管理法人は市場により大きな信頼性を構築できる。

最後に、IDB のような機関により様々な調査が行われているが、参加型融資プラットフォームを通じた融資スキームは多くの利点を持ち、特に、正式なクレジットにアクセスする際に制限が掛かってしまう小さな企業にとって有効な選択肢であるという事がわかっている。従って、これは金融包摂メカニズムということが出来る。この企業セグメントへの融資の結びつけは、金融包摂の国家政策と整合していることに加え、経済を活発にし、より高いレベルの発展と福祉を生み出すことが出来る。

## III　国家の法律における規則の効力影響分析

金融参加型融資活動により正しく、適切に融資が出来るように、SMV は国家の法律に従い妥当な規制を作成する権利を有す。

同様に、この規範提案は現行法の如何なる基準も廃止することはないが、以下の基準に変更を加える：

・法律第 26702 号、金融、保険システム及び銀行、保険監督一般法

・法第 29038 号、銀行・保険監督及び年金ファンド管理にペルー金融インテリジェンスユニット（UIF-PERU）を含む法

・法律第 30050 号、株式市場促進法

・政令第 861 号、株式市場法

この変更提案の目的は金融参加型融資に適応可能な法律の枠内で、規制に一貫性を持たせるというものである。

変更提案の中で、法律第 29038 号、銀行・保険監督及び年金ファンド管理にペルー金融インテリジェンスユニット（UIF-PERU）を含む法の変更は UIF-PERU が資金洗浄やテロリズム融資に関して、参加型融資活動に参加する関係者に対し義務の履行を要求する権限を持つためのものである。

同様に、法律第 26702 号、金融、保険システム及び銀行、保険監督一般法の変更目的は監督されている企業の子会社が決められた環境の下、参加型融資活動を実施できるようにするためのものである。

別添資料 3：ペルー資金情報機関設立法

# ペルー資金情報機関(Unidad de Inteligencia Financiera-Perú) 設立法

## 法律第 27693*号

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号(施行規則)

共和国大統領

共和国議会は以下の法律を制定した。

共和国議会

以下の法律を制定した。

## ペルー資金情報機関設立法

*第 1 条-資金情報機関の目的*
*公共法人であり、機能、技術、行政の面で自立性を保ち、マネー・ローンダリングを防止・検知するための情報の分析、処理、伝達を担当し、経済財務省 (Ministerio de Economía y Finanzas)からの予算で運営される UIF とも称される資金情報機関(Unidad de Inteligencia Financiera)を設立する。*(*)
(*)2003 年 6 月 21 日公布の法律第 28009 号第 1 条により改正された条文である。

*「第 1 条- 資金情報機関の目的*
*公共法人であり、機能、技術、行政の面で自立性を保ち、マネー・ローンダリングを防止・検知するための情報の分析、処理、伝達を担当し、首相府からの予算で運営される、UIF とも称される資金情報機関を設立する。*(*)
(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

**「第 1 条 ペルー資金情報機関の目的**
公共法人であり、機能、技術、行政の面で自立性を保ち、マネー・ローンダリングとテロ資金供与を検知するための情報の受領、分析、処理、評価、伝達並びにマネー・ローンダリングとテロ資金供与の疑いのある取引を検知するシステムの、義務者による導入の支援を担当し、首相府からの予算で運営される、UIF とも称される資金情報機関を設立する。」(1) (2) (3) (4) (5)

(1) 2005 年 10 月 27 日公布の最高政令第 082-2005-PCM 号第 1 条第 1.3 項に則り、同政令の発効とともに UIF-ペルーは法務省(Ministerio de Justicia)の管轄となった。
(2) 2007 年 3 月 1 日公布の最高政令第 026-2007-EF 号第 2 条第 2.1 項に則り、UIF-ペルーの経済財務省への統合手続きは、同政令の発効後 60 暦日を超えない期間に終了する。
(3) 2007 年 4 月 29 日公布の省令第 252-2007-EF-43 号の単一条文に則り、最高政令第 026-2007-EF 号第 1 条で承認された統合の完了期間を 2007 年 4 月 30 日より 30 暦日延長する。次に、最高政令第 026-2007-EF 号第 1 条で承認された統合の完了期間を 2007 年 5 月 30 日公布の省令第 312-2007-EF-43 号の単一条項に則り 30 暦日延長する。
(4) 2007 年 6 月 12 日公布の法律第 29038 号第 1 条第 1.1 項に則り、ペルー資金情報機関(UIF-ペルー)を銀行保険年金基金監督庁(Superintendencia de Banca, Seguros y Administradoras Privadas de Fondos de Pensiones、SBS)に専門部門として組み込む。以後 UIF-ペルーは、本法及び法律第 28009 号、第 28306 号により承認されたその改正規定並びに補足規定、施行規則、その他適用可能な規定に定められた権限、責任、役割を果たす。
(5) 銀行保険年金基金監督庁事務局が送付した 2013 年 4 月 9 日付けの参照番号 14651-2013-SBS の書簡により、UIF-ペルーの経済財政省への所属に関しては、UIF-ペルーが SBS(銀行保険年金基金監督庁)に組み込まれたということに鑑み、本条文をもって法律第 29038 号の最終補足規定第 7 に定められたところが暗黙裡に無効となったと示されている。

*法律第 28009 号、第 28306 号、第 29038 号、第 30437 号、第 30822 号並びに立法令第 1106 号、第 1249 号、第 1372 号により改正された。

*第 2 条 - UIF の財源*
*UIF の活動の財源は次の通りである。*
1. *経済財務省からの財源の移転*
2. *国から国への供与*
3. *国際協定に基づく援助*(*)
(*) *2003 年 6 月 21 日公布の法律第 28009 号第 1 条により改正された項であり、その文面は次の通りである。*
*「3. 国際協力による援助」*
4. *訴訟終了後、UIF の調査及び告発の結果として国が没収した財産の 10%*
5. *「反国家違法取得資金管理特別基金(Fondo Especial de Administración del Dinero Obtenido Ilícitamente en perjuicio del Estado、FEDADOI)から受領する基金の供与」*(*) (**)
(*) 2003 年 6 月 21 日公布の法律第 28009 号第 2 条により追加された項。
(**) 2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により第 2 条は改正されたが、その文面は次の通りである。

**「第2条 UIF-ペルーの財源**

2.1. UIF-ペルーの活動の財源は次の通りである。

1. 国から国への供与
2. 国際協力による援助
3. 反国家違法取得資金管理特別基金(*FEDADOI*)から受領する基金の供与
4. 訴訟終了後、UIF-ペルーが分析して検察庁(Ministerio Público)への連絡事項となった案件の結果として国が没収した財産の 10%
5. 本法暫定最終補足規定第 4 に基づき UIF-ペルーの監督下にある義務者に対し、UIF-ペルーが課す罰金
6. 経済財務省による送金 (*)
   (*) 2007 年 6 月 12 日公布の法律第 29038 号の最終補足規定第 7 により無効となった項

2.2. 本条第 2.1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号に示した財源からの資金は UIF-ペルーの独自の資金である。」

*第 3 条-UIF の職務*
*資金情報機関の職務は次の通りである。*
1. *本法に基づき報告を義務付けられた人が提示する疑わしい取引に関する情報を要請、受領、分析する責任を負う。*
2. *適切な根拠に基づき前述の情報の詳細を求め、記録を受領、分析する責任を負う。*
3. *本法に基づき義務付けられた人に対し、マネー・ローンダリングの予防・分析に関係していると考えられる情報を求める権限を有する。*
4. *調査・分析の結果*金銭や資産の洗浄*活動に関連していると推定される取引を*検察庁*に連絡する責任を負う。*(*)

*「第 3 条 UIF-ペルーの職務*
*UIF-ペルーの職務と権限は次の通りである。*
1. *UIF-ペルーの義務の遂行に役立つと考えられる報告書、文書、履歴、その他のすべてのものを提供する義務をその責任上負う中央政府のあらゆる公的機関や地方自治体並びにこれらに属する機関や企業、国の公共企業全般に対し、義務の遂行に役立つと考えられる報告書、文書、履歴、その他のすべてのものの提供を要請する。*
2. *本法に基づき報告を義務付けられた人が「不審業務報告書(Reporte de Operaciones Sospechosas、ROS)」により提示する疑わしい取引に関し、情報を要請、受領、分析する。*
3. *本条第 2 項に示されている情報の詳細を求めるとともに、取引記録(Registro de Operaciones、R.O.)を受領し分析する。*
4. *本法に基づき義務付けられた人にマネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止・分析に関係すると考えられる情報を求める。*
5. *調査・分析の結果マネー・ローンダリングとテロ資金供与の活動に関連していると推定される業務については、法に則り処理を進めるべく*検察庁に連絡する。
6. *マネー・ローンダリングとテロ資金供与の活動に関連していると推定される案件について、同様の権限を行使する他国の所管官庁の要請により、権限の範囲内で国際的な調査に協力、情報を要請、受領、分析、共有し、請求官庁に結果を報告し、国内で適切な行為を実施する。*
7. *マネー・ローンダリングやテロ資金供与の犯罪の前提犯罪の特性を有する刑法上の犯罪の実行を検知・告発する責任を負う国の他の公的機関との合同調査に、権限の範囲内で参加する。*
8. *マネー・ローンダリングやテロ資金供与に*関連する調査の場合に、要請された技術支援を行う。」(*) (**)
(*) 2011 年 2 月 17 日公布の SBS 決議第 2108-2011 号第 1 条に則り、法律第 29038 号第 3 条の規定に従い、SBS 決議第 838-2008 号及びその改正規定により承認されたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のための補足規定に示されている条件に基づき、法律第 27693 号第 3 条に定められた情報の提供義務者として保険代理業者を含める。(*)
(**) 2012 年 4 月 19 日公布の 立法令第 1106 号改正補足規定第 1 により改正された条文であり、その文面

は次の通りである。

「第 3 条-UIF-ペルーの職務と権限
UIF-ペルーの職務と権限は次の通りである。

1. 中央政府のあらゆる公的機関、県や市の政府並びにこれらに属する機関や企業、例外や留保なく国の機関や公共企業全般に対し、ペルー共和国憲法の規定の範囲内で、UIF-ペルーの義務の遂行に役立つと考えられる報告書、文書、履歴、その他のすべてのものを請求すること。また、責任上情報提供を義務付けられた全ての自然人または民間法人に対しても同様である。当該情報の利用及び管理は UIF 長官に限られるべきであり、そのために情報保護の特別手順を定める。

UFI-ペルーが必要と判断した場合、データベースへのアクセスを要求することができるが、情報は電子的な通信で提供される。 責任上、ペルー共和国憲法に定められた制限の範囲内で情報へのアクセスに関し UIF-ペルーに留保をつけて反対することはできない。(*)2012 年 4 月 21 日に公布された正誤表により訂正。

関連法令:
- 最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 4 条
- 2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号「マネー・ローンダリング及び違法採掘と組織犯罪に関わる他の犯罪に対する効果的な戦いについての立法令」とその最終補足規定第 4
- SBS 決議第 1999-2016 号。法律第 27693 号第 3 条第 1 項及び 2016 年 4 月 8 日公布の立法令第 1106 号最終補足規定 4 に示された、UIF-ペルーが公的機関、自然人及び法人に対して実施する情報請求への対応に関する規制規定
- 2018 年 9 月 12 日公布の立法令第 1409 号第 12 条は、簡易株式非公開会社と称する代替的会社運営体制により、中小・零細企業の形式化と活性化を促進する立法令である。

2. 本法の定める要件を満たす場合に限り、義務者及び義務者が指名するコンプライアンス・オフィサーを登録する。
3. 法律第 29038 号により報告を義務付けられた人、その監督機関またはアクセスできるデータベースの情報により察知した人が報告する疑わしい取引に関する情報を請求・受領し、より詳細な情報を請求し、分析する。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 3 条第 b 項及び第 25 条

4. 第 9 条に記載の取引記録または取引記録に関連する情報を受領・分析する。義務者は、UIF-ペルーが定めた電子的手段、頻度、方式に従い UIF-ペルーに取引記録を提出する義務を負う。
5. 分析・調査の結果マネー・ローンダリングやテロ資金供与の活動に関連していると推定される取引については、法に則り処理を進めるべく検察庁に連絡する。その報告書は、*捜査や刑事手続きの関連事項として検察官に採用された場合には証明力を有する。(*)*

(*)マネー・ローンダリング及びテロ行為の防止・検知・制裁強化措置を定めた 2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 条第 1 条により改正された条項であり、その文面は以下の通りである。

5. 「分析・調査の結果マネー・ローンダリング、前提犯罪及びテロ資金供与の活動に関連していると推定される取引については、法に則り処理を進めるべく財務情報報告書により検察庁に連絡する。その報告書は、捜査や刑事手続きの関係事項として検察官に採用された場合には証明力を有する。」

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 5 条及び第 6 条

6. マネー・ローンダリングやテロ資金供与の活動に関連していると推定される事例について、同様の権限を行使する他国の所管官庁の要請により、権限の範囲内で国際的な調査に協力、情報を要請、受領、分析、共有し、請求官庁に結果を報告し、国内で適切な行為を実施する。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 5 条及び第 11 条

7. マネー・ローンダリングやテロ資金供与の犯罪の前提犯罪の特性を有する刑法上の犯罪の実行を検知、調査、告発する責任を負う国の他の公的機関との合同調査に、権限の範囲内で参加する。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 11 条

8. マネー・ローンダリングやテロ資金供与に*関連する調査の場合に、要請された技術的支援を行う。*

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 12 条

9. 本法及びその施行規則の規定の範囲に則り、義務者の監督機関と連携し、報告義務者及び不審取引報告書、取引記録の予防システムに関する一般的指針、個別的指針、要件、精度、制裁、その他の点を規定し、行動規範、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の犯罪防止マニュアル、取引記録書式等のひな型を公表する。銀行保険年金基金監督庁及び証券市場監督庁(Superintendencia del Mercado de Valores)の場合、両者が規制機能を保有し、UIF-ペルーと連携して機能を果たす。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 13 条第 c 項

10. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の犯罪の防止に関し、監督機関のない義務者を監督し、制裁措置を講ずる。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 32 条及び 33 条

11. 例外的に、状況の緊急性または遅延の危険性に鑑み、調査の規模や性質によって必要とされる場合に限り、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の犯罪に関連する事例については資金凍結を実施できる。このような場合、裁判官は措置実施後 24 時間以内にその旨を告知されなければならず、その期間中にその措置を追認し、または即時取消を命じることができる。」(**)

関連法令:
- 最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 8 条から第 10 条
- 最高政令第 008-2018-JUS 号。本政令は、資産凍結措置の登録のための登録料の免除を定め、2018 年 6 月 28 日公布の最高政令第 020-2017-JUS 号により承認された法律第 27693 号施行規則を改正する。
- 国家登記監督庁(Superintendente Nacional de los Registros Públicos)決議第 273-2018 - SUNARP/SN 号により、「UIF-ペルーの資産行政凍結措置の提示・登録手順を規定する指令」である 2018 年 10 月 25 日公布の指令第 07-2018-SUNARP/SN 号が承認された。

12. 「以下に適合する自然人または法人の資金または資産の即時凍結を実施すること。
a. テロ行為とテロ資金に関する決議に則り作成された国連安全保障理事会のリスト。
b. 大量破壊兵器の拡散への資金供与に関する決議に則り作成された国連安全保障理事会のリスト。
このような場合、UIF-ペルーは 24 時間以内に裁判官に課した措置を知らせなければならず、裁判官は本法に定める条件を検証した上でその期間中にその措置を追認し、またはその即時取消を命じることができる。裁判官は、利害関係者の請求に応じて、国連安全保障理事会の決議に則り、基本的な支出や特別な支出の問題を解決するために、資金、資産、所有物または他の経済資源へのアクセスを許可することができる。」(*)
(*)第 12 項は、2016 年 5 月 25 日公布の法律第 30437 号の単独条項により組み込まれた。

関連法令:
- SBS 決議第 3862-2016 号は、国連安全保障理事会の枠組みの中で「UIF-ペルーがテロ行為やテロ資金供与、大量破壊兵器の拡散とその資金供与に関与する個人または機関の資金や他の資産を行政凍結できるようにするメカニズムと手順を規定する規則」を承認する。
- 最高政令第 008-2018-JUS 号。本政令は、資産凍結措置の登録のための登録料の免除を定め、2018 年 6 月 28 日公布の最高政令第 020-2017-JUS 号により承認された法律第 27693 号施行規則を改正する。
- 国家登記監督庁決議第 273-2018 - SUNARP/SN 号により、「UIF-ペルーの資産行政凍結措置の提示・登録手順を規定する指令」である 2018 年 10 月 25 日公布の指令第 07-2018-SUNARP/SN 号が承認された。

**「第 3-A 条-裁判所の許可を得た銀行秘密及び納税機密へのアクセス**

3-A.1. UIF-ペルーは、調査中の案件に必要かつ適切な場合に限り、銀行保険年金基金監督庁の主たる所在地を管轄する刑事裁判官に銀行秘密と納税機密の保持の解除を要請できる。

3-A.2. 管轄の刑事裁判官は、申請書の提出から 48 時間以内に内密に、傍聴人も、第三者の介入もなしで UIF-ペルーの要請に対し回答しなければならない。申請が却下された場合は不服申し立てを行う。不

服申し立て書の提出から 48 時間以内に手続きが行われ解決される。

3-A.3. 3-A.2 項に示されている内密性及び期限を守らない刑事裁判官に対しては、法律第 29277 号「法曹経歴に関する法律」に則り、所管官庁が制裁措置を取る。

3-A.4. 金融系企業と税務当局は、司法命令が発出されてから 30 営業日以内に要請された情報を UIF-ペルーに送らなければならない。ただし、案件の特性、複雑さ、状況に鑑み、裁判官が異なる決定を行った場合はこの限りではない。銀行保険年金基金監督庁は、情報提供の方法や条件を決議により定めている。監督下にある企業で、要請された情報の提供を行わない、または部分的に、もしくは遅れて提供する企業に対する罰金についても同様である。

3-A.5. UIF-ペルーが得た情報は、情報取得の理由となった事実に関する所轄官庁との共同調査にのみ使用することができる。この情報を知り得る UIF-ペルー長官及び職員は、法律第 26702 号「金融・保険システム一般法及び銀行・保険業務監督庁組織法」第 372 条に定められる情報守秘義務と同法第 12 条に定められる守秘義務に従わなければならず、その行為に責任を有する。」(*)

(*) 第 3-A 条は 、マネー・ローンダリングとテロ行為の防止・検知・制裁強化措置を定めた 2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号第 2 条に含まれる。

関連法令:
- 行政決議第 090-2017-CE/PJ 号。2017 年 4 月 7 日に公布された、銀行の秘密及び 納税機密の解除並びに銀行の秘密及び納税機密の解除を必要とする機関についての UIF-ペルーの要請を知るための司法機関を指定する。ただし、前提犯罪が職員の汚職であるマネー・ローンダリングの犯罪に関する場合に限る。
- SBS 決議第 4353-2017 号。2017 年 11 月 11 日に公布された、銀行の秘密または納税機密の保持により保護された情報の UIF-ペルーへの提出方法、条件を規定する規則である。
- 最高政令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 7 条

*第 4 条- 諮問委員会*

*UIF には諮問委員会があり、マネー・ローンダリングの防止と UIF 長官が自らの見解を述べる必要があると考える事例に対応するための戦略、方針、手続きの策定において、適切な調整作業の実施を目的としている。諮問委員会の構成は以下の通りである。*

1. *銀行・保険業務監督庁の代表者 1 人(委員長)*
2. *検察庁の代表者 1 人*
3. *国家税務監督庁(Superintendencia Nacional de Administración Tributaria、SUNAT)の代表者 1 人*
4. *税関の代表者 1 人*
5. *国家企業・証券監督委員会(Comisión Nacional Supervisora de Empresas y Valores、CONASEV)の代表者 1 人*

*長官は事務局長としての役割を果たす。*

*監督下の自然人及び法人を保持し、諮問委員会ができればマネー・ローンダリング防止のための情報を UIF に報告するような他の管理機関の代表者も本委員会のメンバーになり得る。該当する規則の定めるところに鑑み、目的のためにその参加が必要となる他の機関の代表者も同様である。*

諮問委員会のメンバーは、代表する機関の上層部によって任命される。(*)

(*) 2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

**「第 4 条- 諮問委員会**

4.1 UIF-ペルーには諮問委員会があり、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の犯罪の追跡と UIF-ペルー長官が自らの見解を述べる必要があると考える事例に対応するための戦略、方針、手続きの策定において、適切な調整作業の実施を目的としている。諮問委員会の構成は次の通りである。

1. 委員長に就任する銀行・保険業務監督庁の代表者 1 人
2. 副委員長に就任し、委員長不在の際には委員長の任を果たす首相府の代表者 1 人
3. 事務局長の任を果たす UIF-ペルー長官
4. 検察庁の代表者 1 人
5. 国家税務監督庁(SUNAT)の代表者 1 人
6. 国家企業・証券監督委員会(CONASEV)の代表者 1 人

7. 経済財務省の代表者 1 人
8. 貿易観光省(Ministerio de Comercio Exterior y Turismo)の代表者 1 人
9. 外務省(Ministerio de Relaciones Exteriores)の代表者 1 人
10. 会計検査院(Contraloría General de la República)の代表者 1 人
11. 内務省(Ministerio del Interior)の代表者 1 人
12. 生産省(Ministerio de la Producción)の代表者 1 人

4.2 監督下の自然人及び法人を保持し、諮問委員会ができればマネー・ローンダリング防止のための情報を UIF-ペルーに報告するような他の管理機関の代表者も本委員会のメンバーになり得る。また、目的のためにその参加が必要となる他の機関の代表者も同様である。

4.3 本条第 4.2 項に示した事項には法律による承認が必要である。

4.4 諮問委員会のメンバーは、*代表する機関の上層部によって任命される。*」(1)

(1) マネー・ローンダリングとテロ資金供与多部門執行委員会(Comisión Ejecutiva Multisectorial contra el Lavado de Activos y el Financiamiento del Terrorismo 、CONTRALAFT)を創設する 2011 年 7 月 1 日公布の最高政令第 057-2011-PCM 号を参照のこと。

*第 5 条-管理運営*
*長官は管理運営の責任を負う。長官は、UIF を指揮・管理し、UIF の予算書の責任者であり、UIF の活動を経済財務大臣に報告する義務を有する。UIF を代表して、検察庁にマネー・ローンダリング活動に関連していると推定される事例を連絡する。*
*長官は、国家銀行・保険業務監督庁により任命され、在任期間は 3 年である。もう一期再任されることができる。後任者が任命されるまで職責を果たす。*(*)

(*)2003 年 6 月 21 日公布の法律第 28009 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

*「第 5 条-管理運営*
*長官は管理運営の責任を負う。長官は、UIF を指揮・管理し、UIF の予算書の責任者であり、UIF の活動を首相府に報告する義務を有する。UIF を代表して、検察庁にマネー・ローンダリング活動に関連していると推定される事例を連絡する。*
*長官は、首相府が承認する最高決議により任命される。*」(*)

(*) 2004 年 7 月 29 日に公布された法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

「第 5 条-管理運営
5.1 長官は管理運営の責任を負う。長官は、UIF-ペルーを指揮・管理し、UIF-ペルーの予算書の責任者であり、UIF-ペルーの管理と予算についての活動を首相府と共和国議会経済財務情報委員会に 少なくとも毎年第 1 四半期に 1 回報告する義務を有する。UIF-ペルーを代表して、検察庁にマネー・ローンダリングやテロ資金供与活動に関連していると推定される事例を連絡する。

5.2 長官は、首相府が承認する最高決議により任命され、在任期間は 3 年である。任期が連続していなければ、もう一期再任されることができる。長官は、後任者または代替者が任命されるまで任を離れることはできない。」

*第 6 条-UIF の職員*
*UIF の技術者チームは、長官同様に、道徳的な強さを有し、金融犯罪やマネー・ローンダリングに関連していたり、その調査に係る銀行業務において実績があったりする研修を受けた経験豊かな一団の人々で構成されている。職員は民間活動に関する労働法規に従う。*
法律第 *27588 号第 2 条に基づき、UIF 長官及び職員の職にある者は、教職を除き、官民を問わず他のいかなる専門的・技術的活動にも従事することはできない。*(*)
(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

「第 6 条-UIF の職員について

6.1 UIF-ペルーの技術者チームは、長官同様に、道徳的な強さを有し、このテーマについて実績ある研修を受け、専門的で特化された経験を有する一団の人々で構成されている。職員は民間活動に関する労働法規に従い、部門管理職は推薦採用者とする。

6.2 UIF-ペルーの長官及び職員は*法律第*27588 号とその施行規則に定める兼業禁止規則を順守しなくてはならない。」

*第 7 条-UIF の管理部門について*

*UIF の管理部門は長官を頂点とするが、その補完的役割と他の UIF の職員の役割については施行規則に定めるものとする。取消・撤廃事由は、施行規則に定めるものとする。*(*)

(*) 2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次下の通りである。

「第 7 条- UIF-ペルーの管理部門について

UIF-ペルーの管理部門は長官を頂点とするが、その補完的役割と UIF-ペルーを構成する他の部門の役割については施行規則に定めるものとする。」

*第 8 条-報告義務者について*

*次に掲げる自然人または法人は、本法第 3 条に規定する情報を提供する義務を負う。*

1. *法律第 26702 号「「金融・保険システム一般法及び銀行・保険業務監督庁組織法」第 16 条及び第 17 条に含まれる金融系企業、保険系企業等。*
2. *クレジットカードやデビットカードの発行会社*
3. *貯蓄信用協同組合*
4. *信託管理者または資産管理者、企業またはコンソーシアム*
5. *証券会社及び証券仲介会社*
6. *ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、合同運用型ファンド、年金基金の管理会社*
7. *証券取引所、他の中央集中型取引機構、証券補償・決済機関*
8. *商品先物取引所*
9. *自動車、船舶、航空機の売買に従事する企業または自然人*
10. *建設や不動産の業務に従事する企業または自然人*
11. *カジノ、宝くじ会社、ビンゴを含む賭博場、競馬場及び取次所*
12. *一般倉庫*
13. *通関業者*
14. *自社のコンピュータプログラムやシステムを通じた疑わしい取引の実施を容認する会社*

*同様に、次の活動に従事する自然人及び法人は、疑わしい取引や規則によって定められた金額に応じた取引に関し、UIF への報告義務を負う。*

15. *通貨の売買*
16. *郵便・宅配便業務*
17. *骨董品取引*
18. *宝石、金属、貴石、硬貨、美術品、切手の取引*
19. *貸付、質入れ*
20. *旅行・観光業者、ホテル、レストラン*
21. *公証人*
22. *第三者から寄付または献金を受ける法人*
23. *輸出入業務の発送担当者*
24. *所有者の許可や司法命令により開けることができる金庫・委託業務*

*同様に、分析のために必要な場合には情報を提供する義務がある。*

25. *国家税務監督庁*
26. *税関*
27. *国家証券監督委員会*
28. *公共登記所*
29. *官民の信用情報センター*
30. *全国身分登録事務所(Registro Nacional de Identificación y Estado Civil)*

首相及び経済財務大臣が承認した最高政令により、本条で定める情報提供義務を負う自然人または法

人のリストを拡大するものとする。(*)

(*) 2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は以下の通りである。

「第 8 条-報告義務者について (1) (2)

8.1　次に掲げる自然人または法人は、本法第 3 条に規定する情報を提供する義務を負う。

1. 法律第 26702 号「金融・保険システム一般法及び銀行・保険業務監督庁組織法」第 16 条及び第 17 条に含まれる金融系企業、保険系企業等
2. クレジットカードやデビットカードの発行会社
3. 貯蓄信用協同組合
4. 信託管理者または資産管理者、企業またはコンソーシアム
5. 証券取引会社、商品先物取引会社、証券仲介会社
6. ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、合同運用型ファンド、年金基金の管理会社
7. 証券取引所、他の中央集中型取引機構、証券補償・決済機関
8. 商品先物取引所
9. 自動車、船舶、航空機の売買に従事する企業または自然人
10. 建設や不動産の業務に従事する企業または自然人
11. カジノ、宝くじ会社、ビンゴを含む賭博場、スロットマシーン、競馬場及び取次所等
12. 一般倉庫
13. 通関業者
14. 自社のコンピュータプログラムやシステムを通じた疑わしい取引の実施を容認する会社

8.2　同様に、次の活動に従事する自然人及び法人は、疑わしい取引や規則によって定められた金額に応じた取引に関し、UIF-ペルーへの報告義務を負う。

1. 通貨の売買
2. 郵便・宅配便業務
3. 骨董品取引
4. 宝石、金属、貴石、硬貨、美術品、切手の取引
5. 貸付、質入れ
6. 旅行・観光業者、ホテル、レストラン
7. 公証人
8. 公開オークション競売人
9. 第三者から寄付または献金を受ける自然人または法人
10. 輸出入業務の発送担当者
11. 所有者の許可や司法命令により開けることができる金庫・委託業務
12. 税関犯罪撲滅委員会(Comisión de Lucha contra los Delitos Aduaneros)
13. 麻薬や爆発物の製造に使われる化学製品を製造・販売している薬品製造所及び企業
14. 武器の売買や輸入に従事している自然人または法人
15. 爆発物の製造・販売に従事している自然人または法人
16. 法律第 28024 号の定める行政における利害管理責任者
17. 鉱業会社
18. 国庫から出たものではない資金を受け取る公的な組織、機関

8.3　同様に、UIF-ペルーが役割を果たすために必要な場合には情報を提供する義務がある。

1. 国家税務監督庁
2. 国家企業・証券監督委員会
3. 公共登記所
4. 官民の信用情報センター
5. 全国身分登録事務所
6. 国内の種々の商工会議所
7. 不法占拠地正常化庁(Comisión de Formalización de la Propiedad Informal、COFOPRI)
8. ペルー移民局(Dirección General de Migraciones y Naturalización)
9. 会計検査院

10. 土地権利授与・農地台帳作成特別プロジェクト(Proyecto Especial de Titulación de Tierras y Catastro Rural、PETT)
11. 健康保険庁(Seguro Social de Salud)
12. 貿易観光省
13. 国営港湾公社(Empresa Nacional de Puertos、ENAPU)
14. 麻薬なき開発及び生活国家委員会(Comisión Nacional para el Desarrollo y Vida sin Drogas、DEVIDA)
15. 国営コカ公社(Empresa Nacional de la Coca、ENACO)

8.4 本条が定める情報提供義務者のリストを法律により拡大することができる。

8.5 UIF-ペルーは、その職務を果たすために必要な情報を入手するために他の公的機関と連携することができる。

8.6 規則により記録をつける義務を負う者を定める。
(1) 2007 年 6 月 12 日公布の法律第 29038 号(UIF-ペルーを SBS に統合する法律)第 3 条を参照のこと。本条は報告義務者を特定しているが、2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号及び 2018 年 8 月 2 日公布の立法令第 1372 号(最終受益者の本人確認についての、法人や合法組織の報告義務を規定する立法令)により改正された。
(2) 2017 年 10 月 6 日公布の法律第 27693 号施行規則、最高政令第 020-2017-JUS 号第 2 条を参照のこと。本条には、新たな義務者としてプロサッカークラブと公共調達局「ペルー・コンプラス」(Central de Compras Públicas – PERÚ COMPRAS)が含まれている。

関連法令:
- 法律第 29038 号第 3 条。立法令第 1249 号第 3 条(マネー・ローンダリングとテロ行為の防止・検知・制裁強化措置を定める立法令)及び立法令第 1372 号の改正補足規定第 3(最終受益者の本人確認についての、法人や合法組織の報告義務を規定する立法令)により改正された。
- 法律第 27693 施行規則の最高政令第 020-2017-JUS 号第 2 条

*第 9 条-取引記録*
*本法律の目的に鑑み、取引には、以下の規則が適用される。*

1. *本法に則り、報告義務者はそれぞれの施行規則に定めた金額を超える個々の取引について次の項目を記録しなければならない。*

a) *現金による預金:当座預金、普通預金、定期預金、他のタイプの定期の預金*
b) *入金前日の終値での相場価値により計算した有価証券で構成された預金*
c) *組織そのものが発行した譲渡性債務や他の債務証券の預け入れ*
d) *有価証券(公的、私的)や投資共有資金の持ち分の売買*
e) *貴金属(金、銀、プラチナ)の売買*
f) *外国通貨の現金売買*
g) *作業の実行方法とその宛先(預金、送金、有価証券売買等)にかかわらず、送付または受領した為替や送金(国内、国外)*
h) *外国口座から引き出された小切手及びトラベラーズチェックの売買*
i) *輸入品の支払額*
j) *輸出品の回収額*
k) *金融機関のポートフォリオの第三者への売却*
l) *貸付金償却サービス*
m) *貸付金の早期返済*
n) *信託基金の設立及び他のあらゆる種類の信託操作*
o) *商品、サービスの売買*
p) *顧客との合意による先物取引*
q) *施行規則に定める重要であるとみなされる他の操作または取引*

2. *記録の特性は対応する施行規則に明記されるが、少なくとも各取引に関し次の項目を含むものとする。*

a) 本条に基づき、商取引関係を結ぶ際や主に取引を実施する際の書類の提出により確認した固定客または新規顧客の身元と住所。そのような目的のため、身元、所属先、住所、行為能力、職業、法人の目的、身元についてのあらゆる情報を身分証明書、パスポート、出生証明書、運転免許証、社会契約、定款、その他顧客の身元と外見的特徴についてのあらゆる公的・私的文書により記録し、信頼のおける手段により確認しなければならない。
*義務者は、本条で述べる固定客または新規顧客の真の身元や実施した商取引について、情報を入手、登録、更新するための合理的な措置を講じなければならない。*

*b) 取引の種類、額、通貨、該当するならば関連口座、取引の実施場所、日付の概要*
*c) 資金情報機関が要請する他のあらゆる情報*

*3. 記録の記入は、取引が行われた日に義務者が正確かつ遺漏なく行い、コンピュータを活用し、マイクロフィルム化するなどしてその日から 10 年間保存する。記録は簡単に原状復帰できる手段により保存し、四半期ごとにバックアップコピーを作成し、5 年間ごとにまとめる。過去 5 年間のバックアップコピーは、UIF と検察庁が要請すれば 48 営業時間以内に利用可能とならなければならない。*

*4. 記録義務者の固定客であり、記録義務者が固定客に対し責任を負う場合は、取引を報告する義務は適用されないものとする。それについては、義務者が固定客の活動の合法性について十分かつ正当な根拠のある知識を有し、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーに報告する者の事前評価及び定期検査が必要である。*

*5. 合計すると施行規則に定められた特定の額を超えてしまう複数の取引は、1 日または該当する施行規則が定める期間内に、ある特定の者により、またはその利益のために実施されたのであれば、ひとつの取引とみなすものとする。このような場合、義務者またはその従業員が取引について知っていれば、本条に定める記録をしなければならない。*
*a) 法律に則り、法的機関または所管官庁は記録を利用できなければならない。*
*b) UIF は、適当とみなした場合、設定した期間内に第 8 条の報告義務者が取引記録に関する情報を提供するよう定めることができる。*
*c) IT 設備を保有している報告義務者は、情報の収集を可能にし、迅速化するために UIF のコンピュータとの相互接続に同意することができる。*
*d) 銀行保険年金基金監督庁の監督下にある企業同士が独自に実施した取引においては、本条に述べた記録は不要である。*(*)

(*) 2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

**/第 9 条-取引記録**

*9.1 本法にいう取引記録については、本条に定める規定に従うものとする。*

*9.2 本法に則り、報告義務者はそれぞれの施行規則に定めた金額を超える個々の取引を記録しなければならない。*

*a) 現金による預金:当座預金、普通預金、定期預金、他のタイプの定期の預金*
*b) 入金前日の終値での相場価値により計算した有価証券からなる預金*
*c) 組織そのものが発行した譲渡性債務や他の債務証券の預け入れ*
*d) 有価証券(公的、私的)や投資共有資金の持ち分の売買*
*e) 施行規則に定める関係性に応じ、貴金属や貴石の売買*
*f) 外国通貨の現金売買*
*g) 作業の実行方法とその宛先(預金、送金、有価証券売買等)にかかわらず、送付または受領した為替や送金(国内、国外)*
*h) 外国口座から引き出された小切手及びトラベラーズチェックの売買*
*i) 輸入品の支払額*
*j) 輸出品の回収額*
*k) 金融機関のポートフォリオの第三者への売却*
*l) 貸付金償却サービス*
*m) 貸付金の早期返済*
*n) 信託基金の設立及び他のあらゆる種類の信託操作*
*o) 商品、サービスの売買*
*p) 顧客との合意による先物取引*
*q) 報告義務者の監督機関の根拠を提示した決議または自らの決定、UIF-ペルーの提案により定められた重要とみなされる他の取引。報告義務者に監督機関がない場合、本段落の記載に該当する規定を UIF-ペルーが発出するものとする。*

*9.3 記録がどのような性質のものかは対応する施行規則に具体的に示されるが、少なくとも各取引に関し次の項目を含むものとする。*
*a) 本条に則り、商取引関係を結ぶ際や主に取引を実施する際の書類の提出により確認した固定客または新規顧客の身元と住所。そのような目的のため、身元、所属先、住所、行為能力、職業、法人または自然人の目的、その他身元についてのあらゆる情報を適宜身分証明書、パスポート、出生証明書、運転免許証、社会契約、定款、その他顧客の身元と外見的特徴についてのあらゆる公的・私的文書により記録し、信頼のおける手段により確認しなければならない。*
*b) 義務者は、本条で述べる固定客または新規顧客の真の身元や実施した商取引について、情報を入手、記録、更新するための合理的な措置を講じなければならない。*
*c) 取引の種類、額、通貨、該当するならば関連口座、取引の実施場所、日付の概要。*
*d) UIF-ペルーが必要とする他のあらゆる情報。*

*9.4　取引記録の記入は、取引が行われた日に義務者が正確かつ遺漏なく行い、コンピュータを活用し、マイクロフィルム化するなどしてその日から 10 年間保存する。記録は簡単に原状復帰できる手段により保存し、監督機関が発出した規定に則りバックアップコピーを作成する。バックアップコピーは、UIF-ペルーと検察庁が要請すれば 48 営業時間以内に利用可能とならなければならないが、これはより短期間で同情報を要請したいとする UIF-ペルーの権限を侵すものではない。*

*9.5　記録義務者の固定客であり、記録義務者が固定客に対し責任を負う場合は、取引を報告する義務は課されないものとする。ただし、義務者が固定客の活動の合法性について十分かつ正当な根拠のある知識を有し、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーに報告する者の事前評価及び定期検査がある場合に限られる。*

*9.6　合計すると施行規則に定められた特定の額を超えてしまう複数の取引は、1 日または該当する施行規則が定める期間内に、ある特定の者により、またはその利益のために実施されたのであれば、ひとつの取引とみなすものとする。このような場合、義務者またはその従業員が取引について知っていれば、本条に定める記録をしなければならない。*

*9.7　取引記録について*
*a)　法律に則り、記録は法的機関または所管官庁が利用できるようになっていなければならない。*
*b)　UIF-ペルーは、適当とみなした場合、設定した期間内に報告義務者が取引記録に関する情報を提供するよう定めることができる。*
*c)　十分な IT 設備を保有している義務者は、情報の収集を可能にし、迅速化するために UIF-ペルーのコンピュータとの相互接続に同意することができる。*
*d)　銀行保険年金基金監督庁の監督下にある企業同士が独自に実施した取引においては、本条に述べた記録は不要である。*

*9.8　UIF-ペルーは、根拠を提示した決議により、記録の対象となるべき事項の詳細や個々の取引に関わる記録の内容を拡大・縮小・改正し、期間、やり方、記録をどのように記入し保管するかという方法、取引記録に関わる他のあらゆる事柄や論題を変更することができる。監督機関のある義務者については、UIF-ペルーの事前の要請または前向きな報告に基づき、監督機関が決議を発出するものとする。*

*9.9　法律第 26702 号第 377 条及び第 378 条に示された金融取引及び疑わしい取引についてもまた、本条に定めるところに準拠する。」(*)*

(*) 2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号改正補足規定第 1 により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

**「第 9 条-取引記録**

9.1. 本法にいう報告を義務付けられた人はすべて、本条に定める規則に準ずる取引記録をつけなければならない。

9.2. 本法に則り、報告義務者は、実施した取引または実施を試みた取引で UIF-ペルーが定めた金額以上のものについてはそれぞれ次の項目を記録しなければならない。

a) 現金による預金:当座預金、普通預金、定期預金、他のタイプの定期の預金
b) 入金前日の終値での相場価値により計算した有価証券からなる預金
c) 組織そのものが発行した譲渡性債務や他の債務証券の預け入れ
d) 有価証券(公的、私的)や投資共有資金の持ち分の売買
e) 施行規則に定められた比率に応じた貴金属や貴石の売買
f) 外国通貨の現金売買
g) 作業の実行方法とその宛先(預金、送金、有価証券売買等)にかかわらず、送付または受領した為替や送金(国内、国外)
h) 外国口座から引き出された小切手及びトラベラーズチェックの売買
i) 輸入品の支払額
j) 輸出品の回収額
k) 金融機関のポートフォリオの第三者への売却
l) 貸付金償却サービス
m) 貸付金の早期返済
n) 信託基金の設立及び他のあらゆる種類の信託操作、信託手数料
o) 商品、サービスの売買
p) 顧客との合意による先物取引
q) 危険を伴う、または重要性があるとみなされる、UIF-ペルーが定める他の取引

9.3. 記録がどのような性質のものかは UIF-ペルーが具体的に示すが、少なくとも各取引に関し次の項目を含むものとする。

a) 本条に則り、商取引関係を結ぶ際や主に取引を実施する際の書類の提出により確認した固定客または新規顧客の身元と住所。そのような目的のため、身元、所属先、住所、行為能力、職業、法人または自然人の目的、その他身元についてのあらゆる情報を適宜身分証明書、パスポート、出生証明書、運転免許証、社会契約、定款、その他顧客の身元と外見的特徴についてのあらゆる公的・私的文書により記録し、信頼のおける手段により確認しなければならない。
b) 義務者は、本条で述べる固定客または新規顧客の真の身元や実施した商取引について、情報を常に入手、記録、更新するための合理的な措置を講じなければならない。
c) 取引の種類、額、通貨、該当するならば関連口座、取引の実施場所、日付の概要。
d) UIF-ペルーが必要とする他のあらゆる情報。

9.4. 取引記録の記入は、取引が行われた日に義務者が正確かつ遺漏なく行い、コンピュータを活用し、マイクロフィルム化するなどしてその日から 10 年間保存する。記録は簡単に原状復帰できる手段により保存し、UIF-ペルーが発出した規定に則りバックアップコピーを作成する。バックアップコピーは、UIF-ペルーと検察庁が要請すれば 48 営業時間以内に利用可能とならなければならないが、これはより短期間で同情報を要請したいとする UIF-ペルーの権限を侵すものではない。

9.5. 記録義務者の固定客であり、記録義務者が固定客に対し責任を負う場合は、取引を報告する義務は課されないものとする。ただし、義務者が固定客の業務の合法性について十分かつ正当な根拠のある知識を有し、コンプライアンス・オフィサーの事前評価及び定期検査がある場合に限られる。

9.6. 合計すると UIF-ペルーが定めた特定の額以上になってしまう複数の取引は、ある特定の者により、またはその利益のために実施されたのであれば、ひとつの取引とみなすものとする。このような場合、義務者またはその従業員が取引について知っていれば、本条に定める記録をしなければならない。

9.7. 取引記録について

a) 法律に則り、取引記録は法的機関または所管官庁が利用できるようになっていなければならない。
b) UIF-ペルーは、適当とみなした場合、設定した電子的手段、頻度、方式により報告義務者が取引記録の全部または一部を直接渡すよう定めることができる。当該義務についての事項は銀行保険年金基金監督庁の決議により規定する。
c) 十分な IT 設備を保有している義務者は、情報の収集と送付を可能にし、迅速化するために UIF-ペルーのコンピュータと相互接続しなければならない。当該義務についての事項は銀行保険年金基金監督庁の決議により規定する。
d) 銀行保険年金基金監督庁の監督下にある企業同士が独自に実施した取引においては、本条に述べた記録は不要である。

9.8. UIF-ペルーは、根拠を提示した決議により、記録の対象となるべき事項の詳細や個々の取引または業務に関わる記録の内容を拡大・縮小・改正し、期間、やり方、記録をどのように記入し保管するかという方法、取引記録に関わる他のあらゆる事柄や論題を変更することができる。UIF-ペルーが取引記録の電子化を取り決めた事例については、そのようにしなければならない。

9.9. 法律第 26702 号第 377 条及び第 378 条に示された取引についてもまた、本条に定めるところに準拠する。」

関連法令:法律第 27693 号施行規則(最高政令第 020-2017-JUS 号)第 24 条

**「第 9-A 条-監督機関について**

9.A.1.報告義務者に関し規則または目的に応じて監督、監査、管理、記録、実質的許可または業界団体の許可の職務に従事する官民の機関や組織を本法の規定におけるマネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関する監督機関とみなす。

*9.A.2.マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の防止に関する監督・管理機関を以下に示す。*

*a) 銀行保険年金基金監督庁(SBS)*
*b) 証券市場監督庁( SMV)*
*c) 貿易観光省(MINCETUR)*
*d) エネルギー鉱山省(Ministerio de Energía y Minas、MINEM)*
*e) 女性・社会的弱者省(Ministerio de la Mujer y Poblaciones Vulnerables、MIMDES)*
*f) 生産省( PRODUCE)*
*g) 運輸通信省 (Ministerio de Transportes y Comunicaciones、MTC)*
*h) 国家税務監督庁 (SUNAT)*
*i) ペルー国際協力庁 (Agencia Peruana de Cooperación Internacional、APCI)*
*j) 国家選挙管理事務所 (Oficina Nacional de Procesos Electorales、ONPE)*
*k) 基金監督審議会(Consejo de Supervigilancia de Fundaciones)*
*l) 弁護士会、公認会計士会または役割においてこれらを代替する他のあらゆる団体*
*m) UIF-ペルーによってそのように指定されたすべての公立または私立の機関または組織。(*)*

(*) 第 9-A.2 項は 2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号(マネー・ローンダリングとテロ行為の防止、検知、制裁を強化する措置を定める立法令)第 1 条により改正されたが、その文面は以下の通りである。

「9.A.2. マネー・ローンダリングとテロ資金供与などの防止に関する監督・管理機関である。
a) 銀行保険年金基金監督庁 (SBS)
b) 証券市場監督庁 (SMV)
c) 貿易観光省(MINCETUR)
d) 運輸通信省(MTC)
e) 国家税務監督庁 (SUNAT)
f) ペルー国際協力庁 (APCI)
g) 基金監督審議会
h) 警備役務・武器・弾薬・民間用爆発物監督庁(Superintendencia Nacional de Control de Servicios de Seguridad, Armas, Municiones y Explosivos de Uso Civil、SUCAMEC)
i) 弁護士会、公認会計士会または役割においてこれらを代替する他のあらゆる団体
j) UIF-ペルーがそう指示した公共または民間の機関、組織すべて」

9.A.3. 監督機関は UIF-ペルーと調整して監督活動を行わなければならない。

9.A.4. 監督機関は、UIF-ペルーと連携して、法律の規定に則り、独自の監督手順に従って、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の予防システムを監督する役割を果たす。監督手順は、コンプライアンス・オフィサーの報告書、内部監査報告書、外部監査報告書の責任と範囲、責任者や管理者の責任に配慮したものでなければならない。

9.A.5.すべての義務者について、UIF-ペルーは監督機関と連携して義務、要件、違反行為、制裁措置及び確度を定めた規則を発出しなければならない。

9.A.6.監督機関は、監督下にある報告義務者に対して制裁機能を果たす。そのためには、UIF-ペルーが承認した規則及び違反類型を適用する。

関連法令:
- 最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則)第 32 条及び第 33 条
- CONASEV 決議 第 055-2001-EF/94.10 号及び改正規定である附属文書 XIX。制裁措置規則の承認。(注意:証券市場監督庁の監視対象に適用可)
- SBS 決議第 816-2005 号、制裁措置規則の承認(SBS 監視対象に適用可)。
- SBS 決議第 8930-2012 号、マネー・ローンダリングとテロ資金供与に関する違反行為・制裁措置規則の承認[SBS 決議第 5709-2012 号(公証人)、SBS 決議第 369-2018 号(有限マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システム)、SBS 決議第 789-2018 号(UIF -ペルー監視対象者)の範囲内における義務者に適用可]
- SBS 決議第 5389-2013 号、カジノゲームやスロットマシーンを利用する企業を対象としたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する違反行為・制裁措置規則の承認

9.A.7.監督機能を果たすために、UIF-ペルーは合同出張検査を実施するよう監督機関に要請することができる。UIF-ペルーの事前承認を得れば、出張を所管監督機関の要請により行うこともできる。

*9.A.8. マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関する監督機関がない報告義務者については、UIF-ペルーを通じて銀行保険年金基金監督庁が監督機関としての機能を果たす。*(*)

(*) 第 9-A.8 項 は 2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号(マネー・ローンダリングとテロ行為の防止、検知、制裁を強化する措置を定める立法令)第 1 条により改正されたが、その文面は以下の通りである。

*「9.A.8. マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関して、監督機関がない報告義務者については、UIF-ペルーを通じて銀行保険年金基金監督庁が監督機関としての機能を果たす。」*

*9.A.9.マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関し、公証人及び一般の貯蓄を集めることが許可されていない貯蓄信用協同組合は UIF-ペルーの監督下に置かれている。UIF-ペルーが責任を負う監督機能の行使のために、監督庁は労働雇用促進省及び国家税務監督庁の支援を得られる。労働雇用促進省及び国家税務監督庁は、協約により、監査行為の対象である義務者の防止システムの検査をそれぞれの管轄分野に組み入れている。*(*)

(*) 第 9-A.9 項は、マネー・ローンダリングとテロ行為の防止・検知・制裁強化措置を定めた 2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号第1条により改正されたが、その文面は次の通りである。

*「9-A.9.マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関し、公証人、一般の貯蓄を集めることが許可されていない貯蓄信用協同組合、旅行・観光業者、宿泊施設、鉱業会社、不動産業者、宝くじゲームなどは UIF-ペルーの監督下に置かれている。UIF-ペルーが責任を負う監督機能の行使のために、監督庁は国家労働監査庁及び国家税務監督庁の支援を得られる。国家労働監査庁及び国家税務監督庁は協約により、監査行為の対象である義務者の防止システムの検査をそれぞれの管轄分野に組み入れている。」*(*)

(*) 第 9-A.9 段落 は、法律第 26702 号(金融・保険系一般法及び銀行・保険業務監督庁組織法及びその他の関連法)を改正する法律第 30822 号第3条に置き換えられた。法律第 30822 号は、マネー・ローンダリングとテロ行為の防止、検知、制裁を強化する措置を定める貯蓄信用協同組合の規制と監督に関するもので、2018 年 7 月 19 日に公布され、2019 年 1 月 1 日から施行される。その文面は次の通りである。

9-A.9 マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関し、公証人、組合員とのみ取引し、一般の資金を集めることが許可されていない、または第 1 レベルの第三者との取引を認められていない貯蓄信用協同組合、旅行・観光業者、宿泊施設、鉱業会社、不動産業者、宝くじゲームなどは UIF-ペルーの監督下に置かれている。

マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関し、組合員とのみ取引し、一般の資金を集めることが許可されていない、または第 2 レベルと第 3 レベルの第三者との取引を認められていない貯蓄信用協同組合は銀行保険年金基金監督庁の監督下に置かれている。

UIF-ペルーが責任を負う監督機能の行使のために、銀行保険年金基金監督庁は国家労働監査庁及び国家税務監督庁の支援を得られる。国家労働監査庁及び国家税務監督庁は協約により、監査行為の対象である義務者の防止システムの検査をそれぞれの管轄分野に組み入れている。

関連法令:
- SBS 決議第 5709-2012 号(マネー・ローンダリングとテロ資金供与に関する特別規則及びその改正規定、公証人に適用可)
- SBS 決議第 2660-2015(マネー・ローンダリングとテロ資金供与のリスク管理に関する施行規則)
- SBS 決議第 369-2018(マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関する規則、マネー・ローンダリングとテロ資金供与防止有限システムの義務者に適用可、特に旅行・観光業者及び宿泊施設に適用可)
- SBS 決議第 789-2018.(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する規則、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関し UIF-ペルーの監督下にある義務者に適用可、特に鉱業会社、不動産業者、宝くじゲームなどに適用可)
-

*9.A.10.銀行保険年金基金監督庁は、各セクターに関して実施するリスク分析に基づいて、UIF-ペルーを通じて同庁に課せられた監督機能を行使する。これはリスクがより大きい活動の監督を優先するためである。相対的にリスクが少ないとみなされる活動については、UIF-ペルーへの登録、取引の記録、不審な取引の報告に関わる義務に関しモニタリングを行うものとする。*(*)

(*) 第 9-A.10 項 はマネー・ローンダリングとテロ行為の防止・検知・制裁強化措置を定めた 2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号第 1 条により改正されたが、その文面は次の通りである。

「9.A.10.銀行保険年金基金監督庁は、各セクターについて実施するリスク分析に基づいて、UIF-ペルーとマ

ネー・ローンダリング/テロ資金供与防止監督機関を通じて同庁に課せられた監督機能を行使する。これはリスクがより大きい活動や機関の監督を優先するためである。相対的にリスクが少ないとみなされる活動については、UIF-ペルーへの登録、取引の記録、不審な取引の報告に関わる義務に関しモニタリングを行うものとする。

非営利組織の場合、管轄監督機関、つまりペルー国際協力庁 (APCI)、財団監督審議会(Consejo de Supervigilancia de Fundaciones)及び UIF-ペルーは、そのセクターのリスク分析の結果に基づき、マネー・ローンダリングとテロ資金供与に関し影響を受けやすい組織についてのみその職務を果たさなければならない。」

9.A.11.前段落に述べられていることにかかわらず、銀行保険年金基金監督庁は、公的機関、業界団体または専門職協会にマネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関し自らの責任で監督業務を行う義務を負うと示すことができる。」(*)

(*)第 9-A 条は 2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号改正補足規定第 5 により組み込まれた。

「9-A.12.マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関し、カジノゲームやスロットマシーンのみならずインターネットによるゲームやスポーツ賭博も貿易観光省の監督下に置かれている。」(*)

(*) 第 9-A.12 項はマネー・ローンダリングとテロ行為の防止・検知・制裁強化対策について定める、2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号第 1 条により組み込まれた。

**「第 9-B 条-マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止中央集中機構(Órgano Centralizado de Prevención del lavado de activos y del financiamiento del terrorismo)について**

9.B.1. 公証人は、公証人機能の行使におけるマネー・ローンダリングとテロ資金供与のリスク分析を担当するマネー・ローンダリング/テロ資金供与防止中央集中機構(OCP LA/FT)による一元管理に職員を全国的に組み込む。

9.B.2. El OCP LA/FT は、署名過程が終了しているか否か、正式もしくは略式の公的公正証書、あるいは正式なものになっていない場合も含め公証人のもとに提出された私的文書があるかどうかにかかわらず、公証人の情報を集中的に全国レベルで把握する。そのためには、必要な情報ツール(ソフト)を公証人に提供する。

9.B.3. SBS の決議により定められた OCP LA/FT の機能は、公証人の前で実施または実施しようとした取引を金額の多寡にかかわらず検討し、必要であれば普通ではない、または疑わしい取引として審査・登録し、審査にあたって行った分析・評価の証拠を文書で残すこと、公証人に代わって不審取引報告書(ROS)によりそれらを UIF-ペルーに伝達すること、運営する集中管理データベースへのオンライン・アクセスを提供すること、マネー・ローンダリング、前提犯罪またはテロ資金供与の事例に関し UIF-ペルー、司法機関及び管轄機関の情報要請に応えることなどである。

いずれにせよ公証人は UIF-ペルーに対する報告義務者としての責任を保有する。

9.B.4. 最も構成員の多い公証人会が OCP LA/FT を管理する。UIF-ペルーはその形態を承認する。OCP LA/FT の職員は、OCP LA/FT を離れた後も第 12 条に示す守秘義務を有する。

9.B.5. 義務者とみなされる弁護士と会計士は、前段落に示すところに従い、OCP LA/FT の集中管理下に職員を組み込んでも構わない。」(*)

(*)マネー・ローンダリングとテロ行為の防止・検知・制裁強化対策について定める、2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号第 2 条により組み込まれた条文である。

関連法令:
- 最高政令第 020-2017-JUS 号第 36 条から 第 40 条により承認された法律 27693 号施行規則
- 最高政令第 020-2017-JUS 号第 3 条及び最終補足規定第 4
- 2018 年 3 月 3 日公布の SBS 決議第 789-2018 号第 5 条

*第 10 条-防止システムの監督について*
*本条第 1 項、第 2 項、第 3 項に示された監督機関は、本法の施行規則に示すところ並びにその監督体制に従って職務を果たさなければならない。監督体制については、特にコンプライアンス・オフィサー、内部監査人、外部監査人それぞれの報告書に含まれなくてはならない内容と範囲並びに不履行を前にして許されない怠慢があることを確認するための責任者や管理者の責任を考慮に入れなければならない。*

*監督機能の履行にあたっては、次の担当者の支援を受ける。*
1. *コンプライアンス・オフィサー　金融システム、保険、証券、クレジットカード発行、ミューチュアル・ファンド、投資信託、合同運用型ファンド、年金基金、送金、資金移動に関わる法人または企業の役員会は、企業内部の防止システムの履行を監視し、企業の役員会や執行委員会に直接報告する任を負う専任のコンプライアンス・オフィサーと称する管理者レベルの職員を任命し、責任の履行に必要なリソースとインフラ設備を割り当てなければならない。*

*組織の規模、複雑さ、取引量のために専任の職員を置く余裕がない他の企業や義務者は、責任者として管理職レベルの幹部職員を任命するものとする。施行規則には、予防システムに専従で参画する必要のない義務者が示されている。*
*破産宣告を受けたり、故意の犯罪行為を犯して有罪判決を宣告されたり、法律第 26702 号第 365 条に示された他の障害となる行為に従事したりしている者は内部監査人だけでなくコンプライアンス・オフィサーにもなれない。*
*コンプライアンス・オフィサーは、マネー・ローンダリング防止システムの作動状況について半期ごとに報告書を発行するものとする。*

2. *内部監査人は、防止のための内部管理システムの向上を目指したマネー・ローンダリング防止プログラムの特別監査年間計画を策定する。適用した検査の結果は、附属文書としてコンプライアンス・オフィサーの報告書に含むものとする。*

3. *独立監査人または外部監査人は、年次会計報告書を補完するものではない独自の目的を有する特別報告書を発行するが、その実施は、施行規則に定めるところに従い、年間財務諸表報告書を発行するのとは異なる監査会社または全く異なるチームによりなされなければならない。*

4. *銀行保険年金基金監督庁は、監督機能に関連してマネー・ローンダリングと疑われる行為を検知した場合、マネー・ローンダリングのテーマに関連した報告書を発出するものとする。*(*)

(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

**「第 10 条-マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システムの監督について**

10.1. 監督機関は、本法の施行規則に定めるところ並びに独自の監督体制に則り、UIF-ペルーと連携して、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システムを監督する職務を果たす。監督体制については、コンプライアンス・オフィサー、内部監査人、外部監査人それぞれの報告書に含まれなくてはならない内容と範囲並びに本法、その施行規則、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システムに関連した内部規則に定められた内容の不履行を前にして怠慢や詐欺があることを示す責任者や管理者の責任を考慮に入れなければならない。

関連法令:
- 最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則)第 32 条
- 2018 年 8 月 2 日公布の立法令第 1372 号(最終受益者の身元を報告する法務職または法人の義務を規定する立法令)第 8 条

10.2. 監督機能を果たすにあたっては、次の担当者の支援を受けるものとする。
10.2.1 コンプライアンス・オフィサー
a. 報告義務者の役員会及び本部長は、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の疑いのある取引を検知するシステムを自らが代表する機関に導入し、そのシステムの作動状況監視の共同責任者となる専任の職員をひとり任命する責任を負う。
b. 組織の規模、複雑さや取引量、作業量のために、そのような責任と職務に専念する職員を置く余裕がない義務者は、管理者レベルの職員をコンプライアンス・オフィサーに任命するものとする。施行規則には、予防システムに専従で参画する必要のない義務者が示される。
c. 同じ経済グループを構成する義務者は、コーポレート・コンプライアンス・オフィサーと呼ばれるコンプライアンス・オフィサーをひとり指名することができるが、そのためには該当する監督機関の長及び UIF-ペルー長官の明示の承認が必要である。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則) 第 17 条

d. 法律第 26702 号の最終補足規定第 17 に言及されている多国籍銀行及びペルーにある外資系銀行の支店は、専任ではないコンプライアンス・オフィサーを任命することができるが、当該オフィサーは必ずペルーの永住権を持っていなければならない。

関連法令:SBS 決議第 2660-2015 号及び改正規定

e. コンプライアンス・オフィサーは、義務者の管理者でなければならない。法人の組織図の中では、コンプライアンス・オフィサーは、役員会に直属し、法律により規定された責任と機能の行使において完全な自主性と独立性を享受しなければならず、識別コードや暗号化された通信手段はもとより、責任、機能、機密保持の適切な履行に必要なリソースとインフラ設備の割り当てを受けなければならない。

f. コンプライアンス・オフィサーは、報告義務者の役員会長に定期的に報告するものとする。業務の効率化のために、コンプライアンス・オフィサーは、疑わしい情報の取り扱いとは無関係なロジなどの業務の日常的な側面については、報告義務者の本部長と調整し、対処することができる。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則) 第 14 条第 14.3 項及び第 14.4 項

g. コンプライアンス・オフィサーは、義務者によるマネー・ローンダリング/テロ資金供与検知システムの作動状況及び履行レベルについて、半期ごとの報告書を発行しなければならない。この報告書は、各半期満了後の翌暦月に報告義務者の役員会に提出し、役員会または法人の類似部署に提出した日の次の日から 15 暦日以内に UIF-ペルー及び義務者の監督機関があるならばその監督機関に届けなければならない。

関連法令: 最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則) 第 29 条第 29.2 項

h. 義務者の内部監査人、破産宣告を受けた人、故意の犯罪行為を犯して有罪判決を宣告された人、または法律第 26702 号第 365 条に示された他の障害となる行為に従事している人をコンプライアンス・オフィサーに任命することはできない。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則) 第 15 条

i. 「義務者が任命したコンプライアンス・オフィサーを UIF-ペルーが登録するためには、義務者は、立法令第 816 号により承認された税法第 87 条 15.3 項に記載された最終受益者申告をしたという証明書を提出しなければならない。なお、立法令第 816 条改正法は、最高政令第 133-2013-EF 号とその改正規則により承認された。」(*)

(*)2018 年 8 月 2 日公布の立法令第 1372 号(最終受益者の身元を報告する法務職または法人の義務を規定する立法令)改正補足規定第 3 により組み込まれた項である。

j. 「マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システムを構成するコンポーネントは、多国籍公務員収賄罪による法人の管理責任を規定する法律である法律第 30424 号に言及されている防止モデルのコンポーネントに適合している。これらの事例において、義務者である法人の専任または非専任の防止担当者とコンプライアンス・オフィサーの職務は、本法及びマネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関し適用可能な規則に定められた任命要件を満たす限り、同じ人が果たしても構わない。義務を有する法人の専任のコンプライアンス・オフィサーがただひとつ付け足して遂行できる職務は、予防担当者の職務である。」(*)

(*)2018 年 8 月 2 日公布の立法令第 1372 号(合法的な人物または組織の最終受益者の身元を報告する義務を規定する立法令)改正補足規定第 3 により組み込まれた項である。

10.2.2 内部監査

内部監査部門は、内部管理システムの改善を目指した、マネー・ローンダリング/テロ資金供与検知プログラムの特別監査年間計画を策定するものとする。適用された検査の結果は、コンプライアンス・オフィサーの報告書に附属文書として含まれなければならない。内部監査人がいない義務者の場合、この職務はコンプライアンス・オフィサーとは異なる、別の責任者に委ねることができる。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則) 第 34 条

10.2.3 外部監査

a. 国内法により独立した、または外部の監査を受ける義務のある報告義務者の場合は、義務者は、年次会計報告書を補完するのではない、独自の目的を有する特別報告書を発行する独立監査会社を雇わなければならないが、実施にあたっては、施行規則に定めるところに従い、年間財務諸表報告書を発行するのとは異なる監査会社または全く異なるチームによりなされなければならない。UIF-ペルーは、報告書のコピーを要請することができる。

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則) 第 34 条、第 35 条

b. *報告義務者の監督機関は、自機関の監督の職務を果たす職員の関係を通じてマネー・ローンダリングやテロ資金供与の疑いを察知した場合は、マネー・ローンダリングとテロ資金供与のテーマに関連した報告書を発行するものとする。報告書は監督機関を通じて UIF-ペルーに知らせなければならないのと同じものである。*(*)

(*)2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号の改正補足規定第 1 により訂正された細目であり、その文面は次の通りである。

b. 「報告義務者の監督機関は、その監督機能の行使を通じてマネー・ローンダリングやテロ資金供与の兆候を察知した場合は、UIF-ペルーにマネー・ローンダリングとテロ資金供与のテーマに関連した不審取引報告書(ROS)を発行するものとする。本法の範囲に準じ、UIF-ペルーは監督機関に対し報告された事例に関連したすべての情報を要請することができる。SBS 決議により、UIF-ペルーは上記 ROS の要件と特性を定めるものとする。」

関連法令:2014 年 9 月 28 日公布、2014 年 12 月 1 日発効の SBS 決議第 6414-2014 号(報告義務者の監督機関がその監督機能の行使を通じてマネー・ローンダリングやテロ資金供与の兆候を察知した場合に UIF-ペルーに発出する ROS の要件と特性を定める規則)第 2 条、第 3 条

c. 監督機関のない報告義務者のためには、場合によって UIF-ペルーがその役割を果たし、あるいは代替する機関を指示する。

d. 報告義務者に監督機関がなく、本法またはその施行規則に定める義務をひとつ以上果たさなかった場合、監督機関の役割を果たすものが、事例の深刻さの度合いに応じて、該当する違反・制裁規則に示された制裁を適用する。なお、違反・制裁規則は最高政令により承認されるものとし、罰則の適用を盛り込むこともできる。

関連法令:
- 法律第 27693 号(UIF-ペルー創設法)第 9-A 条第 9-A.5 項及び第 9-A.6 項
- SBS 決議第 8930-2012 号(LA/FT 防止における違反・制裁規則、SBS 決議第 5709-2012 号、第 369-2018 号、第 789-2018 号の適用範囲内の義務者に適用可)

e. コンプライアンス・オフィサーは義務違反により終局判決の対象となるが、違反・制裁規則に定められた制裁の対象にもなり得る。」

**「第 10-A 条-コンプライアンス・オフィサーの保証と秘密保持について**

10-A.1 不審取引報告書(ROS)は UIF-ペルーの作業文書であり、報告書の情報処理・分析の初期段階では UIF-ペルーだけが使用できる。情報は、分析・調査後、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の行為に関連性があると推察される事例については検察庁に提出される。

10-A.2 コンプライアンス・オフィサーは、法律により付与された責任や UIF-ペルーに提出する不審取引報告書や不審取引報告書に基づいていずれ遂行される調査と訴訟手続きに関し、自らの身元についての厳密な秘密保持・守秘を当局から保証されている。

10-A.3 UIF-ペルーは、その管轄範囲において、身元の秘密保持・守秘をコンプライアンス・オフィサーに保証するために必要なメカニズムと手順を策定する。 報告義務者の場合、UIF-ペルーは、UIF-ペルー、監督機関、管轄官庁、本法の守秘義務の対象となる他の自然人または法人との間の情報の流れを阻害す

ることなく、同様のメカニズムと手順を策定する。

10-A.4 責任を有する規則の示すところに則り、コンプライアンス・オフィサーの身元確認は、唯一かつ排他的に、秘密の暗証や記号に限られる。

10-A.5 不審取引報告書(ROS)にはコンプライアンス・オフィサーの身元だけでなく、その特定に資するようなどのような他の事項をも出してはならない。管轄の検事または裁判官は、文書に氏名や住所、第三者によるコンプライアンス・オフィサーの特定に役立つかもしれない事項や状況を記録しないよう確実を期さなければならない。

10-A.6 検事または裁判官は、必要に応じて、コンプライアンス・オフィサーの身体的完全性並びにコンプライアンス・オフィサーと義務者の身元を守るために、法律に則り必要な措置を取る。そのためには、コンプライアンス・オフィサーと義務者の役割遂行や不審取引報告書の提出の際の危険の大きさ、実施した報告に含まれる違法行為の疑惑に関する情報の状況、様態、特徴、さらされるかもしれない報復や脅迫行為の可能性、攻撃に対するコンプライアンス・オフィサーとコンプライアンス・オフィサーが代表する義務者の弱さ、両者の手続き上の状況を見極める。そのような場合、検事や裁判官は、責任をもって措置を課しまたはそれを知る権限のある当局だけが知り得る秘密の暗証または記号の割り当てを行うことができる。」(*)

(*)第 10-A 条は 2004 年 7 月 29 日公布の法律 28306 号第 1 条により付け加えられた。

「10-A.7 前段の疑惑については、資金情報機関(UIF-ペルー)は、自機関が作成した報告書及び身元を秘匿されているコンプライアンス・オフィサーが行った報告の技術的検証を裏付けるために裁判所の審問に出席する専門家の情報提供者のチームを抱えている。」(*)

(*)2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号改正補足規定第 1 により組み込まれた項である。

*第 11 条-疑わしい取引や異常な取引を連絡・報告する義務について*

*連絡・報告義務者は、実施された、あるいは実施されかけた異常な取引に特に注意しなければならない。そのために、UIF-ペルーは一定の期間ごとに本法及びその施行規則に示されたものに加えて、追加の情報、基準を提供することができる。*

*本法の施行規則には、義務者に関する独自の履行報告書の詳細と範囲を定める。*

*本法の趣旨に鑑み、次に文言の意味を示す。*

*a) 疑わしい取引とは、何らかの違法行為に由来すると推定される、あるいは何らかの理由により明白な経済的根拠や違法であるという根拠のない、異常な規模や回転速度の、普通とは違ったり、筋の通らないほど複雑であったりする条件を有する民間や商業的な、あるいは金融関連の取引を指す。*

*b) 異常な取引とは、数量、特徴及び周期性と顧客の経済活動とに関連性がなく、現在の市場における正規性のパラメータの範囲に収まらず、あるいは明白な法的根拠のないものを指す。施行規則に、起こり得る疑わしい、または異常な取引の新たな様態を定めるものとする。*(*)

(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

**「第 11 条-疑わしい取引や異常な取引を報告する義務について改正**

11.1. 報告義務者は実施された、または実施されかけた疑わしい、または異常な取引に特に注意しなければならない。そのために、UIF-ペルーは本法及びその施行規則に示されたものに加えて、追加の情報、基準を提供することができる。

11.2. 本法の施行規則には、義務者の報告書の詳細と範囲を定める。

11.3. 本法の趣旨に鑑み、次に文言の意味を示す。

a) 疑わしい取引とは、何らかの違法行為に由来すると推定される、あるいは何らかの理由により明白な経済的根拠や合法であるという根拠のない、異常な規模や回転速度の、普通とは違ったり、筋の通らないほど複雑であったりする条件を有する民間や商業的な、あるいは金融関連の取引を指す。

b) 異常な取引とは、数量、特徴及び周期性と顧客の経済活動とに関連性がなく、現在の市場における正規性のパラメータの範囲に収まらず、あるいは明白な法的根拠のないものを指す。

11.4. 施行規則に、起こり得る疑わしい、または異常な取引の新たな様態を定めるものとする。」

関連法令:
- 2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号(違法採掘及び組織犯罪に関連したマネー・ローンダリングや他の犯罪との効果的な戦いのための立法令及びその改正規定)第 6 条及び最終補足規定第 1
- 2014 年 9 月 28 日公布、2014 年 12 月 1 日発効の SBS 決議第 6414-2014 号第 2 条及び第 3 条
- 最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則)第 25 条
- 最高政令第 150-2007-EF 号、2007 年 9 月 23 日公布の法律第 28194 号(義務の回避との戦い及び経済の形式化のための法律)改正規定(2018 年 2 月 21 日公布の法律第 30730 号、2018 年 9 月 4 日公布の立法令第 1388 号)、第 3 条第 3 段落及び第 4 段落

*第 12 条-守秘義務について*
*前条に記載された取引について UIF に報告する義務を負う者とその従業員は、本法に従い、裁判機関、所管官庁または法律の条文に従い権限を与えられた他の人を除き、いかなる人にも、UIF が情報を要請し、または UIF に情報を提供したという事実を知らせてはならず、そのことに対して法的責任を負う。*

*本条は諮問委員会のメンバー、長官、他の*UIF の職員*に対しても適用される。*(*)

(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により訂正された条文であり、その文面は次の通りである。

*「第 12 条-守秘義務について*
*12.1 本法に述べられた取引について UIF-ペルーに報告する義務を負う者、その株主、管理者、職員、従業員、作業員または義務者と職業上のつながりのある第三者は、裁判機関または法律もしくは本法に定めるところに基づいた管轄機関の要請を受けた場合を除き、本法に従い、どのような人、機関または組織にも、どのような手段や様態においても、UIF が情報を要請し、または UIF に情報を提供したという事実を知らせることを禁じられており、そのことに対して責任を負う。*
*12.2 前段に示された規則は、長官、諮問委員会のメンバー、UIF-ペルーの職員にも適用される。同様に、本法に定めるところに従い、公的機関が任命する連絡担当官及び合同調査を実施する犯罪行為の察知、告発の権限を有する他の公的全国機関の職員にも適用される。*

*12.3 前段に示された人は、報告義務者及びそのコンプライアンス・オフィサーとともに、マネー・ローンダリング/テロ資金供与管理システムの一員であり、全員守秘義務を負う。」*(*)

(*)2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号改正補足規定第 1 により訂正された条文であり、その文面は次の通りである。

「第 12 条-守秘義務について
12.1. 本法に述べられている取引について UIF-ペルーに報告する義務を負う者、その株主、管理者、職員、従業員、作業員または義務者と職業上のつながりのある第三者は、裁判機関または法律または本法に定めるところに基づいた管轄機関の要請を受けた場合を除き、本法に従い、どのような人、機関または組織にも、どのような手段や様態においても、UIF-ペルーが情報を要請し、または UIF-ペルーに情報を提供したという事実を知らせることを禁じられており、そのことに対して責任を負う。

12.2. 前段に示された規則は、長官、諮問委員会のメンバー、UIF-ペルーの職員にも適用される。同様に、本法に定めるところに従い、公的機関が任命した連絡担当官及び合同調査を実施する犯罪行為の察知、告発の権限を有する他の国内公的機関の職員にも適用される。

12.3. 前段に示された人は、報告義務者及びそのコンプライアンス・オフィサーとともに、マネー・ローンダリング/テロ資金供与管理システムの一員であり、全員守秘義務を負う。

12.4. どのような場合であっても、情報を要請しただけで銀行または金融機関が情報の要請を依頼し人の口座を閉鎖することはない。」

関連法令:
- 最高政令第 020-2017-JUS 号(法律 27693 号施行規則)第 31 条
- 2018 年 8 月 4 日公布の立法令第 1373 号(所有権の消滅に関する立法令)第 46 条から第 48 条
注記:本政令は、官報に施行規則が公布された翌日に発効する。

*第 13 条-職員の責任の免除について*

*報告の結果がどうであれ、本法の義務者、その従業員、管理者及び法律で許可されている他の代表者は、必要に応じ、本法の遵守を理由とする刑事責任、法的責任または行政責任を免除される。情報開示の制約が契約により定められ、あるいは他の法的・規制的・行政的規定から生じる場合も同様である。本規定は、職務を遂行しようと行動する UIF の全メンバーにまで拡大適用される。*(*)

(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により訂正された条文であり、その文面は次の通りである。

**「第 13 条-職員の責任の免除について**

13.1. 報告の結果がどうであれ、本法の義務者、その従業員、管理者及び法律で許可されている他の代表者は、必要に応じ、本法の遵守を理由とする刑事責任、法的責任または行政責任を免除される。情報開示の制約が契約により定められ、あるいは他の法的・規制的・行政的規定から生じる場合も同様である。本規定は、職務を遂行しようと行動する UIF-ペルーの職員、UIF-ペルーが合同調査を実施する、マネー・ローンダリングの前提犯罪の性格を持つ犯罪行為の察知、告発の権限を有する他の国内公的機関の職員、職務の遂行のために UIF-ペルーに情報を提供する他の公的機関が任命した連絡担当官にまで拡大適用される。

13.2. 次のような行為をする UIF-ペルーの職員または従業員は、前段の規定から除外される。

a. 知られている事実の真実を改ざんする。
b. 書類を偽造する。
c. 行為や報告書の根拠を架空の情報または現行の法律とは逆の仮定に置く。
d. 国家公務員に適用される規則に違反する行為を行う。
e. 国家または調査対象者に被害を及ぼす犯罪行為を行う。」

関連法令:
- 最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則)最終補足規定第 1
- CONASEV 決議第 033-2011-EF-94.01.1 号最終補足規定第 1
- SBS 決議第 5709-2012 号最終規定第 1
- SBS 決議第 1695-2016 号最終補足規定第 2
- SBS 決議第 4197-2016 号最終補足規定第 2
- SBS 決議第 6089-2016 号最終補足規定第 2
- SBS 決議第 369-2018 号第 35 条第 35.2 項
- SBS 決議第 789-2018 号第 18 条第 18.2 項

*第 14 条-顧客、コルレス銀行、従業員、市場の知識について*
*UIF に報告する義務を負う者は次の行為をしなければならない。*

1. *顧客、コルレス銀行、従業員に関する十分かつ最新の知識の取得を可能にするような、異常な取引や疑わしい取引を察知するための防止メカニズムを導入する。*
2. *防止プログラムの手順をマネー・ローンダリング防止マニュアルに記載しなくてはならない。*
3. メカニズムは、特定の商品やサービスに関して行われる取引の通常の特性を見極め、それによって報告義務者を通じて行う取引とそれらの取引を比較できるようにするために、金融、株式及び商業市場に関する適切な知識に立脚していなければならない。(*)

(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

**「第 14 条- 顧客、コルレス銀行、従業員、市場の知識について**

14.1 UIF-ペルーに報告する義務を負う者は次の行為をしなければならない。

1. 顧客、コルレス銀行、従業員に関する十分かつ最新の知識の取得を可能にするような、異常な取引や疑わしい取引を察知するためのメカニズムを導入する。
2. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の疑いのある取引を察知するためのシステムについて記載したマニュアルを策定する。
3. メカニズムは、特定の商品やサービスに関して行われる取引の通常の特性を見極め、それによって報告義務者を通じて行う取引とそれらの取引を比較できるようにするために、金融、株式及び商業市場に関する適切な知識に立脚していなければならない。
4. 本法第 1 条に則り、UIF-ペルーの求めに応じて技術支援を行う。」

関連法令:2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号 暫定補足規定第 2(疑わしい取引の検知のための管理ツール情報の期限)

*第 15 条-情報交換について*
*UIF は、マネー・ローンダリングに関する署名済みの国際協約や協定の枠内で、同様の権限を行使する他国の管轄機関と協力し情報を交換することができる。*
*他国の管轄機関との協力及び情報交換は、国際条約や協約の規定、並びに適切な場合には、相互主義の一般原則と国内で効力を有する職業上の秘密に関する義務をこれらの国の当局が順守するかどうかに左右される。*(*)

(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により訂正された条文であり、その文面は次の通りである。

「第 15 条-情報交換と合同国際調査の実施について
15.1. UIF-ペルーは、マネー・ローンダリングとテロ資金供与に関し、署名された国際協約及び協定の枠内で、同様の権限を行使する他国の管轄機関と協力し、情報の受領、共有、交換を行い、国際合同調査を実施することができる。

15.2. 他国の管轄機関と協力した情報の受領、共有、交換や合同国際調査は、国際条約や協約の規定、並びに適切な場合には、相互主義の一般原則と国内で効力を有する職業上の秘密に関する義務をこれらの国の当局が順守するかどうかに左右される。」

関連法令:最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則)第 5 条第 5.2.2 号及び第 11 条

*第 16 条-報告義務者の責任*
*義務者は、法律に則り、職務に準じて行動する際に本法に定められた規定を遵守しない従業員、職員、管理者及び他の権限のある代表者の行為に対して責任を有する。*(*)

(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により訂正された条文であり、その文面は次の通りである。

「第 16 条-報告義務者の責任
従業員、職員、管理者及び他の権限のある代理人が、そのような任にある者として行動する際に本法及びその施行規則に定められた規定を遵守しない場合、義務者は法律に則り責任を負う。」

*第 17 条- 連絡担当官*
*UIF は、銀行保険年金基金監督庁、検察庁、国家税務監督庁、税関、国家企業・証券監督委員会及び内務省の長官によって任命された連絡担当官の支援を受けられる。*
*UIF は、適切とみなされる時には、国または郡の行政機関の他の長官に連絡担当官の任命を要請することができる。*
*これらの連絡担当官の職務は、協議し、UIF の活動と所属派遣機関の活動の調整を図ることである。*(*)

(*)2004 年 7 月 29 日公布の法律第 28306 号第 1 条により改正された条文であり、その文面は次の通りである。

「第 17 条- 連絡担当官
17.1. UIF-ペルーは、司法当局、運輸通信省、外務省、検察庁、内務省、国防省(Ministerio de Defensa)、保健省(Ministerio de Salud)、エネルギー鉱山省、会計検査院、銀行保険年金基金監督庁、国家税務監督庁、国家企業・証券監督委員会、ESSALUD(健康保険庁)、不法占拠地正常化庁、土地権利授与・農地台帳作成特別プロジェクト、全国身分登録事務所及び移民局の長官によって任命された連絡担当官の支援を受けられる。

17.2. UIF-ペルーは、適切とみなされる時には、国、県または地方の行政機関の他の長官に連絡担当官の任命を要請することができる。

17.3. これらの連絡担当官の職務は、協議及び UIF の活動と所属派遣機関の活動の調整である。」

関連法令:
- 最高政令第 020-2017-JUS 号(法律第 27693 号施行規則)第 31 条第 31.2 項
- SBS 決議第 6414-2014 号(報告義務者の監督機関がその監督職務の遂行を通じてマネー・ローンダリングやテロ資金供与の兆候を察知した場合に UIF-ペルーに発出する ROS の要件と特性を定める規則)第 2 条第 7 項及び第 5 条から第 7 条

## 補足規定、暫定規定、最終規定

### 第 1-法律第 26702 号第 140 条、第 376 条及び第 378 条の差し替え

金融・保険系一般法及び銀行・保険業務監督庁組織法(法律第 26702 号とその改正規定)の第 140 条、第 376 条 第 1 項第 2 段落及び第 378 条 第 2 項及び第 3 項の文面を次のように差し替える。

「第 140 条-禁止の範囲

金融系企業、その管理者及び従業員は、顧客との債務取引に関する情報を提供することを禁じられている。ただし、書面による顧客の許可がある場合または第 142 条及び第 143 条に定める事例に関わる場合はこの限りではない。(*)

また、銀行秘密を守る義務をも果たさなければならない。

1. 監督庁長官及び従業員。不渡り小切手の振出により閉鎖された当座預金口座の名義人についての情報に関する場合を除く。
2. ペルー中央準備銀行の管理職及び従業員。
3. 監査会社及びリスク格付会社の管理職及び従業員。

本規定は、本法第 5 節のマネー・ローンダリングの疑いのある動向には適用されない。本法第 5 節の場合、企業はそのような動向について資金情報機関に報告する義務を負う。

本条の義務に従って、その性質上マネー・ローンダリング作業の隠れ蓑となっているかもしれない不審な動きや取引を資金情報機関に知らせた企業またはその従業員は、法的責任を問われることはない。対応する当局が必要な調査を開始して、いかなる場合も、そのような連絡をしたことが企業やその職員に対する民事・刑事・損害賠償訴訟を起こす根拠になることはない。

また、銀行秘密の対象となる情報を第 143 条に記載のある人とは異なる人に提供することを拒否した人も責任を問われることはない。当局がその情報を執拗に請求する場合は、刑法第 376 条に分類された職権濫用罪が適用される。

(*)2016 年 12 月 31 日公布の立法令 1313 号第 3 条と比較のこと。

第 376 条-記録の入手可能性

1. (...)

(第 2 段落)金融系企業は、裁判所、管轄官庁、資金情報機関もしくは法律の規定により認められた他の者を除き、何人にも、裁判所、資金情報機関もしくは所轄官庁が情報を要請し、または裁判所、資金情報機関もしくは所轄官庁に情報を提供したという事実を知らせてはならない。

第 378 条-疑わしい金融取引の連絡

(...)

2. 本条第 1 項記載の取引が違法行為である、もしくは違法行為に関連しているという疑いのある場合は、金融系企業は資産情報機関に直接その旨連絡しなければならない。

3. 金融系企業は、裁判所、所轄官庁、資産情報機関あるいは法的な規定により認められた他の人を除き、何人にも、裁判所もしくは所轄官庁が情報を要請し、または裁判所もしくは所轄官庁に情報を提供したという事実を知らせてはならない。」

### 第 2-廃止規定

必要に応じ、本法に反する規定を廃止、改正もしくは失効させる。

### 第 3-法律第 26702 号施行規則の適用

本法施行規則が公布されるまでは、現金取引の記録と通知、疑わしい金融取引の連絡に関する法律第 26702 号の規定が、本法に反しない限り適用される。

### 第 4-施行規則について

行政府は本法の施行日から起算して 90 日以内に施行規則を公布しなければならない。

### 第「5:金融・通貨両替業務に従事する企業及び個人の登録

金融・通貨両替業務に従事する企業及び個人の登録簿を作成する。登録簿は、銀行保険年金基金監督

庁が管理、統制する。
前述の登録簿への登録が義務づけられているのは、
a) 外貨の売買に従事する自然人または法人
b) 信用貸付、融資、質入れの会社
である。
前項に記載されている行為を行うには、該当する自然人または法人が、銀行保険年金基金監督庁がそのために取り決めた手順に従って登録簿に登録しなければならない。
登録を怠った場合は、それぞれの自治体による営業免許または活動許可が取り消されるが、法律第 26702 号により授与された責任に基づいて銀行保険年金基金監督庁が定める施設の閉鎖には影響は及ぼさない。」(*)

(*)2012 年4月 19 日公布の立法令第 1106 号改正補足規定第 2 により組み込まれた規定である。

関連法令:
- 2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号暫定補足規定第 3(登録簿の導入)
- SBS 決議第 6338-2012 号(マネー・ローンダリングとテロ資金供与に関し、UIF-ペルーを通じて銀行保険年金基金監督庁が監督する金融・通貨両替業務に従事する企業及び個人の登録規則を承認)、2018 年 4 月 1 日公布の SBS 決議第 1201-2018 により改定
-

「第 6:未許可企業による送金活動の実施禁止
国際的規模の企業の代表としてでも、海外のコルレス企業との契約による独立した形式でも、送金依頼の受付・送付サービスを提供できるのは、銀行保険年金基金監督庁がそのために正式に承認した企業及びペルー貯蓄信用協同組合全国連合(Federación Nacional de Cooperativas de Ahorro y Crédito del Perú、FENACREP)が監督する貯蓄信用協同組合だけである。
同様に、郵便送金サービス(郵便為替)を提供できるのは、郵便コンセッション契約により、運輸通信省からそのための正式な許可を受けた郵便ライセンシーと万国郵便条約の義務の履行のために指定された業者だけである。
本条に違反した場合は、銀行保険年金基金監督庁または運輸通信省による事前通知のうえ、営業許可取り消しの制裁が課せられる。銀行保険年金基金監督庁及び運輸通信省は本条の規定に違反した企業の施設の閉鎖を定める権限を有する。」(*)

(*)2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号改正補足規定第 2 により組み込まれた規定である。

共和国大統領閣下に連絡のうえ発布する。

2002 年 3 月 21 日、リマにて。

カルロス・フェレロ
共和国議会議長

ヘンリ・ペアセ・ガルシア
共和国議会第一副議長

共和国大統領閣下へ

よってここに、公布及び施行を命じる。

2002 年 4 月 11 日、リマ市大統領府にて。

ラウル・ディエス・カンセコ・テリー
共和国第一副大統領
大統領官房室担当

ロベルト・ダニノ・サパタ
首相

ペドロ・パブロ・クチンスキー
経済財務大臣

# 法律第 27693 号「ペルー資金情報機関（UIF - ペルー）設立法」施行規則

## 最高政令第 020-2017 - JUS 号

関連法令：
- *2002 年 4 月 12 日公布の法律第 27693 号（ペルー資金情報機関（UIF - ペルー）設立法」*
- *2007 年 6 月 12 日公布の法律第 29038 号（銀行保険年金基金監督庁にペルー資金情報機関（UIF - ペルー）を組み込む法律）*
- *2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号（マネー・ローンダリングおよび違法採掘と組織犯罪に関わる他の犯罪に対する効果的な戦いについての立法令）*
- *1992 年 5 月 6 日公布の立法令第 25475 号（テロ犯罪に対する罰則と捜査、取り調べ、裁判の手順を定める）*
- *2018 年 8 月 2 日公布の立法令第 1372 号（最終受益者の身元を報告する法人や合法事業の義務を規定する立法令）*
- *2018 年 8 月 4 日公布の 立法令第 1373 号（所有権の消滅に関する立法令）*
- *2018 年 9 月 12 日に公布された立法令第 1409 号（簡易株式非公開会社と称する代替的会社運営体制により、中小・零細企業の形式化と活性化を促進する立法令）*

共和国大統領

前文

法律第 27693 号とその改正規定に基づき、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の検知のための情報の受領、分析、処理、評価、伝達を担当するペルー資金情報機関（UIF - ペルー）（Unidad de Inteligencia Financiera - Peru (UIF - Peru)）が設立された。同機関は、法律第 29038 号（銀行保険年金基金監督庁（Superintendencia de Banca, Seguros y Administradoras Privadas de Fondos de Pensiones）への UIF - ペルー統合法）に則り、銀行保険年金基金監督庁（SBS）に専門的部署として統合された。

最高政令第 018-2006-JUS 号により、前述の法律第 27693 号施行規則が承認された。
同様に、立法令第 1249 号（マネー・ローンダリング及びテロ行為の防止・検知・制裁強化措置を定める立法令）により前述の規範的規定を改正し、最終補足規定第 2 により、SBS の提案で行政府が法務人権省と経済財務省の承認を得た最高政令により、法律第 27693 号施行規則とその改正規定を承認したことを示した。SBS の提案により、法律第 29038 号第 3 条第 3.4 項に基づき、新たな義務者を付け加えた。

ペルー共和国憲法の第 118 条第 8)項、法律第 29158 号（行政府組織法）第 8 条第 2)項第 e)号及び法律第 27693 号とその改正規定に則り、

以下を布告する。

**第 1 条 - 可決**
41 条と最終補足規定 4 項目からなり、本最高政令の一部をなす法律第 27693 号「ペルー資金情報機関（UIF - ペルー）設立法」施行規則を可決する。

**第 2 条-義務者の追加**
法律第 29038 号第 3 条第 3.4 項に従い、義務者としてプロサッカークラブ及び公共調達局「ペルー・コンプラス」（Central de Compras Públicas - PERU COMPRAS）を加える。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止システムの体制に適用される義務を両者は負う。

**第 3 条 - 公証人が担当する取引記録の送付**
*第 1 条で可決した施行規則の規定に従ってマネー・ローンダリング/テロ資金供与防止中央集中機構（OCP LA/FT）が UIF - ペルーに集中管理データベースへのオンラインアクセスを提供していないので、公証人は、全国的に、現行業法の規定に従って取引報告書（RO）を UIF - ペルーに送る義務を保有する。*

**第 4 条 - OCP LA/FT による不審取引報告書の送付**
マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止中央集中機構（Órgano Centralizado de Prevención del Lavado de Activos y del Financiamiento del Terrorismo, OCP LA/FT）が設置され、その適切な運用について UIF - ペルーを通じて SBS が承認するまでは、本施行規則に定める通り、公証人は、全国的に、不審取引報告書（ROS）により、業務の過程で検知された、実施済みまたは実施しようとした取引で疑わしいものについて UIF - ペルーに連絡する義務を保有する。OCP LA/FT の導入を終了する期間は、第 1 条で可決された施行規則の発効日から数えて 180 暦日である。UIF - ペルーを通じた SBS によるその適切な運用についての評価は、導入終了日から数えて 2 年の期間内に実施しなければならない。

第 5 条 - 挿入

最高政令第 04-94-JUS 号で承認された財団監督審議会基金規則第 9 条に第 d)項を以下のように挿入するものとする。

「第 9 条 - 民法典第 I 巻第 2 編第 III 章に定める義務の不履行に対する罰金は次の通りである。
(....)
d) 設立後または公共登録所での登録後 6 か月以内に全国財団行政登録簿に登録しないことにより支払い時の現行課税単位(U.I.T) の 25%」

第 6 条 - 撤廃
本最高政令の発効と同時に法律第 27693 号「ペルー資金情報機関（UIF - ペルー）設立法」施行規則を承認した最高政令 018-2006-JUS 号を撤廃するものとする。

第 7 条 - 署名
本最高政令には、法務人権大臣及び経済財務大臣が署名する。

第 8 条 - 普及
第 1 条で承認された本最高政令及び法律第 27693 号「ペルー資金情報機関（UIF - ペルー）設立法」施行規則は、官報エル・ペルアノに掲載されるのと同じ日に、ペルー共和国政府ホームページ（www.peru.gob.pe）及び法務人権省ホームページ（www.minjus.gob.pe）に掲載される。

2017 年 10 月 5 日リマ市大統領府にて

ペドロ・パブロ・クチンスキー・ゴダール
共和国大統領

クラウディア・マリア・クーパー・フォート
経済財務大臣

エンリケ・ハビエル・メンドサ・ラミレス
法務人権大臣

# 法律第 27693 号「ペルー資金情報機関（UIF - ペルー）設立法」施行規則

## 第 I 編
## ペルー資金情報機関

### 第 I 章
### 総則

**第 1 条 - 目的**
施行規則は、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止、検知、制裁を強化するために、ペルー資金情報機関設立法（法律第 27693 号とその改正規定）に含まれる規定を発展させる。

**第 2 条 - 定義**
本施行規則では次の定義や頭字語を適宜考慮に入れるものとする。

a) 規範：LA/FT 防止のための行動規範。
b) テロ資金供与：法令第 25475 号（テロリズム犯罪に対する罰則及び調査、取り調べ、裁判の手順を定める法令）第 4-A 条とその改正規定、刑法典第 297 条最終段落及びその改正規定に類型化されている犯罪。
c) マネー・ローンダリング：立法令第 110 号（マネー・ローンダリングおよび違法採掘と組織犯罪に関わる他の犯罪に対する効果的な戦いについての立法令）に類型化されている犯罪。
d) LA/FT：マネー・ローンダリングとテロ資金供与。
e) 「法律」：法律第 27693 号（ペルー資金情報機関設立法 ）とその改正補足規定。
f) マニュアル： LA/FT 防止マニュアル。
g) 業法： SBS がすべての義務者を対象に公布する LA/FT 防止規則及び SMV が SBS と連携して監督下にある義務者を対象に公布する LA/FT 防止規則。
h) 本施行規則：UIF - ペルー設立法施行規則。
i) LA/FT のリスク：義務者が LA/FT のために利用される可能性。風評や業務上のリスクは含まない。
j) オンライン不審取引報告 （Reporte de Operaciones Sospechosas en Línea、 ROSEL）システム： 現行の規則に従って、次の義務者が、適切なセキュリティレベルでの情報伝達を保証する基準のもとで、電子的手段で UIF - ペルーに不審取引報告書（ROS）を発出できるようにするために SBS が開発した技術的ツールである。
k) SBS：銀行保険年金基金監督庁
l) SMV: 証券市場監督庁（Superintendencia del Mercado de Valores）。
m) SPLAFT：マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システム（Sistema de prevención del lavado de activos y del financiamiento del terrorismo）。
n) 義務者：法律第 29038 号第 3 条に示された UIF - ペルーへの報告を義務付けられた公的機関、法人、自然人。義務者である外国法人のペルー支所を含む。
o) 従業員：義務者と労働関係や契約関係にある自然人。本部長、部門責任者、管理職または同様の職務を果たす者を含む。
p) UIF - ペルー：SBS の専門部署であるペルー資金情報機関

### 第 II 章
### UIF - ペルーの職務及び権限

#### 第 I 節
#### 総則

**第 3 条 - UIF - ペルーの職責**
UIF - ペルーは、「法律」の規定の枠組の中で次の職責を担う SBS の専門部署である。
a. 「法律」及び本施行規則により定められた規定を履行し、履行させること。

b. LA/FT を検知するために、財務情報を**受領、分析、調査、処理、評価、伝達すること。**
c. 「法律」及び本施行規則の規定に則り、SPLAFT や LA/FT 防止関連の義務者に適用可能な要件の規制、不履行の場合の違反行為や制裁措置などを定め、調整する。UIF - ペルーの満足のいくように監督機関と調整作業を行うこと。
d. 義務者による LA/FT 防止システムの導入を支援すること。
e. LA/FT 防止や LA/FT との戦いについての国際的な情報交換のための接点としての役割を果たすこと。
f. 国家マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システム（Sistema Nacional de Prevención del Lavado de Activos y del Financiamiento del Terrorismo）を主導し、マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策国家計画の策定に参加すること。
g. 「法律」及び本施行規則に定められた他の職責。

関連法令：
- 法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法とその改正規定 ）第 1 条及び第 3 条
- 2007 年 6 月 12 日公布の法律第 29038 号（ペルー資金情報機関（UIF - ペルー）を銀行保険年金基金監督庁に加える法律
-

**第 4 条 - UIF - ペルーへの報告義務**

4.1 義務者、全公的機関、法人、自然人は、UIF - ペルーが職務遂行のために行う情報請求に、SBS が発出する規制基準の定めるところを考慮して正確かつ真実であることを保証し、適時応える義務がある。これには、記録や銀行、保有するデーベースへのアクセスも含まれるが、情報がペルー憲法に定められた制約の範囲内にある場合はこの限りではない。

4.2 SBS は、請求した情報の提供を実施する条件や手順を定めるために、適宜前述の組織と協力協定を結ぶことができる。

4.3 法律第 29733 号（個人データ保護法）第 3 条第 2 段落第 2 項並びに法律第 27806 号改正法「透明性及び公共情報アクセス法」第 17 条第 5 項またはこれを補完もしくは代替する規定に定めるところに則り、個人情報の保護についての何等かの影響に対して UIF - ペルーに反対したり、請求された情報の提出を拒否したりできない。

4.4 UIF - ペルーに請求された情報を送付した義務者、公的機関、法人、自然人は、UIF - ペルーに提供した情報の控えを自分の責任のもとに保持しておかなければならない。

関連法令：
- 法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）とその改正規定、第 3 条第 1 項
- 2012 年 4 月 19 日公布の立法令 1106 号（マネー・ローンダリングおよび違法採掘と組織犯罪に関わる他の犯罪に対する効果的な戦いについての立法令）最終補足規定第 4
- SBS 決議第 1999-2016 号（法律第 27693 号及び 2016 年 4 月 8 日公布の立法令第 1106 号が示す公的機関、自然人、法人人に対し UIF - ペルーが行う情報請求への応対に関する規定）
- 2018 年 9 月 12 日公布の立法令第 1409 号（簡易株式非公開会社と称する代替的会社運営体制により、中小・零細企業の形式化と活性化を促進する立法令）

**第 5 条 - 財務情報の連絡**

5.1. UIF - ペルーは、職務と権限の履行にあたって、所轄官庁または海外の同等・類似機関に転送する財務情報の通知を発出する。

財務情報通知に含まれた情報が国家の安全と関係している場合は、情報を検察庁（Ministerio Público）と国家情報局（Dirección Nacional de Inteligencia、DINI）に同時に連絡しなければならない。

5.2. UIF - ペルーが発出する 財務情報通知は次のようなものである。

5.2.1 国内財務情報通知 **(*)**

a) 財務情報報告書 (Informe de Inteligencia Financiera 、IIF)：義務者から受領した ROS

や SBS データベースの情報の分析・調査後、UIF - ペルーが発出する極秘の機密財務情報文書で、分析、調査の対象となった事例がマネー・ローンダリング、前提犯罪またはテロ資金供与に関係していると推察できると結論づけたもの。証拠としての価値はなく、どのような調査や裁判・行政・懲戒過程でも手掛かりや証明手段として使うことはできない。ただし、全部または部分的な利用に対する UIF - ペルーの明示による承認がある場合は、文書の裏付けとなる附属文書はその限りではない。

関連法令：法律第 27693 号 （UIF - ペルー設立法）とその改正規定、第 3 条第 5 項

b) 財務情報連絡票 (Nota de Inteligencia Financiera 、NIF)：マネー・ローンダリングやテロ資金供与による調査実施時には常に、検察庁、ペルー共和国議会調査委員会（Comisión Investigadora del Congreso de la República del Perú）または他の所轄官庁の情報要請に対応して UIF - ペルーが発出する極秘の機密財務情報文書。NIF には、国内情報や技術支援の要請に対応した、相談対象者関連の秘密情報が含まれるが、これは受領した ROS の秘密情報を取りまとめたものである。証拠としての価値はなく、どのような調査や裁判・行政・懲戒過程でも手掛かりや証明手段として使うことはできない。

c) UIF リポート (Reporte UIF、R-UIF)：マネー・ローンダリング、その前提犯罪もしくはテロ資金供与についての調査を担当する検事からの要請により、一冊以上の IIF の情報に基づき、UIF - ペルーがその調査の範囲内で犯罪に関わっていると判断する情報について発出する文書である。証拠能力がある。マネー・ローンダリング、前提犯罪、テロ資金供与と推定される犯罪の諮問委員会により裏付けもしくは証明手段とみなされる。ただし、そのようにみなすという検事の判断や意向がある場合に限られ、そうでない場合は本報告書の扱いは IIF と同様である。

該当する場合で、しかも適切な場合に限り、R-UIF には a)財務・税務操作の 証明可能な情報、b)動産もしくは不動産の証明可能な情報、c) 貿易取引の証明可能な情報、d) 商取引の証明可能な情報、e)その他 UIF - ペルーの判断によるもの、のうちすべてまたは一部が含まれる。外国政府機関または他の機関の財務情報が含まれるのは、開示について明示的な承認がある場合に限られる。

R-UIF の発出においては、担当職員は、コンプライアンス・オフィサーが誰なのか、あるいは場合によっては外国の同等または類似の情報提供機関がどれなのかについての機密性と守秘を保証するために UIF - ペルーが定めるすべてのメカニズムと手順を順守しなければならない。

d) 認定レポート（Reporte de Acreditación、RA）：現金もしくは持参人名義の譲渡可能な金融商品を差し止められた
出入国の際に関与を受けた人が提出した文書について実施した分析結果を掲載した UIF - ペルーが発出する文書。

（*）2017 年 12 月 2 日公布の SBS 決議第 4589-2017 号第 1 条には、UIF - ペルーが発出した国の極秘機密財務情報の 連絡手段として、1.留保解除情報報告書（Informe de Inteligencia para Levantamiento de Reservas、IILR)と 2. 自発的財務情報連絡票（Nota de Inteligencia Financiera Espontanea、 NIFE)がある。

5.2.2 国際財務情報通知

a) 海外情報に関する回答（Respuesta de Información del Exterior、RIE)：エグモント・グループの資産情報機関同士の情報交換や該当する場合は覚書（Memoranda de Entendimiento 、MOU）の規定に適用される現行の国内法、原則及びベストプラクティスに従った、海外の同類・同等機関の海外からの情報請求による組織間の極

秘情報の伝達。

b) 海外情報請求（Solicitud de Informacion al Exterior 、SIEX)：エグモント・グループの資産情報機関同士の情報交換や該当する場合は MOU の規定に適用される現行の国内法、原則及びベストプラクティスに従った、UIF - ペルーから海外の同類・同等機関への極秘情報の要請。

c) 海外との自発的連絡票（Comunicación Espontánea al Exterior、CEAX)：海外の受領機関の事前要請のない機関同士の極秘情報の伝達。これに関しては、エグモント・グループの資産情報機関同士の情報交換や該当する場合は MOU の規定に適用される現行の国内法、原則、及びベストプラクティスに従わなければならない。

5.3. SBS が発出する決議により定められたその他の事項

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及び改正規定、第 3 条

**第 6 条 - UIF - ペルーの情報提供専門家集団**

6.1 R-UIF を発出する UIF - ペルーの従業員は「法律」第 10 条第 10-A.7 項に言及されている情報提供専門家集団を構成し、場合によっては、検察官が R-UIF を証拠として認めれば、司法手続き上の義務を負う。

6.2 UIF - ペルーは、事例の条件に対応して、訴訟手続きにおける裏付けに R-UIF を作成したのとは異なる職員を指名することができる。

## 第 II 節
## 銀行秘密及び税務機密へのアクセス

**第 7 条 - 裁判所の許可による銀行秘密及び税務機密へのアクセス**

7.1. 管轄の刑事裁判官に銀行秘密と税務機密へのアクセスを請求する UIF - ペルーの権限は、進行中の調査の枠組みの中で、評価の後に職権上行使される。

7.2. 金融機関や税務当局は、必要に応じて、判決が下された後に要求された情報を UIF - ペルーに直接提出しなければならない。

7.3. UIF - ペルーが実施する調査は、場合によっては、財務情報報告書 （IIF）と各レポートがその締めくくりとなる。従って、いったん IIF が発行された後は、UIF - ペルーは調査中の事例との関連で司法当局に銀行秘密と税務機密へのアクセスを要請することはできない。

7.4. 請求された組織は、司法当局による銀行秘密や税務機密の解除だけにより、商取引関係の開始もしくは取引の実行を拒否することも、請求の対象者と開始した商取引関係を終了することもできない。いずれにせよ、請求の対象者に関する不審取引報告書（Reporte de Operaciones Sospechosas、ROS）の作成の可否を検討しなければならない。

関連法令：
- 法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及び改正規定、第 3-A 条
- 2017 年 4 月 7 日公布の行政決議第 090-2017-CE/PJ 号。職員の汚職が前提犯罪であるマネー・ローンダリングの犯罪に関する限り、銀行秘密や税務機密の解除や銀行秘密や税務機密の解除を求める機関についてのペルー資金情報機関 の要請を精査するために司法機関を指定する。
- 2015 年 2 月 16 日公布の SBS 決議第 1132-2015 号（銀行秘密解除要請に対応するための手順を規定する規則）
- 2017 年 11 月 11 日発効の SBS 決議第 4353-2017 号（銀行秘密と税務機密の守秘義務により保護されている情報を UIF - ペルーに提出する方法や条件を規定する規則）

## 第 III 節
## 資金や他の資産の国家行政凍結について

**第 8 条 - 資金や他の資産の国家行政凍結**

8.1 資金や他の資産の国家行政凍結は、案件分析の結果 UIF - ペルーが実施する予防的手段であり、効力を有している間は LA/FT に関係していると推定される資金や他の資産の引き出し、送金、利用、両替、処分、移動が禁じられる。

8.2 UIF - ペルーは、資金や他の資産の凍結を自らのイニシアチブで、あるいは検察庁からの要請を分析した後に、適切であると判断したときに実施することができる。

8.3 資金や他の資産の凍結命令を受けた義務者や、適切であれば、公的機関や民間機関は、責任下にある影響を受ける自然人や法人にその命令を伝えるのを禁じられている。

8.4 UIF - ペルーが手配する資金や他の資産の国家行政凍結により、影響を受けた資金や他の資産対する所有権が失われるわけではなく、司法の決定により取り消されない限り現状を維持する。

8.5 SBS は、規則によって、これらの措置に必要な適切な手順を確立することができる。

関連法令：
- 法律第 27693 号（ UIF - ペルー設立法）及び改正規定、第 3 条第 11 項
- 最高政令第 008-2018-JUS 号（資産凍結措置の登録のための登録料の免除を定める最高政令）、最高政令第 020-2017-JUS 号により承認された法律第 27693 号施行規則を改正する。
- 国家登記監督庁（Superintendente Nacional de los Registros Públicos）決議第 273-2018-SUNARP/SN 号。2018 年 10 月 25 日公布の指令第 07-2018-SUNARP/SN 号（UIF - ペルーの資産行政凍結措置の提示・登録手順を規定する指令）を承認。

**第 9 条 - 起因の推定**

予防的性質に鑑み、資金や他の資産の国家行政凍結は、「法律」第 3 条第 11 項に定められた予算が同時に設定されている場合は UIF - ペルーが手配することがある。前述の項で言う「調査」には、UIF - ペルーで進行中の調査と LA/FT により進行中の検察レベルでの予備調査や準備調査が含まれる。

**第 10 条 - 司法執行・管理**

10.1 UIF - ペルーは、資金または他の資産の国家管理凍結の手配後直ちに、資金または資産がその管理下にある義務者、公的機関、民間機関に採用措置について連絡するが、これらの義務者、公的機関、民間機関は連絡を受けてから 24 時間以内に実施状況について UIF - ペルーに通知しなければならない。

10.2 UIF - ペルーは、行政凍結措置の手配後 24 時間以内に、該当する裏付け情報を添付して、その旨裁判官に知らせなければならない。

10.3 裁判官は、UIF - ペルーと、場合によっては検察庁とに提示された裏付け情報を考慮に入れて、UIF - ペルーが手配した行政凍結措置の有効性を確認し、また無効を決定する。

10.4 行政凍結の対象となっている資金や資産を確保し、司法権の及ばない所に置かれるのを防ぐために、国家行政凍結措置の有効性を確認する司法決議は、現行刑法に定められている通常の措置を検察庁が請求もしくは行使できるようにするものでなければならない。

10.5 凍結の取消しは、UIF - ペルーと、国家行政凍結の対象となっている資金や他の資産を保持・管理する機関に通知されなければならない。妥当な場合は、UIF - ペルーは不服申立てをすることができる。指定された機関は、司法決議の受領後 24 時間以内に資金や資産の凍結を解除しなければならない。

関連法令：国家登記監督庁決議第 273-2018-SUNARP/SN 号。2018 年 10 月 25 日公布の指令第 07-2018-SUNARP/SN 号（UIF - ペルーの資産行政凍結措置の提示・登録手順を規定する指示）を承認。

## 第 III 章
## 合同調査及び技術支援について

### 第 11 条 - 合同調査

11.1 UIF - ペルーは、同等もしくは類似の国内外の所轄公的機関と、条件や範囲を定めた上で支援行為として合同調査を実施することができる。

11.2 国内公的機関との合同調査を要請できるのは UIF - ペルーだけであり、要請はその目的に応じてなされる。同等もしくは類似の外国の所轄公的機関との合同調査に関しては、これらの機関も UIF - ペルーも合同調査を要請できる。合同調査は、LA/FT についての協定や合意、覚書並びに相互主義の原則、「法律」と本施行規則の規定に準拠する。

11.3 目的が達成されたと判断すれば合同調査を終了するのは UIF - ペルーの権限である。他方の機関が調査を継続することには支障はない。同様に、再開に値する何か他の事項を見つけた場合は、UIF - ペルーはその再開を要請することができる。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及び改正規定、第 3 条第 6 項及び第 7 項

### 第 12 条 - 技術支援

12.1 UIF - ペルーは、国内の所轄機関による技術支援の要請書に対し、マネー・ローンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の調査への協力として、協定、合意、覚書、相互主義の原則に基づいて同等もしくは類似の外国の機関にこの要請書を送る。

12.2 技術支援の要請書には、疑わしい取引に関与している自然人や法人の識別情報、実施された取引の関連性及び説明、基礎的事実の概略が含まれていなければならない。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及び改正規定、第 3 条第 8 項

# 第 II 編
# マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システムについて

## 第 I 章
## LA/FT 防止システムの導入について

### 第 13 条 - マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システム（SPLAFT）

13.1 義務者は、SPLAFT を導入し、その発展を促すような内部環境を醸成する責任がある。 SPLAFT の導入は、義務者が自然人の場合は義務者、法人の場合は役員会や経営陣、定款により役員会がなくてもよい法人の場合は本部長、部長、社長または管理職の役目である。SPLAFT が有限である公的機関の場合、導入はそれぞれの組織または専門家団体の長の責任である。

関連法令：

- 2007 年 6 月 12 日公布の法律第 29038 号（UIF - ペルーを銀行保険年金基金監督庁に統合する法律）第 3 条
- 法律第 27693（UIF - ペルー設立法）及び改正規定、第 1 条及び第 3 条第 9 項

13.2 義務者は、法律第 29038 号、本規則及び該当する業法の規定に従って、全般的または限定的な SPLAFT を導入しなければならない。担当する職務に従い、コンプライアンス担当者、その従業員、管理者、もし組織に取締役がいるならば取締役を含め、義務者の管理・運営組織全体にシステムを適用しなければならない。

関連法令：
- 2018 年 2 月 3 日公布の SBS 決議第 369-2018 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための規則であり、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止有限システムに入っている義務者に適用可能である。
- 2018 年 3 月 3 日公布の SBS 決議第 789-2018 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための規則であり、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の防止に関連し、UIF - ペルーの監督下にある義務者に適用可能である。2018 年 3 月 11 日に正誤表が発行されている。

13.3 有限 SPLAFT は、義務者にとっては、非常勤のコンプライアンス・オフィサーを任命し、防止し、検知し、UIF - ペルーに疑わしい取引を ROS により報告する義務だけを意味する。

関連法令：
- 2007 年 6 月 12 日公布の法律第 29038 号（UIF - ペルーを銀行保険年金基金監督庁に統合する法律）第 3 条第 3.2 項
- 2018 年 2 月 3 日公布の SBS 決議第 369-2018 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための規則であり、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止有限システムに入っている義務者に適用可能である。

13.4 SBS または SMV は、義務者の特質に応じて、SPLAFT のあらゆる側面に関して本規則が課す要件や条件に例外を設けることができる。

関連法令：
- 2011 年 5 月 22 日公布の CONASEV 決議第 033-2011-EF-94.01.1 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための規則であり、証券市場監督庁の被監督者に適用可能である。また、その改正規定（2013 年 3 月 25 日公布の SMV 決議第 007-2013-SMV/01 号及び 2018 年 5 月 31 日公布の監督庁決議第 073-2018-SMV/02 号）。
- SBS 決議第 5709-2012 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための特別規則であり、公証人に適用可能である。また、その改正規定（2013 年 1 月 25 日公布の SBS 決議第 565-2013 号, 2013 年 7 月 5 日公布の第 4034-2013 号、2016 年 8 月 14 日公布の第 4349-2016 号 、2018 年 3 月 3 日公布の第 789-2018 号）。
- 2015 年 5 月 28 日公布の SBS 決議第 2660-2015 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与のリスク管理に関する規則であり、銀行保険年金基金監督庁の被監督企業に適用可能である。またその改正規定（2017 年 12 月 11 日公布の SBS 決議第 4705-2017 号）。
- 2016 年 3 月 30 日公布の SBS 決議第 1695-2016 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための規則であり、カジノゲームやスロットマシーンを利用する法人に適用可能である。
- 2016 年 8 月 20 日公布の SBS 決議第 4197-2016 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための規則であり、集配業者として業務を行う認可を得ている通関業者に適用する。
- 2016 年 11 月 23 日公布の SBS 決議第 6089-2016 及びその改正規定。マネー・ローンダリングとテロ資金供与のリスク管理と防止のための規則であり、送金と郵便為替の郵便サービスの提供を許可された郵便ライセンシーと指定業者に適用される。また、その改正規定（SBS 決議第 789-2018 号）。
- 2018 年 2 月 3 日公布の SBS 決議第 369-2018 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための規則。マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止有限システムに入っている義務者に適用可能である。
- 2018 年 3 月 3 日公布の SBS 決議第 789-2018 号。マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止するための規則であり、マネー・ローンダリングとテロ資金供与に関連して UIF - ペルーの監督下にある義務者に適用される。2018 年 3 月 11 日に正誤表が発行されている。（注記：本規則により 2018 年 3 月 11 日をもって SBS 決議第 486-2008 号、第 5765-2008 号、第 6115-2011 号、第 9809-2011 号、第 6729-2014 号、第 6426-2015 号、第 4463-2016 号及びその改正規則により承認された LA/FT 防止規則を撤廃する）。

**第 14 条 - コンプライアンス・オフィサー**

14.1 コンプライアンス・オフィサーは、義務者により任命された自然人であり、「法律」と本施行規則に基づいて課せられる職務や業法の中で形成された職務に従って SPLAFT の適切な実施と運営を監督する責任を負う。 監督機関や UIF - ペルーと義務者との連絡窓口であり、前述のシステムの監督業務の実施にあたっては監督機関が頼りにする代理人である。自然人である義務者は、自分自身のコンプラ

イアンス・オフィサーになることもできる。

14.2 コンプライアンス・オフィサーに指名された人は、一度にひとりの義務者のコンプライアンス・オフィサーにしかなれない。ただし、企業コンプライアンス・オフィサーまたは業法の規定に則ったコンプライアンス・オフィサーの場合はこの限りではない。

14.3. SBS と SMV が包括的に監督する義務者のコンプライアンス・オフィサーは、部長であるか、第一管理レベルの等級に属しているか、そのどちらかでなければならない。第一管理レベルの等級には、その職種の名称はともかく、取締役会の方針や決定の執行において本部長の直接的な協力者ではあるが、専従であり第一管理レベル特有の従業員給付をも享受できるので、そのことが職務の遂行にあたっての取締役会への従属を意味するわけではない。

14.4 UIF - ペルーまたは他の監督機関を通じて SBS が監督する義務者の場合は、コンプライアンス・オフィサーは部長クラス出構わないが、仕事上もしくは契約上は義務者に従属していなくてはならない。

14.5 業法には、コンプライアンス・オフィサーが順守しなければならない特性に関して、従事するレベルや専従かどうかなど、さらに他の項目が定められている。

14.6 義務者の SPLAFT が全般的なものであり、専従のコンプライアンス・オフィサーがいなくてはならないと判断した場合で、組織の規模、複雑さ、業務量に加えて義務者固有の特性などに鑑み、専従のコンプライアンス・オフィサーを置く根拠が見つからない場合、義務者は監督機関と UIF - ペルーに非専従のコンプライアンス・オフィサーを置く許可を求めることができる。要請には適切な根拠がなければならない。監督機関または UIF - ペルーは、義務者が直面している LA/FT のリスクの管理が適切になされていない、または許可を授与する際に考慮に入れた特性が変化したと判断した場合は、許可を無効にすることができる。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、第 10 条第 10.2 項第 10.2.1 号

***第 15 条*** - コンプライアンス・オフィサーの要件

15.1 コンプライアンス・オフィサーは次の要件を満たさなければならないが、要件は宣誓供述書により認定することができる。

a. 義務者固有の活動における経験または反 LA/FT 活動やコンプライアンス・オフィサーもしくはコンプライアンス・オフィサーの担当部門の従業員としての経験があること。
b. 故意の犯罪行為により有罪判決を受けたことがないこと。
c. 公職から罷免されたことがないこと、または重大な過失により公職を辞めさせられたことがないこと。
d. 金融機関に対し 120 日を超えて履行を遅滞している債務がないこと、訴訟による債権回収中の同様の債務がないこと、または過去 5 年間に SBS に満足のいく説明がなされていない為替手形の不渡り宣告を受けてないこと。
e. 破産宣告を受けていないこと。
f. 義務者の内部監査人ではないこと。義務者の内部監査人であったことがある場合でも、任命前の過去 6 か月の間はその任についてはいなかったこと。
g. 法律第 26702 号第 365 条に示された他の何らかの阻害要因に関わっていないこと。ただし、前述の第 365 条第 2 項は除くものとする。
h. 義務者と直接的な労働関係または契約関係があり、責任や職務の履行において自主性と独立性を享受していること。
i. 業法に定められている他の要件。

有限 SPLAFT を導入しなければならない義務者は、細目 a、 f、 g に記載されている要件に従わないでよいものとする。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、第 10 条第 10.2 項第 10.2.1 号の h

15.2 本条に定めた要件をひとつでも満たすことができなくなったコンプライアンス・オフィサーはその職務を果たし続けることはできない。義務者に適用される規則に定められたところに従い、義務者にその旨を伝えなければならない。
15.3 義務者が法律第 29038 号第 3 条で検討されている活動を 2 つ以上行っている場合、コンプライアンス・オフィサーは、その任命にあたってはより厳しい要件を満たさなければならない。
15.4 義務者は、コンプライアンス・オフィサーの一時的な不在かその職が空席な場合にだけ職務を果たすような、コンプライアンス・オフィサーの代替要員を任命することができる。
15.5 該当する場合には関連監督機関の承認書をも含め、コンプライアンス・オフィサーの任命申請を裏付ける情報や文書は、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止のために SBS が開設したホームページ（plaft.sbs.gob.pe）または SBS が決める他の電子的手段を通じて UIF - ペルーに送られる。確認後、適切だと判断した場合、UIF - ペルーはコンプライアンス・オフィサーの本人確認に使う暗証番号を割り当てる。

関連法令：2018 年 8 月 2 日公布の立法令第 1372 号（最終受益者の身元を報告する法人や合法事業の義務を規定する立法令）改正第 3 により加えられた法律第 27693 号（UIF-ペルー設立法）及びその改正規定、 第 10 条第 10.2 項第 10.2.1 号の i

**第 16 条 - コンプライアンス・オフィサーの職務**
コンプライアンス・オフィサーの職務は次の通りである。
a. LA/FT リスク防止・管理対策を義務者に提案すること。
b. 疑わしい取引の適時検知・報告手順を含め、LA/FT 防止システムの適切な導入と作動を監視すること。
c. LA/FT 防止システムの方針や手順を適用、評価、確認すること。
d. 職務に応じ、義務者の組織職員の研修に必要な活動を行うこと。
e. LA/FT 防止に資するリストの見直しを LA/FT 防止システムに確実に組み込むようにすること。
f. 取引を査定し、該当する場合には疑わしいと判定し、義務者の代理として ROS により UIF-ペルーに知らせ､実施した分析と評価についての証拠を文書で残すこと。
g. LA/FT 防止システムとその実現の状況について、該当する報告書を作成し送付すること。
h. SPLAFT 関連文書を確実かつ適切に保存、保管すること。
i. 職務に関連する論題について、UIF-ペルーを通じ、監督機関と SBS に対しては義務者の代理を務めること。
j. 所轄官庁に要請された情報の要件に対応すること。
k. マネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会（GAFI）が発行した高リスク国及び非協力国のリストの修正や付加情報について報告すること。
l. 該当する場合は、「法律」、本施行規則、業法の定めるその他の職務。

**第 17 条 - 共通コンプライアンス・オフィサー**
17.1 「法律」に定められた規定の枠組みにおいて、経済集団の構成員は共通コンプライアンス・オフィサーを任命することができる。そのためには UIF-ペルー並びに、該当する場合は、経済集団の他の構成員の監督機関の長の明示の承認が必要である。共通コンプライアンス・オフィサーの職種は専従で、経済集団の構成員である義務者のうちの一社の第一管理レベルに位置していなければならない。

17.2 適用要件は業法に定められている。業法に定められた要件に差異がある場合、最も厳しい要件を満たさなければならない。

17.3 業法の規定に従い、共通コンプライアンス・オフィサーのいる経済集団の構成員に対し、各構成員に社内調整員を任命するよう要求することができる。社内調整員は、SPLAFT の責任者である共通コンプライアンス・オフィサーと直接連携を取り合う。

関連法令：法律第 27693 号（UIF-ペルー設立法）及びその改正規定、 第 10 条第 10.2 項**第** 10.2.1 号の c

**第 18 号 - コンプライアンス・オフィサーの身元の機密性**

18.1 義務者はコンプライアンス・オフィサーの身元を秘匿しなければならない。身元を適切に秘匿するには、コンプライアンス・オフィサーの任命については全国登記システムの登記簿には記載すべきではない。

18.2 監督機関及び UIF-ペルーに対して送付するすべての通知書では、コンプライアンス・オフィサーの本人確認は、該当する監督機関の承認書も含め、任命のために義務者が提供した書類及び情報の確認後 UIF-ペルーが割り当てる暗証番号によってのみ行う。

関連法令：法律第 27693（UIF-ペルー設立法）及びその改正規定、 第 10-A 条

## 第 II 章
## 顧客及び最終受益者に関する知識について

第 19 条 - 顧客に関する知識

19.1 顧客とは、義務者にサービスの提供や物品もしくは製品の供給を求め、これを受け取る自国もしくは外国の自然人もしくは法人である。

19.2 顧客に関する知識とは、各取引に関し、顧客の特性や取引を行う頻度に関わらず、義務者は顧客との商取引を始める際に顧客を知らなければならないということを意味する。そのためには、義務者は、その要件の充足を可能にするような方針と手順を定めなければならない。

**第 20 条 - 最終受益者に関する知識**

義務者は、供給するすべてのサービスや製品の最終受益者を特定し、最終受益者が誰であるのかがわかっていると確信が持てるよう、デューディリジェンスの許す範囲内で、その身元を確認するために合理的な措置を講じなければならない。

本条の規定は、顧客に対するデューディリジェンスの一連の規則とは無関係に適用可能となる。

関連法令：2018 年 8 月 2 日公布の立法令第 1372 号（最終受益者の身元を報告する法人や合法事業の義務を規定する立法令）

**第 21 条 - 顧客に関する知識における**デューディリジェンス

21.1 デューディリジェンスに関する規定は、顧客の特性や取引を行う頻度に関わらず、義務者の全顧客に適用される。

21.2 顧客に関する知識におけるデューディリジェンスの過程において、義務者は、業法に定められた範囲に準拠し顧客を特定しなければならない。

21.3 顧客に関する知識におけるデューディリジェンスの段階で該当するものを義務者が実施できない場合は、次のようにしなければならない。i）商取引関係を開始し

ないこと、取引を行わないこと、開始した商取引関係を終了すること。ii）顧客に関し不審取引報告書（ROS）を作成するかどうかを検討すること。

21.4 義務者が LA/FT 活動ではないかという疑いを持ち、デューディリジェンス行為の実施が顧客に警戒心を持たせるとみなした場合、デューディリジェンス行為を実施せずに疑わしい取引について UIF - ペルーに報告しなければならない。これらの事例には根拠がなければならず、文書化されていなければならない。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 14 条第 14.1 項第 1 号。

## 第 III 章
## 管理職、従業員、カウンターパートに関する知識

### 第 22 条 - 管理職及び従業員に関する知識

義務者は従業員や管理職に関する知識を得るためのデューディリジェンスについての方針を導入し、統括部門を設けなければならない。デューディリジェンスを求人活動並びに職員選択のプログラムや方針に組み込まなければならない。これは整合性を確保するためであり、そのためには業法の規定に鑑み、どのような人なのかを特定し、情報を求めなければならない。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 14 条第 14.1 項第 1 号

### 第 23 条 - サプライヤーやカウンターパートに関する知識

義務者のサプライヤーやカウンターパートに関する知識についてのデューディリジェンスの方針の展開を義務者への要請として業法に盛り込むことができる。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 14 条第 14.1 項第 1 号

## 第 IV 章
## 取引記録について

### 第 24 条 - 取引記録（RO）に関連した側面

24.1 義務者は、定められた基準に従い、RO を付け、最新の状態にしておかなくてはならない。RO に取引を記入したからと言って、必ずしも顧客が普通ではない、または疑わしい取引をしたことを意味しない。RO は極秘であり、コンピュータのシステムやアプリケーションに保存する。

24.2 義務者は、適宜 SBS が定める構成、頻度、形式、電子的手段、指示の通りに RO を送付する。取引実施日より 10 年間 RO を保存しなければならない。バックアップも保存し、法律に従い同じ期間 UIF - ペルー、監督機関、司法機関、所轄機関が利用できるようにしておかなければならない。

24.3 義務者の種類により RO の保存期間をもっと短く設定することもできる。ただし、バックアップの保存期間は、どのような場合でも 5 年以上でなければならない。

24.4 RO の基準

a) 業法に具体的な基準がない場合、義務者は次の項目を記録しなければならない。（i）顧客が行った 10,000 米ドル以上またはその相当額の国内通貨もしくは他の通貨による個々の取引。（ii）1 暦月中に、同一人物によって、または同一人物の利益のために義務者の事務所 1 か所以上で行われた総額 50,000.00 米ドル以上またはその相当額の国内通貨もしくは他の通貨による複数の取引。その場合 1 件の取引とみなされる。

b) 国内通貨または他の通貨での相当額を定めるために適用される為替レートは、SBS が公表した、取引の前の月の毎日の売り為替レートの平均によって得られる。ただし、業法により異なる為替レートが定められている場合はこの限りではない。

c) 義務者は、RO のためにより低い基準を内部的に設けることができるが、これらは実施取引、経済セクターもしくは顧客のプロフィールのリスク分析または内部方針に定める他の基準に従って決めることができる。

24.5 RO の内容と形式について
義務者は、取引当日に取引を記録しなければならない。時系列的に、正確かつ完全に記録し、各取引について適宜次の情報がふくまれなければならない。

a) 発注者、執行者、受益者の役割で.取引に参加している人々の身元に関するデータ。自然人の場合、完全な氏名、身分証明書の番号と種類、外国人の場合は国籍、住所、職業、婚姻関係の有無、配偶者またはパートナーの名前、委任状のデータを記録しなければならない。法人の場合、社名、納税者番号またはそれに代わるもの、国家登記監督庁（SUNARP）の登記証、税務上の住所、法的住所、自然人の場合と同様のデータを登録しなければならない法的代表者の名前。取引をする際に身分証明書を見せて義務者に身分を証明するのは顧客の義務である。

取引に関わる自然人や法人に関して、RO に実際その取引を行う人（執行者）、取引の名義人（発注者）、取引により利益を受ける人（受益者）の身元を適宜登録しなければならない。

b) 取引に関するデータ：方式（単一もしくは複数）、種類、日付、取引に関連する物品の種類、物品の描写、サービスか商品の別、取引額、取引通貨、該当する場合は為替レート、利用された支払い手段、関連口座、取引実施場所、支払い期日・方法、保証の種類・金額、資金源または関連資産、適用される場合は期間

c) 義務者は、自らの責任で、常連客については情報を記録しないと決定することができる。ただし、業法にその権限が明示され、義務者が常連客の活動の合法性について十分かつ正当な根拠のある知識を持っている場合に限られる。事前に査定を行う。

d) 業法に規定された他のあらゆる情報。

関連法令:
- 法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、第 9 条
- 最高政令 第 150-2007-EF 号、2007 年 9 月 23 日公布の法律第 28194 号（義務の回避との戦い及び経済の形式化のための法律）最終改正規定及びその改正規定（2018 年 2 月 21 日公布の法律第 30730 号、2018 年 9 月 4 日公布の立法令第 1388 号）、第 3 条、第 5 条、第 7 条

## 第 V 章
## 不審取引報告書について

**第 25 条 - 不審取引報告書 （ROS）**

25.1 義務者は、業務の遂行を通じて検知した、疑わしいと思われる実施もしくは実施しようとした取引について、関係する金額の多寡に関わらずコンプライアンス・オフィサーを介して UIF - ペルーに連絡する義務を有す。連絡は直ちに、十分に行われなければならない。つまり、期間はどのような場合にも取引が疑わしいとみなされてから 24 時間を超えてはならない。取引を疑わしいとみなすのに要する期間は、取引の性格と複雑さによる。

25.2 義務者は、コンプライアンス・オフィサーを介し、UIF - ペルーに ROS と附属文書もしくは補足文書を ROSEL システムで送付しなければならない。そのためには、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止を目的として SBS が開設したホームページ（plaft.sbs.gob.pe）もしくは SBS が定める他の電子媒体に掲載されている ROSEL テンプレートを使用する。UIF - ペルーが割り当てた暗証番号を除き、ROS

にコンプライアンス・オフィサーと義務者の身元、両者を特定するのに役立つかもしれない事項は記録してはならない。

25.3 コンプライアンス・オフィサーは ROSEL システムの正しい使用と、テンプレートやそれぞれの附属文書に含まれた情報すべてに責任を持つ。従って、情報の精度と正確さ、極秘性と気密性を保証するために必要な措置を取らなければならない。

25.4 ROSEL システムにより義務者のコンプライアンス・オフィサーは、普通ではない、または疑わしい取引を検知するという目的のために、実施業務に鑑みて念頭に置いておかなければならない警戒サインの種類のリストにアクセスすることができる。そのことにより、SPLAFT 及び実施している業務に関連して義務者が特定した警戒サインに基づいて疑わしいとみなす他の取引の報告を義務者が免じられるわけではない。それにもかかわらず、UIF - ペルーは、普通ではない、または疑わしい取引の検知に資する追加の情報や基準を義務者に提供することができる。警戒サインに該当する事項があるというだけでは、ROS を作成する義務は生じない。

25.5 あらゆる法的効力に関し、ROS は刑事上や行政上の不服申し立てには該当しない。

関連法令：
- 法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、第 10-A 条、第 11 条
- 2012 年 4 月 19 日公布の立法令第 1106 号（マネー・ローンダリングおよび違法採掘と組織犯罪に関わる他の犯罪に対する効果的な戦いについての立法令）とその改正規定、第 6 条と最終補足規定第 1
- 最高政令第 150-2007-EF 号、2007 年 9 月 23 日公布の法律第 28194 号（義務の回避との戦い及び経済の形式化のための法律）最終改正規定及びその改正規定（2018 年 2 月 21 日公布の法律第 30730 号、2018 年 9 月 4 日公布の立法令第 1388 号）第 3 条第 3 段落及び第 4 段落

## 第 VI 章
## LA/FT 防止のための内部規則

### 第 26 条 - LA/FT リスク防止・管理マニュアル

26.1 義務者は、少なくとも次のものを含む、LA/FT の防止と検知のための方針、メカニズム、手順を定めるマニュアルを保有していなければならない。（i）LA/FT 防止システムの一般的側面。（ii）義務者の従業員、責任者、管理職及びコンプライアンス・オフィサーの役割および責任。（iii）記録、レポート、報告書、他の SPLAFT の情報や文書の記録、とじ込み、保管、連絡の手順。（iv） LA/FT 防止に関する国内規則と国際基準など業界情報で求められる側面への言及

26.2 マニュアルで考慮した細目のひとつひとつの展開については、本文書または義務者の他の内部規則文書に含めることができる。ただし、それらの文書については同じ承認手続きをしなければならない。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、第 14 条第 14.1 項第 2 号

### 第 27 条 - LA/FT 防止のための行動規範

27.1 義務者は、LA/FT のリスクへの暴露や LA/FT 防止システムからアクセスできる情報についての無期限の秘密厳守を保証のするための措置を管理するために適用しなければならない指針、価値観、方針などを含んだ行動規範を保持しなければならない。

27.2 義務者、その従業員、コンプライアンス・オフィサー、責任者が順守しなければならない特定の細かい事項を明確にして、LA/FT 防止システムの現行規則に則った LA/FT 防止システムを構成する手続きについては、履行の義務があることを強調しなければならない。

**第 28 条 - 内部規則の承認と普及について**

28.1 El 義務者が自然人の場合は義務者が、法人の場合は役員会や同等の組織が、また、定款により役員会がなくてもよい法人の場合は本部長、部長、社長もしくは管理職がマニュアルと行動規範を承認する。

28.2 マニュアルと行動規範は、場合によっては、義務者の管理部門及び現場部門全体、従業員、コンプライアンス・オフィサー、その部長に知らせなければならない。その際その証明書を残しておく。また、必要ならば、マニュアルも行動規範も管理機関と UIF - ペルーが利用できるようにしておかなければならない。

## 第 VII 章
## UIF - ペルーへの情報の送付について

**第 29 条 - 官庁の情報要請への対応**

29.1 義務者は、LA/FT 防止システムに関係のある所轄官庁が行う申請への対応体制を整え、現行規則に則り監督機関や UIF - ペルーが行う情報申請及び情報拡張の申請に対し必要な期間内に対応しなければならない。

29.2 義務者は、コンプライアンス・オフィサーを介して、コンプライアンス・オフィサーが作成する報告書、RO 、ROS を電子媒体もしくは定められた別の手段で監督機関もしくは UIF - ペルーに送付し、または両者が利用できるようにする。「法律」、本施行規則、適用可能な業法の規定の順守を証明するようなすべての情報についても同様である。

**第 30 条 - 義務者からの連絡**

30.1 義務者がコンプライアンス・オフィサーを介して監督機関や UIF - ペルーに送付しなければならない通知書、報告書、記録及びレポートは、コンプライアンス・オフィサーと義務者に割り当てられた暗証番号のみで特定し、情報とその送付者を秘匿するような措置を取っている。監督機関からの最終決議により職務や活動の履行許可の取消または無効を申し渡された場合、義務者は LA/FT に関するすべての保存文書を監督機関が定める期間と方法で引き渡さなければならない。

30.2 義務者が「法律」の規定に従って監督機関と UIF - ペルーに送る通知は、手書きの文書または各組織が定める他の方法で行う。UIF - ペルー宛ての通知の場合、規定に従い、ハードコピーか電子的手段で行う。

## 第 VIII 章
## 情報の守秘義務について

**第 31 条 - 情報の守秘義務**

31.1 「法律」に示された取引について、UIF - ペルーの義務者、義務者の株主、部長、職員、従業員、義務者と職業的なつながりのある第三者は、自らの責任のもと、どのような人、機関、組織に対しても、どのような手段や方法によっても、LA/FT 防止システムの情報が要請され、UIF - ペルーに提供されたという事実を知らせることは禁止されている。ただし司法機関または法律に定められた所轄機関の場合はこの限りではない。

31.2 UIF - ペルーの長と UIF - ペルーの職員、LA/FT 防止に関する防止、監督、検知に関連した職務を担当している UIF - ペルー下の監督機関の職員と従業員、「法律」の規定に従って公的機関が任命する連絡担当官、自治体、「法律」の規定に従って UIF - ペルーが合同調査を実施する、犯罪行為の調査、検知、告発の権限を有する他の公的全国機関も無期限の守秘義務を順守しなければならない。

31.3 情報の守秘義務は期限が未定である。つまり職務、職権や労働関係、契約関係が終了した後も、行政的、民事的、刑法的な責任のもとで継続する。

関連法令： 法律第 27693 号 （UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 12 条

## 第 III 編
## マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止システムの監督について

### 第 I 章
### 監督について

**第 32 条 - 義務者の監督**

32.1 LA/FT のリスク分析と義務者が実施する業務を考慮に入れながら、監督機関は監督の職務を実施し、これを優先する。自らの管理メカニズムを使うだけなく、更にコンプライアンス・オフィサー、内部監査人、場合によっては外部監査会社の支援を得ることができる。LA/FT のリスクが小さいとみなされる活動に関しては、「法律」の第 9-A の規定を考慮し、監督行為は UIF - ペルーに対してコンプライアンス・オフィサーを置き、RO の記録、連絡、保存と疑わしい取引についての報告をするという、義務のモニタリングに限定される。

32.2 監督機関は、セクターの LA/FT のリスク分析結果に応じて決定する計画に従い、義務者の SPLAFT の導入と実施の度合いを検証・査定するために、LA/FT 防止に関する監理視察を実施する。場合によっては、SPLAFT の義務の不履行に対し制裁権を行使する。

32.3 被監督者に対する LA/FT 防止の監督業務の一環として、監督機関は次の活動などを行わなければならない。

a. 管轄の範囲内で LA/FT 防止に関する監理視察を計画すること。
b. 必要とみなす場合に監理視察を実施すること。
c. 義務者が実施する業務に関する情報や文書を要請、精査すること。情報には、普通ではなく疑わしい取引事例に関連した、普通ではない取引が疑わしいと認定されなかった基準に基づく財務表、会計報告書、記録、データベース、一般文書が含まれる。
d. LA/FT 防止・検知に関する法律、施行規則、他の現行規則を順守するための方針や使用するメカニズムに関し提言すること。
e. 所轄機関が行う協力依頼に関し、監督機関の管轄下にある義務者の協力の度合いを評価すること。
f. この課題に関する法律、施行規則、他の現行規則に則り、職務の履行に必要な支援をコンプライアンス・オフィサーが得ているかを検証すること。
g. 「法律」、施行規則、改正規定、補足規定並びにマネー・ローンダリングとテロ資金供与に関する内部規則の順守を監督すること。
h. 共同監督の枠組みの中で職務の遂行に必要とみなされる情報を要請すること。

32.4 監督機関は、義務者を監督するための視察を始めたことを UIF - ペルーに極秘で連絡し、時期が来れば結果の写しを送付すること。SMV この義務を免除されているが、そのことが LA/FT 防止に関する UIF - ペルーとの連携に影響を及ぼすことはない。

32.5 監督機関は、UIF-ペルーからの明示的な依頼によるものであれ、監督機関からの要請によるものであれ、LA/FT 防止に関し UIF - ペルーと共同で監理視察を実施することができる。監督機関からの要請による場合は、UIF - ペルーは業務遂行に余裕のあるときだけ参加するということを意味している。UIF - ペルーの参加は、LA/FT 防止・検知の関連した側面に限られ、監督機関の他の職務、管轄事項、権限に関与せず、ペルー共和国憲法により授与された権限や権利を侵害することがないよう常に配慮がなされている。

32.6 UIF - ペルーが共同監理視察に参加する場合、次のような行為が許される。i）義

務者が実施したすべての取引の統計をコンプライアンス・オフィサーに求めること。普通ではないと報告された取引、普通ではないとされた取引で疑わしいとみなされるものは区別しておかなければならない。一般的な統計であり、法的な守秘義務の対象となっている顧客の身元情報の区別はしない。ii）法的な守秘義務の対象となっている情報を除き、分析書や裏付け書類をも含め、普通ではないとみなされた取引を見直すこと。守秘義務の対象となっている情報については、監督機関だけが見直しを行う。iii）義務者が作成を義務付けられた記録その他の文書が現行規則に則って作成されているかを検証すること。

32.7 監督機関は、LA/FT 防止に関する共同監理視察の報告書を発出する。報告書は、監督機関に法的な制約が課せられてされていない場合は、適時、共同で監督機関の管轄機関、UIF - ペルー、義務者の取締役会や経営陣への周知を行う。SBS が該当する規定を発出している場合はその規定に則り、監督の職務の履行中に検知した疑わしい取引について監督機関は UIF - ペルーに連絡する。

32.8 UIF - ペルーは相応する監督機関に特定の義務者を監督するよう要請することができる。SMV の場合は、UIF - ペルーはそのような業務を実施するために SMV と連携することができる。

32.9 法律第 29038 号の第 3 条第 3.2 項で義務者とみなされている弁護士や公共会計士で、2 つ以上の監督機関のメンバーである場合は、義務者の実際の住所を考慮に入れて専門家団体の監督下に置く。

関連法令：法律第 27693（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 9-A 条、第 10 条

**第 33 条 - 制裁権**

「法律」の規定に則り、違反や制裁に関する規則には、LA/FT 防止に関する違反行為及びそのような違反行為を犯したことにより義務者に課せられる行政処分の類型が定められている。

関連法令：
- 法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 9-A 条第 9-A.5 項、第 9-A.6 項
- CONASEV 決議第 055-2001-EF/94.10 号及びその改正規定附属文書 XIX（制裁規則の承認）（注記：証券市場監督庁の被監督者に適用可)
- SBS 決議第 816-2005 号（制裁規則の承認）（注記： SBS の被監督者に適用可)
- SBS 決議第 8930-2012 号（マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止に関する違反・制裁規則 の承認）（SBS 決議第 5709-2012 号 - 公証人、 SBS 決議第 369-2018 号 - 有限 SPLAFT、 SBS 決議第 789-2018 号-UIF - ペルーの被監督者の範囲内の義務者に適用可).
- SBS 決議第 5389-2013 号（ カジノゲーム、スロットマシーンを利用する会社に適用可能なマネー・ローンダリング/テロ資金供与防止に関する違反・制裁規則 の承認 ）

**第 34 条 - 義務者の監査**

34.1 義務者に内部監査部門があるならば、義務者の SPLAFT は内部監査部門の査定を受けなければならない。内部監査部門がない場合は、義務者のコンプライアンス・オフィサーではない部長または同等の職にある者が実施する。業法は、被監督者が内部監査を行う義務がないのはどのような場合かを定めている。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 10 条第 10.2 項第 10.2.2 号

34.2 同様に、義務者が外部監査を受ける法的義務を有する場合は、SPLAFT は年次会計報告書を出すのとは異なる外部の監査会社または全く異なるチームにより査定されなければならない。

関連法：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 10 条第 10.2 項第 10.2.3 号の a

34.3 「法律」及び本施行規則の規定を順守するために、業法により、監督下にある義務者の内部監査人と外部監査人が実施しなければならない最低限の作業を定めることができる。

34.4 独立外部監査会社は、結果報告書に記された日から少なくとも 30 日以内に監督機関と UIF - ペルーに同報告書を送付しなければならない。監督機関と UIF - ペルーは報告書の写しを請求できるが、義務者もしくは監査会社は 5 日以内にこれを発送しなければならない。

34.5 年次会計報告書の補足文書ではない、「法律」に定められた SPLAFT に関する特別報告書は、義務者の年次会計報告書を出す会社とは異なる独立外部監査会社が発行するが、「法律」、本施行規則及び被監督者に関する管理・監督業務の結果として監督機関が定めた特別法に示されている LA/FT 防止規定に対応している。

関連法令：法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、 第 10 条第 10.2 項第 10.2.3 号の a

**第 35 条 - 独立履行報告書**

「法律」第 10 条第 10.2.3 号の a 及びその前条の規定に則って独立外部監査会社が発行する報告書においては、少なくとも次の項目を考慮に入れなければならない。

a. LA/FT 防止・検知のために義務者が導入した内部管理措置
b. 普通でない取引を検知するための警戒サイン
c. 取引を普通でないと査定するために従うべき手順
d. 普通ではない取引の記録と疑わしいとみなされなかった基準
e. UIF - ペルーへの ROS についての連絡にあたって従うべき手順
f. 該当する場合は、 RO から除外された顧客とその根拠
g. 義務者の職員の妥当性を保証するための手順
h. LA/FT 防止に関する職員の知識と研修
i. 取引記録に該当する情報の蓄積における安全手順
j. コンプライアンス・オフィサーの業務計画・手順
k. 内部監査の計画、手順、作業用紙
l. マニュアル、行動規範、関連規則を順守しないことに対する内部制裁
m. その他業法に定められた事項

## 第 II 章
## LAFT 防止中央集中型機構について

関連法令：
- 法律第 27693 号（UIF - ペルー設立法）及びその改正規定、第 9-B 条（2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号第 2 条 により付加）
- 最高政令第 020-2017-JUS 号第 3 条及び最終補足規定第 4
- 2018 年 3 月 3 日公布の SBS 決議第 789-2018 号 第 5 条（「SBS 決議第 5709-2012 号及びその改正規定により承認された、公証人に適用されるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する特別規則であり、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止中央集中型機構（OCP LA/FT）が導入され、その適切な機能に関し UIF - ペルーを介して SBS の合意が得られるまで効力を有するが、そのために SBS は決議を公布し、前述の決議の撤廃日を示した」）。

**第 36 条 - OCP LA/FT**

36.1 OCP LA / FT は、LA/FT 防止に関する集中管理によりペルーのすべての公証人を統合する機関であり、公証人の職務の遂行における LA/FT のリスクの分析を始め本条に示された他の職務を任とする。そのために全国的な公証人のデータベースの情報を受領、処理、分析、保存し、UIF - ペルーに通知し、場合によっては ROS

で検知した疑わしい取引について義務者として UIF - ペルーに連絡する。

36.2 公証人会は OCP LA/FT の監督下にあり、最も会員数が多く、OCP LA/FT は経済的にも行政的にも公証人会に依存している。職務の遂行にあたっては技術的にも機能的にも自立性を保っているが、職務の遂行のために、LA/FT 防止に関する一般的な、あるいは特定の指示を UIF - ペルーから受けている。

36.3 OCP LA/FT の構成員は例外なく道徳的にも、経済的にも信頼でき、仕事や OCP LA/FT へのサービスの提供をやめたときでも、引き続き守秘義務を履行し続ける。OCP LA/FT を監督するのは UIF - ペルーであり、監督業務の成果は所属公証人会会長と理事会に知らされる。

36.4 OCP LA/FT が管理する集中管理データベースの情報は、公証人が署名した正式な公的文書からなる公正証書や署名の有無にかかわらず、公的な文書ではないが現行法では公証人が保管しなければならない文書、まだ正式な書面ではないが公証人事務所に持ち込まれた私的文書であり、各公証人の情報を区別して特定でき、所属公証人会、公証人の地理的所在地、法的証明書の種類など SBS 定めた項目が含まれる。

私的文書という語は、LA/FT に関するリスクを考慮して、SBS 決議により漸進的に究明される取引の覚書を指す。

36.5 OCP LA/FT は UIF - ペルーに対し職務や権限の遂行のための情報を得られるよう集中管理データベースへのオンラインアクセスを提供しなければならない。UIF - ペルーの情報の要請の方式や内容にデータベースを適合させなければならない。

36.6 セキュリティと情報の機密性の保証がある情報ネットワークを通じ、全国の公証人は、OCP LA/FT の集中管理データベースとの相互接続を可能にする情報ツールを使ってそれぞれの取引情報を毎週同期化している。セキュリティと情報の機密性の保証ためには、正式・非正式な公的文書の日付、公証人事務所への覚書の到着日に考慮し、デジタル署名を行う。

36.7 UIF - ペルーは少なくとも年 1 回 OCP LA/FT に対する監督行為を行うが、追加の視察をすることもできる。UIF - ペルーの監視の目は、OCP LA/FT の業務や管理上の機能並びに SBS が定める情報、過程、手順、方法、情報管理、アクセス、セキュリティ、職員などの項目に及ぶ。

**第 37 条 - OCP LA/FT の職務**
OCP LA/FT の職務は次のようなものである。
1. 全国的な公証人の集中管理データベースの情報を受領、処理、分析、保存し、UIF - ペルーに伝えることであり、集中管理データベースに他のアクセス可能な官民の情報を盛り込むこと。
2. LA/FT のリスクファクターなどを考慮して公証人の職務の遂行にあたっての LA/FT のリスクを分析し、定期的に更新すること。
3. LA/FT の警戒サインを特定し、全国の公証人に提供すること。
4. 公証人の前で実施または実施しようとした取引を金額の多寡に関わらず検討し、必要であれば普通ではない、または疑わしい取引として審査・登録し、審査にあたって行った分析・評価の証拠を文書で残すこと。同様に普通ではない取引が疑わしい取引とみなされずに UIF - ペルーに報告された事例があればその理由を文書で残すこと。普通ではないとみなされた取引は、SBS が決めた構成と内容で、電子的手段を使って記録し、5 年間保存する。
5. 第 25 条の規定に則り、実施または実施しようとした取引のうち ROS で疑わしい取引とみなされているものを金額の多寡に関わらず公証人を代表して直ちに UIF - ペルーに連絡すること。

6. 情報の精度と正確さ、極秘性と気密性を保証するために必要な措置を取って、ROSEL システムとシステムの情報すべてを正しく使用すること。
7. 公証人のリストと全く疑わしい取引が検知されなかった月を四半期ごとに UIF - ペルーに報告すること。不審取引未検知報告書は電子的手段で、SBS が定めた構成と指示に従い、UIF - ペルーに送付する。
8. 本規則に定められた最小限の内容に従って、全国的な公証人の年間研修計画を承認し、公証人とその従業員に向けた LA/FT 防止研修の活動を全国的に組織化・実施すること。
9. OCP LA/FT と全国の公証人に適用できる唯一のマニュアルと行動規範を作成し更新すること。個々の公証人が自らの SPLAFT 独自の項目を添付文書に盛り込んでも構わない。
10. 全国の公証人の SPLAFT の内部監査を実施し、UIF - ペルーに報告書を送付すること。
11. 防止のための集中管理データベースへの各公証人による情報の適切な送付について、毎年検証報告書を作成すること。
12. SBS が定めた他の職務。

**第 38 条 - OCP LA/FT の不審取引報告書**

38.1 OCP LA/FT が UIF - ペルーに公証人を代表して直ちに送付する ROS は分析と評価に裏付けられている。

a. 全国の公証人の集中管理データベースの情報から。
b. 管理している、またはアクセスのある他のデータベースの情報から。
c. 警戒サイン、普通でない取引、全国の公証人から毎月受け取るあらゆる関連情報から。
d. 全国の公証人から直ちに受け取る LA/FT リスク報告書から。

38.2 ROS、添付文書、補足文書は、本施行規則の規定に則り ROSEL システムで送付する。

38.3 検知された疑わしい取引を UIF - ペルーに報告しなかったことについて、管理上責任を負うのは OCP LA/FT である。

**第 39 条 - OCP LA/FT の形成**

39.1 OCP LA/FT の組織的構造は、最低限長官ひとり、品質委員会、分析・通信部、防止・実施部からなっているが、UIF - ペルーは OCP LF/FT の目的にかなっているとみなせばこれを改編することができる。OCP LF/FT の職員は、公募により職を得る。UIF - ペルーの代表者の参加を得てそれぞれの公証人会が決定を行う。

39.2 OCP LA/FT の長官は UIF - ペルーや所轄官庁に対する法的代表者であり ROS や UIF - ペルーに関連した他の報告書や通達の送付に責任を負うコンプライアンス・オフィサーである。任命と職務の履行には、「法律」と本施行規則に定められたコンプライアンス・オフィサーになるための要件を満たさなければならない。

39.3 品質委員会の主な役割は ROS で UIF - ペルーに報告する事例を知り、法的または技術的なインプットや提言を行い、事例についてもっと掘り下げた分析を提案することである。委員長である OCP LF/FT の長官と分析・通信部長及び防止・実施部長からなる。

39.4 分析・通信部の職務は、普通ではない取引を防止・検知し、疑わしい取引を防止・検知の上 ROS により UIF - ペルーに報告し、UIF - ペルーや司法機関、検察庁、その他の所轄官庁の情報請求に対応し、公証人の職務の LA/FT のリスク指標を設定し、警戒サインを特定して公証人に連絡し、統計を作成することなどである。部長が責任者であり、その任命と職務の履行には、「法律」と本施行規則に定められたコンプライアンス・オフィサーになるための要件を満たさなければならな

い。

39.5 防止・実施部の職務は、公証人やそのコンプライアンス・オフィサーの相談に対応し、年間研修計画を承認し、研修活動を組織化し実施することなどである。部長が責任者であり、その任命と職務の履行には、「法律」と本施行規則に定められたコンプライアンス・オフィサーになるための要件を満たさなければならない。

**第 40 条 - OCP LA/FT に関する公証人の義務**

OCP LA/FT に関する公証人の義務は次の通りである。

1. OCP LA/FT が担当する LA/FT 防止に関する集中管理体制に加わること。
2. OCP LA/FT が管理する集中管理データベースに取引情報をその日のうちに記録すること。
3. 警戒サイン、普通でない取引、OCP LA/FT に関連する他のあらゆる情報を毎月送付すること。
4. LA/FT リスク報告書を直ちに送付すること。
5. 集中管理データベースへの送付対象となる資料の数や臨時総会で定める他の客観的な基準を考慮した臨時総会の合意により、メンバーの多数決で公証人会が定める通常料金または特別料金を支払うこと。
6. SBS が定める他の義務。

示された義務を履行しないことについては、管理上公証人が責任を負う。

**第 41 条 - 弁護士及び公共会計士の OCP LA/FT について**

義務者とみなされる弁護士や公共会計士は、先行規定に従い、OCP LA/FT を擁する集中管理体制にそれぞれの専門職協会を通じてを通じてメンバーを組み込むことができる。OCP LA/FT は最も多人数の活動メンバーを抱える専門職協会に依存する。報告義務者が 2 つ以上の専門職協会に加入している場合は、実際の住所地の専門職協会のメンバーとみなされる。

関連法令：2018 年 3 月 3 日公布の SBS 決議第 789-2018 号第 4 条

## 最終補足規定

**第1.　UIF - ペルーの職員の責任の免除**

UIF - ペルーの職員及び従業員の刑事、民事、行政上の責任の免除については、そのような行為が自分自身または第三者のための利益の収受を意図してなされた場合には、「法律」第 13 条第 13.2 項に規定されている事例では適用されない。

示された行為が物質的、数学的または転記の間違いの結果だとわかった場合、UIF - ペルーの職員及び従業員の刑事、民事または行政上の責任の免除はそのままである。

**第2.　LA/FT 防止に貢献するリスト**

発行されるリストのうち、次のものは LA/FT 防止に貢献する。

a. OFAC リスト：米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control of the US Department of the Treasury、 OFAC）が発行するリストで、テロ行為と麻薬系薬物の不法取引に協力する国、人、組織が含まれている。
b. 国際連合安全保障理事会のテロリストのリスト。特にテロ活動に関わっている人のリスト（決議第 1267）とそれに続くリスト。
c. 欧州連合のテロリストのリスト
d. 大量破壊兵器拡散に対する資金供与に関連したリスト： 国際連合安全保障理事会

のリスト、少なくとも朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に関する決議第 1718 号の統合リスト及びイランについての決議第 1737 号の統合リスト
e. 非協力国・統治領のリスト
f. 国際連合安全保障理事会の決議のリスト
g. 監督庁が指示する他のリスト

**第3.　金属及び貴石**

法律第 27693 号第 9 条第 9.2 項第 e)号によると、金、銀、プラチナ、パラジウム、ロジウム、チタン、コバルト、アルミニウム、ニッケル、銅、亜鉛、ロジウム、ルテニウム、カドミウム、イリジウム、錫、水銀、鉛、ビスマス、めのう、アクアマリン、琥珀、アメシスト、黒玉、ベリリウム、サンゴ、ダイアモンド、エメラルド、ガーネット、赤鉄鉱、翡翠、ラピスラズリ、ルビー、サファイア、トパーズ、マラカイトが金属または貴石である。SBS は、特定したリスクに基づいてこのリストを変更することができる。

**第4.　総会への招集**

リマ市公証人会は、本施行規則の発効より 30 日以内に臨時総会を招集する。本施行規則第 40 条第 5 項に言及されている通常料金を決定するための合意を達成するためである。それぞれの公証人会を通じて全国的な普及を図るため、前述の合意達成後 7 日以内にペルー公証人会会長連合会にその旨を伝える。リマ市公証人会が決定すれば、特別料金は臨時総会の承認に付されるものとする。

**「第 5. SUNARP による補足規定の承認**

国家登記監督庁（SUNARP）は、本最高政令の公布の次の日から数えて 45 営業日以内に、その権限の範囲内で、資産行政凍結措置並びにその確定または無効の別を登録するために登記所で適用する必要のある補足規定を定める。」（*）（**）

（*）2018 年 6 月 28 日公布の最高政令第 008-2018-JUS 号改正補足規定単一条文により加えられた最終補足規定第 5（資産凍結措置の登録のための登録料の免除を定める最高政令で、最高政令第 020-2017-JUS 号により承認された法律第 27693 号の施行規則を改正）。

（**）国家登記監督庁決議第 273-2018-SUNARP/SN 号（2018 年 10 月 25 日公布の指令 第 07-2018-SUNARP/SN 号 -「UIF - ペルーの資産行政凍結措置の提示と登録のための手順を規定する指令」）

# 銀行保険年金監督庁へのペルー資金情報機関(UIF-ペルー)統合法

## 法律第 29038 号

関連法令:
・2002 年 4 月 12 日公布のペルー資金情報機関設立を定めた法律第 27693 号とその改正法
・2017 年 10 月 6 日公布の最高政令第 020-2017-JUS 号法律第 27693 号施行規則

共和国大統領

共和国議会は、以下の法律を制定した。

共和国議会

以下の法律を制定した。

## 銀行保険年金基金監督庁へのペルー資金情報機関(UIF-ペルー)統合法

### 第 1 条 銀行保険年金基金監督庁への UIF-Peru 統合。管轄、役割及び権限。

1.1 銀行保険年金基金監督庁(Superintendencia de Banca, Seguros y Administradoras Privadas de Fondos de Pensiones、SBS)の専門部門としてペルー資金情報機関(UIF-ペルー)(Unidad de Inteligencia Financiera -Peru (UIF-Peru))を統合する。同部門は法律第 27693 号、法律第 28009 号及び第 28306 号を以て承認された改正法、補足条項、法規条項及びその他適用可能な規定が定める管轄、権限、及び機能を行使する。

本法で定めるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関連する UIF-ペルーの管轄、権限、機能は、SBS のそれとみなされる。

1.2 資金情報機関の長の報告は、直接、銀行保険年金基金監督庁長官になされるものとする。

### 第 2 条 資産、負債、資金の移転

UIF-ペルーは、本法公布日から起算して暦日 90 日以内に自らの財貨、動・不動産、資金、人材、文書類、契約上の地位、負債、資産を SBS に移転しなければならない。

### 第 3 条 報告義務者[2]

3.1 次の各号に掲げる自然人及び法人は、法律第 27693 号第 3 条に定める情報を提供する義務を有する。

a) 金融システム、保険システムに属する企業、及び法律第 26702 号「金融システム、保険システム、及び銀行保険年金基金監督庁組織法」第 16 条及び 17 条に定めるその他の企業。
b) クレジットカード、デビットカード発行会社。
c) 貯蓄信用組合。
d) 信託会社、及び資産・企業及び合弁会社の経営組織。
e) 株式、金融商品、証券仲介業者。
f) ミューチュアル・ファンド、投資信託、集団投資基金、及び年金保険基金の経営組織。
g) 証券取引所、及びその他の集中調整機構、証券の報酬・清算組織。
h) 商品取引所。
i) 車両・船舶・航空機の売買に従事する法人または自然人。

[2] 2002 年 4 月 12 日公布の法律第 27693 号第 8 条「情報提供義務者に関する規定」

j) 建設業及び不動産業に従事する法人又は自然人。
k) カジノ、宝くじ、ビンゴ・ゲーム、スロットマシンを含むゲームセンターの経営組織と、その支店等。
関連法令:省令第 063-2009-MINCETUR-DM 号
l) 倉庫業者。
m) 通関業者。
n) 疑わしい業務に利用されうるプログラム及び情報処理システムを開発した企業。

3.2 同様に、次の各号に掲げる業務に従事する自然人または法人は、施行規則に定められる金額に応じて、疑わしい業務に関する情報を提供する義務を有する。
a) 外為売買。
b) 郵便・宅配業者。
c) 古物商。
d) 宝石・貴金属、貴石、コイン、美術品、切手取引業者。
e) 貸金、質店。同様に、(*)
(*)法律第 29038 号第 3 条 3.4 項に則り、2012 年 12 月 1 日公布の決議第 SBS8930-2012 号第 4 条により以下のとおり改正された。
e) 信用、貸金業者、質店。
f) 旅行代理店、観光、ホテル、レストラン経営者。
g) 公証人。
h) 競売(仲立)人。
i) 第三者から寄付金を受ける法人または自然人。
j) 輸出入業者。
k) 開閉に所有者の許可、または裁判所命令を要する貸金庫、受託事業。
l) 税関犯罪撲滅委員会。
m) 薬物・爆発物の製造に使用する化学品を製造または販売する研究所及び企業。
n) 武器の売買・輸出入をおこなう自然人または法人。
o) 爆発物の製造・販売に従事する自然人または法人。
p) 法律第 28024 号に則る行政サービスの利益を取り扱う業者。
q) 鉱山会社。
r) 国家予算以外の財源から資金を得る公的組織・機関。

3.3 同様に、次の各号に掲げる者は要請に応じて情報提供をする義務を有する。
a) 国家税務監督庁(Superintendencia Nacional de Administracion Tributaria、SUNAT)。
b) 国家企業・証券監督委員会(Comision Nacional Supervisora de Empresas y Valores、CONASEV)。
c) 国家登記監督庁(Superintendencia Nacional de los Registros Publicos、SUNARP)。
d) 官民のリスクセンター。
e) 全国身分登録事務所(Registro Nacional de Identificacion y Estado Civil、RENIEC)。
f) 全国の商業会議所。
g) 土地の不法居住の承認委員会(Comision de Formalizacion de la Propiedad Informal、COFOPRI)。
h) ペルー移民局(Direccion General de Migraciones y Naturalizacion、DIGEMIN)。
i) 会計検査院。
j) 土地権利授与・農地台帳作成特別プロジェクト(Proyecto Especial de Titulacion de Tierras y Catastro Rural、PETT)。
k) 社会健康保険。
l) 貿易観光省。
m) 国立港湾会社(ENAPU)。
n) 麻薬なき開発及び生活国家委員会(Comision Nacional para el Desarrollo y Vida sin Drogas、DEVIDA)。
o) ペルー国営コカ会社(Empresa Nacional de la Coca、ENACO)。
p) エネルギー・鉱業投資監督庁(Organismo Supervisor de la Inversion en Energia y Mineria、OSINERGMIN)。

3.4 本条(1)項及び(2)項に定める情報提供義務者に関する上記リストは、SBS 決議により拡大することができる。

(1)2011 年 2 月 17 日公布の決議第 SBS2108-2011 号第 1 条に則り、法律第 27693 号及び改正法第 3 条で定めた情報提供義務者リストに保険仲介人を含め、本法第 3 条に則り、決議第 SBS838-2008 号、及び改正法で承認された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関わる補足規定」が定めた条件を適用する。
(2)2014 年 10 月 13 日公布の決議第 SBS6729-2014 号第 1 条に則り、法律第 29038 号第 3 条 3.4 項に定める疑わしい業務に関する UIF-ペルーへの情報提供義務者リストを拡大し、UIF-ペルーへの情報提供義務者に次の各号に掲げる者を含める。a)関税分類システム 84.29 項、85.02 項、及び 87.01 項に含まれる機器・機材の販売または賃貸に従事する自然人または法人。b)SUNAT 管理・監視対象となる不法な鉱山開発に使用される化学品を流通、輸送、販売に従事する法人。c)監視対象の化学品・財貨を生産・販売する研究所及び企業。

3.5 業務登録義務の適用対象者及びその特徴については、本法施行規則において定める。(*)
(*)2016 年 11 月 26 日公布の立法令第 1249 号第 3 条により以下のとおり改正。

「**第 3 条 情報提供義務者**
3.1. 次の各号に掲げる者を情報提供義務者とし、この者は、法律第 27693 号「ペルー資金情報機関統合、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止システム実施法」第 3 条で定める情報を提供する義務を有する。
1) 金融システム、保険システムに属する企業、及び法律第 26702 号「金融システム、保険システム、及び銀行保険年金基金監督庁組織法」第 16 条及び 17 条に定めるその他の企業、及び保険仲立人。
2) クレジットカード発行会社。
3) 貯蓄信用組合。
4) 為替売買業者。
5) 郵便業務、送金業務及び郵便為替業者。
6) 貸金、質店業者。
7) 資産・企業及び合弁会社の経営組織。
8) 株式、金融商品、証券仲介業者。
9) ミューチュアル・ファンド、投資信託、及び集団投資基金の経営組織。
10) 証券取引所、及びその他の集中型調整機構、証券の報酬・清算組織。
11) 商品取引所。
12) 車両・船舶・航空機の売買業者。
13) 建設・不動産業者。
14) 不動産仲介者。
15) 適用規定に則りおこなわれるカジノ、スロットマシンの営業者、インターネット等の通信手段を使った遠隔ゲームの営業者。
16) 適用規定に則りおこなわれるインターネット等の通信手段を使った遠隔スポーツ賭博の営業者。
17) 宝くじ等の類似ゲームに従事する業者。
18) 競馬事業者とその代理人。
19) 通関業者。
20) 公証人。
21) 鉱山会社。
22) 宝石・貴金属、貴石、コイン、美術品、切手取引業。
23) 監視対象の薬物、及び財貨の製造に使用する化学品を製造または販売する研究所、及び企業。
24) SUNAT 管理・監視対象となる不法な鉱山開発に使用される化学品を流通、輸送、販売に従事する企業。
25) 関税分類システム 84.29 項、85.02 項、及び 87.01 項に含まれる機器・機材を販売する企業。
26) 武器・弾薬の販売または輸入をおこなう企業。

27) 爆発物の製造・販売業者。
28) 仮想プラットフォームを使った集団的または参加型の資金調達をおこなう企業。
*29) 個人的または組織に所属して、直接あるいは第三者を代表して常習的に次の各号に掲げる活動をおこなう登録弁護士、及び公認会計士。(*)*
(*)当該項は、最終的裨益者の情報提供について規定した 2018 年 8 月 2 日公布立法政令第 1372 号暫定規定第 5 号により、以下のとおり改正された。
29) 「個人的また司法・法律・会計サービスを提供することを目的として設立された法人に所属して、直接、あるいは顧客を代表して常習的に次の各号に掲げる活動をおこなう登録弁護士、及び公認会計士。
a. 不動産売買。
b. 金銭、有価証券、金融口座、またはその他の資産の管理。
c. 法人の設立、運営、経営に資する資金の組織化。
d. 法人又はその他の法的構造体の設立、経営、または組織改革。
e. 法人株の売買。
UIF-ペルーへの提供義務のある情報は、職業上の守秘義務が適用されないものに限る。

関連法令:
・決議第 SBS2660-2015 号「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理に関する施行規則」(銀行保険年金基金監督庁、及び AFP 監視対象の企業に適用される):2015 年 5 月 28 日公布の一般法第 16 条、17 条、及びその改正法に定める企業、公的資金運用の許可を得ていない農畜産銀行、中央銀行、小企業向け担保補償基金(FOGAPI)、民間年金基金運用機関、開発資金公団(COFIDE)、住宅基金 Fondo Mivivienda S.A.、保険仲立人、貯蓄信用組合。(2017 年 12 月 11 日公布決議第 SBS4705-2017 号。)
・決議第 CONASEV033-2011-EF-94.01.1 号「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程」(証券市場監督庁監視対象者に適用:i)株式(証券)仲買人、ii)株式(証券)取次ぎ又は代理人、iii)証券投資ミューチュアル・ファンド事業者、iv)投資信託事業者, v)証券化事業者, vi)証券取引所、vii)証券の報酬・清算組織、viii)集団投資基金事業者、及び SMV による営業許可を受けた、あるいは本法が指定する、または UIF-ペルーに登録されたその他の適用対象者に適用する。)
・2016 年 3 月 30 日公布決議第 CONASEV1695-2016 号「カジノまたはスロットマシンを経営する法人に適用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程」
・2016 年 8 月 20 日公布決議第 SBS4197-2016 号「通関業者としての営業認可を受けた通関代理業者に適用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程」
2016 年 11 月 23 日公布の決議第 SBS6089-2016 号「郵便業務、送金業務及び郵便為替事業の経営許可を取得した郵便事業権者及び認定事業者に適用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程」
・2012 年 8 月 16 日公布決議第 SBS5709-2012 号「公証人に適用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程」及びその改正法。
・2018 年 11 月 3 日公布決議第 SBS789-2018 号「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関連して UIF-ペルー監視対象者(鉱山会社、不動産業者、宝くじ事業者等)に適用されるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程」。2018 年 3 月 11 日公布の正誤表

3.2. また、次の各号に掲げる自然人または法人も、同様に、疑わしい業務を報告する、あるいは銀行保険年金基金監督庁が定めた上限額に則り、業務内容を記録するとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止システムを実施する義務を有する。
1) 古物商。
2) 慈善活動、宗教、文化、教育、価額、社会、行楽、連帯活動、またはその他の利他的、慈善的活動を実施するための基金、資金またはその他の資産を徴収、移転、供給する非営利組織。これらの義務者が、融資、小規模融資、またはその他いかなる経済的融資をおこなう場合には、本条 3.1 項が規定する義務が適用される。
3) 法律第 28024 号に則る行政機関の利益管理者。

4) 競売(仲立)人。
5) クレジットカード、デビットカード取り扱い業者。
6) 旅行代理店、観光、宿泊施設経営者。
7) その業務内容から本条 3.1 項の適用範囲から除外される国営企業、全国選挙審議会、全国選挙管理委員会、国家調達監督機関、地方(地方・郡・市町村)政府 (*)

前項のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止システムには不審取引報告書の提出に加え、(i)業務記録、または(ii)コンプライアンス非専属職員の任命が含まれる。

(*)大統領令第 020-2017-JUS 号第 2 条、及び 2017 年 10 月 6 日公布の法律第 27693 号施行規則を以て、プロサッカークラブ及び公共調達局「ペルー・コンプラス」が新たに義務者として加えられた。

関連法令:
・大統領令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 13 条 13.3 項。
・2018 年 2 月 3 日公布の決議第 SBS369-2018 号「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止システム適用対象者に適用されるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程」

3.3. 銀行保険年金基金監督庁の提言に基づき、法務人権省及び経済金融省が批准した大統領令を以て、(i)上記各項で定められる UIF-ペルーへの情報提供義務者リストを拡大することができること、(ii)本条 3.2 項に定める情報提供義務者に対し本法が定める義務を履行するために必要な便宜策を承認することを認める。

銀行保険年金基金監督庁は、事前の技術調査の実施を経て、上記各項に定める UIF-ペルーへの情報提供義務者リストを縮小することができる。

UIF-ペルーは、本条 3.2 項を遵守するために実施、公布される措置、規定、フォーマットの枠内で、事業者もしくは利用者に次の各号に掲げる情報の提出を要請することはできない。
a) UIF-ペルーが立法政令第 1246 号 2 条、及び 3 条に定められる複数の行政機関間の相互運用性から直接入手できる情報。
b) 本条 3.2 項に定める情報提供義務者が通常の業務の中でアクセスできる追加情報。
c) インターネットまたはその他の公的通信手段を活用して自由にアクセスできる記録に記載される情報提供に関する要求。

関連法令:大統領令第 020-2017-JUS 号第 2 条。

3.4. 次の各号に掲げる者は、UIF-ペルーに情報提供が義務づけられる。
1. 税務監督庁(Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administracion Tributaria、SUNAT)。
2. 税関犯罪撲滅委員会。
3. 証券市場監督庁(Superintendencia del Mercado de Valores、SMV)
4. 国家登記監督庁(Superintendencia Nacional de los Registros Publicos、SUNARP)
5. 官民のリスクセンター。
6. 全国身分登録事務所(Registro Nacional de Identificacion y Estado Civil、RENIEC)。
7. 全国の商業会議所。
8. 不法占拠地正常化庁(Comision de Formalization de la Propiedad Informal、COFOPRI)。
9. 移民監督庁(Superintendencia Nacional de Migraciones、Migraciones)。
10. 会計検査院(Contraloria General de la Republica、CGR)。
11. 国家調達監督機関(Organismo Supervisor de las Contrataciones del Estado、OSCE)。

12. ペルー警備役務・武器・弾薬・民用爆発物監督庁(Superintendencia Nacional de Control de Servicios de Seguridad, Armas, Municiones y Explosivos de Uso Civil、SUCAMEC)。
13. ペルー国家警察。
14. 健康保険庁(Seguro Social de Salud del Peru、EsSalud)。
15. 貿易観光省(Ministerio de Comercio Exterior y Turismo、MINCETUR)。
16. ペルー開発・社会包摂省(Ministerio de Desarrollo e Inclusion Social、MIDIS)
17. 麻薬なき開発及び生活国家委員会(Comision Nacional para el Desarrollo y Vida Sin Drogas、DEVIDA)。
18. エネルギー・鉱業投資監督庁(Organismo Supervisor de la Inversion en Energia y Mineria、OSINERGMIN)。
19. 森林・野生動物資源監査局(Organismo de Supervision de los Recursos Forestales y de Fauna Silvestre、OSINFOR)。
20. 電話・インターネットサービス会社。ただし、通信秘密権により保護された情報を除く。
21. 空運、海運、河川運、陸運サービス会社。
22. 法律第 27693 号「ペルー資金情報機関統合法」(*)第 3 条 1 項に規定されるその他のあらゆる公共もしくは民間団体。(*)

(*)2017 年 4 月 13 日公布の決議第 SBS1515-2017 号第 6 条に則り、同条に定められる UIF-ペルーへの情報提供義務者の義務を 60 日間停止する。

関連法令:
・法律第 27693 号、及び改正法、第 3 条 1 項。
・大統領令第 020-2017-JUS 号、法律第 27693 号施行規則第 29 条、30 条。

**第 4 条　法規条項、補足条項**
本法公布日から起算して 60 日以内に、大統領令を以て、本法の施行に必要な法規条項及び補足条項を制定する。

同様に、SBS の監視・管理下におかれる法律第 27693 号の適用対象者に対するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する法的権限を規制する等を目的として、SBS 決議を以て、本法に基づいて付与された管轄、機能及び権限を行使するのに必要な規範を制定する。そのために、違法行為及び罰則に関する施行規則、及び第 2 条に関するものを中心に本法の適正運用に必要な手順、及び指針に関する施行規則を制定する。

関連法令:
・決議第 SBS486-2008 号、及び改正法(監視機関による監視外の報提供義務者一般に適用されるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程)。2018 年 3 月 3 日公布の決議第 SBS789-2018 号により廃止。
・決議第 SBS8930-2012 号、及び改正法(UIF-ペルーの監視対象者に適用されるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する違法行為と罰則に関する施行規則を承認する法律。)[3]

## 補足規定、最終規定

**第 1　移転委員会**
本法公布日から起算して歴日 30 日以内に、SBS 決議を以て移転委員会を設立する。移転委員会は、事前評価を経て、所定の期日までに、それぞれ第 2 条及び補足規定・

[3] 決議第 SBS8930-2012 号第 3 条は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止規程」を承認した決議第 1782-2007 号を以て無効となった。

最終規定第 5 に定める移転と消滅手続きをおこなわなければならない。同委員会は、設立後 90 日以内に共和国議会経済・銀行・金融・金融情報委員会に移転手続きの進捗状況を報告しなければならない。
移転手続きが継続する間、第 3 条に定める情報提供義務者は、UIF-ペルーと同等の条件のもと、SBS に情報を提供しなければならない。

**第 2 SBS 予算システム**
本法の各規定は、SBS の現行の予算システムを除外あるいは変更するものではない。

**第 3 議会への報告**
SBS は、資金情報機関を通じて、所定の期間に計画された活動内容、成果、目標を共和国議会経済・銀行・金融・金融情報委員会に半期毎に報告しなければならない。

**第 4 UIF-ペルー承認規定の有効性**
SBS が、所轄の法規条項、補足条項を承認するまでの間、UIF-ペルーが承認している規範、指針及びその他の規定で適用しうるものは、その有効性を維持する。

**第 5 UIF-ペルーの消滅**
移転プロセス終了後、UIF-ペルーの法人格は消滅し、SBS の専門的な一部門となる。

**第 6 ペルー資金情報機関の長の任命**
法律第 26702 号第 367 条 4 項に則り、銀行保険年金基金監督庁がペルー資金情報機関の長を任命する。

**第 7 廃止**
本法の規定と相反する規定を廃止、または無効とする。
同様に、法律第 28306 号により改正された第 2 条法律第 27693 号 2.1 項 6 を廃止する。

共和国大統領閣下に連絡のうえ発布する。

2007 年 6 月 1 日、リマ市にて。

メルセデス・カバニジャス・ブスタマンテ
共和国議会議長

ルイサ・マリア・ククリサ・トレ
共和国議会第三副議長

共和国大統領閣下へ

よってここに、公布及び施行を命じる。

2007 年 6 月 11 日、リマ市大統領府にて。

アラン・ガルシア・ペレス
共和国大統領

ホルヘ・デル・カルティジョ・ガルヴェス
首相

別添資料 4：消費者の保護と防御に関する法典

**法律 N° 29571**

ペルー共和国大統領殿

ペルー国会が下記の法律を発布したことを報告する：

# 消費者の保護と防御に関する法典

## 序文編

**第 1 条：本法典の内容**

本法典は消費者の保護及び防御を規制し、国家の社会経済政策の指針としてペルー国憲法第 65 条の枠内及び憲法第 3 編の第 1 条（経済規制）に定められた社会的市場経済体制における消費者権利の保護を原則として定める。

**第 2 条：本法典の目的**

本法典の目的は、消費者が適切な製品やサービスへのアクセスを可能にし、保護を受けるための権利や効果的なメカニズムを享受し、情報の非対称性を減らし、正当な利害に影響を与える行動や行為を予防・排除することとする。憲法でも制定された通り、本法典では社会市場経済体制において「保護」は消費者によって最も好ましい意味で解釈される。

**第 3 条：適用範囲**

1. 消費者が直接または間接的に消費関係にあるか、或いは消費の予備段階にあるかを問わず、本法典は消費者を保護する。

2. 本法典は、当国領土で実行される、或いはその効果の対象が当国領土となる消費関係に適用される。

3. 消費促進を目指した商業目的を有する無償取引も、本法典の適用範囲内にある。

**第 4 条：定義**

本法典の目的上、下記を定義する：

**1.「消費者」または「利用者」**

1.1 最終利用者として自分自身のため或いは自分の家族や社会集団のために、有形及び無形の製品またはサービスを購入、使用、享受し、これによりビジネスや職業活動以外の分野で行動している法人または個人を「消費者」と定義する。プロバイダーの活動展開として、製品またはサービスを使用・享受する者は、本法典では「消費者」と見做さない。

1.2 事業分野と関係無い製品またはサービスに関して、プロバイダーとの情報非対称性を示す零細企業家。

1.3 ある製品またはサービスの最終使用について疑問があった場合、購入又は享受した者を消費者とする。

**2. プロバイダー.-** 通常、消費者を対象として製品の製造、調整、調合、梱包、保管、準備、販売、供給、または消費者にサービスを提供する民間や政府機関に所属する個人又は法人をいう。次は限定的ではないがプロバイダーの例である：

1. 流通業者及び販売業者：消費者を最終利用者として製品やサービスを卸売り又は小売りで販売事業を行う個人又は法人（その活動が一般公開の販売店で行われることに限らず）。

2. 生産者又は製造業者： 消費者への提供のために中間財又は最終財を生産、抽出、加工する個人又は法人。

3. 輸入業者：国の領土で、販売又は他の方法で提供するため、製品を輸入する個人又は法人。

4. サービス提供者：消費者を対象に、サービスを提供する個人又は法人。

**3. 製品：**国内原産又は外国生産の動産商品又は不動産。

**4. サービス：**市場で提供されているあらゆるサービス提供活動（銀行、金融、クレジット、保険、社会保障、専門的や技術的サービスを含む）。ある企業に所属し職員として提供する業務は含まれない。

**5. 消費関係：**消費者が経済的配慮と引き換えに、プロバイダーから製品入手間又はサービス契約締結する関係をいう（第３条に記載している仮定を害することなく）。

**6. 消費者団体：**民法で定められた基準に沿って構成される組織である。その目的は、消費者や利用者の保護、情報提供であり、また会員や委任された者を代表して当該当局に苦情や訴訟を持ち込むことである。更に、本法典の規定に従って消費者の集団利害の保護を行う。

**7. 情報の非対称性**：これは商取引の特徴である。片方の取引者（通常プロバイダー）が、市場の製品やサービスに関してより多く、より良い情報を持っていることを言う。

**8. 習慣性**：市場での存在を継続することが目的であると想定でき、日常的に繰り返される方法で行われる活動を「習慣的」とする。その活動数は特に定められていない。例えば一般公開の販売店での販売活動やサービス雇用は「習慣的」と見做される。

**第５条：基本原則**

本法典は以下の基本原則に従う：

**1. 消費者の主権原則：** 消費者の選択が製品やサービスの品質改善に繋がるように市場を導くため、消費者保護に関する規則は消費者の自由な且つ情報を得た上での選択を奨励している。

**2. 消費者有利の原則**：どの分野においても国は消費者を保護する「消費者有利」な行動をとる。この原則により、規則上で乗り越えられない疑問や、加盟契約又は一般雇用契約の締結に疑問が生じた場合、消費者有利となる解釈をしなければならない。

**3. 透明性の原則**：市場で行動をする際、提供される製品やサービスに関する情報が消費者にアクセスできる環境をプロバイダーは生み出す。本法典に従い、提供される情報は真実かつ適切でなければならない。

**4. 情報非対称性の修正原則**：消費者を保護する規制は、情報の非対称性またはプロバイダーと消費者間に発生するアンバランスによって生じる歪みや悪い習慣を修正しようとしている。特に市場で行動する際、雇用段階などで消費者が不利な立場になることを防ぐ。

**5. 誠意の原則**：市場で行動する際また本法典の範囲内で、消費者団体やその代表者は、当事者間の信頼と忠誠心に対する誠意の原則に従って行動をしなければならない。消費者の行動を評価する際、提供された情報や雇用契約の特徴などの状況が分析される。

**6. 最小保護の原則**：本法典には消費者を保護する最小限の規定がされているが、他のセクターの規制が更なるレベルの保護を提供することには一切限定しない。

**7. 消費者団体有利の原則**：本法典に沿って責任感ある行動が実行される限り、国は消費者団体や利用者の行動を促進する。

**8. 現実優先の原則**：市場行動の本質を判断する際、実際に行われ、追求され、確立する状況と経済的関係のみが考慮される。消費関係で使用される法的行為の形式は、その根底にある真の目的を当局が分析した際、その分析の効力を弱めることは無い。

**第６条：公共政策**

1. 政府は、適切かつ最新の規制を通じて、全ての公的機関又は民間の参加を促進しながら消費者の健康と安全を保護する。そのために、製品及びサービスの生産・販売に関する規制基準の確立を促進し、管轄機関を通じてその履行を監視する。

2. 政府は、市場状況を更に透明にするため、公共部門と民間部門が消費者にますます優れた情報ツールや情報スペースを提供するよう促進しながら消費者が情報を得る権利を保証

する。また消費者が期待に沿った消費選択ができるよう、情報が正確かつ適切であることを政府は確認する。

3. 政府は、消費者の利害に影響を与え市場状況を歪める様な慣行から消費者を保護する。また消費者がプロバイダーや管轄機関の前で自らの権利を主張し、市場情報を得て品質比較をしながら最も誠実なプロバイダーを選択して市場発展に積極的な役割を持つことを政府は追求する。

4. 政府は、市場現場や消費関係での消費者の脆弱性を認識し、そのため消費者保護活動は、特に消費者権利に反する行為の犠牲者と成り得る者（妊婦、少女、子供、高齢者、障害者、農村の消費者、極貧困者）に集中する。

5. 政府は、消費者を対象とした学校教育や訓練の策定によって、消費者が自らの権利や消費選択の効果を把握でき、それを学校のカリキュラムに含ませることを目指している。そのため、政府は消費者にアドバイスし、必要なシステムを整備して教師を訓練する。消費者の権利発展活動を促進するため公的機関または民間と契約を結ぶこともできる。

6. 政府は、プロバイダーと消費者間の紛争解決に効率的かつ迅速なメカニズムを保証する。そのメカニズムを実行するため、プロバイダーが消費者の苦情に直接そして迅速に対応できるシステム、また調停や自主消費仲裁、自主規制システム等の代替解決メカニズムの使用を政府は促進する。政府は、紛争解決や損害賠償のために迅速かつ有効な行政手続きや裁判へのアクセスを保証する。また集団的や拡散的利害に対する措置へのアクセスを容易にする。

7. 政府は、消費者の権利を保護するため、住民参加や消費者の組織化を促進する。そのため、消費者組織の機能改善を目指した仕事をサポートし、バランスの取れた消費関係の確立に貢献している。

8. 政府は消費者保護の文化を促進し、プロバイダー、消費者、消費者団体とその代表者の誠意に則した行動を奨励する。また教育へのアクセス、消費者の権利や保護措置の公表によって、本法典で認められている権利が尊重及び完全行使されることを確保することも、政府機関の保護機能である。

9. 政府は、最良の販売手法の適用の奨励、環境規制を尊重した設計、製造、流通に有利な規制の適応によって、製品やサービスの自由かつ持続可能な消費を促進する

10. 政府が商品の生産及びサービスの提供における品質を向上させることによって、これらが適切で競争力のあるものになる。これを目標にして、消費者の福祉を目指す最良の基準を得るために、標準化の進展を促進し支援する。

11. 政府は、消費者保護が社会全体及び全ての公的機関を巻き込む横断的政策となることを目指しており、「国家消費者保護統合システム」の枠組みの中で、全国の人々の権利が守れるメカニズムへのアクセスを可能とするシステムを確保する。

12. 保健制度に関して、包括的な公衆保健の公共政策として特に貧困層を対象に、保健制度へのアクセスを政府は促進し、必須医薬品及び医療機器へのアクセスを保証する措置をとっている。

## 第 1 編

## 消費者の権利及び消費者とプロバイダーの関係

### 第 1 章

### 消費者の権利

**第 1 条：消費者の権利**

1.1 本法典で定められた条件において、消費者は以下の権利を有する：

a. 通常または予見可能な条件下で、生命、健康及び身体的完全性に対するリスクまたは危険性を伴う製品及びサービスに対し効果的な保護の権利。

b. 自分の利益に合った消費選択または製品やサービスを適切に使用または消費するために必要な、適時の、十分な、真実の、かつ容易入手な情報にアクセスできる権利。

c. 経済的利害を保護される権利。特に不当な契約条項、強制的な商法、製品やサービスに関して意図的に誤解を招く情報提供に対する保護。

d. 全ての商取引において公正かつ衡平な扱いの権利。また、出身、人種、性別、言語、宗教、意見、経済状況、その他の状況により差別対象にされないこと。

e. 製品の修理または交換の権利、或いはサービスの新たな実行の権利。特に本法典で規定されたケースでは、状況に応じて、支払われた金額の払い戻し。

f. 規制に沿って市場て提供されているものから、高品質な製品やサービスの自由選択の権利、またプロバイダーが扱っている製品やサービスの情報を得られる権利。

g. 管轄当局の前で行う権利保護に関する苦情や訴訟の対応手続きは、効果的、迅速、最低限、無料或いは安価でなければならない。

h. 法制度が認めた手段を使用して、公共又は民間の消費者保護団体を通じて利害を守るために個人または集団的に審理される権利。

i. 本法典の規定及び本件に関する民事規則に従って、損害賠償金を受ける権利。

j. 消費関係の枠組みの中で集団的に権利や利害を纏めて保護するために結社する権利。

k. 全てのクレジット手続きで、残高の前途金又は前払いを、全額或いは部分的に支払うことによって、支払日に発生する保証利息の減額及び当事者が結んだ契約条項に記載した手数料の撤廃を受けられる権利、また更なるペナルティや類似の支払いが発生しない権利。

1.2 ここで列挙した権利は、本法典が保証する他の権利を排除するのでは無く、特別な法律で認められた権利も排除されない。

1.3 本書で認めた権利の放棄は無効であり、本書に反対する合意も無効となる。

## 第 2 章

## 消費者への報告

### 第 1 副章

### 一般的情報

**第 2 条：関連情報**

2.1 プロバイダーは、消費者が適切な消費選択をするために、また製品やサービスを適切に使用または消費するために、消費者に全ての関連情報を提供する義務を負う。

2.2 提供した情報は、真実、十分、理解し易く、適切、時宜を得た、そして容易に入手可能でなければならず、またスペイン語で提供されなければならない。

2.3 セクター別の規則の特定要件を害することなく、関連情報を分析する際、消費決定に必ず使った情報または消費決定に実質的に影響した情報を考慮する。そのために、省略された情報が消費者へのオファー条件を歪ませていないかを検討しなければならない。

2.4 情報を評価する際、過度又は複雑な情報供給が原因で、購入した製品又は契約したサービスの性質に応じて消費者に与える混乱問題も考慮しなければならない。

**第 3 条：虚偽情報又は消費者に誤解させる情報供給の禁止**

提供される製品またはサービスの情報に関して、その性質、製造元、製造方法、部品、用途、容積、重量、寸法、価格、使用方法、特徴、特性、適合性、数量、品質、その他のデータが消費者に誤りを誘発させる様な情報または情報の省略は厳禁。

**第 4 条：価格の整合性に関する情報**

4.1 プロバイダーが製品またはサービスの価格を提示したり、それらを価格表、標識、看板、ラベル、容器などに表示した際、顕著な方法で製品の合計価格（適用税金、手数料等を含む）を示さなければならない。

4.2 固定価格に追加料金を消費者に支払わせることは厳禁。但し、輸送費や取付費用など、追加として価格と異なる支払いがあった場合、予め消費者に適切かつ適時にプロバイダーが決めた追加料金を含めた価格を消費者に知らせ、消費者の承認を得る義務がある。右を証明することはプロバイダーの責任とする。

**第 5 条：価格または価格表の表示**

5.1 商業施設では、消費者にとって見やすい方法で製品の展示予定場所に製品の価格を展示する義務がある。同様、消費者が簡単にアクセスできる価格リストを準備する必要あある。多数の製品又はサービスを販売する事業所の場合、これらの価格リストは、適切に編成され、消費者にとって使いやすいコンピュータ端末で補足できる。

5.2 医薬品、医療機器及び衛生用品の場合、製薬会社はこれらの製品の価格表を消費者に提供する必要がある。医薬品の価格表は「国際共通名称（DCI）」に従って、アルファベット順に並べられている。

5.3 食料品や飲物の販売施設や宿泊施設は、消費者が簡単に目に見える形で価格表を施設の外側に置くことが義務付けられている。これらのサービスでは、最終価格と切り離された方法で追加料金を徴収することは禁止される。但し例外として、特別な規則で規定される職員のサービスに対する消費追加料金があった場合、適時に目に見える様に消費者にその旨を知らせる必要がある。

**第 6 条：国内通貨と外貨での価格情報**

6.1 製品やサービスの価格が外貨で宣伝される場合、同じ文字形態や条件で国内通貨でも表示し、支払い目的で受入れられる為替レートも表示する必要がある。但し、製品を直接海外に輸出、または海外から直接輸入するプロバイダーにはこの規制は適用外である。

6.2 価格が外貨で宣伝された場合、消費者の選択により外貨又は国内通貨相当額での支払いをプロバイダーは受入れなければならない。

6.3 上記に関し支払目的に受入れらた為替レートの情報を展示した看板や類似表示を施設内の目に見える場所に配置する。

**第 7 条：支払方法**

7.1 クレジットカード等、支払方法に従って製品やサービスの価格が異なる場合、それを店内の看板等に顕著に表示し、消費者に知らせる義務ある。プロバイダーがこの規制を遵守しない場合、追加金額を消費者に強制的に支払わせることはできず、設定された価格を尊重しなければならない。

7.2 販売オファー、プロモーション、バーゲンや割引の場合、消費者は何れの支払い方法も適用できる。但し、プロバイダーが事前に支払方法の条件及び制限事項を明確勝つ顕著に消費者に知らせた場合は別とする。

**第 8 条：製造品に関する情報**

消費者に提供される国内製造の製品に関する全ての情報は、スペイン語で分かり易い言葉で、法で定められた計量単位に準拠して作成しなければならない。外国製造品の場合は、素材、成分、保証の条件、使用説明書、警告及び予見できるリスク、並びに損傷が発生した場合の注意点に関する情報は、スペイン語で提供される。

**第 9 条：部品や付属品の供給制限に関する情報**

部品や付属品の供給または修理や保守サービスが提供されていない製品の製造、生産、組立て、輸入、流通又は販売の場合、或いはその供給やサービスに制限が設けられている場合、プロバイダーはその状況を明確に消費者に報告しなければならない。その情報を提供しなかった場合、国内市場で販売した期間中及び製品の耐久性に応じた妥当な期間中、自らが製造、組立て、輸入、流通した製品の部品や付属品の適時供給、また修理やメンテナンスの責任を負わなければならない。

消費関係を設定する前に、部品や付属品の供給に発生し得る制限について先方に連絡する責任はプロバイダーが負うこととする。しかし、プロバイダーが負う連絡義務は、工業所有権の規則下で保護された権利を侵害してはならない。

**第 10 条：パッケージ製品に関する情報**

10.1 第 2 条に記載した内容に害を及ぼすことなく、消費者に提供されるパッケージ製品には、当該セクターで標準化されたラベリング規則に応じた情報を、目に見えて読み易いラベルで示す義務が有る。食料品や健康製品の場合その義務は素材及び成分の情報にも拡張する。

10.2 第 8 条と第 10 条に記載した内容の遵守を監督する機関は「競争防衛と知的財産保護国家センター(INDECOPI)」である。また、他のセクターの管轄を害する事無く、製品が利用可能な状態にあり、或いは最終販売地点で配布準備が完成された場合に限って INDECOPI は違反を制裁できる。INDECOPI の制裁機能範囲はセクター別のラベリング規則が適用される製品リストに限らず、本規則の規定は全ての消費者向けの製品にも適用可能である。

**第 11 条：非オリジナル製品及び不良品に関する情報**

不良品、中古品、再製造品、再構築品を一般販売する場合、この状況を直接情報メカニズムを使って、製品自体、ラベル、包装、及び支払い伝票に記載し顕著に消費者に知らせる必要があり、この義務の履行はプロバイダーの責任とする。義務の不履行は、プロバイダーの誠意に反することとされる。

## 第 2 副章

## 広告に対する消費者保護

**第 12 条：法的枠組**

製品やサービスの商業広告は政令 No.1044（不当競争抑圧法則）とその改正版、本条に記載される具体的な規則、及び本法典に記載される特定製品やサービスの広告規定によって規制される。

**第 13 条：目的**

広告に対する消費者保護の目的は、情報の非対称性や虚偽広告から消費者を保護することである。その虚偽広告の提示や関連情報の省略を含む、あらゆる種類の虚偽広告は、経済主体が市場で提供する製品、サービス、事業所や取引に関する原産地、性質、製造や流通の形態、特性、使用の適性、品質、数量、価格、販売又は取得の条件、及び全体の属性、利点、

制限、条件について誤解を招き得る。又、経済主体が有する特徴や事業活動についても誤解が生まれる可能性がある。

また、広告が社会的行動に及ぼす影響を考慮すれば、広告に対する消費者の保護は、広告が社会的妥当性原則に影響を及ぼさないことを追求し、違法行為、反社会的行為、或いは差別行為などを誘発することを回避する。

**第 14 条：プロモーションの広告**

14.1 販売プロモーションは、それを構成する各広告に、その期間と提供される商品の利用可能な最低在庫数の明確な表示を示す必要がある。その表示をしなかった場合、提供された製品やサービスを要求する消費者に、プロバイダーは示された条件下で提供する義務を負う。プロモーションで提供され販売される製品の数と品質の遵守を当局に証明することはプロバイダーの責任とする。

14.2 販売プロモーションへのアクセスに特別条件や制限があった場合、それらを宣伝する各広告や他の情報源は、消費者が分かり易く、目立つように明確に報告する必要がある。各広告に、その制限の存在及び情報源の位置参照について明確かつ明示的に提示する。

14.3 前段落に示した情報源は、製品やサービスに関連した適切なものであり、広告したプロモーションに適用される条件や制限について迅速かつ十分に情報を提供し、消費者が容易にアクセスできる無料のものでなければならない。その情報サービスは、web ページや無料電話サービスを介して消費者に提供される。

14.4 広告宣伝に含まれていない異なる情報源を通して提供された補足情報は、一貫性があり広告メッセージと矛盾しないものでなければならない。その情報及び情報源の適合性を証明する責任は広告主にある。

**第 15 条：抽籤、交換、コンクール**

抽籤、交換、コンクールの場合、政令 No.006-2000-IN で承認された「社会福祉の商業的プロモーション及び抽籤の規則」の規制、又はそれに代わる規則に従う。

**第 16 条：未成年者向けの広告**

未成年者向けの広告は、子供の無邪気さ、あどけなさ、経験不足、忠誠心を尊重する必要があり、宣伝された製品の実際の特性またはそれらの可能性について誤った結論に誘導させてはいけない。

**第 17 条：競争**

INDECOPI の「不正競争監督委員会」は、消費者保護を目的に、広告宣伝を規制する規則の遵守を第一段階で検証する唯一の当局機関である。それを害すること無く、広告宣伝の結果として消費者の権利への具体的な侵害は、本法典への違反となるため INDECOPI の消費者保護委員会の責任となる。

## 第 3 章

## 製品やサービスの適合性

**第 18 条：適合性**

「適合性」とは、消費者が期待するものと実際に受取るものとの合致であり、これは状況によって、広告及び伝達される情報、取引の状況、製品やサービスの特性と性質、価格などに関連する。

適合性は、製品またはサービスの性質と、それが市場に出された目的を満たす能力によって評価される。

政府機関が製品の製造又はサービスの提供に対して下す許可は、場合によって消費者に対するプロバイダーの責任を免除しない。

**第 19 条：プロバイダーの義務**

提供する製品やサービスの適合性・品質に関してプロバイダーは責任を負う。プロバイダーは自社製品に表示されているブランドやラベルの正当性や、サービスプロバイダーのサインについて、また包装に記載されている製品内容及び有効期限について宣伝広告と合致しない場合、プロバイダーは責任を負う。

**第 20 条：保証**

製品やサービスの適合性を判断するには、プロバイダーが提供している保証と義務的保証を比較する。保証とは、製品やサービスが持つ特性や条件を示す。

保証には、法的、明示的、または黙示的なものがある：

a. 法的保証：法令または施行規制により、保証を施行しない場合、製品の商品化やサービス提供は許可されない。法的保証に反する契約は締結不能であり、例え明示的に言及されなくても、消費契約に含まれていると理解される。法的保証は、明示的保証または黙示的保証と置き換えることはできない。

b. 明示的保証：製品のラベル、広告、支払伝票、またはその他の方法で、明確にプロバイダーが消費者に提示した契約条件が明示的に表示されるものから由来する保証。明示的保証は黙示的保証と置き換えることはできない。

c. 黙示的保証：契約またはプロバイダーの沈黙から、市場習慣などを考慮した上で、消費者が取得した製品やサービスは予見できる目的及び用途に準拠していることが理解できる保証。

**第 21 条：消費者の期待の保護**

21.1 明示的保証が無い場合、黙示的保証がプロバイダーを拘束する。

21.2 当事者が沈黙した場合、または実際に同意したことを示す他の証拠が存在しない場合、どの様な商取引条件が組込まれたかを判断するために、商業習慣や買収を取巻く状況、或いは他の関連性要素を適用する。

予期出来ぬ状況の場合、第 18 条に規定された通り、当該の製品又はサービスは通常の取得または契約の目的に適していることに当事者が同意したと見做される。

21.3 予期できぬ状況が発生した場合、その状況の存在を認定する権利は消費関係で受益者となる者に与えられる。

**第 22 条：使用保証又は適切機能保証**

様々な表示形式で「保証製品」とプロバイダーが自社製品に表示した場合、同保証の範囲、期間、条件、更に保証発行者名及び保証を有効にできる店の識別を報告しなければならない。

保証の付与に対する「除外項目」または「制限事項」の指示は、不正な制限や保証を無効にする曖昧なものをもたらしてはいけない。

保証下で行われた修理の期間は、保証期間として数えない。製品を交換する場合、保証期間を更新する必要がある。

**第 23 条：修理サービス**

23.1 修理サービス提供者は、サービスを熱心に提供する義務があり、部品交換が必要な場合には、故障製品に適切な新品部品を使用する。但し新品ではない部品を使用する場合、消費者が明示的にそれを承認し、書面で許可しなければならない。

修理サービス提供者は、修理の際に製品の状態を記録し、目に見える故障やその他の欠陥の指摘、また返却時点での状態も記録する必要がある。消費者は、前記に関して適切と考える指摘やコメントを記録に残すことができる。サービス提供者はこの記録のコピーを消費者に提出する。

23.2 修理した製品に、実行した修理サービスに関連する欠陥があり、それがサービス提供者に起因する場合、消費者は修理製品の受領から 30 日以内に、無料で再修理を要求する権利を有する。

23.3 サービス提供者の手抜きを起因に、修理、メンテナンス、清掃のためにサービス対象の製品が紛失したり、減損、劣化、変形されてその価格が低下したり、目的とする通常の使用に対して全体的または部分的に不適切或いは危険になった場合、サービスプロバイダーは生じた損害及び損失について消費者に補償しなければならない。

23.4 第 23.1 条に記載されている義務の違反は、問題となっている部品やスペアパーツのプロバイダーによる無償交換という結果を招く。

**第 24 条：クレーム処理サービス**

24.1 当該当局の前で訴訟を開始する消費者の権利を害する事無く、プロバイダーは消費者から提示されたクレームに対処し、30 日以内にそれらに対応する義務を負う。クレームの性質によってこの期間は更に 30 日延長できるがその場合、最初の期間満了前にその旨を消費者に通知する。

24.2 プロバイダーがクレームサービスラインまたは類似目的の電子的手段などを所有した場合、迅速な対応ができること、及びそれが会社に対するクレームの妨害にならないことを確保しなければならない。

24.3 製品又はサービスの価格を予め支払うことを、消費者や利用者のクレーム対応の条件とすることはできない。

## 第 4 章

## 消費者の保健と安全

### 第 1 副章

### 消費者の保健と安全の保護

**第 25 条：一般的な安全性の義務**

市場で提供される製品やサービスは、通常の使用上または予見可能な使用の条件下で、消費者の健康または安全或いは消費者の財産に対する不当なリスクをもたらしてはいけない。

**第 26 条：予想できるリスクに対しプロバイダーが取る措置**

製品やサービスを構成するコンポーネントの性質に伴い、プロバイダーがそのリスクを予想できる場合、プロバイダーは適切な保存、取扱い、輸送に必要な措置を講じ、そのリスクについて消費者に警告するとともに、製品の正しい使用方法またはサービスの提供方法、そして損傷の対応策を講じなければならない。プロバイダーが取る措置は予見可能なリスクを増大させてはいけない。

**第 27 条：危険な製品や物質に関する情報**

化学製品及びその組成が危険な物質又は元素を含む製品の商品化は、消費者の健康と安全を保証する包装を使用し、当該部門の規制に従って行う必要がある。

**第 28 条：予想不能危険の排除或いは軽減するためにプロバイダが講じる措置**

製品又はサービスが市場に投入され、予期されなかったリスクや予想不能なリスクが検出された場合、プロバイダーは即座に危険を排除又は軽減するための合理的な措置を講じることが義務付けられている。例えば、管轄当局にこの状況を通知し、製品又はサービスを撤回し、それらの交換又は修理を手配し、そして可能な限り早く消費者に事件の警告を通知する。適切な措置が講じられたことを証明することはプロバイダーの責任とする。

市場に投入される前に予測可能なリスクがある場合、上記の措置を採用する責任は、通常の管理責任を害することはない。

**第 29 条：リスクと危険に関する情報と警告に適用される基準**

特定の製品又はサービスが通常伴うリスク及び危険性、或いは製品やサービスを市場投入後に検出された予測不能リスクや危険性に関して消費者に警告する際、下記の基準に沿って行う：

a. 警告は迅速に公表しなければならない。リスク又は危険の深刻さに応じて、警告は妥当な期間内に公表する。消費者の生命又は健康への重大な損害が有り得る場合には、危険の存在を予想する兆候があれば即座に警告をする。

b. 警告するリスク又は危険に適した見出し又は警告サインを使用する必要がある。消費者の注意を引くことを意図する見出しは、不要に不安を仰ぐことなく、リスクの大きさに対して影響を受ける人口の注意を十分に引き、その警告の重要性を認識させなければいけない。

c. 警告の大きさと頻度は適切でなければならない。通信メディアを使用する場合、警告が影響を受けた又は受け得る消費者に届くよう、十分な大きさと頻度で行わなければならない。

d. 警告するリスク又は危険の性質を明記する必要がある。当該リスクが消費者の生命や健康、財産、または購入した製品の損失や損傷を伴うかを明記しなければならない。

e. 状況に応じて、通常の行動をする消費者に対しては理解し易い言葉を使う必要がある。従って、過度に技術的又は科学的な言葉を使わず、警告されているリスクまたは危険性を理解させるための用語を使う。

f. 予測できるリスクや危険性を取巻く確実性のレベルを記述しなければならない。リスクが潜在的なものに過ぎず、絶対的な確実性がなければ、それを示す条件的な表現を使用できる。一方、確実で正確なリスクであれば、それを示す言葉を使わなければならない。

g. リスクや損害を回避するため、又は発生し得る影響を軽減するために講じた対策を説明する必要がある。可能な限り、警告は明確かつ単純に問題の修正方法を指摘する。

h. 製品のリスクや危険性に関する更なる情報や警告を消費者に提供するため、無料で消費者が容易にアクセスできる代替情報ソースを設け、その無料連絡先番号及び場所を示す。またその情報は即座に INDECOPI に通知する必要がある。

## 第 2 副章

## 食品に関する消費者の保護

**第 30 条：食品の安全性**

消費者は安全な食品を消費する権利を有する。衛生に関する規制に則り、プロバイダーは市場に投入する食品の安全性について責任を負う。

**第 31 条：食品の品質**

フレーズ、表現、画像を用いて自社製品の品質面を主張するプロバイダーは、本法定の規定及び現行の規則に従って、それを証明しなければならない。

本条の適用目的上、「品質」とは、確立されたニーズと暗黙のニーズを満たすため、製品が有する特性をいう。

**第 32 条：食品の表示と命名**

食品の表示は関連法律に従って規制される、さもなければ Codex Alimentarius の規定に従って管理される。

食品は、消費者に混乱や詐欺を引起すこと無く、本来の性質を反映した名称を目立つ方法で表示しなければならない。

「健康食品」であるとの主張は当該法律に従って行う、または Codex Alimentarius が定めた規制で根拠付ける。

**第 33 条：加工食品**

素材の削減、置換え又は追加によって加工された食品は、当該法律又は Codex Alimentarius が許す場合のみ、元の製品名が使用できる。

**第 34 条：補足情報**

プロバイダーが Web サイト又はその他の公表形式で補足情報を提供する場合、本法典の規定及び当該法律を遵守し、その情報は誠実かつ容易にアクセス可能なものでなければならない。異なる情報源であることを明確に参照する。

**第 35 条：有機食品**

有機食品を提供するプロバイダーは正式に認証され、ラベルや包装に明確に名称を書き、直接又は間接的に情報媒体がそれを特定しなければならない。

**第 36 条：トランス脂肪の提示**

食品にトランス脂肪が含まれている場合、それをラベルに記載しトランス脂肪の割合も提示する。

**第 37 条：遺伝子組換食品の提示**

食品に遺伝子組換え成分を組み込んだ場合、ラベルに提示しなければならない。

## 第 5 章

## 社会的及び経済的利害の保護

**第 38 条：消費者差別禁止**

38.1 プロバイダーは、消費者に関して、出身、人種、性別、言語、宗教、意見、経済状況、またはその他の性質に基づく差別を確立することは出来ない。ここで言う消費者は、消費関係の影響を受ける者も含む。

38.2 商業施設や顧客の安全性などの問題が無い限り、人の立入りを防ぐことは禁止する。

38.3 特定の消費者に対する異なる待遇は客観的かつ合理的な原因がなければならない。施設内で特別扱いをした場合、それを正当化する特別な状況が発生したためであり、特別扱いとその目的とのバランスを保つ必要がある。

**第 39 条：証明する責任**

消費者が差別的な扱いをされ、消費者が苦情を申出た場合は消費者がその事実を証明する責任を負い、商業施設が苦情を申出た場合、商業施設が責任を負う。この状況を証明するには、被害者が特定グループに属している必要は無い。この状況が起きたことに対して、客観的で正当な理由が存在したことを証明するのは、製品やサービスのプロバイダーの責任とする。プロバイダーが客観的で正当な理由を証明した場合、「これは実際に差別的行為に従事するための口実又はシミュレーションである」ことの証明は先方次第となる。これらの目的のために、証印及び証拠手段の他の代替物の使用を有効とする。

**第 40 条：施設へのアクセス制限を報告する義務**

一般公開されている施設に、客観的かつ正当な理由でアクセスの制限があった場合、消費者に直接、明確かつ適時に、消費行為の前に、ポスターや通知を施設の外に配置し、他の情報手段を介して報告する義務がある。制限事項は曖昧な表現や漠然に記載することは厳禁。

**第 41 条：妊婦、女児、子供、高齢者、障害者の優遇**

41.1 プロバイダーが管理する全ての施設において、妊婦、女児、子供、高齢者及び障害者の優先的な対応をプロバイダーは保証する義務を有する。またプロバイダーはこの規則の違反を報告するために必要なメカニズムを消費者に全面的に提供する責任を負う。

41.2 この優先的対応の受益者に関して、下記をプロバイダーの義務とする：

a. 優先的対応が得られる権利を記載した看板を、目に見える読み易い場所に置く。

b. 容易アクセスと安全を確保するため、対応施設のインフラの適応及び必要な措置を施す。

c. 列の順番待ちや他の待機メカニズムから免除する。

d. この規定に従わない者に対する苦情制度を実装する。

41.3 本基準の規定及び本件に関する他の規定を遵守しなかいプロバイダーは、法律や特別規定に定められた手順に沿って罰則される。

**第 42 条：民間リスクセンターに登録された消費者の情報**

42.1 消費者は必要に応じて、リスクセンターに登録された自らのクレジット履歴のデータ、内容、注釈を、無料でデジタル画面閲覧などで参照できる。

42.2 全ての消費者は要求に応じて、クレジット・リスクセンターから無料で半年ごとに、またはデータバンクに含まれる情報が修正対象となった時に、自らのクレジット履歴に関する情報を含む報告書を入手する権利を有する。

42.3 消費者はリスクセンターに登録した情報を更新する権利を有する。更新データを送信した日付より 5 営業日以内に、リスクセンターは更新をしなければならない。

リスクセンターに通告された延滞債務者がその債務を果たした際、債権者は規制上の条件で適時にそれをリスクセンターに報告し登録する義務がある。

42.4 誤った注釈の原因となった情報は直ちに撤回する必要があり、リスクセンターはそのコスト負担の責任を負う。

42.5 法律上、リスクセンターは消費者の個人情報を保護する義務を有し、公開される情報はその時点で実際の所有者状況に対応しなければならない。

42.6 本条の規定は、主題に関する特別法に従って適用される。

**第 43 条：債務の完全支払い証明書**

消費者が金融機関又は信用機関にて、自らの債務を完全に支払った場合、消費者の要求に応じて、当該機関が無料で付与した「債務の完全取消し証明書」を取得する権利を有する。

**第 44 条：価格の四捨五入**

製品又はサービスの支払い時に消費者が承認を明示的に述べない限り、プロバイダーが価格を四捨五入して消費者に損害を与えることは禁止される。一方、INDECOPI が定める他の義務の遵守を害すること無く、商業施設が四捨五入の額を寄付する場合、その寄付の宛先または受益機関を、目立つ方法で知らせる看板を配置する必要がある。

## 第 2 編

## 契約について

### 第 1 章

### 一般規定

**第 45 条：消費契約**

消費契約の目的は、製品又はサービスを購入するため消費者とプロバイダーが財産的な法的関係を結ぶことである。

本章の規定はその性質と範囲に応じてあらゆる形態で締結され、全ての消費契約に適用される。

本法典又は特別法で規定されていない事項に関しては、民法の規則がこれらの契約の性質と両立する限り、民法が適用可能である。

**第 46 条：オファー、プロモーション及び広告の統合とリンク**

製品又はサービスのオファー、プロモーション及び広告は、広告に関する規定の条項を害することなく、その性質、特性、条件、有用性または目的に合わせて調整される。

オファー、プロモーション及び広告の内容、提供される製品又はサービスの特性及び機能並びに提供される条件や保証はプロバイダーを拘束し、それらが契約書または領収書等に記載されていなくても消費者はそれらを要求できる。

**第 47 条：消費契約の最低限保護**

消費契約には下記が指摘される：

a. 契約条件が書面にて記載された契約には、消費者が間違いなく契約を結びたい意思を明確に示さないといけない。消費者に提供する製品又はサービスの制限事項や特別条件を契約に明記することはプロバイダーの責任とする。

b. 契約において消費者に認識されている権利の行使に対して厄介な、又は過度の障害を課す条項を含めることはできない。

c. 消費者は契約を解除するために、契約締結時に使用した同じメカニズム、形式、場所及び手段（電話、電子的やその他の類似手段）を使用する権利を有する。同権利は、追加業務補足手段の雇用も含む。

d. 契約書フォームの場合、文字は消費者にとって十分読み易いものでなければならず、3 ミリ未満であってはならない。使用される表現と用語は、消費者の理解を容易にしなければならない。

e. 書面契約が締結された場合、プロバイダーは　契約書のコピーや、契約の一般条件を含む関連書類のコピーを利用者に提供する必要ある。プロバイダーは、同種類を消費者に提

出した旨の記録を残す責任を負う。電子媒体契約の場合、プロバイダーは情報がタイムリーに消費者に提供されたことを証明する責任がある。

本条項に違反する条項、条件、規定及び慣例は強制力が無い。

**第 48 条：附合消費契約に含まれる条項の要件**

附合消費契約又は一般契約条項で署名された消費契約では、以下の要件を満たす必要がある：

a. 執筆における具体性、明快さ及び単純さ。契約締結前又は締結と同時に提供されていないテキストや文書を参照せずも直接理解できること。何れにせよそれらのテキストや文書に関して契約書に明示的に言及する必要がある。

b. 締結前に、消費者及び利用者が契約内容を事前にアクセスし閲覧できること。

c. 両当事者の権利や義務に対する誠意と必要なバランス。何れにせよ不当な条項の除外。

本条項の規定は、管理上承認が必要か否かを別として一般的な契約条項に基づいて締結された契約に適用される。

## 第 2 章

## 不当条項

**第 49 条：不当条項の定義**

49.1 附合契約及び管理上承認を不要とする一般契約条項のうち、「不当条項」とは個別的に交渉しておらず強制力が無く、誠意に違反して消費者を不利益又は不平等の状況に置き、消費者の権利を無効にする条項を言う。

49.2 不当条項を評価する際、契約対象の製品又はサービスの性質、提供した情報や関連契約の条項を含む締結時の全ての状況を考慮する。

49.3 有る条項の特定要素、または独立した条項が個別に交渉されたという事実は、不当条項に関する規則の適用を排除するものではない。また特定条項が個別に交渉されたと主張するプロバイダーは、それを証明する責任を負う。

**第 50 条：絶対的非効率な不正条項**

次を絶対非効率的な不正条項とする：

a. プロバイダー又はその従業員の詐欺や過失に対する責任を排除又は制限する条項、或いはプロバイダーの脱落に関する責任を消費者に移転する条項。

b.法律による別段の定めが無い限り、または当該当局が発行し根拠付けた規則が適用されない限り、プロバイダーが契約を一時停止又は一方的に終了を可能にする条項。

c. プロバイダーが事前通知をせず契約を終了させる条項、または合理的な予告期間無しに不確定期間契約を終了させる条項。

d. プロバイダーに有利な条件で、契約の一方的延長又は更新の権限を与える条項。

e. 前払いをする権利、先方の不履行が修正されるまで義務を果たさない権利、保管または委託する権利など、消費者に認められている法的権利を排除または制限する条項。

f. 消費者に対して、訴訟に反する権利に制限を与える条項、証拠の提示に制限を与える条項、証拠の提示責任負担に反対する条項など、正当な法的プロセスの権利に関する条項。

g. 本法典の規則違反を訴えることを消費者が諦めるための条項。

h. 命令的性質の公序良俗に反するまたは違反する条項。

**第 51 条：相対的非効率な不正条項**

下記に示す不正条項は、具体的なケースにもよって、これらに限定されない：

a. 契約において、認識されている消費者の権利の行使に厄介な、または過度に不利な障害を課す条項。

b. プロバイダーが一方的に無期限契約の条件を変更して消費者に障害を与える条項。但し、契約に明記した理由で条件を変更しても消費者が如何なる罰則を伴う事無く契約から分離できる権利を有する場合を除く。本条項の規定は、価格を法的調整指標に適合させる条項や経済的規制の対象となる公共サービス料金の固定には影響を与えない。

c. 契約の自動延長を設定し、消費者が契約を延長しないという意思を表明するには短過ぎる期間を設定する条項。

d. プロバイダーに苦情を申立てるための経済的負担又は面倒な手続きを定める条項。不適切な製品の修理のため煩雑な手順を定める条項。消費者の権利保護を妨げるような、消費者側が以前に行った行為を想定する条項。

e. プロバイダーはその個人的資質のために選ばれたにも関らず、提供する業務をプロバイダー以外の者に委託を可能にする条項。

f. プロバイダーが、契約が締結された通貨を一方的に変更でき、消費者に損害を与えられる条項。

**第 52 条：不当条項の不適用**

52.1 本法典で言及された不当条項は、行政当局によって不適用とする。

52.2 行政機関による不当条項の不適用の実行は、場合によっては管轄機関の決定や仲裁結果によって採択された決定を害する事無く、有効となる。

## 第 3 章

## 行政承認

**第 53 条：一般契約条項**

一般契約条項は、本法典に含まれる規定と民法の規定に準拠する。

**第 54 条：一般契約条項の承認**

54.1 公共サービスプロバイダーが締結した消費契約の場合、経済的規制対象となっているか否かを問わず(*)、当該法律や規定に沿って一般契約条項の管理承認は適切な規制機関が行う。

54.2 「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の監督下にある企業が締結した消費契約の場合、一般契約条項の承認は当該法律に則り同監督局が行う。

54.3 一般契約条項の一般的な承認に異議が生じた場合、司法手続きにおいてのみ申立てることができる。一般契約条項の具体的な適用に関して、直接影響を受ける消費者又は利用者は、管轄行政又は司法当局に、裁定を下すように訴えることができる。

54.4 INDECOPI の管轄調査又は予備調査で一般契約条項の行政承認が関連する市場を検出した場合、INDECOPI はこの状況を首相府に報告し、その承認を担う特定当局の任命の必要性を首相府が決定する。

54.5 一般契約条項の承認過程の中で行政当局は不正条項を検出し、今後の契約にその様な条項を含めることを禁止する一般的な規定を交付する。

**第 55 条：行政当局が承認した一般契約条項の公表**

各セクター当局は、そのホームページの目立つ場所、または場合によって他の普及手段を通じて、行政的に承認された一般契約条項及び検出された不正条項を公表する。INDECOPI は、その情報を公開する所管官庁の電子アドレスとの機関ポータル内のリンクを作る。

## 第 3 編

## 不正な商売方法

### 第 1 章

### 商業的強制行為

**第 56 条：商業的強制行為**

56.1 次は説明的であり限定的では無いが、強引な商業行為に対して消費者の保護される権利は、プロバイダーは下記の行為が出来ないことを伴う：

a. 無期限契約の場合、製品又はサービスの販売や提供を他の製品の購入に条件付けること。但しその性質上又は商業的用途によって両者が補完的である場合を除く。非補完的な製品又はサービスの提供は、それらが別々に提供されることを保証しなければならない。

b. 消費者が合意していない受益を強引に引受けさせることや、注文していない製品やサービスの支払いを強制されること。以前に明示承認しない限り、消費者の沈黙は受益や支払いの受諾として解釈できない。

c. 消費者の明示的承認を受けず、製品又はサービスの取得条件を変更すること。たとえその変更が消費者にとって有益であるとプロバイダーが考えたとしても。また以前に明示承認しない限り消費者の沈黙は受諾として解釈できない。

d.消費者が不完全に記入したフォーム、証券及びその他の書類に、明示的に合意されたものとは異なる方法での無断記入すること。

e. 消費者が契約を解除する権利が法律又は契約上承認されたにも関らず、その権利に不当または不合理な制限を付けること。また契約締結に使用した同じ形式、手段、メカニズムを使用して、契約関係から分離すること。

f. プロバイダーの変更が消費者にとって膨大なコストがかかる状況で、無期限契約の関係を無断利用すること。

g. 消費者が発注したサービス提供、又は製品配送に不要な書類の提出を消費者に要求すること。但し、サービス提供又は製品配送がどの段階にあるかによって、合理的かつ必要な範囲の書類のみを要求することは可能。

56.2 全ての製品やサービスのオファーに上記の制限事項が適用される。それが商業施設の内部または外部で行われているか、遠隔方法で発注したか、如何なる通信手段で行ったかは関係しない。

**第 57 条：不正行為**

消費関係の特定状況から生じる消費者の不利な状況を利用し、消費者に過度に煩わしい条件又は発注時に予測できない条件を課す様な行為も、不正行為である。

### 第 2 章

### 詐欺的又は攻撃的な商業方法

**第 58 条：定義と範囲**

58.1 詐欺的又は攻撃的な商業方法に対する消費者の保護権利は、プロバイダーが嫌がらせ、強制、不当な影響、詐欺などの行為で消費者の選択自由を著しく侵害してはいけないことを伴う。

その意味で、次を伴う商慣行は厳禁とする：

a. 消費者が特定行為を実行することによって、ある賞品又は同等の優位性を獲得できる、或いは今後獲得できるとの誤解を招く、しかし現実は：(i)その利点は存在しない、或いは(ii)賞品または同等の優位性の獲得はある金額の支払条件を伴う。

b. 消費者の明示的承諾を得ずに、契約時に消費者に提供された情報に変更を加えること。

c. 契約を締結する前に製品又はサービスに関する条件変更を消費者の明示的承諾を得ずに行うこと。

d. 消費者の家に直接訪問したり、迷惑提案を電話、ファックス、電子メール等その他の手段で持続的なしつこいやり方で行い、消費者のこの種の活動を中止する要求を無視すること。

e. 「迷惑電話」を受けたくない消費者を登録するため、INDECOPI が設けた「迷惑電話登録簿」に組み込まれている消費者の電話番号や電子メール宛に、コールセンター、電話システム、携帯電話テキストメッセージの送信、又は製品やサービス宣伝、又はテレマーケティングサービスの提供をすること。

f. 一般に、詐欺、暴力又は脅迫を伴う行為であって、消費者の発注意思又は取得承諾に決定的な影響を与えたもの。

58.2 本規定には、プロバイダーの商業設備の内外での発注、電話販売、カタログ、代理人、遠隔契約、電子商取引または類似の方法によるものを問わず、あらゆる種類の製品又はサービスの契約が含まれている。

**第 59 条：返還権**

プロバイダーが、第 58 条に示した慣行の何れかに従事している場合には、消費契約の対象となる製品の返品又はサービス提供賠償を即時に要求する権利を消費者は有する。

上記の要求は、製品またはサービスの契約日付或いは受領日または執行開始日のどちらかが起算した日から数えて、7 日以内に消費者が行うこととする。但しそれは本法典の規定に従って適切な行政行為を行う権利、または対応する司法手続きにおいて契約の解除を請求する権利を害することは無い。

消費者がプロバイダーに連絡し、受領した製品または提供されたサービス中断を要求した後、はじめて返還権が正当に行使されたと見做される。

上記の権利が行使された後、消費者は製品の通常の使用またはサービスの享受によって、明らかな劣化または価値の喪失が認められない限り、返金額の減少を一切想定されない。

本条の規定に沿って自らの返還権及び権利の行使を支持する根拠を立証するのは、消費者の責任とする。

**第 60 条：返還権の放棄の無効性**

第 59 条に記載した通り、予め返還権を放棄することは無効である。

## 第 3 章

## 不正な回収行為

**第 61 条：集金方法**

プロバイダーは、法律に定められた方法で集金をしなければならない。消費者の評判、家庭のプライバシー、業務活動、第三者に対する消費者のイメージに影響を与える集金方法の使用は厳禁。

**第 62 条：不正な集金方法**

第 61 条の適用に関して、下記を禁止する：

a. 法定文書または法定通知と思われる書類を、債務者またはその保証人に送付すること。

b. 集金に関して、午後 8 時から午前 7 時の間、または土曜日、日曜日、祝日に訪問、または電話をかけること。

c. 借金支払い要求をするため、公に表示したポスターまたは文章を債務者やその保証人の自宅やその他の場所に配置すること。

d. 債務者の自宅または就職場の近くで、債務の支払いを暗示する看板を持った人間を配置することで、債務者に支払い要求をすること。

e. 司法の命令無しに、メディアを通じて債務者リストや支払い要件を公表すること。

上記は、特別法により規制されている民間のリスク情報センター、「銀行、保険、民間年金基金会社の監督局」に送られた情報、または法律に基づき政府が提供する情報は含まない。

f. 消費者の支払い延滞について、債務とは無関係の第三者に通知を送ったり電話を掛けたりすること。

g. 消費関係が無い第三者の自宅に、口座明細書、請求書及び請求通知を送ること。但し、契約上合意された住所または債務者が有効な新しい住所を示した場合を除く。

h. 前述したのと同様の方法。

# 第 4 編

# 特定製品またはサービスに於ける消費者の保護

## 第 1 章

## 規制された公共サービス

**第 63 条：公共サービスの規制**

法律 No.27332（公共サービスへの民間投資のための規制機関枠組法）で言及されている規制機関によって規制された公共サービスに関する利用者の保護は、セクター規制及び本法典で規定されている。セクター規制には、本法典で定められた保護原則が展開されている。その遵守を確実にする責任を負う団体は、それぞれの規制機関とする。

規制の準拠のため、規制機関はサービスの測定及び請求条件の恒久的な検査を実施し、場合により罰則権限を展開しなければならない。

**第 64 条：規制された公共サービスに関する苦情処理手順に適用される一般原則**

64.1 規制されたサービスの利用者によって提出された請求手続の処理においては、以下の原則が適用される：

**a. 迅速原則：**利用者の主張は、設定された期限を越えずに対処し解決しなければならない。申し立てが期限内にプロバイダーによって解決されない場合、「行政沈黙規則」によって、申立人の苦情が承諾される。

**b. 苦情対応の集中原則：**正当な手続きの展開に影響を与えることなく、手続量を減らす傾向をもって利用者の主張は対処・解決されなければならない。

**c.簡略化原則：**利用者の苦情対応手続きは利用者の権利を適切に保護することを保証する限り、最小限の手続きで対処され解決されなければならない。

**d. 透明性の原則：**利用者の主張は、法律の定めた制限に従って何れの段階でも、当該書類または手続きに関する情報へのアクセスを保証しながら対処・解決が行われる。

**e. 無差別の原則：** 主張手続きにおいて、同等性質のサービスの利用者間の差別はない。

**f. 責任の原則：**利用者が提示した主張の手続きを担当する管轄機関は、実行する手続き上に対し責任がある。

**g. 無料手続の原則：**公共サービス利用者の苦情申立は無料とする。

**h. 真実推定の原則：**利用者が苦情を提示する際、その後に行われる確認を害する事無く、利用者は、利用者としての身元及び地位に関して真実を表明されていると推定される。

**i. 高価要求排除の原則：**当該手続きが行われている機関が所有するまたは所有すべき書類の提出は要求されない。同書類はその機関から発生した筈である。

**j. 手順誤修正の原則：** 利用者からの苦情手続きを対処するために設立された機関において、誤りや記載漏れがあることに気付いた場合、それを処理する義務がある。

**k. 諸手続に関する誠意の原則：**苦情手続きに関与する当事者は、互いの尊重、共同作業及び誠意に基づいてそれぞれの手続上の行為を行う。苦情手続きにおける如何なる行為も、善意のプロセスに違反する行為を伴ってはいけない。

64.2 苦情手続きに提示された訴えは、弁護士の署名を必要としない。また、これらの手続きにおいて、公共サービスの利用者が弁護士の助言を得ることは必須ではない。

**第 65 条：苦情への対応**

利用者は、公共サービスの提供に関連した主張を規制機関によって最終的に解決される権利を有する。当該機関とその権限または手順は、規制機関によって発行された措置で定められたものとする。

それを害せず、公共サービスの提供者は、利用者が提出した全ての苦情を登録するシステムを実装しなければならない。その登録によって、苦情の開始より公共サービスの提供会社が決議を発行するまでフォローしなければならない。

苦情が登録された後、公共サービス提供会社は利用者にクレーム登録番号を知らせる。公共サービス提供会社は、当該セクターの規則に沿って提示された苦情レポートを、定期的に規制機関に送信する。

**第 66 条：規制された公共サービス利用者に対する保護の保証**

66.1 利用者から苦情を受けた公共サービス提供会社は、利用者から要請があった場合、苦情手続きの状況に関する情報を利用者に提供しなければならない。

66.2 支払い金額に関する苦情があった場合、公共サービス提供会社はその金額を予め支払うことを利用者に求めることを、苦情に対応する条件とすることはできない。

66.3 支払い金額に関して利用者から苦情があった場合、その苦情が未解決の間、公共サービス提供会社は未払いを理由にサービスの提供を中止したり、強制集金手続きはできない。

66.4 利用者は、当該規制によって定められた品質及び条件のパラメータに従って公共サービスを受ける権利を有する。そのため利用者はそのサービスの料金をタイムリーに支払い、契約された目的に従ってサービスを利用しなければならない。

66.5 公共サービスの利用者はサービスを継続する権利を有し、それに違反した場合、プロバイダーは関連規制に従って違反の責任を有する。

66.6 利用者は、当該規制基準に従って、固定電話や携帯電話の利用時間カードで消費されていない分数または秒数を累計する権利を有する。

66.7 国内輸送サービスの消費者は、取得したサービス所有権を、身元を明確に確認した他の消費者に譲渡すること、また輸送サービスを同じ条件で延期することができる。その場合、輸送サービス会社に最低24時間前に連絡し、利用者は新たに発行されるチケット代のみを追加料金として支払い、その追加料金は発行代より高価であってはいけない。

往復のチケットまたは目的地や複数目的地のチケットを購入し、何れかのセグメントを使用しなかった場合、次の目的地までのセグメントを使用する権利があり、プロバイダーがそのセグメントを無効にすることは禁止されている。但し、消費者が他の切符予約または同ルートのチケットを同じ日付に所有している場合は別とする。[1]

## 第2章

## 健康製品またはサービス

### 第67条：健康保護

67.1 健康関連製品またはサービスプロバイダーは、規則に従って消費者の健康を保護する義務がある。

67.2 消費者へのサービス提供及び健康製品の商品化は、法律 No.26842（一般健康法）、補完的規則、その訂正版またはそれに代わるもの、また本法典に反しない規則で定められた規定に準拠する。

67.3 保険施設および医療支援サービスは、消費者及びその親戚に、サービスの特性、提供の経済的条件およびその他の条件、ならびに医療行為に関連する本質的な側面について知らせる義務がある。

67.4 消費者の健康保護の権利は放棄できないものである。規制によって承認される権利を害することなく、消費者は本法典によって、下記の権利を有する：

a. 提供される製品またはサービスの特性、経済状況、およびその他の諸条件について、真実かつ適時かつ完全な情報を提供される権利。

b. 提供された製品またはサービスに関して、分かり易い言葉で、法律を考慮してそのプロセス、診断、予後及び治療の代替方法、リスク、禁忌、注意及び警告について完全かつ継続的な情報を提供される権利。

c. 製品またはサービス提供に先立って、十分な、明確で、適時を得た、誠実かつ容易にアクセス可能な方法で、消費者が根拠をもって承諾できるための情報を得る権利。

67.5 本法典の規定は健康に関して利用者に更に有利な条件を与える規制に影響しない。

### 第68条：保健サービス提供に対する責任

68.1 保健施設は、自らに割当てられた責任を害すること無く、前述の施設で働く専門家、技術者または助手の活動の過失、無謀または黙示的な行使によって生じた本法典の違反に対して責任がある。

68.2 施設のインフラまたは設備を使用して自らの活動を独自に展開した専門家の行為にも、医療施設は責任を負う。但し、上記の 68.1 の規定を害すること無く、施設のイメージ、評判、またはブランドを使用せずにサービスが提供され、かつその独立性が以前に明示的に消費者に通知された場合を除く。本規定に則り、施設の責任は連帯的である。

### 第69条：医療保険

[1] 2013年6月20日発布の法律 No.30046 の唯一条で変更された。

69.1 保険会社は保険の種類や健康保険の補償範囲を消費者に明確に知らせる義務がある。

69.2 健康保険サービスの提供およびそれらの契約内容は「銀行、保険、民間年金基金会社の監督局」の監督によって発行された特別規則の規定に従う。

**第 70 条：医療サービスプロバイダーが提供するプランとプログラム**

健康保険と同等の利益が得られるプランやプログラムを提供する医療サービスプロバイダーは、契約に次の最低条件を含める必要がある：

a. サービスの内容に関する情報を明確に示すこと。特に専門家ではない人のために理解し易い言葉で、サービスの制限について消費者に知らせること。

b. 書面にて契約条件を提出し、控えに承認印を押したものを受ける。

c. 契約除外事項、適用範囲および関連する条件が分かり易く記載された概要シートの提出。

d. 医療プランの利益及び価格の情報。価格変更の可能性は消費者に目立つ方法で警告されなければならない。

e. 契約したサービスや利益の価格の支払いをしなかった場合の影響に関する情報。

f. 医療プランの対象から除外された範囲、リスク、状況。製品またはサービス支払いの日付け及び方法。

g. 契約した医療サービスを実施することができる事業所に関する情報、及びプロバイダーの担当者代表に関する情報。

h. 製品またはサービスの有効性と契約更新の条件に関する情報。

**第 71 条：第三者による健康プログラムの資金調達**

医療サービスプロバイダーによって提供されるプログラムまたはプランの価格が、これらの提供者以外の第三者によって賄われている場合、契約されたサービスとは無関係のクレジット関係が生成される。その場合、サービス提供はクレジット債務の遵守とは関係無い。

融資先が融資額を支払ったことが、提供されるサービスを継続する条件である場合は、これは契約する前に明示的かつ書面で消費者に通知されなければならない。

**第 72 条：健康保険及び健康プランやプログラムに適用される条件**

健康保険会社や医療サービスプロバイダーは、既存病気に関連する条件の一方的な変動を通して、当初合意された約款を排除することはできない。この規定は、健康保険や健康プランの更新にも適用される。

## 第 3 章

## 教育用製品またサービス

**第 73 条：教育用製品及びサービスの適合性**

教育サービスプロバイダーは、基礎教育、技術生産教育、及び高等教育の一般的ガイドラインを考慮し、教育分野の規制を遵守しながら教育サービスの品質を確保しなければならない。

**第 74 条：教育用製品及びサービスに於ける本質的な消費者権利**

74.1 教育用製品及びサービスの専門性に関して消費者は本質的に以下の権利を有する：

a. 製品またはサービスの特性、経済状況、利点、その他の条件について、真実、適時、完全な、客観的そして誠意をもった情報を書面にて消費者が提供される権利。

b. 教育サービスプロバイダーが集金する価格が、実際に提供するサービスに対応する価格であることの権利。

c. 契約を結ぶ前に、プロバイダーから教育活動を合法的に展開するために必要な書類、許認可、承認などについて、消費者が通知される権利。

d. 契約した教育プログラムやサービスが終了した後に付与される認証の性質とその条件について、明確に消費者が通知される権利。

e. 製品またはサービスの使用目的または提供内容を記載した証明書の付与は、発行手数料支払い以外の支払いを条件とされない権利。但し、当該法律に沿って利用者が教育機関に対する未払い借金などがあった場合は別とする。

f. そのサービスが子供、女児、青少年の教育プロセスに影響を与えた場合、即時に保護対策がとられる権利。

g. 教育機関が利用者に提供するサービスの利点と資質を客観的に普及させ促進する権利。

74.2 本規定に上記の権利を列挙したことは、本法典、ペルー憲法、類似性質規定、本法典で認められた権利に基づいた特別規定などを排除するものではない。

**第 75 条：教育施設や教育プログラムの内容情報を報告する義務**

各教育機関は、学期の終了前及び入学手続き中、次の学期に消費者が支払う学費の額や支払い方法、或いは増額の可能性について、真実に、適切に、十分な情報を、書面で消費者に提供する義務を有する。

## 第 4 章

## 不動産製品またはサービス

**第 76 条：不動産契約に於ける消費者保護**

消費者の情報取得に関する権利に沿って、不動産製品または不動産サービスのプロバイダーが義務的に提供する書類として：不動産の特性情報、自治体認可の有無、不動産の面積情報、所有権付与プロセス、都市認可、公衆衛生、建設や仕上げに使われた材料、土地の登記、建物申告書登録、内部規制、不動産独立性及び全ての関連書類を消費者に提供する必要がある。

**第 77 条：購入プロセスに於ける最低限情報**

77.1 プロバイダーは、少なくとも以下について明確なかつ真実の情報を提供するための手段を確立し、情報を提供しなければならない：

a. 不動産会社の特定情報、法的代表、法人の場合は法定代理人、施設の住所、連絡先の電話番号、メールアドレスまたはホームページ。

b. 不動産の説明、建物数、占有エリアと共有エリア、周囲寸法、建物の仕上種類などの関連情報。

消費者が上記の情報にアクセスできるための措置を講じなければならない。

77.2 プロバイダーは契約締結の前に、無料で情報提供ができる措置や手順をとり下記の情報を考慮する：

a. 不動産登録済みの場合は「物件登録書」、未登録の場合は「建物所有証明書」。売買契約を締結する者が提供される不動産の所有証明書、或いは提供される建物が独立する親建物の証明書。

b. 必要に応じて、都市の居住プロセスまたは建設許可の状況。

c.必要に応じてどの側面が参照的な性質を有するかを指定した不動産の図面。

d. 特性の識別と特徴：建物の面積、共通エリア、仕上げ、公共サービス。所有物と共有物を区別した電気、上下水道。

e. 支払い方法、支払い期間、支払い通貨、経費と税金、プロモーションと割引、詳細支払い計画を記載した、物件の販売価格。

f. 分離条件：有効期間、決断の原因及び効果（管理費、罰金）。図面上の不動産（未だ建設されていない）または将来売却される物件において、プロバイダーに起因する理由で、物件の提供が実行されなかった場合には、消費者の唯一の要求により、プロバイダーは前払いされた全額を返却しなければならない。

g. プロバイダー情報：法人の不動産登録書、正式登録済み委任状を含む法定代理人の氏名、納税者番号(RUC)、身分証明書(DNI)。

h. 将来的物件の場合、都市居住計画または建築設計図の承認を証明する書類。

i. オファーの有効期間。

j. 既に建設された物件の場合、次のコピーを提出する：概要シート(HR)、都市物件(PU)、未納税無しを証明する書類または不動産の税状況を証明する書類、独立分権であることを証明する書類など。

77.3 販売価格またはその一部の資金調達がプロバイダーによって直接提供される場合、事前に詳細に通知し、プロバイダーと発注者が署名したサマリーシートに次の情報を含まなければならない：

a. 本法典の規定及び該当する罰則規定に従って適用される金利額と金利率。

b. 追加料金があれば、その金額とその詳細情報。

c. 分割払いの支払回数、支払頻度、支払日、支払いについて合意された全ての利益と、分割払いの形式。

d. 物件の一括払い価格と利益及び管理費を含む総合価格。

e. 前払いまたは残高支払いを全体または部分的に行う権利。その結果、支払日に発生する補償的利子及び契約で合意した手数料や追加経費の減額が得られ、更に罰則や類似集金が適用されない。

f. 保証や担保に関する義務や指摘事項（あった場合のみ）

g. 関連する他の情報。

77.4 売却価格の全体または一部が、ある金融機関によって融資された場合、その金融機関は融資条件を、本法典及び「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の規定に沿って指摘する。

**第 78 条：売買契約書に記載する最低限情報**

78.1 プロバイダーは、契約内容がアクセス可能で、少なくとも次の情報が含まれていることを証明するための手順を確立、実装、維持する必要がある：

a. 契約当事者を明確に特定し、それぞれの法的住所の提示。

b. 売却する物件の特定。

c. 物件の登録番号の特定。将来的取得物件の場合、親建物の特定。

d. 高級エリアと共用エリア。場合によっては周囲寸法、物件の仕上げ材料及び物件の特徴。

e. 提供されている物件の販売価格。

f. 支払い方法と期間。

g. 物件の明示的な納入期限と納入条件。当事者が合意した不履行の罰則事項。

h. 罰則が適用される前提とその額。

i. 物件納入を完了するために必要な全ての書類に、売り手が署名すること。

j. 紛争を解決するためのメカニズム。

78.2 売買契約書の締結時に、買い手に次の情報を提供しなければならない：

I. 将来的取得物件の場合：

a. 土地：
・自治体が発行した決議及び都市居住計画の承認図面
・当該土地の位置が明確である周辺土地の図面
・面積や周囲寸法が指摘された土地の図面
・都市化計画の特性

b. 建物
・詳細図面の承認書
・配置図面
・仕上げの特徴、住居公共サービス、共用区域および他の関連特徴。

II. 完成物件（土地や建物を含む）の場合、登録証明書複写、物件の設備の図面、共用設備図面。共有物件の場合、前述書類を所有者会に届ける。

**第 79 条：プロバイダーの義務**

物件の引渡し時点で、消費者は引き渡された物件の特性、条件及び一般的状況に関する承認を書面で表明する権利を有する。

同様に、契約に規制されている特性及び条件に対応していない限り、消費者は次の規則に従って不承認を表明できる：

1. 都市化プロセス中の土地売却の場合、消費者は次の項目に関して不承認を表明できる：合意された寸法等が範囲外にあった場合、土地の位置、都市化案件で周辺に取り付けられた都市家具、一般的に土地の利用を妨害や制限することなど。

2. 物件の将来的売却の場合、消費者は提供される財産の価値を損なう、または使用を妨げるか制限する欠陥、または他の状況の不承認を表明できる。

3. 中古物件の場合、プロバイダーが売買契約の後に、物件の特性や条件を変更した場合、消費者は不承認を表明できる。

4. 上記の何れかの状況が発生した場合、消費者は当該法的メカニズムを通じて、修理、価格の引下げ、または契約の終了或いは排除を要求できる。

**第 80 条：売上げ後のサービス**

プロバイダーは、以下に関する状況を提供するための手順を実装及び維持する必要がある：

a. 次の基準に従ってプロバイダーが設定した保証期間：(i) 部品や材料の場合、プロバイダーの規定に従う、(ii)構造物の場合、工事終了証明書の発行及び区役所の受け入れから 5 年以内。

b. 取扱い説明書。この説明書は少なくとも物件の構成要素の説明、適切な維持管理のための注意事項、誤用によるリスクを含まなければならない。

c. 資格を有するスタッフを配置し、提案、要求、サービスを受けるための様々な連絡方法を提供する。

d. 顧客への対応：プロバイダーが定めた期間内に対応し、その履行に影響する不可抗力の場合、消費者に連絡する。

e. 簡潔かつ迅速な苦情処理手順を確立する。

## 第 5 章

## 金融的製品又はサービス

**第 81 条：法的枠組**

「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の監督下にある金融業者から消費者を保護する規制は、本法典及び法律 No.28587 の特別規定及び「金融サービスに於ける消費者保護法の補完法」またはその法律の遵守を確保する細則に従う。

金融システムとそれに関連する製品及びサービスの規制及び監督は、法律 No.26702（金融システムの一般法）及び銀行・保険監督局の保険システムの原則に準拠している。

**第 82 条：金融製品またはサービスの情報の透明性[2]**

金融サービスプロバイダーは、消費者や利用者に、資産または負債のオペレーションに適用される年間有効費用率(TCEA)及び年間実効収益率(TREA)の情報を明確に、製品またはサービスを提供する全ての普及媒体にて伝える必要がある。消費者または利用者が口頭で情報をやり取りした場合、それらの率を指摘する必要ある。

TCEAは、実際に受領されたローンの金額と顧客が支払う全ての料金及びその他の入金の現在価値を等しくするレートである。一方、TREA は入金された金額を、満期時に実際に受取った金額の現在額と一致させるレートである。

TCEA 及び TREA は、「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の規定に従って、金利の率や決定に影響を与える全ての直接費及び間接費を含む。

クオータ制の下での運用の場合、TCEAはクレジットのコストに相当する。リボルビングシステムの下で付与されたクレジットの場合、その特性に従って、製品コストの比較の標準化された基準に相当する。

TREAは、定期預金の場合、預金の利子に相当する。前に示した預金以外の場合、利子比較の標準化したものに相当する。

TCEA と TREA は、「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」が設定したパラメータに応じて提出される。

「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」は、利子、手数料及び費用の徴収を伴う取引において、金融機関が消費者又は利用者に提供しなければならない情報、ならびに当該情報が契約関係を通じて提示されなければならない方法を規制する。

**第 83 条：クレジット金融商品またはサービスの広告[3]**

金利、金額、または手数料を宣伝する金融商品またはクレジットサービスの宣伝では、プロバイダーは年間 360 日の間に計算された年間実効費用率(TCEA)を明確に提示し、「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」が定めたパラメータ及び本法典の第 82 条に従って提出する。

提示したものと異なる金利を広告に参照することは厳禁、必要に応じてそれは説明文書に含ませることが正しい。

**第 84 条：受動的な金融商品またはサービス[4]**

受動金利を宣伝する金融商品またはサービスの宣伝では、プロバイダーは年間 360 日の有効実効利益率(TREA)を発表する必要がある。

提示したものと異なる金利を広告に参照することは厳禁、必要に応じてそれは説明文書に含ませることが正しい。

---

[2] 法律 N° 29888（2012 年 6 月 24 日公表）の第 1 条で改正

[3] 法律 N° 29888（2012 年 6 月 24 日公表）の第 1 条で改正

[4] 法律 N° 29888（2012 年 6 月 24 日公表）の第 1 条で改正

金融システムの企業は、メンテナンス負担料金等が消費者に移転する可能性があった場合、受動的金融商品やサービスを「無料」と呼ぶことはできない。

**第 85 条：金融サービスの採用と契約変更**

本法典で消費者に認められている権利の遵守を害する事無く、金融システム業者は、特定リスク条件、クレジット経歴、市場向けに設計された商品の特性、及び「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」に規制された透明性欠如に従って、サービス利用者との契約を決定できる。

契約変更または契約排除が「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」が発行した規定の適用に基づいている場合、業者は「法律 No.28587：金融サービスに於ける消費者保護法の補完法」の第 5 条に規定されている事前通知を顧客に送信する義務を負わない。前述の当局によって発行された規制は、小売債務者の過剰債務のリスク管理、またマネーロンダリング防止またはテロ資金供与のシステムに関連する顧客プロファイルの考慮に関連したものである。

**第 86 条：前払いする権利**

消費者は、分割払いでのクレジット運用でその全部又は一部を前払いし、その結果として支払日に生じた補償的利子の減額と、当事者間で合意された契約条項から生じる手数料及び費用を清算され、如何なる種類の罰則が適用されない権利を有する。

**第 87 条：債務支払の割当て**

消費者は、一つのクレジット契約に適用される負債の条件について通知される権利を有し、そのことについて各負債の金利、その他の適用可能な料金及び支払い機会、並びにこれらの債務支払の割当て順序について消費者は報告される権利を有する。

「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」が監督する、金融業社の一般条項契約や加入クレジット契約では、債務支払いの割当順番が合意されない場合、未払い債務額の不均衡な悪化を伴ってはいけない。但し、業社が交渉があったことを明確に証明し、採用された債務支払い割当て順序が伴う経済的な効果を消費者に報告した場合は別とする。交渉の存在と、消費者にそれを報告したことを証明することはプロバイダーの責任とする。

複数の債務があり、支払いの適用法が合意されていない一般条項契約や加入クレジット契約が存在する場合、またその合意が不要或いはその範囲に疑問点があった場合、または上記のプロバイダーが義務不履行の場合、支払いの順序は担保が少ない債務を優先とする。担保が同額の場合、額の高い債務から支払いする。また債務が同額の場合、古い方を優先とする。プロバイダーが同意しない限り、資本の支払いを経費の支払いより前にできない。また経費の支払いを利子の支払いより前に行うことはできない。

**第 88 条：金融と保険の商品やサービスに関する苦情**

88.1 金融システム及び保険の事業体は、国内の全ての事業所において、消費者当局に直接訴える権利を害する事無く、規則に定められた期間内に消費者の苦情を解決しなければならない。

88.2 苦情は「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の規則によって定められた方法で提出及び登録されなければならない。

88.3 第三者の利害に影響を与える行為を特定した場合、INDECOPI は職権上または苦情により、責任あるプロバイダーに対する制裁措置を開始する。

**第 89 条：「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の技術的報告書**

「金融システムの一般法及び銀行と保険の監督機局 No.26702」及び「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の規則に解釈が必要となった場合、INDECOPI は後者に技術報告書を要求する必要がある。

**第 90 条：苦情の保証**

90.1 四半期毎に、金融システムの主体が処理した苦情、採用した決定、および実行した措置に関する情報を当該当局に送付し規制当局の介入無しに消費者に影響を与えず修正する。

90.2 消費者に影響を与える、個々のプロバイダーに由来する行動が特定された場合、所管官庁はこの情報を INDECOPI に転送し責任あるプロバイダーに行政処罰手続きを開始する。

## 第 6 章

## 「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の監督下に無い企業が提供するクレジットサービス

**第 91 条：適用範囲**

本章の規定は、「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の監督下に無い、如何なる形態で消費者にクレジットを提供するプロバイダーに適用される。

**第 92 条：資金調達に第三者の介入を公表する義務**

金融会社またはクレジット・サービス・プロバイダーを通じて、商品またはサービスの取得に対して消費者に融資するプロバイダーは、金融サービスプロバイダーがサービスを販売する会社とは異なることを明確に開示する義務がある。

**第 93 条：監視対象会社の規制の補足的な適用**

プロバイダーは、契約を結ぶ前にクレジット関係に適用される条件を参照する情報など、利用者が要求する全ての情報を提供する必要がある。

契約時に、プロバイダーは署名された契約書のコピーを提出しなければならない。そして、割当システムの下でのクレジットの場合には要約シートと支払いスケジュールを添付する。その際、プロバイダーは本法典に定められた規定を遵守しなければならない。

各契約で合意された契約上の規定変更、利子、手数料及び費用の変更は、その変更メカニズム及び期限に関して法律第 28587（金融サービスに於ける消費者保護法の補完法）の規定を遵守する必要があり、通信の送信は適切な手段によって行い、事前通信に関して消費者に知らせることを確保しなければならない。

**第 94 条：金利の決定** [5]

プロバイダーは、民法第 1243 条の規定に従って、ペルー中央銀行によって設定された制限を基に、補償型従来金利の利率を決定しなければならない。

プロバイダーは、本法典の第 82 条の規定に従って「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」が設定したパラメータを基に、年間実効原価率(TCEA)を提出しなければならない。

プロバイダーが変動要因に依存する利子を使用する場合、各瞬間に決定される形式は、適用可能であれば変更の周期性を含めて、正確な方法で指定しなければならない。

[5] 法律 N° 29888（2012 年 6 月 24 日公表）の第 1 条で改正

手数料や経費を徴収することは、正当な理由があり効果的なサービス提供を伴い、実際の実証可能な経費があることに根拠がなければならない。

支払い方法や資金調達形態に基づいて、プロバイダーが製品やサービスの価格またはプロモーションや割引を設定した場合、提供される製品やサービスの TCEA 率は一括払の価格、または現金払い価格を基に計算しなければならない。

**第 95 条：クレジットサービスの広告**

「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」によって監督されていないクレジットサービスプロバイダーによって行われた広告は、本法典の第 83 条に規定に従う。

**第 96 条：契約締結前に利用者に提供される情報及び義務的に提出する書類**

オファーを含む、クレジットが消費者に付与される商業的業務においては、プロバイダーはクレジットの状況および年間実効費用率(TCEA)について事前に詳細に通知する義務がある。前記の情報は、プロバイダーと消費者が署名した要約シートに明確、簡潔かつ理解し易い方法で組み込まなければならず、以下を含まなければならない：

a. 製品やサービスの現金価格。プロバイダーが別名称を与えることを害すること無く、この価格を基にクレジットの計算が行われる。

b. 頭金の額とその後の分割払いの金額。

c. 利子の合計額、年間実効金利及びそれが固定または変動であるか。変動である場合修正基準と補償的利子、適用範囲、罰則規定があれば明記する。

d. 次の項目を含む年間実効費用率：元本と利子の金額、全ての手数料、第三者から提供されるサービス費用またはプロバイダーによって発生し、保険も含む当事者が合意した上で消費者負担となるもの。消費者が直接支払う第三者が提供するサービスの支払いは、契約に含める必要があり、この計算には含まれない。

e. 発注者に移転される手数料と費用の詳細金額。保険の場合は、保険料の額、保険契約を発行した会社名、当該する場合契約番号を報告する必要がある。

f. 商品またはサービスに対して支払われる合計金額。これは現金価格＋利息＋費用＋手数料で構成される。

g. 分割払いの前払いをする権利。

h. 前払いまたは残高支払いを全体または部分的に行う権利。その結果、支払日に発生する補償的利子及び契約で合意した手数料や追加経費の減額が得られ、更に罰則や類似集金が適用されない。

i. 保証や担保に関する義務や指摘事項（あった場合のみ）

j.支払い日程表（分割払回数または支払い回数、支払い頻度及び支払日を含む）、各支払いの内容の詳細（元本償却、金利、保険などの手数料など）、また期限内に支払うことで合意されたすべての利点は当事者間で明示的に合意された条件に従う。

k. その他の関連情報。

クレジット契約、分割払の売買契約、または繰延支払契約では、金利は現金価格から頭金を差引いて計算する。利子は付与されたクレジットの未払い残高のみに基づいて計算され、その支払いは前払いできず、期限切れ期間のみ要求できる。

再融資の対象となるクレジットの場合、プロバイダーは消費者に再融資が伴う全てのことを義務的に通知しなければならず、そのために新しい支払い日程表と要約シートを提出する必要がある。

## 第 5 編

## 責任と制裁

## 第 1 章

## プロバイダーの責任と消費者の権利

**第 97 条：消費者の権利**

消費者は下記の場合、製品の修理または交換する権利、サービスの新規実行する権利、または支払いの返還の権利を有する：

a. 品質認証を取得している者が該当する規格に適合しない場合。

b. 製品を構成する材料、要素、物質、成分などが仕様と一致しない場合。

c. 製造、加工、構造、品質または衛生状態における欠陥、或いは隠れた欠陥により、その製品が意図された用途に適していない場合。

d. 製品の納入またはサービスの提供が期限内に行われず、その実効が消費者にとって有用でない場合。

e. 宝石類に使用した金属の品位が、提示された品位より低い場合。

f. 製品またはサービスが、オファー、プロモーション、または広告の条件に合理的に準拠していない場合。

g. 法的保証を実行したにも関らず、製品の欠陥が持続した場合、または製品の目的が果せない場合。

製品が任意保証付きで購入された場合、消費者の法的権利を害することなく、その保証条件は準拠されなければならない。

支払われた金額が返却される場合、返金時の商品またはサービスの価値を基にして返却金額が定まる。返却時に商品またはサービスの価値が低い場合は、最初に支払った価格を返済する必要がある。何れの場合も、法律上または通常の利子が支払われる。

本条の規定は、発生し得る損害賠償の支払い義務を害するものではない。

**第 98 条：数量の欠陥に対する消費者の権利**

以下の場合、消費者は製品交換の権利または過剰に支払った金額を返還される権利を有する。

a. 許容範囲を考慮し、製品の賞味含有量が、包装に表示されるものより少ない場合。

b. 測定に使用された機器が、所管官庁によって設定された許容範囲の限度外にあり、消費者に損害を与えるよう使用されていたことに、消費者が気付いた場合。

上記 a.と b.に記載した権利の主張は、測定若しくは測定機器の欠陥が指摘された日付より 10 日以内に、プロバイダーに提示しなければならない。

プロバイダーが 15 日以内に請求を満たさない場合、デフォルトを発生する。

**第 99 条：過剰支払い**

価格を超えて行われた支払いは消費者によって回収可能であり、返済されるまでの間に合意された最大の補償的利益を、合意が無かった場合は消費者は法的利益を得る。これらの支払い返還を請求する訴訟権利は、支払い日付より 2 年後に時効になる。不当支払いの場合、時効は 5 年とする。

## 第 2 章

## 民事責任

**第 100 条：民事責任**

消費者に損害を与えたプロバイダーは、刑事責任或いは本法典の規定及び他の消費者保護措置によって課される行政制裁や補完的な是正措置を害する事無く、該当する管轄区域において民事法の規定に従って賠償を行わなければならない。

**第 101 条：不良品に対する責任**

製品の欠陥によって消費者またはその商品の物理的完全性に生じた損害についてプロバイダーが責任を負う。

民法の第 1970 条の規定に則り、欠陥製品に対する民事責任は客観的である。本条に則り、一つの製品に様々なプロバイダーがあった場合、全てが連帯責任を負う。それを害せず、各プロバイダーは欠陥製品を供給したプロバイダーに訴訟を起す権利を有する。

**第 102 条：不良品の定義**

人々の権利である安全を提供しない製品を不良品と言う。これには次の様な関連する状況を考慮する：

a. 製品の設計。

b. 製品が市場に出された方法。製品の外観、任意のブランドの使用、それに関する広告および説明または警告の使用を含む。

c. 製品の使用法が予測可能であること。

d. 製品に使った材料、製品の内容及び状況。

**第 103 条：賠償可能な損害**

賠償は、生じた被害、失われた利益、人への損害及び精神的な損害を含む、製品の欠陥によって引起される全ての結果を網羅する。

## 第 3 章

## 管理責任

### 第 1 副章

### 一般規定

**第 104 条：プロバイダーの管理責任**

プロバイダーは、特定製品またはサービスに関して、適合性または品質の欠如、不当なリスク、情報の欠落または欠陥、或いは本法典及びその他の補足的な消費者保護規則への違反に対して責任を負う。

プロバイダーが、偶然や不可抗力による因果関係の断絶を起こす客観的、正当かつ予測不可能な原因、或いは第三者の決定的な行為、または影響を受けた消費者の不注意の存在を証明できる場合、行政責任を免除される。

サービスの提供において、行政当局がサービスの適合性を分析するため、プロバイダーが提供するサービスの内容が「手段」または「結果」であるかを第 18 条に従って考慮する。

**第 105 条：権限ある機関**

「競争防衛と知的財産保護国家センター(INDECOPI)」は、INDECOPI 組織機能法（立法令 No.1033 で発布）に則り、本法典に含まれる規定への違反を検出し、本章で制定された制裁措

置および是正措置を課すための、主たる能力および国家的範囲を有する機関である。同能力は、法の地位を持つ明白な規範によって他の団体に譲渡された場合のみ、否定できる。

INDECOPI が全国規模に届くため、取締役会の事前の合意を得て、消費者保護手続きの概要に対処するための機関を設立するか、またはその目的のために設立された「消費者保護委員会」の権限を地方分権することができる。同様、手続き上の負担の増減に応じて INDECOPI は追加委員会の編成または既存委員会を無効にしたりできる。また INDECOPI は公認の公的機関と合意しその能力に応じて、技術事務局などの権限を委任することができる。委任は、それに必要な管理能力、その開発への供参加、対応改善することの実行可能性、およびその他の関連基準に応じる。

**第 106 条：INDECOPI が担当する手続**

INDECOPI は下記の手続を担当する：

**a. 制裁手続き：**

(i) 消費者保護規制違反の場合。

(ii) 調停合意または仲裁判断に違反した場合。

(iii) 以下の理由による行政処分手続き：

1. 手続処理中に、虚偽情報を提供したり、必要とされた記録や書類の情報を破壊・変更したりした場合。

2. 情報要求の遵守に関して不当拒絶した場合。

3. 悪意を持って訴訟を起した場合

**b. 規則違反に対する制裁措置：**

(i) 是正措置不履行の場合

(ii) 手続き費用の未払いの場合

(iii) 予防的命令違反の場合

**c. 費用決済の手順及び手続のコスト：**

補足的に、本法典および特別規定に規制されていない全ての事項においては、前述の行政手続きまたは法律 No.27444（一般行政手続法）が適用される。

## 第 2 副章

## 消費者保護に関する制裁措置

**第 107 条：措置の要求**

制裁措置は権威の主導や影響を被った或いは被り得る消費者による苦情、会員や代理人を代表する消費者団体による苦情、又は消費者の集団的或いは拡散的利害を守る目的で、職権により開始される。後者の場合において、消費者団体は正当第三者とされ、会員等からその権限を与えられた場合を除き、被害消費者の権利を扱う機能は持たない。当該消費者及び正当第三者は両者とも措置に参加でき、手続の開始を却下する決議或いは害を及ぼすその他の困難な決定に対して不服申立てをすることができる。

**第 108 条：行政違反**

行政違反とは本法典の規定に違反するプロバイダーの行動と定める。これは消費者に認められている権利の違反行為、及び本法典の規則がプロバイダーに課す義務が果たされないことを含む。また、行政違反と見なすものには、調停合意又は仲裁判断の違反、法令 No.807（INDECOPI の権限、基準、組織の法令）及びそれを補完又は置換する規則が定める違反行為が含まれる。

**第 109 条：予防措置**

最終決定の遵守を確実にするため、職権或いは当事者の申立てによる措置のどの段階においても、INDECOPI の権限内で下記の予防措置を指示することができる：

a. 告発の対象となる行為の停止。

b. 製品、ラベル、容器、その他の苦情の原因である財産の押収、寄託、又は凍結。

c. 税関当局による苦情の対象となっている製品の国内への進入を阻止するために必要な措置の採用。

d. 被告の事業所の一時的閉鎖。

e. 苦情の原因とされた行為による損害の発生の防止、又はその行為の停止を目的とするその他の措置。

適切であれば、INDECOPI は当事者が要求するのと異なった措置を指示することができる。予防措置がとられていない際に既存又は差し迫った危険がある場合、技術長官はそれらを課すことができるが、その後直ちに委員会に報告する義務がある。委員会は課された予防措置を批准又は解除する。略式手続決議機関も消費者保護に関する予防措置を指示する権限を持つ。

**第 110 条：行政制裁**

INDECOPI は、第 108 条に規定する行政違反に対して、懲戒及び次のように分類される最高 450 税単価(UIT)の罰金を科すことができる：

a. 軽微な違反は懲戒又は 50 UIT 以下の罰金。

b. 重大な違反は 150 UIT 以下の罰金。

c. 非情に重大な違反は 450 UIT 以下の罰金。

違反者が零細企業の場合、罰金は第一審判決の発行直前の期間に行われたすべての経済活動による売り上げ又は総収入の 10%以下に定められる。ただし、収入が証明され、再犯の状況にはなく、消費者の生命、健康、又は完全性に関わる事件でないと見なされた場合に限る。中小企業の場合、違反者の罰金は上記の条件に従う売り上げ又は総収入の 20%以下に定められる。

本法典に別段の定めがある場合を除き、法令 No.807（INDECOPI の権限、基準、組織の法令）に規定されている違反の罰金額は同法令の規定に従う。

行政制裁は、INDECOPI が命じた是正措置及び該当する民事責任又は刑事責任を害することなく課される。

**第 111 条：管理者の責任**

例外的に、且つ違反行為の重大性と性質を考慮した上で、プロバイダー側の取締まり、管理又は代理を行使する者が行政違反の計画、実行、執行において意図的又は容認できない過失を伴って参加した場合、共同で責任を負う。

前段落で言及された事件においては、違反に対する責任に応じて、それぞれの法定代理人或いは取締・管理機関に所属する人物に対して、INDECOPI の基準で違反者に課す制裁に加えて、5 税単価(UIT)以下の罰金が科される。

**第 112 条：行政制裁の調節基準**

制裁の調節に関して、INDECOPI は以下の基準を考慮する：

1. 違反行為の執行によって予期又は獲得された違法な利益。
2. 違反行為が検出される確率。
3. 違反行為による被害。
4. 市場において発生し得る違反行為の影響。
5. 生じた損害の性質、又は消費者の生命、健康、完全性、或いは財産への影響の程度。

6. 個々の事案に応じて、採用が適切であると考えられるその他の基準。

以下は、特別な加重事由と見なされる：

1. 場合により、犯罪の常習性或いは規則違反の繰り返し。

2. 手順全体を通して、手続上の行動原則に反するような違反者の素行。

3. 違反行為により消費者の健康、生命又は安全が危険にさらされたり、損害を与えられた場合。

4. 違反行為を承知の上、プロバイダーがその影響を回避又は軽減するために必要な措置を講じるのを止めるとき。

5. 違反行為が消費者の集団的、拡散的利害に影響を及ぼした場合。

6. 個々の事案に応じて、上記のものと同等の特性又は効果を伴う状況。

以下は、特別な軽減事由と見なされる：

1. 告訴通知に先立って、行政違反と見なされた行為又は不作為に対してプロバイダーによる自発的な救済。

2. INDECOPI が命じた是正措置と一致する調停提案のプロバイダーによる提示。

3. プロバイダーが、違法行為に気付いた直後にそれを取止め、その悪影響を是正するために必要な措置を講じたと証明したとき。

4. プロバイダーが、本法典に含まれる規制を遵守するための効果的なプログラムを有していることを証明した場合。これに関して次のことが考慮される：

a. 同社の主幹部のこのプログラムへの関与と支援。

b. プログラムには、本法典に含まれる規定を遵守するための方針と手順があること。

c. 本法典を遵守するよう、職員に訓練及び教育を施す内部メカニズムがあること。

d. プログラムには監視、監査、及び偶発的な違反を報告するメカニズムがあること。

e. 本法典の偶発的な違反を内部で懲戒するメカニズムがあること。

f. 偶発的な違反は単発的であり、常習性が認められないこと。

5. 個々の事案に応じて、上記のものと同等の特性又は効果を伴う状況。

**第 113 条：罰金額の計算と減額**

適用される罰金額の計算には、実質払出日又は強制回収日に有効な税単価(UIT)の値が使用される。罰金全額は、第 156 条の規定を害することなく、INDECOPI の自己資金となる。

違反者が訴訟の決議に対する異議申立の提出期限満了前に罰金を支払った場合、及びその期日までに当該決議に対して異議を申立てない限り、該当する罰金は 25%減額される。

**第 114 条：是正措置**

本法典に対するプロバイダーの違反に該当する行政制裁を害することなく、INDECOPI は命令として、改善的及び補完的是正措置を発行することができる。

改善的是正措置は当事者又は職権上の要求に応じて講じられる。ただし、担当当局により、プロバイダー宛ての告訴通知にそれらが講じられる可能性が明示的に通告された場合に限る。

補完的是正措置は職権上又は当事者の要求に応じて講じられる。

**第 115 条：改善的是正措置**

115.1 改善的是正措置は、行政違反により消費者の財産に与えられた直接的かつ即時の影響を補償し、以前の状態に戻すことを目的とする。違反プロバイダーは以下のことを命令される：

a. 製品の修理。

b. 状況に応じて修理が不可能又は不合理な場合は、同一又は類似の特性を持つ他の製品と交換する。

c. プロバイダーに起因する損失又は損傷が認められ、且つ消費者に利害がある場合、同一の特性を持つ、又は不可能な場合は類似の特性を持つ製品を納入する。

d. 引き受けた業務提供又は義務を履行する。 これが不可能又は不合理な場合は、金銭利害を含む同等の効果がある行為を履行する。

e. その他の業務提供又は法的或いは協定の義務の履行に従う。

f. 状況に応じて、業務提供又は義務の修理、交換、履行が不可能又は不合理な場合、消費者が支払った対価を返却し、加えて対応する法定利息を支払う。

g. 不当又は過剰な支払いの場合は、その金額を返却し、加えて対応する利息を支払う。

h. 行政違反の影響を軽減するために消費者が負担した費用を支払う。

i. 上記のものと同等の効果をもつ類似の改善的措置。

115.2 他の是正措置と併せて請求することができる副段落 h）に示されているものを除いて、改善的是正措置は累積的に要求することはできず、交互的又は補助的に提案することができる。INDECOPI の当該機関が是正処置について意見を述べるとき、手続上の一貫性の原則を適用する。

115.3 委員会の技術事務局は、消費者に申請の対象である是正措置を明示するよう要求する権限があるが、これを害することなく、プロバイダーへの告訴通知前までは、改善的是正措置はいつでも請求できる。消費者は、第一審判決前まで是正処置の要求を変更することができ、その場合、プロバイダーは弁護を述べるよう通告される。

115.4 行政違反による財産への直接的かつ即時の影響を証明することは、改善的是正措置の発行を請求する消費者の役目である。

115.5 決議に別の指令が含まれていない限り、改善的是正措置の対象となる商品又は金額は、プロバイダーから要求する消費者に直接引き渡される。受益者に返却するべきである、改善的是正措置の対象となる資産又は金額が、何らかの理由で INDECOPI の保管下にある場合、それらは該当の消費者に引き渡される。

115.6 最終決議の中で、消費者に有利な改善的是正措置の遵守を命令する点は、その是正措置が行政手続上で同意されるか又は判決が確定されると、民事訴訟法第 688 条の規定に従って「債務名義」となる。改善的是正措置の恩恵を受けた消費者には、民事執行手続を行う正当性が与えられる。

115.7 違反が引き起こした財産への直接的及び即時の影響を償うことを目的として命令された改善的是正措置は、違反行為を是正しようとするものであり、補償的な性質は持たない。それらの是正措置は、司法又は仲裁手続を介して消費者が要求し得る損害賠償を害することなく発行される。ただし、行政上の手続で改善的是正措置の発行の結果として消費者が受けた控除可能な財産てん補は、財産補償から差し引かれる

**第 116 条：補完的是正措置**

補完的是正措置は、違反行為の影響を元に戻すか、又は将来の再発を防ぐことを目的としており、とりわけ次のようなものである：

a. プロバイダーは、消費者が要求する情報を提供すること。ただし、この要求が購入された製品又は契約されたサービスに関連しているという場合に限る。

b. 手続で不当であると認識された条項を無効とする。

c. 商品、容器、ラッピング又はラベルの押収及び破壊。

d. 非常に深刻な違反や再犯又は常習犯の場合：

(i) 産業、商業又はサービス施設の最大 6 ヶ月間の一時的閉鎖を当局に要求する。

(ii) 制裁された違反の影響の範囲に従って、プロバイダーの活動を一時的又は永久的に停止することを当局に要求する。

e. 制裁された行為が引き起こした影響を元に戻すのに適した手段を考慮して、INDECOPI が指定した方法で是正的又は情報的な通知を公表する。

f. 違反行為の影響を元に戻す、或いは将来の再発を防ぐことを目的としたその他の是正措置。

INDECOPI は、補完的是正措置の実行に対して、市及び警察当局の支援を要求する権限を与えられている。

**第 117 条：命令違反に対する強制罰金**

INDECOPI の是正措置又は予防措置に関する命令を遵守する義務を負う者がそれをを怠った場合、3 つ以上の税単価(UIT)の罰金が科される。

前段落で言及されたいずれかの義務に違反した場合、INDECOPI は新しい罰金を科すことができる。限度額を 200 税単価(UIT)とし、最後に科せられた罰金の額を順次 2 倍に増加される。対応する罰金の支払いは 5 営業日以内に済まさなければならない。その期限後、強制回収が命じられる。

**第 118 条：費用及び経費の未納に対する強制罰金**

費用及び経費の支払い請求を遵守する義務を負っている者がそれをを怠った場合、1 税単価(UIT)以上の罰金が科される。

命令違反が持続した場合、INDECOPI は新しい罰金を科すことができる。限度額を 50 税単価(UIT)とし、最後に科せられた罰金の額を順次 2 倍に増加される。対応する罰金の支払いは 5 営業日以内に済まさなければならない。その期限後、強制回収が命じられる。

**第 119 条：違反や制裁の記録**

INDECOPI は、プロバイダーと消費者との間の取引の透明性に貢献すること、及び消費決定の指導を行うことを目的として、本法典の規定に対する違反及び制裁の記録を残している。行政手続の最終決議によって制裁されたプロバイダーは、決議の日から数えて 4 年間、記録が自動的に残される。

記録情報は公開されており、無料で閲覧できる。

**第 120 条：製品の押収と保管先**

製品の押収が暫定的又は最終的に命令された場合、違反者が費用と責任を負担した上で、INDECOPI が指定する場所に保管され、寄託者は手続の最中に指名される。寄託者は任命を受け入れると、その義務と責任について指示を受ける。製品の押収に関して原告が負担した費用は、手続の費用とみなされる。

第一審又は第二審の判決が承諾、或いは司法権によって確認されると、INDECOPI の取締役会によって、押収された製品は以下の団体に振り分けられる：社会的支援事業やプログラムを実施する政府機関、女性及び社会開発省とその実施部、障害者統合のための国家評議会、民間の非営利団体、又は慈善活動。これらの団体は、製品が商品化されないことを保証しなければならない。製品が公の健康や秩序を侵害する場合、破壊されなければならない。

**第 121 条：行政違反の時効**

本法典への違反は、違反が犯された日から、或いは継続的な違反の場合は終結してから、2 年で時効を取得する。

時効までの逆算又はその取り消しについては、法律 No.27444（一般行政手続法）、第 233 条が適用される。

**第 122 条：制裁の時効**

本法典への違反に対して課された制裁措置の遵守を要求する行政当局の権限は、制裁を課した決議が最終的なものとなった翌日から数えて 3 年で時効とされる。

当事者の承知で強制的執行手続が開始された場合、制裁の時効は中断される。違反者に帰せられない理由で強制執行手続が 30 営業日以上中断状態にある場合、期限までの逆算が再開される。

予防措置が発令された場合、又はその他の同等の状況の発生によって強制執行手続の開始が妨げられたり、停止されたりした場合、制裁の時効は停止される。

**第 123 条：当局による情報の収集**

INDECOPI の技術長官及び消費者保護委員会は、市場で提供される製品やサービスの特性及び状態に関する情報を収集する権限をもつ。それらの情報が消費者に通知されることによって、適切な消費決定が下されることが期待される。

INDECOPI の面前で行われる手続には公共性がある。その意味では、INDECOPI の技術長官及び消費者保護委員会は、自身に関連する情報を普及する権限を与えられている。ただし、それが被害消費者の利益を考慮した上で妥当と判断し、商業的又は産業的秘密の侵害にあたらない場合に限る。

## 第 3 副章

## 消費者保護に関する略式手続

**第 124 条：消費者保護のための略式手続決議機関**

問題の金額や内容によって、迅速又は素早い消費者保護用の特別な手続を確立する必要があり、そのために INDECOPI の取締役会は消費者保護のための略式手続決議機関を設立する。これらの機関は全国の INDECOPI の本部、或いは消費者保護委員会又は分散権限を持つ委員会を有する地域事務局に付属する。

**第 125 条：消費者保護のための略式手続決議機関の権限**

消費者保護のための略式手続決議機関は、金額（問題の製品或いはサービスの価格によって決定される）が 3 税単価(UIT)以下の苦情を、第一審で聴取する権限がある。また、金額を問わず、情報の要件、不当な集金方法、及び製品配送の遅れに関する苦情も聴取する。さらに、是正措置の違反、調停合意の違反、及び費用と経費の未納と決済に関する苦情を、第一審で聴取する権限がある。一方で、危険な製品又は物質、差別行為又は差別待遇、医療サービス、団体的又は拡散的利害に影響を与える行為、及び評価価格が 3 税単価(UIT)以上、或いは非情に貴重な製品又はサービスを扱う行為に対するクレームを含む苦情を聴取することはできない。

INDECOPI の消費者保護委員会又は分散権限を持つ委員会は、本略式手続の第二審を設け、これは本副章に定められた規定ならびに INDECOPI の取締役会が承認及び公表する指令の下で遂行される。

例外的に、法律 No.27444（一般行政手続法）、第 210 条の規定に従って、INDECOPI 裁判所の消費者保護を担当する法定で控訴が行われる。その目的は、本法典の規定の適用が中断、又は誤用されているのか、或いは承認された強制遵守の判例が尊重されていないのかをチェックすることである。この控訴が策定できる期間は 5 営業日であり、その提出により、正式に立証された決議において別段の定めがある場合を除き、被告の行為の執行は中断されない。

**第 126 条：消費者保護の略式手続の処理に関する規則**

本副章の略式手続は次の規定により処理される：

a. 違反行為を予測し、制裁、罰金及び是正措置の執行を有効にする規則を含む本法典が定める規定に従って、一件あたり最大 30 営業日以内に処理及び解決されなければいけない。

法令 No.807（INDECOPI の権限、基準、組織の法令）の 5 編に定められれている単一手続の規定は、その性質と敏速に反しないものに対して、補足的に実施される。

b. 当事者は文書のみによる証拠を提供することができる。これは職権上、異なる性質の証拠を要求できる当局の権限を害することはない。

c. 対応する委員会、又は場合によっては、裁判所の決議は、行政手続を終結する。

**第 127 条：消費者保護の略式手続決議機関の長の任命**

消費者保護の略式手続決議機関の長は、技術的及び機能的自治権を有し、INDECOPI の取締役会によって任命され、本規定に従って、当事者の要請により開始された略式手続を第一審で決議する権限を持つ。その任命と解任については、委員の任命と欠員を規定する法令 No.1033 の規則が適用される。

その他の必要な手続規定は、INDECOPI の取締役会によって承認されており、その会長は、全国の消費者保護の略式手続決議機関の設立及び運営に必要な行政・人事上の措置を採択する権限を与えられている。

## 第 6 編

## 消費者の集団的防御

**第 128 条：消費者の集団的防御**

消費者の権利を防御する行為は、個別の、或いは消費者の集団的又は拡散的利害のために行使される。そこで次が定義される：

a. 消費者の集団的利害：プロバイダーと関係があり、同じグループ又はクラスにまとめられる、特定又は特定可能な消費者の共通の権利の防御において促進される行動。

b. 消費者の拡散的利害：不特定の被害消費者集団を防御するために促進される行動。

**第 129 条：消費者の集団的防御における行政手続**

INDECOPI によって正式に承認された消費者団体は、消費者又は潜在的に影響を受ける人々の集団的又は拡散的利害を防御するために、消費者保護委員会及び INDECOPI の他の適切な機能機関に苦情を申立てる権限を与えられる。

INDECOPI の適切な機能機関は、苦情及びその他の要素を認定し、消費者の集団的防御における行政手続の開始を決定する。同様に、消費者の集団的利害が影響を被る可能性があると判断した場合、自身の主導権でそのような手続を開始、或いは継続することができる。

正式に承認された消費者団体は、拡散的或いは集団的利害の防御のために、公共サービスの規制機関に苦情を申立てる権限もある。

**第 130 条：消費者の拡散的利害の防御における司法手続**

INDECOPI は、取締役会の事前の合意を得て、民事訴訟法第 82 条に基づき、消費者の拡散的利害の防御において職権上の司法手続きを促進する権限がある。正式に認められた消費者団体は、民事訴訟法第 82 条の規定に従って、そのような手続を促進することができる。

**第 131 条：消費者の集団的利害の防御における司法手続**

131.1 INDECOPI は、取締役会の事前の合意を得て、消費者の集団的利害を防御する手続を促進する権限を与えられており、これらは略式法で処理され、必要に応じて民事訴訟法第 82 条の規定を適用する。同様に、INDECOPI は、取締役会の事前の合意を得て、適切な代表性と実績があれば、正式に承認された消費者団体に本段落に示された権限を委任することができる。

131.2 これらの手続では、損害賠償、製品の修理又は交換、不当に支払われた金額の払い戻し、及び前述のものと関連した、被害消費者の利益と権利を保護するために必要なその他の請求を累積できる。

131.3 民事訴訟法第 82 条に言及されている刊行物が発行された同日に、裁判官は告訴の通告をする。消費者が明示的かつ書面で権利を主張しない、或いは別々に主張する意思を、前述の刊行物の発行から 30 日以内に表明しない場合、INDECOPI は申立ての根拠となる事実によって影響を受けるすべての消費者の代表となる。

131.4 要求された債務の遵守を命じる判決が受理又は執行されると、INDECOPI がそれを徴収し、手続で議論された権利の保有者であると証明して出頭してきた消費者に金額を分配するか、又は分配の実行を見守る。

131.5 INDECOPI が補償を受領した日から 1 年が経過した後、未請求の残高は、消費者の権利、関連情報、及び利益の後援システムの資金調達及び普及のための特別基金に充てられる。

131.6 最高法令によって、第 131.5 項に述べられた基金の適切な使用の実行、及び消費者の利益の後援を促進するための範囲及び仕組が確立される。同様に、徴収された金額の配分、又は被害消費者に対する義務の履行の手順が規制される。

131.7 前段落の規定を害することなく、被害消費者が署名した簡易な委任状が存在すれば、INDECOPI は公的機関、個人、又は民間団体に対して、消費者の個人的利害を代理することができる。そのような権限により、INDECOPI が当該消費者のあらゆる権利を要求及び執行することができる。

131.8 INDECOPI に権限を与えられ、これらの手続を促進する消費者団体は、適用可能な内容において、又は消費者の集団的利害を扱う司法手続き、及び第 131.5 項に言及された基金を規制する最高法令に従って、それらの手続を同様の手順で実行する。

# 第 7 編

# 国家消費者保護統合システム

## 第 1 章

## 国家消費者保護統合システム

### 第 132 条：国家消費者保護統合システムの設立

各メンバーの権限及び自律性の枠内で、国家消費者保護統合システムは政府の行政行動を最適化し、規則の遵守を確実にするために、公共政策を調和させることを目的とした原則、規範、手続き、技術および手段として、設立された。

### 第 133 条：全国消費者保護評議会について

「全国消費者保護評議会」は首相府管轄下の調整機関であり、国家消費者保護当局及び本制度の規制機関である「競争防衛と知的財産保護国家センター(INDECOPI)」が議長を務 めている。また「全国消費者保護評議会」は、下記の機関で構成されている：

a. 生産省の代表者 1 名。
b. 保健省の代表者 1 名。
c. 交通運輸省の代表者 1 名。
d. 教育省の代表者 1 名。
e. 住宅建設衛生省の代表者 1 名。
f. 経済財務省の代表者 1 名。

g. 銀行・保険・民間年金基金会社の監督局の代表者 1 名。
h. 地方政府の代表者 1 名。
i. 自治体の代表者 1 名。
j. 公共サービス規制機関の代表者 1 名。
k. 消費者団体の代表者 3 名。
l. 企業団体の代表者 1 名。
m. オブザーバーとしての役割を果す市民保護局の代表者 1 名。

本条に示した事項の適用については、事業体や組合の代表の推薦及び指名に適用されるメカニズムを確立する規制措置が規定されている。
国家消費者保護評議会に参加する者は報酬を受領することは無い、つまり政府はメンバーに給与やその他の支払いは一切しないこととする。

**第 134 条：全国消費者保護評議会**
以下は、国家消費者保護評議会が国家消費者保護当局と連携して実施する機能である：
a. 消費者保護及び防衛の国家政策、並びに消費者保護のための国家計画を提案し調和させ、これは首相府の承認を必要とする。
b. 特定の消費者部門における行動の優先順位付けおよび消費者保護に関する基準の作成に関する勧告を策定すること。
c. 検討のために提出された消費者保護に関するプログラムやプロジェクトについて、意見を述べること。
d. 他の官民部門と連携して、全国規模で消費者のための情報及び指導システムの作成を促進する。
e. 消費関係に関する法学、立法及びその他の関連する行動や決定に関する情報システムの構築を促進する。
f. 市場で検出された危険な製品やサービスに対する警告システムと即時行動システムを促進すること。
g. 国家消費者保護当局が認定した地方政府及び自治体の漸進的な参加で、消費関係に関する紛争の予防及び解決メカニズムの有効性を評価すること。
h. 消費者権利保護の文化を促進し、それに必要な行動の共同ビジョンを達成するために、官民部門の間でコミュニケーションを取り合う。
i. 消費者団体を通じて市民参加を促進すること。消費者団体は、政府及び協力団体の前で活動や運営のための資金の融資を依頼できる。

**第 135 条：国家消費者保護局**
「競争防衛と知的財産保護国家センター(INDECOPI)」は、消費者保護のための国家当局として、本制度の他のメンバーの権限及び自律性を害する事無く、本法典に含まれる規定の遵守を確実にするために法律によって付与された権限及び機能を行使する。

**第 136 条：全国消費者保護局の機能**
現行の法制度で確立された権限と機能を害する事無く、国家消費者保護機関としての INDECOPI の機能は下記とする：
a. 全国消費者保護政策及び全国消費者保護計画を実施すること。
b. 生産部門と消費部門の意見をもとに、消費者に関する規制を提案すること。
c. 消費者保護とその権利の擁護のためのメカニズムを強化するために必要な行動を策定し実行する。
d. 管轄範囲に応じて、消費関係における予防措置と紛争解決のメカニズムを実装する。
e. 全国規模の消費者のための情報および指導システムを実施する。

f. 消費関係に関する法律、法令その他の関連する行動および決定に関するシステムの実施を調整する。

g. 市場で検出された危険な製品やサービスに対する警告システム及び迅速行動システムの実装を調整する。

h. 国内の消費者保護の現状とその指標に関する年次報告書を作成し、提示すること。

i. 全国消費者保護統合システムの運用を調整し統括すること。

j. システムの統治機関として、必要に応じて統合国家消費者保護システムのメンバーの技術規範的、機能的、行政的、経済的及び構成的な自治を尊重し、その運用に関する指令を発行する。

## 第 2 章

## 消費者正義

### 第 1 副章

### 消費者仲裁システム

**第 137 条：消費者仲裁システムの構築**

消費者仲裁システムは、消費者とプロバイダーとの間で発生した紛争を、簡単、無料、迅速、かつ拘束力のある方法で解決することを目的として、構築された。

**第 138 条：仲裁委員会**

国家消費者保護局は、地方自治体と連携して各地域の仲裁委員会を構成し、それらがシステムを組織し、市場の代理人と消費者の間でそれを推進することを目的とする。

**第 139 条：仲裁機関**

仲裁機関は、消費紛争の解決を担当する機関である。関係事業部門の代表者、消費者団体、利用者、並びに行政機関によって指名された仲裁人で構成されている。

**第 140 条：自発性**

当事者が消費者仲裁システムに従うことは自発的であり、自発的に従うことを書面またはその他の信頼できる記載方法で記録しなければならない。

**第 141 条：消費者仲裁システムのバッジ**

消費者仲裁システムに加盟するプロバイダーは、広告、ショーケース、レターヘッド、及びその他の配布手段に特別に作成されたバッジを表示することが許可されており、一般の人々は紛争解決制度の一部として識別できる。

**第 142 条：基準の調和に関する一般的な指針**

国家消費者保護局は、全国の全ての消費者仲裁委員会における法的基準の調和を可能にするタイムリーで効率的な情報システムを確立するため、規則解釈の一般的ガイドラインを定める。

**第 143 条：集団の利益**

ある紛争が仲裁、調停、仲介に付されることは、管轄当局がそれと同じ事実を本法典の規則違反の証拠として使い、消費者の集団利益を目的とする自らのイニシアティブで職権上の調査を開始することの妨げにはならない。

集団的利益に影響を与えたため、手続きの対象になった事実と、同様の事実による特定の消費者の利益に影響が及ぶ可能性を議論する係争中の仲裁の存在は、前者のプロセスの妨害にならない。

何れの場合も、調停において当事者が合意に達したとしても、告発された事実の分析によって集団的利益が影響を受け得ると判断された場合、当該当局は自らのイニシアティブで手続を開始、または通常業務として手続きを継続できる。

**第 144 条：仲裁判断と合意の強制力**

消費者とプロバイダーが締結した調停合意を含む両当事者が署名した議事録及び仲裁裁判は、本章に指摘したメカニズムにより、民事訴訟法の第 688 条に従って「債務名義」となる。

消費者とプロバイダーの間で締結された調停合意または仲裁判断を遵守しないことは、本法典の違反になる。その様な場合、合意または仲裁判断の義務者がそれを遵守しない場合、最大額までの罰金が自動的に課されることもあり、その額の調節には本法典の第 112 条の基準が考慮される。その罰金は通知日より 5 日以内に納付する義務が有り、支払い不履行の場合強制的徴収が命じられる。不履行が継続すれば、INDECOPI は支払いが成立するまで繰返し最後の罰金の額を連続して無限に倍増させることができる。課された罰金は、場合によってはINDECOPIが手続きの最後に別の制裁または罰金を科すことを害しない。同様に、INDECOPI は本法典に規定されている是正措置を命ずる権限を有する。本条は、INDECOPI と協定が無い機関と合意した調停を含む、消費者とプロバイダー間で合意された全ての有効な調停合意に適用される。

## 第 2 副章

## 代替紛争解決メカニズム

**第 145 条：仲裁**

消費者が自発的に仲裁に従うことを決めた場合、本法典の規則違反に対する行政手続を開始する可能性が排除され、また消費者の公共利益擁護のため消費者当局によって発行された是正措置の便益を受ける可能性も排除される。

**第 146 条：仲裁判断**

消費者仲裁において発行される仲裁判断は、消費者の公益を守るために行政当局が行政手続きを開始または継続することを拘束するものではない。

**第 147 条：調停**

消費者は、本法典で言及されている消費者保護規定の違反に関する行政手続きの処理中または処理前に、プロバイダーとの間で生じた紛争の調停を行うことができる。

認定された消費者当局の代表者は、調停を通じて行政手続きの結論を促進することができる。

調停では、審理を担当する役員は予め事件を分析し、両当事者の立場を近づけさせて当事者同士の合意を提案するか、あるいは、論議の対象となる事実に従って調停の形式を提案することができる。その提案は評価され、両当事者がそれぞれの意見や選択肢を述べる。

調停案が上げられたことは、担当者または行政当局に責任を生み出すものでは無いが、その事実と調停案の内容は議事録に記録する必要がある。

**第 148 条：仲介**

消費者は、本法典の規定違反に関する行政手続処理を行う前に、プロバイダーとの間で生じた紛争を仲介で処理することができる。

**第 149 条：仲介議事録に関して**

被告人が紛争解決案を提案したことは、自らが訴訟内容の事実を認めない限り、その事実を認めたとは見做されない。

## 第 3 副章

## 苦情記録簿

**第 150 条：苦情記録簿**

商業施設は、物理的またはデジタルファイル形式で苦情記録簿を持つ必要がある。本条項に指摘した義務を履行するための条件、前提及び他の仕様は本法典で定めることとする。

**第 151 条：苦情記録簿の展示**

前述の 150 条に関して、商業施設は苦情記録簿の存在及びそれを要求する消費者の権利が記載された通知を、顧客にわかりやすく、目立つ場所に展示する必要がある。

**第 152 条：苦情記録簿の引渡し**

消費者は、提供された製品またはサービスに関する苦情或いは請求を立案するために苦情記録簿の引渡しを要求することができる。商業施設は、苦情記録簿の引渡しが要求された際、対応する書類を INDECOPI に送付する義務がある。制裁手続において、告訴されたプロバイダーは、対応する苦情または請求の写しを免責事項とともに送付しなければならない。

## 第 3 章

## 消費者団体

**第 153 条：消費者団体の役目**

153.1 消費者団体は、民法で確立された基準に従って構成されている組織。その目的は、消費者や利用者を保護し、守り、情報を提供し、そして代表することである。

153.2 INDECOPI によって承認された消費者団体は、団体メンバーや権利を委任された者を代表して、消費者の集団的または拡散的利益を擁護するために、消費者保護委員会およびその他の INDECOPI の管轄機能機関に苦情を申し立てる権利がある。

153.3 一方、司法的には第 130 条と第 131 条の規定に沿って、消費者の拡散的及び集団的利益を守るための裁判行うことができる。

153.4 消費者団体の正当性は更に、団体メンバーや権利を委任された者を代表して、公共サービス規制機関の前で消費者保護訴訟や消費者の集団的・拡散的利益を擁護する裁判などで行動する権限を与える。

153.5 取締役会の決議により、153.2 項に記載した権限を有する機関を INDECOPI が定めることとする。

**第 154 条：消費者団体に禁止されること**

独立性と透明性を保つために、消費者団体には下記が禁止される：

a.営利目的事業法人を団体メンバーにすること。

b. 製品やサービスを販売するプロバイダーから資金調達を受けること。

c. 消費者団体目的以外の活動、またはそれと両立しない活動に専念すること。

d. 罰金からの資金源を、割当てられた以外の目的に使用すること。

e. 明白な無謀さを持って行動し行政制裁や司法制裁の対象となる不当な訴訟を起すこと。

f. 本法典に定められた規定や INDECOPI の取締役会の決議に違反すること。

これらの条項の何れかを遵守しなかった場合、その行為の重大性または不履行の繰返しを考慮した手順に従い、2 年間の特別登録の停止または取消しにより INDECOPI が制裁を行う。

**第 155 条：消費者団体の認定及び登録**

消費者団体が認定を受けるため、INDECOPI 管轄下の特別登録簿に登録し下記の要件を満たす必要がある：

a. 公共登録簿に登録していること。

b. 一般的な性質のもの、又は特定の製品やサービスに関連して、第 153 条に示された目的を有すること。

c. 本件に関して、または公共サービスの規制機関との調整において、INDECOPI が確立したその他の義務。

INDECOPI の取締役会の決議によって、消費者団体が特別登録簿に登録する手順を定める。

**第 156 条：組織間の協力協定**

156.1 INDECOPI及び公共サービスの規制機関は、特別登録簿に登録され正式に承認されている消費者団体と、組織間の協力協定を締結できる。協力協定を締結した場合、これらの消費者団体によって促進されたプロセスに課された行政罰金の一定割合が INDECOPI と他の公共サービス規制機関に与えられる。その割合は、課せられた罰金の 50%を超えることは無く、その金額は公的資金とされる。

156.2 消費者団体に与えられる罰金の割合は、消費者の利益を促進及び擁護するための特定行動を実行する目的で使用されなければならない。また、与えられた金額の 5%以内は、規則に沿った条件に従って組織目標を展開するために使用される。

156.3 消費者団体が、罰金によって集められた資金を第 156.2 項に示された目的のために分配することを監督することは、共和国総経理局の責任である。その目的の不履行は、組織間の協力協定の解除を伴い、対応する行政上及び刑事訴訟が開始される。

156.4 協定締結の要件、及び資金が割当てられた目的を達成するための要件は、理事会決議によって INDECOPI や規制機関が定める。

**第 157 条：消費者団体に与えられる罰金の割合を決定するための基準**

消費者団体が促進した手順に沿って、消費者団体に与えられる行政上罰金の割合を決定するとき、所管官庁は少なくとも以下の基準を評価する必要がある：

a. 訴訟提示に先立って消費者団体が行った調査の内容。

b. 開始された手続きに関する消費者団体の参加。

c. 訴えられた違法行為の市場への影響、経済的影響、及び事前に引起されたまたは今後起こり得る消費者への損害。

d. 各手順の具体的な分析によって発見されるその他の基準。

**第 158 条：消費者団体およびその法定代理人の共同責任**

悪意のある苦情によってプロバイダーに損害が生じた場合、苦情の計画や執行に参加した消費者団体及び法定代理人の両方が共同責任を負わなければならない。

消費者団体の悪い行動によって消費者に損害が生じた場合、民法の規則に従い、故意または過失をもって参加した消費者団体及び法定代理人の両方に責任がある。

**第 159 条：公共サービス規則の補足的適用**

本章に含まれた規則は、公共サービスの規制機関の規定にも補足的に適用される。

## 第 4 章

## 製品やサービスの生産における品質と標準化

**第 160 条：ペルーの技術基準の促進**

ペルー政府は、ペルーの技術基準の標準化を促進しながら、ペルー製の製品やサービスの品質改善を推進する。

## 最終的補足措置

**第 1 条：全国消費者保護統合システム及び消費者仲裁システムの整備と実行**

全国消費者保護統合システム及び消費者仲裁システムの整備と実行の資金は、国庫からの追加資金を必要とせず、各関係機関の予算で賄われる。

**第 2 条：年金基金会社の運営について**

関連法律及び規則の規定に従って、消費者保護に関する本法典や補足規則の違反を伴う、民間年金基金会社または本書の第 4 編、5 編、7 編（年金基金の私的管理システムの監督機関の規制および補足的規則概要）に記載した民間年金システムに加入した消費者に関する紛争が生じた場合、それを解決する唯一の機関は「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」とする。

その目的のため、「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」は予防措置を課し、本法典に記載した是正措置を適用する。

INDECOPI は、私的年金制度に関連する商品または市場における私的年金基金管理者または保険会社に関連する、本法典の規則違反または第 5 編の第 3 章に記載した消費者保護の補完規則に関連した消費者紛争の他の訴訟を審理する権限を有する。そのため INDECOPI で制裁措置が開始され、その解決に私的年金制度の規則解釈または私的年金制度の運営方法に関する議論が伴う場合、この手続きを行う INDECOPI の担当部署は最終決断を下す前に「銀行・保険・民間年金基金会社の監督局」の書面意見を必要とする。

**第 3 条：本法典発表後の規則**

本法律の施行日より 180 日以内に行政府は次の細則を交付する：第 37 条の規定の措置、第 137 条から第 144 条にて設けられる消費者仲裁システム、第 119 条に定められた違反行為記録及び制裁記録、第 131 条の 131.5 項及び 131.6 項に記録された消費者の権利の融資及び普及に必要な資金、前述の条項 131.8 に記載された消費者の集団利益に関する司法手続きの規制、苦情記録簿の第 150 条、第 156 条の第 156.2 項に記載の消費者団体運営の資金を分配するための条件。

**第 4 条：本法典の有効性**

本法典は、「エル・ペルアノ」国家新聞に公表された日付から 30 日後より有効となるが、次の欄に示した内容はその例外とする：

第 36 条および第 37 条は、本法典の発効日から起算して 180 日後に施行する。

第 5 編の第 3 章、その内の第 3 副章に記載した消費者保護に関する手順の発効日は、本法典の発効日から起算して 60 日後とし、その日付より開始した手順に適用される。

**第 5 条：全国レベルでの消費者権利の保護を保証するために必要な行動**

INDECOPI の組織構造を、本法典に定められた基準に従って消費者保護を全国レベルで強化する目的で、必要な行動が実行できるものに適応させるため、INDECOPI は必要な人員の雇用と商品やサービスの契約締結を実行する権限を与えられる。そのため、INDECOPI は、法律 No.29465（2010 年度の公的部門の予算法）に含まれる公的支出の緊縮性、合理性およびしつけの措置、また法律 No.28411（国家予算システム一般法）の制限事項に関する規則の対象外となる。

同じ目的で INDECOPI は必要な商品およびサービスの契約の締結、および対応する投資をして前項の妥当性を可能にする権限が与えられる。これによって緊急法令 No.037-2010 で確立された制限の対象外となる。同緊急法令により 2010 年度の財政目標を達成するために、中央政府の年度計画で経済的および財政的事項に関する措置が確立された。

この規定に基づいて実行された措置は、如何なる場合でも公庫からの支出を伴うことは無いため、直接集めた資金で賄う必要がある。INDECOPI はこの規定の枠内で実行された行動に関して、国会の予算国庫委員会及び共和国総経理局に、四半期毎に報告する必要がある。

この規定は、本法典が「エル・ペルアノ」官報に公表された翌日より実効となる。

## 変更補足規定

**第 1 条：法令 No.807 の第 38 条の変更**

法令 No.807（INDECOPI の権限、基準、組織の法令）の第 38 条を下記の通り変更する：

*「第 38 条：手続処理中に提出できる唯一の不服申し立ては上訴であり、訴訟を終了する決議または罰金を科す決議及び予防措置を要求する決議に対してのみ行われる。そのような抗議を提出する期限は 5 営業日とする。事件を終結させる決議の訴えは中止効力で与えられる。罰金の控訴は中止効力で与えられるが手続きの記録は異なる。予防措置の訴えは中止効力は無いが手続きの記録は異なる。」*

**第 2 条：「競争防衛と知的財産保護国家センター(INDECOPI)」の組織及び機能の法律の第 19 条に、第 19.4 条を追加**

法令 No.1033 で承認された「競争防衛と知的財産保護国家センター(INDECOPI)」の組織及び機能の法律の第 19 条に、下記の文書に基づいて第 19.4 条を追加する：

*「19.4 強制執行手続の開始及び処理のために確立された規則の合法性及び遵守が管轄の司法機関による審査の対象となる場合、強制執行は、遵守が認められた場合にのみ中断される。義務は保証状によって保証されており、これは最高政令 No.009-2009-PCM によって承認された INDECOPI の組織及び機能の規則の第 35 条に示されているものと同じ要件を満たす必要がある」。*

**第 3 条：法令 No.807 の第 7 条の変更**

法令 No.807（INDECOPI の権限、基準、組織の法令）の第 7 条を下記の通り変更する：

*「第 7 条：INDECOPI に提出した訴訟では、管轄の委員会または当局は、対応する制裁措置を課すことに加えて、申立人または INDECOPI が被ったプロセスの費用の支払いを引受けるよう、違反者に命じることができる。費用支払いの命令の遵守に違反した場合、INDECOPI の管轄委員会は、消費者保護及び防衛法の第 118 条に規定されている基準に従って罰金を適用できる。告発の虚偽または合理的な理由の欠如を知った上で、INDECOPI の機能組織によって処罰される可能性のある犯罪を訴え、自然人または法人を告発する者は、正当に動機づけら*

*れた決議によって最高 50 税単価 (UIT)の罰金を科される。行政制裁は、罰金制裁またはそれに対応する損害賠償を害することなく適用される。」*

## 臨時補足措置

**唯一条：ÚNICA.- 進行中手続き**

本法典が施行される前に開始された違反行為及び行政手続きは、手続完了まで以前の規則に準拠する。

## 廃止的補足措置

**第 1 条：明示的な廃止**

本法典の有効開始日より、次の規則は廃止される：

・消費者保護措置（政令 No.716）
・消費者保護システムの強化に関する法律（法律 No.27331）
・不当競争の抑圧法則（法令 No.1044 の第 8 最終補完規定）
・消費者保護システムの補足法（政令 No.1045）
・政令 No. 039-2000-ITINCI（消費者保護法の唯一条）
・政令 No. 006-2009-PCM（消費者保護システム法の唯一条）
・法律 No. 27917（政令 No.039-2000-ITINCI によって承認された消費者保護法の唯一規則第 42 条の実効範囲を変更及び具体化するする法律）
・法律 No.28300（消費者保護法の唯一規則 No.716 の第 7-A 条を変更する法律）
・法律 No.27846（消費者保護法の唯一規則、政令 No.039-2000-ITINCI の第 40 条の実効範囲を具体化する法律）
・政令 No.077-2010-PCM（最終消費者のために製品またはサービスを提供する公共施設に苦情登録簿を置く義務を規制する政令）

立法令 No.716 または政令 No.006-2009-PCM に関して行った全ての参照は、発効日の時点で本法典になされたと理解される。

**第 2 条：一般的な廃止**

本法典の規定と矛盾する同等またはそれより低いランクの全ての法的または行政的規定は廃止される。

本法典をペルー共和国大統領に通知し公布せよ。

リマ市にて、2010 年 8 月 14 日

国家議員長
CÉSAR ZUMAETA FLORES

国会第 2 副会長
ALDA LAZO RÍOS DE HORNUNG

ペルー共和国大統領　殿

本書を公開し準拠せよ

リマ市大統領官邸にて、2010 年 9 月 1 日

ペルー共和国大統領
ALAN GARCÍA PÉREZ

内閣取締役首相
JAVIER VELASQUEZ QUESQUÉN